

267815

鹿児島県史料集
(26)

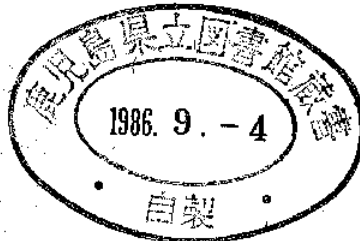
桂久武日記



鹿児島県立図書館

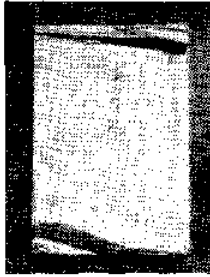


013017172-①

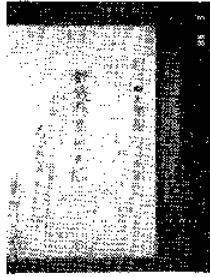




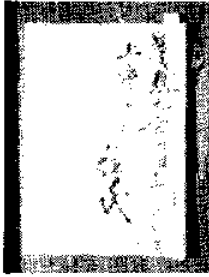
桂 久武肖像写真



東上日記



都城県在勤日記



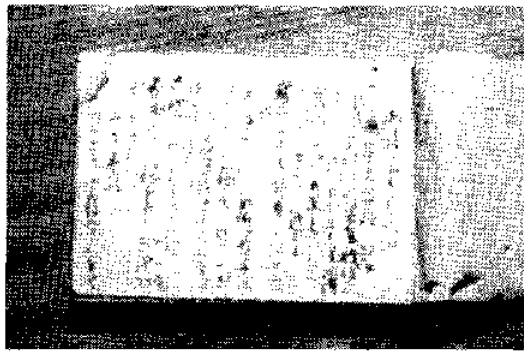
上京日記



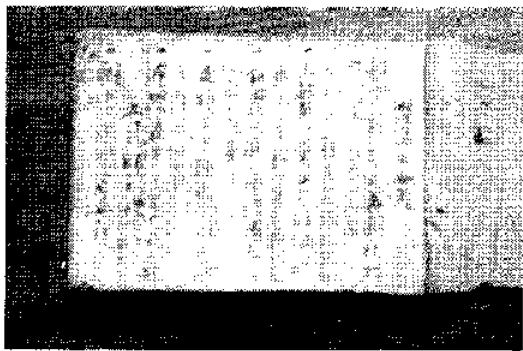
大嶋滞在日誌



大嶋渡海日誌



大嶋滞在日誌



大嶋渡海日誌

刊行のことば

鹿児島県史料集第二十六集として、ここに「桂久武日記」を刊行いたします。

本書は、幕末・維新期に薩摩藩の家老として重要な役割を果たした桂久武の、文久元年から文久三年までの「大嶋渡海日誌」「大嶋滞在日誌」や、慶応元年の「上京日記」、明治五年の「都城県在勤日記」「東上日記」等をまとめたものであります。

県史料集の刊行は、資料の保存をはかり、研究者の利用に供することを目的に進めてきた県立図書館の事業の一つで、史料集の刊行がこんなにちまでとどこおりなく続けられていることは、県史料刊行委員の方々の並々ならぬご協力の賜と存じます。

今回は、鹿児島女子短期大学の村野守治先生に編集・校訂・校閲をしていただきました。長期間にわたるお骨折りに心から感謝いたします。

なお、この史料が地方史の研究に少しでも役立てば幸いです。

昭和六十一年二月

鹿児島県立図書館長

山崎 昭雄

桂久武日記

目次

一、大嶋渡海諸覺留	一一
二、大嶋渡海日誌	一二
三、文久癸亥大嶋滯在日誌	六三
四、上京日記	一一六
五、都城縣在勤日記	一二九
六、東上日記	一四二
七、俸金渡覺并払遣ひ留	一四七

解題

村野守治

桂久武日記に収録した桂久武自筆の日記は次の七点である。

- 一、大嶋渡海諸覚留 文久元年（一八六一）
- 二、大嶋渡海日誌 文久二年（一八六二）
- 三、大嶋滞在日誌 文久三年（一八六三）
- 四、上京日記 慶応元年（一八六五）
- 五、都城県在勤日記 明治五年（一八七二）
- 六、東上日記 明治五年（一八七二）
- 七、俸金渡寛井拂遣り留明治五年（一八七二）

桂久武は日置領主島津久風の子として天保元年（一八三〇）鹿兒島に生れた。安政二年（一八五五）数え年二十六歳のとき、桂久徴の養子に入り、同年十月鎌田正純の嫡女（ハナ）を娶った。安政四年詰衆として初出仕、翌五年当番頭役兼奏者番、万延元年（一八六〇）四番御小姓と番頭兼奏者番、次いで造士館掛演武館掛を兼ねた。これより先安政六年十二月妻ハナは長子久呂（西南戦争に父久武に従い出陣したが戦死、十七歳）を生んだが、産後の病重く死去した。この年ハナの妹に当る鎌田正純二女雪を娶った。万延二年（文久元年）山崎地頭職に任命せられ、はじめ民政に当る事になった。この年十二月大島警衛と銅鉦山方を命ぜられ、大島に出張する事になった。

一、大嶋渡海諸覚留

大島守衛方及び銅山方として藩庁から任命された辞令、渡航についての願書や覚書等を筆写したもの。すでに琉球については安

政元年琉米条約、琉仏条約等が締結され、米・仏・英等の艦船が琉球を訪れていた。従って琉球の近くに位置する大島に就いても外国船の寄港や無断停泊が多かった。これはわが国との通商を求めるものや、密貿易をはかる艦船であった。しかし鎖国を墨守していた幕府としては、外国船の寄港を堅く禁止していたので、藩でも取締りを厳命されていた。大島には藩では代官所を置いて統治してきたが、幕末のこの頃になると代官所だけでは外国船の取締りは不充分であったので、別に大島守衛方という機関を置くことになった。守衛方は総員二十名程の兵力である。従って外国艦船をうち払うことはとても実行できることではない。実際には外国船の来航情報を藩へ通報し、寄航した艦船に就いては来航理由や要望を通事を通じて聞き、少しでも早く立ち去るように説得することにあつたようである。

また幕末の対外危機のこの時期には藩の海岸や要地に砲台を築いて外寇に備えたので、武器弾薬の必需品である銅山の開発が要請されたので、桂も大島における銅山開発も命ぜられ、一行のなかに金山方書役助の伊地知清蔵も参加している。

二、大嶋渡海日誌

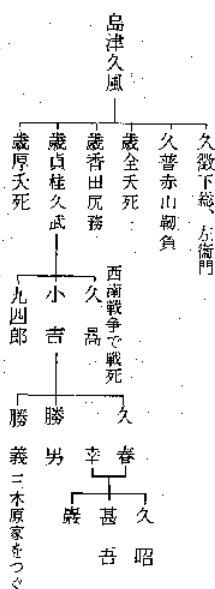
大嶋渡海諸覚留によれば文久元年十二月廿三日附で大島守衛方を拝命し、「米ル十七日乗船仕度御座候間」とあるように、鹿兒島出航は翌文久二年（一八六二）正月十七日の予定である。しかし「大嶋渡海日誌」の表紙には三月十六日とあり、内容は四月卅日から記されている。これで見ると桂をはじめとする大島警衛方の出発は二月あまり遅れたことになる。

西郷が文久二年七月頃徳之島の配所から大島兄聞役の木場伝内宛の書翰に「私出立の前晩桂右衛門殿宅へ参り候儀共、大不都合相成り候由にて」(西郷隆盛全集第一巻)とある。島津久光が公武合体のため薩摩藩の精鋭一千を率いて鹿児島を出発する。西郷はその先発として肥筑の形勢を視察し、下関で待機せよとの命をうけ村出新八と共に鹿児島を出発したのが二月十三日である。従つて「私出立の前晩」は三月十二日であり、この頃迄桂久武は鹿児島に居たことになる。

この大島出発前の桂久武を西郷が訪ねたことが「大不都合」となり西郷は処罰されることになる。桂も西郷も同じ口置派ということになるからである。

日眞島津家の略系図を掲げると島津久風は城代家老を勤めた。

久徴は島津齊彬に用いられ家老となつたが、首席家老の島津久宝と意見が合わず退隱、忠義が藩主となると再び用いられ首席家老となつたが、



久光の公武合体の国事周旋に反対して文久元年十月退けられて日置派衰退、従つて桂久武の十二月大島警衛の任命も兄久微の家老職辞任による日置派の凋落による左遷と考えられる。次兄の赤山朝負は斉彬擁立の高崎崩れで切腹、三兄田尻務はきわだった活動

はしていないが、桂久武日記をみると兄の久徴家や田尻家との書翰の往復が多い。

西郷と日置派との関係については別稿（敬天愛人第一号「日置派と西郷」、第二号「西郷家の女姓たち——祖母四本太清院妹」）で述べたが、八十八歳まで長生きした祖母が日置島津家土四本太清院の妹であつた。

この祖母が主家にあたる日置家に入入りし、この縁故により藩の御勘定方小頭役を勤め会計方面に就いての知識のある西郷の父吉兵衛は日置島津家の家政上のことを扱う「用頼み」となり、二男赤山鞠負の切腹のときにも立ち合っている。このようなことから同年輩の桂久武と西郷は子供の頃から親しく出入りして終生かわらない親友となつたでしょう。(桂久武孫三木原勝義氏談)

さて大段での毎日の行事は一定行如常の勤行ではじまる。朝の起床は五ツ（午前八時）頃が多い。四ツ（十時）には下役や島役（与人・間切横目・黍横目・田地横目・津口横目・竹木横目）等が出勤（見舞）してくる。

八ツ（午后二時）頃より下役・島役共々大和濱の射場集つて鉄砲の射撃訓練をする日があり、また七ツ（午后四時）頃よりは弓の稽古を行う。

警衛方で大和濱に居住しているのは桂久武の外に「三土兒舞」とある久保喜右衛門（六組觸役・書役助）・桂民之進（小番）・南中庵（医師）である。他は字駿方に西田弥四郎（御小姓与）・小久保左助（勘定役助）・篠崎寛兵衛（与力）・田中七郎（足輕）・川畑一郎（足輕）、住用方に和田八之進・堀嘉左衛門（横目助）・伊地知清藏（金山方書役助）が駐在して警衛を分担している。

五月十九日には宇駿方、住用方に加えて名瀬代官所よりも木場伝内（見聞役）、細江弥右衛門・矢野喜三次も集会している。そして名瀬方より寺田屋事變の概要を聞いている。

五月六日に戸七・清太郎ら五人に弓射場築方をさせ、翌七日には三土が弓稽古に参られ射初めをし、風呂をたかせて替る替る風呂にはいつているが、この入浴のことはよく記事に見える。風呂をたがせたからと久保・桂・南中庵などを呼び、あとゆっくり話し合いをしている。

勤務の終わった夜の時間は家族と別れての生活であるから退屈であつたろう。「民之進と中庸論いたす」（五月十五日、十八日）とか、「続後通俗三國志借入候事」（五月十七日）とあり、また碁盤を借りて中庵と碁をうったりして夜の時間をしのいでいる。しかし六月になると六月燈がはじまり「此晚氏神様六月堂」（六月八日）今晚神農式六月堂二付、召仕候女はも花手拭・茶碗・細工ものくれ候（六月八日）とある。八月になると「今晚より八月踊相初る」（八月五日）とあり翌六日は八月踊中の縁日に牛突合（闘牛）と八月踊りがあるからと出掛け島役人の家に招待されるなどの事があつた。

使船に托された鹿児島からの便りや送り物は楽しみであり、帰り便には夜通し手紙を認めているが、その宛先などによつて桂の交友関係がよくわかる。

さてその後の桂久武と西郷隆盛の動静を見よう。下関への出発前後の文久二年（一八六二）三月十二日、大島へ出発前の桂久武を訪れた西郷は翌十三日村出新八と共に鹿児島を出発、下関の商人白石正一郎宅に着いてみると、薩摩の島津久光が藩の精鋭一千

を率いて国事周旋に上京するというので京都・大坂方面では尊攘志士たちが沸き立っているというのを聞く。このまま下関に居ては京坂の形勢が大変だということで、下関で久光の行列を待つという約束を破って上京する。西郷が違約したことに激怒した久光は西郷を徳之島へ流罪にし、やがて沖永良部島へ追放する。徳之島へ流罪となった西郷は、「桂氏滞島中は少しも懸念されなく候間、安心致し居り候様、御中し付け下さるべく候」と大島見聞役の木場伝内宛書いている。

さてそれに対応する桂の日記を見よう。

五月九日には木綿嶋二反、裏地二反を愛可那へ遣すつもりで取り寄せている。

五月十二日喜界島下り船円順丸が龍郷湊へ入港した便で椎原与三次、西郷の母まきの弟、西郷の七歳年長の叔父であるから兄のような感じ、この椎原国幹と、西郷の妹琴の縁家市来正之丞家が西郷の最も頼りになる親戚であつた。西南戦争では国幹は五十八歳の高齢で出陣、長子嘉八郎も従軍し二十歳で陣歿が当時西郷が徳之島へ送らるべく船待ちしていた山川表で四月廿六日認めた書翰を受取る。

七月十二日種子島城介の便で西郷が徳之島行きの途中大島へ寄港したとき逢ったとのことで西郷の手紙を持参してくれた。

七月廿八日木場伝内より先日西郷の島妻愛可那が子供の菊次郎、菊子をつれて徳之島へ渡ることを知らせてくれたので、木場と会いたいと連絡した。

八月朔日龍郷からの便船で富堅（愛可那の兄）が菊次郎（二歳）を徳之島渡海の暇乞のために連れてきた。

八月二日富堅が菊次郎と共に龍郷へ帰るといので徳之島の西郷への手紙とたばこ・米二石の受取書・茶・梅などを遣した。菊(九)月八日木場伝内が来たので西郷のことについて深更まで話し合った。また西郷の島妻愛可那や子供達が手厚く世話になることについてのお礼を述べた。

八月十七日木場伝内を通じて西郷の徳之島よりの手紙とどく。八月廿七日西郷の再罪により島替の情報(沖永良部への)がはいる。

閏八月十一日龍郷の島役宮都喜が徳之島の西郷のところから帰ってきたので立ち寄ってくれた。

十二月になると大島警衛方として大島各地区を廻ることになる。十二月十一日龍郷へ行くと「富堅妹子供召列参候」とさりと書いてあるが、ここは意味深長である。富堅の妹は愛可那、子供は菊次郎(二歳)菊子(一歳)である。富堅が妹の愛可那と菊次郎、菊子連れて桂の宿所へ来たということである。西郷は愛可那や子供のことを桂に依頼していたから、愛可那は西郷の友人で保護者である桂久武にはじめて会うことができ喜んでであろう。

また秋から冬にかけて大がかりな狩を行なっている。これには島役をはじめ島民まで動員しているがこれは一種の軍事訓練ともいえる。

兼務の銅山方については金山方書役助伊地知清蔵を鹿児島から同行している。現地では山師の松元新左衛門に島内の銅鉱を調査させて居るが、住用での記録が多い。この方面に銅鉱があつたのだろうか。

帳末記入の覚書は鹿児島からの注文品や手紙の到着状況、内地

米の請入、大島各間切の島役名、桂自身の註文品等を記している。

三、大島滞在日誌

文久三年正月元日から十二月晦日までの一年間の日誌であり、毎日の行事は前年と変らない。正月四日には宇敷方人数が、翌五日には住用方人数が正月の挨拶に参り会食などしているが、また鉄炮射撃や狩などと訓練にも精出している。

鹿児島から同行した一族の小番民之進が病氣となった。一月十四日足が痛いとのことで引き籠るようになったが、廿八日吐血した。早速鹿児島から同行した医者南中庵を診療に派遣し、また現地の医者杏春にも頼んだり、また名瀬の医師山口良拙にも診察を依頼するなど充分の手を尽したが、三月三日「夜半時分より塩梅不宜由ニテ」五日遂に永眠した。二十才の若年であった。後任の猪鹿倉源四郎は三月三十日赴任して来た。

久武は一族で若年の民之進の成長を期待していたようで、文久二年の日記では民之進と中庸を読みその後で内容に就いて詮議をして民之進を指導していたようだ。民之進を亡くしてからはこのような精神の緊張はなくなり、南中庵・喜左衛門或いは猪鹿倉らと暮をうって民之進を亡くしたことの悲しみをまぎらしているようだ。

三月二十日重野厚之丞(安緯)が見えた。重野は瀬戸内の阿木名に流人となっていたが、竜郷の西郷のところまで訪ね交流していた。その重野が来たので一宿させて「天下之形勢等承候」とあり、翌廿一日にも会っている。重野はこれ迄六年流人として大島に居たが、この頃赦免の話が出ていた。重野は赦免後薩英戦争談

判の副使となり、のち東京帝国大学史学科教授となり、わが国の修史事業の基礎を確立した。

大島代官所にも異動があり、三月一日には代官相良角兵衛が暇乞のために挨拶に来た。五月十三日には代官所の方々諸役木場伝内・中村与兵衛・矢野喜三次の三名が暇乞の挨拶に見えている。このうち木場伝内は西郷・桂と親しく日記を見ても大島では桂が最も親しく且つ頼りにしていた人物であるから、木場との別れもつらいものであったろう。

西郷との関係では五月十九日西郷氏より置土産として「十五揃、たばこ入二ツ、うちわ二本贈られ候とあるが、これは西郷が徳之島へ流島になるときに大島へ寄港しているから、その時に機会があつたら桂氏へと依頼していたものであろう。

十一月四日には竜郷の宮都喜が見舞に來て間切横目藤長の伝言を伝えるに來た。それによつて桂は「菊次郎方は御米式儀受取遣候」としている。藤長の依頼をうけた宮都喜が菊次郎方へ米二俵の依頼に來たのを桂が快くそれに応じたことが記されている。ここには西郷が徳之島、沖永良部へ流島の間に還された愛可那と菊次郎、菊子を取り巻く人々の善意が充分にくみとれる。

大島守衛方としての任務と情報を見よう。

昨文久二年には外国船の大島への渡航はなかったが、去年閏八月十三日には、琉球那覇に異国船來着、上陸して十九日に漸く出帆したとの情報、正月十五日の徳之島からの報告によつたとある。

七月廿九日に七月二日の薩英戦争の情報が今頃伝えられる。沖永良部流人の西郷が間切横目土持政照の応援を得て船を造つて事

變に備えようとしたのに対して大島守衛方の動きは消極的であるようだ。

十一月五日、渡連方諸鈍へ異国船が渡來、橋舟をおろして秋徳村へ向つてゐるとの急報が届いた。しかしよくみると軍艦ではなく船上に馬五疋をのせて居り、手まねで聞いてみると馬の飼葉が欲しいとのことで、早速く飼料を与えたので十一日早朝古仁屋村から出発していった。

銅山方については係りの伊地知清蔵や山師の松元新左衛門に島内の鉱山を調査させているがあまり効果はあがつていないようだ。帳末には島での取入物、貰い物の目録を記している。また役米として届けられた米の収支、内地と琉球、大島との連絡に上下する藩船への米の受渡等を記録している。

次の元治元年大島守衛方の任期が終り六月七日大島発、同九日出水脇本（現在阿久根市脇本）に着船。同十五日鹿兒島に帰りついている。御勘定奉行（八月）、ついで大目付（九月）へと進み、同年十一月には御家老職・加判役で御用部屋詰、御勝手方掛を勤め藩政の中樞に進出するようになる。西郷もこの年赦され二月鹿兒島着、すぐ上京して軍賦役となる。この年三月島津久光らの参与會議が解体して公武合体が行き詰まり、西郷の討幕路線が藩の方針となる。西郷は京都で政治変革の表面に立ち、桂は藩政の中樞にあつて西郷の活動を支持する。

翌慶応元年（一八六五）六月には谷山地頭職を兼ね、九月正式に御家老職に昇進する。十二月藩命により上京、長崎を経て京都に上るが薩長同盟が結ばれ、幕府の政局が転換する重要な時期の記録が次の日記に見られる。

四、上京日記

慶応元年（一八六五）薩摩藩は幕府の第二次長州征討に出兵反對の態度をとり、土佐の坂本龍馬・中岡慎太郎の強い勧誘もあり、長州藩の木戸孝允を京都薩摩藩邸に迎え薩長同盟を話し合うという重要な時期に上京することになった。

十二月六日八ツ（午後二時）蒸気艦で鹿児島前之浜を出帆、長崎まで行く重富・宮之城家の公子、家老の岩下方平等も一諸に同乗してまず長崎へ向い、翌七日午後二時長崎港へ着く。長崎滞在中に病院見学、英人羅宇多訪問、蘭人ボウトエン訪問、英軍艦見学、ドック造建場所見分、製鉄所見学、十一日には政商グラバと会談して、「段々国事ニ火ヲ付断判に及ぶ」程であった。

十二日早朝長崎出帆、十三日夜上之関に到着、上陸して坂本龍馬と会う約束であったが、坂本が見えていないので十四日上之関を發つて京都に向い十六日午後二時大坂着、奄美大島で旧知の木場伝内が大坂藩邸留守居をしているのに会った。十八日大坂を出發、夜八時頃伏見着、家老小松帶刀・西郷吉之助・大久保一藏らが出迎えた。

京都では二十日から「御屋敷御殿へ出勤」し、小松帶刀・岩下方平・西郷らと密接な連絡をして国事工作の手がかりとして禁中に近ずき参殿の準備として二十六日公卿衆を訪ね、二十八日に初めて宮中に参内した。

慶応二年（一八六六）正月元日には小松・大久保・吉井・内田（友案）（政風）（義）（同義）奈良原・海江田の諸氏と同伴、馬上で八幡社へ参詣して新年を祝っている。坂元龍馬の斡旋により薩長の接近が進み、黒田了介（

清隆）の案内で木戸孝允が伏見の藩邸へ着いている。十日には尹宮様、常陸之宮様、近衛様へ参殿して何れも御目見している。十二日には木戸が箱入付鐔大小を西郷を介して桂に贈り、十四日小松家へ参り「木戸某^五初て逢ひ致挨拶候」とある。十八日には小松邸で西郷・大久保らと共に木戸と国事を議論して親交を深めている。二十日木戸の送別会をするので参会するよう小松家から連絡があつたが、気分がわるいので出席を断つたし、また大久保家で西郷に逢つたので西郷に木戸への伝言を依頼した。さて薩長同盟締結の日付は諸書に一月廿一日と記されている。（松菊木戸公伝上、鹿児島県史第三卷、大西郷正伝第二卷）ただ概観維新史は二十一日^{或云}とあり、廿一日か廿日説を取っている。桂久武の上京日記によれば廿日に木戸孝允の送別会を開いているから、翌日の廿一日説はうなずけない。別な機会に薩長同盟の締結日について論じてみたい。

その後桂は小松・西郷・吉井らと共に帰国することになる。この時正月二十四日伏見寺田屋で襲撃されて負傷した坂元龍馬も同行している。日記は二月廿九日に終っているが、桂が帰国したのは三月十一日であつた。

宮中への参内とか皇族や公卿衆との交流、薩長同盟などの政治的な事件の合間に長崎では「夷服取入方」として洋服着地を買つたり、「上野某所へ」写真取りというのは写真の先駆者上野彦馬に写真を取つて貰つたのだろう。

京都は滞在二ヶ月半に及び名所旧蹟も多い場所であるから余暇にはあちこち出掛けたり買物をしたりしている。うなぎ屋へ立ち寄つたり、買物の途中「しゅるこ屋」へ立ち寄つたりしている。

中村半次郎（桐野利秋）馴染みの村田きせる屋へ立ち寄り女銀きせる（妻雪への土産か）と自分用きせるを取り入れ、また帰る前には摘煙草入土産用三十組を取り入れたりしており忙中閑ありの感もある。

帳中附記は旅費として受取った金額、支払った金額等について詳細について記しているが、支払については大部分が用達桂孫兵衛が担当しているようだ。

帰国後は家老として藩政改革、特に軍制改革につとめ藩論統一に尽力した。また慶応三年から霧島神宮下の田口に桂家の家臣による桂内開拓地の建設に着手している。このことに就いては筆者は、「桂久武と霧島山麓の開拓」（自治かごしま昭和卅二年十月号）において記したが、桂の先見の明あることを証明するものである。慶応四年戊辰出軍中の四月会計方係として勤農・出納・琉球三島海陸軍方等の財政方面にすぐれた才能を発揮した。このような桂の能力を示すものに次のような事柄がある。前年の慶応三年十月十四日討幕の密動をいただいた小松・西郷・大久保ら在京都薩摩藩主脳は密動を奉じて鹿児島へ帰る。そして久光・忠義父子に謁し、討幕の密動を示して藩主忠義の出兵上京を促した。しかし討幕反対派の首領である宮之城領主島津圖書をはじめ公武合体論者は藩の経済力の疲弊、幕府を相手に戦えば長州藩の二の舞を演じ藩を滅亡させるものだとして反対論を根強く展開した。このとき桂久武家老は西郷らの武力討幕論を強力に支持し、この名望ある桂家老の支持援助によって藩論を武力討幕に導くことができたのであることを銘記したい。

維新後旧藩主忠義の墾望により、明治二年二月藩政改革のため

参政職となり同三年四月には鹿児島藩権大参事、ついで九月には大参事となり、西郷と共に藩政を掌握した。同四年の廢藩置県により同年十二月二日都城県参事に任命され、次の都城県在勤日記がはじまる。

五、都城県在勤日記

明治四年七月の廢藩置県によって日向は六県が置かれたが、十一月県のものとの区画にこだわらない県の統廃合が実施され、日向には美々津・都城の二県が置かれた。美々津県は大淀川以北で五年正月福山健偉が参事となった。

都城県		郡	村
宮崎郡	那珂郡	宮崎郡	14村
		那珂郡	20村
那珂郡	宮崎郡	那珂郡	45村
		宮崎郡	4村
諸郡	那珂郡	諸郡	123村
		那珂郡	4村
那珂郡	宮崎郡	那珂郡	4村
		宮崎郡	2村
始羅郡	羅漢郡	始羅郡	肝原郡
		羅漢郡	大桑郡

（宮崎県経済史）による
都城が主力を占めるが、旧
那珂郡四九村の統治は問
題となろう。石高四三万石
余、戸数六万八、二二六戸、
人口三二万〇二二一人で県
治所は都城に置かれた。

県官は参事桂久武以下権典事田中政信・折田年秀の二名、大属四人、権大属八人、少属六人、権少属十人、史生二人、県掌一人、十四等出仕八人があり、のうち上村行徴が典事となり、権参事に昇任した。（鹿児島県史第三卷）また宮崎県八十年史年表によれば、二月十八日旧仮屋跡に都城県庁開庁、三月廿五日郡制規程を定め、参事桂久武文教振興を企画し学校の整備に意を注ぎ、六月五日都城女学校開設（本県最初の女子教育施設、のち女学館と改称）等の事績が書かれている。

日記は鹿兒島出發の二月十六日に始まり鹿兒島帰国滞在中の四月十日に終っている。

二月十六日十二時前鹿兒島前之浜を船で出發、夕方五時半頃福山着宿泊、翌十七日朝八時福山出發、夜中の一時半に都城到着、諸士出迎且見舞とあり、また途中でも庶民の出迎を受けた。

同十八日午前十時官員、所兵員出席して県庁を開設して県内へ布告し、また飢肥・福島・宮崎へも同様に申し渡した。これより都城県参事としての仕事が始り、県内各地からの人の往来が多く多忙をさわめる。

この間三月三日肥田休右衛門より古伝家の土族平山恕右衛門が安久村に桂家の先祖島津勝久公の墓所と伝えるものがあると聞き、七日には御始祖石塔の梵字を漢字に翻譯してもらっている。

さて県政の開設が一応落ち着いたところで県内巡視に出發する。その経路と日程をたどつてみよう。折田・市来・坂口の部下に従え

歩行 社食 馬乗

三月十日出發——下三俣——山之口飯屋着二時過

十一日山之口出發——学ノ木(田野町)——清武町四時前着

十二日清武町出發——城ヶ崎——折生迫

十三日雨のため折生迫で休息

十四日折生迫出發——内海——大佐——宮之浦村——鵜戸神社

四時着

十五日鵜戸神社——飢肥本町七時着

十六日 飢肥出張所のことを処理、宿泊

十七日飢肥本町出發——榎原社参詣——奈留で馬継、人家六

七戸——福島着

十八日福島上之町出發——^{歩行}——^{社食}福島郡元役所——今町

——高松——^(夏)名津井——志布志宿泊

十九日志布志出發——^{早休}松山町——末吉町——都城

午後五時

この行政視察で見られるのは矢張り四九村を含む旧飢肥藩領のことは努力しているようで飢肥だけは二泊して県官との連絡指導に心を配っている。

帰着後上京のことを願ひ出ていたが、見とおしが着いたので四月二日鹿兒島へ出發、県庁への連絡、出發準備などに追われる。そして四月十八日から次の東上日記が始まる。

六、東上日記

四月十八日から五月二十日迄の上京の日記である。上京の目的は県政に就いて中央へ陳情する事が主であつたろうが、また西郷・大久保などとの交流も記録されているから中央政府にある薩摩出身者との交流や県政に就いての助言、応援なども期待したのかもれない。

四月十八日鹿兒島県参事大山綱良・美々津県参事福山健偉と同行、午後十時鹿兒島前之濱を出帆して四国路を経、富士山を賞で、廿一朝九時半品川に到着、早速西郷の旅宿へ立寄つたが留守、翌廿二日朝大山・福山と同行して西郷旅宿へ行き、のち旧知事島津忠義邸へ御機嫌伺いに行つたが面会はできなかった。

四月廿四日には県務に關係のある人々を招待して越後屋喜左衛門の小梅の別荘へ集つてもらつたところ、得能(良介)・伊集院(兼寛)・門松・川上の諸氏が参会され、種々談ずるところがあつた。

廿八日には篠原国幹・大久保利通が桂の宿舎を訪問。

五月一日には西郷信吾宅へ来てくれとの事で大山参事と同行したところ吉井幸輔・西郷隆盛・三島通庸・得能良介も参会され、ゆつくり話し合ったとある。

五月四日は吉井幸輔へ招かれ桂・大山・福山同行で参ったところ、得能良介・大久保利通・西郷従道らも参会してくれたとあり、この辺の記事を見ると郷里旧薩摩藩領の鹿児島・都城・美々津三県の県政を担当する大山・桂・福山三参事と西郷隆盛・従道兄弟・大久保利通・吉井幸輔らとの交流は極めて親密である。このように親密であった旧薩摩藩関係者のあいだの対立抗争は矢張り翌明治六年十月以降の征韓論争以後だということをつくづく感ずる次第である。

五月十四日には西郷隆盛・伊集院兼寛・五代友厚その他来訪、またその晩には福山・大山氏と大久保家を訪ね深更まで話し合っている。ここで西郷・大久保・五代について觸れよう。

西郷隆盛は桂との関係は極めて深く、またその頃は政府の参議筆頭でもあったから桂・大山・福山三参事に協力したと考えられる。

西郷の五月四日桂宛の書翰にも、「大隈杯の詐欺何其申され難く」と大隈の人間性を非難し、大隈と交渉する時には充分に念をおすよう注意している。

大久保利通は大蔵卿のとき明治六年十一月岩倉全權大使一行の副使として外遊した。はじめアメリカで条約改正の交渉をしたが政府の委任状がなく、その委任状をとり大久保は伊藤博文と共に帰朝し三月十四日から五月十七日まで在京していた。桂が上京

たのは四月から五月にかけてであったので、大久保と会谈することができた。しかし大久保は五月十七日には出発せねばならず、会谈はできても桂などを積極的に応援する余裕はなかったと思われる。

五代友厚は明治二年退官し金銀分析所や鉱山経営に従事していた。東上日記には五代に関する記事はかなりある。四月廿八日黒木良之介・八木新十郎から成達義塾入用金として借金の申込があったので、五代才助へ相談したら昨日金五百両と受取書三通、三百両持たせて来た。それで今日夕方黒木へ五百両渡したとある。廿九日柳橋の五代の旅宿へ行ったところ、大隈参議が来たので早々に退去した。

晦日五代と談合の趣があったが、五代が来たのでゆつくり話合に及んだ。

五月四日商會郡長以下の事、官員居宅分譲一条等につき、五代才助所へ参り相談し朝食の御馳走になった。

同八日鹿児島糖商社願立の事に就いて書付草稿を五代に頼んでおいたところできたので、大山氏へ相談のためちよつと出掛けた。

このように五代には現実的な問題等について相談している。

日記は五月廿日で終わっているが、この後鹿児島島へ帰っている。

そして鹿児島滞在中の六月廿三日に鹿児島島行幸中の明治天皇に拝謁し、七月廿三日に都城に帰任している。

七、俸金渡覚并払遣ひ留

明治五年正月から明治六年一月までの収入、都城県参事在任中の俸給、旅費、飫肥旅行賦銀等の収入を詳細に記し、また支出も

・克明に記して居り、特に県内巡視の際の出費等もいちいち詳細に記録している。

明治六年一月十五日美々津・都城二県を廃して宮崎県を置くことになり参事福山健偉を任命、都城県参事桂久武を豊岡県権令に任命したが、桂は病身により赴任できないとして辞退した。

いご桂久武は霧島山麓田口にある桂内集落の開拓に従事し、また五代友厚と交渉をもち県内の鉱山の開発にも従事した。

西郷の辞職帰郷後も私学校には参加しなかったが、親友としての交際は深かった。西南戦争には参加の意志はなかったが、出発前西郷が訪れ懇談するところがあったという。西郷出発を見送りに行つたまま戦争に参加することになり、あとで家職が刀・弓矢などを持参したという。西郷の求めに応じて得意とする財務方面の才能を生かして大小荷駄隊長として金穀募兵に当たつたが、九月廿四日城山陥落で西郷らと共に戦死した。四十八歳。大島渡海日誌・滞在日誌によく登場する嫡子久高も十七歳で従軍して戦死し、浄光明寺墓地に父と共に眠っている。

元県維新史料編纂所編集課長田島秀隆氏が桂家の依頼により桂久武史料を調査研究された資料を、本稿を草するに当り活用させていただいたことを付記し田島氏に謝意を表したい。併せて桂久武直筆の日記を調査させていただいた桂久武令孫三木原勝義氏及び桂家の方々にもお礼を申し上げる次第である。

例 言

一 本編は桂久武自筆文書のうち日記、党書等の七点を収めた。

一文久元年（一八六五）から明治五年（一八七二）までを編年順に配列した。

一 漢字は原則として当用漢字に改めたが、「る」は「より」に改めた。

一 人名・地名及び難解な語句などには適宜傍註を付した。

文久元年西十二月廿三日

大嶋渡海諸覚留

桂
家

十二月廿三日

桂 右衛門

右ハ當時外冠之折柄ニ付、此節大嶋江為守衛方被差越候、左候て彼表銅山方江も被掛置候条、可申渡候、以上、

十二月

但馬

右兵部様以御取次、御用人座にて被仰付候事

口 上 覚

一 私共事、当春大嶋江為守衛方渡海被仰付候、依之来ル十七日乗船仕度御座候間、御免被仰付被下度奉願候、左候て御賄米等御法之通相渡候様被仰渡被下度、是又奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

戌

正月九日

桂 右衛門

和田八之進

一 鎧 箱

玉藥箱

鉄炮

家 来

乗 物

家 来

役人

同

家 来
手 鋤
小 者

兩 掛

同

合羽籠

押

右行列立之儀、極内を以御軍役方江御尋相成候処、御家老衆迄も御聞置、可然段御承知相成候事

桂 右衛門

和田八之進

横目助

堀 嘉左衛門

御勘定所

勘定役助

小久保左助

六組觸役

書役助

久保喜右衛門

金山方

書役助

伊地知清藏

小番

桂 民之進

御小姓与

西田弥四郎

右ハ大嶋江渡海被仰付候付、明十七日乗船被仰付候条、可被申渡事、

一 金百五拾両

桂 右衛門

右ハ此節大嶋江為守衛方可被差越候ニ付てハ滞嶋中統料彼是入備可有之候間、右之通被成下候条、船中雜用又ハ滞在中諸雜費何一漏二分計を以致用意、嶋着之上進も同様相心得候様可申渡旨、攝津殿御差図にて候事

右貳行前日被仰渡候事

文久二壬戌三月十六日

大嶋渡海日誌

含弘堂

四月卅日 雨天

(十時) 朝四ツ前目覚、毎朝伏拜、

一四ツ後太三能安見舞、

(民之進) 同刻迄桂民・久保各見舞、

一三能安より菓子老組数平・豚壺台・野菜壺折到来、

一和田八之進より住用着之問合参候事、

一夜時より桂民・久保同伴参、深更帰宿、

一今晚夜半より大風雨頻也、

一龍郷より満仁弟満源志、使ニテ豚贈り遣す、

(八時) 五月朔日 風雨無止

一朝五ツ過目覚、毎朝之通、

一四ツ後与人杜喜央・間切富雄・元和良当日為祝義見舞、此序先日

引越之赤犬行衛不相知候処、住用辺江見馴さる赤犬相見得たる事

なと承候由申出、雨降止次第申遣との事、

一四ツ後桂・久保・南各見舞、

一満仁弟今日風雨ニも罷帰候半之事候得共留置候、今晚召出いろいろ咄共承候、

一西田弥四郎より爰元江差越候節一謝之狀参り候事、

同 二日 晴天

一四ツ前日覚、毎事之通

一満仁弟今日帰宿之旨申出候付、満源志江品々取合、満仁江も品々

取合遣候、今日四ツ前出立罷帰候事、

一相良莊市郎江宿元より届品并ニ書狀差遣候、拙者よりも品々取合

せ土産之印迄ニ遣候、尤当島所掟方江相頼遣候事、

(午後二時) 一八ツ過より四人共ニ鉄炮稽古相企大和濱濱辺鉄炮場江参候事、尤

毎次之通矢先不宜候、然処三能安方より茶など入遣候、三能安悻

参候事、

一此晚鉄炮場より帰宿候処風呂立候付三人江も申遣候得共、外者不

被参、民之進(桂)一人参候事、

五月三日 曇晴

一五ツ過目覚勤行常之如し、

一四ツ後南中庵旅宿江弓射稽古ニ参り、夫より大和濱磯辺江寄木有

之とて喜右衛門・民之進同伴ニて参り、夫より帰旅宿いたし候事、

一夕刻より与人太三能安・与人杜喜央・間切横目富雄・太り嫡子三

和実四人相招、亭主振として喜右衛門・民之進・中庵相頼、いつ

れも能塩梅ニ給へ、九ツ時分歸り候事、右四人参候付、豚并ニ野

菜焼酎到来候事、

同 四日 曇天

一五ツ時分寢覚、定行常之通、

一四ツ後杜喜央二男三男召列夕部之一謝、富雄同断、

一富雄二弟佐央謙より重組かすてら二重、かた菓子二重、野菜等到

来、

一同刻過より南中庵旅宿江弓射かたとて外一列同伴参り三十連射候

て歸り候、

一八ツ過太三和実夕部之一謝ニ参候事、

一八ツ後鉄炮為稽古四人同処参候事、

一今日間切横目役所隣家女後家相立居下人召仕ひ相暮候もの、ハフ

ニうたれ候由、則藥遣し候得共、シエン劑ニて余り不宜候由相用

不中との事ニ御座候、乍然格別之痛ニ無御座、又々其下人叔父之

方江一左右為知参候途中、又々ハフニうたれ候由、去年下女老人

うたれ相果候との事ニ御座候、

一此晩南中庵右之ハフ之模様奉ニ参り、帰リニ立寄、暫時相咄候て
焼酎杯出し相咄候、

五月五日 曇天

朝五ツ前寢覚、定行如常、

一節句ニ付改服役々見舞、一列之衆も同断、

一富雄・杜喜央其外より節句ニ付品々会到来候、

一民之進・中庵節句之粽相贈候、中庵より肴一折到来、久保江肴一

折・正中一瓶・粽相贈候、嫡子初節句之由、彼之子よりまき并ニ

肴一折別ニ取肴一重・正中被贈候、

一九ツ時分より民之進・久保・中庵同伴、鳴役案内ニ津名久村江

牛突合馬乗丹こき競有之候付差越候、

一牛四組、馬六疋、舟三艘外ニ又馬三疋是ハこぎ付乗候、右ニ付弁

当持越候、鳴役々ニも同断、終日口暮ニ暮時分致帰宿候、

一今晚ハ誰も来客無之、主従ニて何彼と申て床ニ付候事、

五月六日 曇又晴雨風

一五ツ過寢覚、定行毎朝之ことく、

一四ツ後久保喜右衛門・民之進見舞、

一同刻与人杜喜央・横目富雄見舞、少シ過て太三能安同断、

一四ツ後より弓射場築方致す、戸七・清太郎・与兵衛・彦太郎・休

太郎五人ニて相働く、既ニ成熟前雨ふり出し風少し強く成ル故取

止ニて候、

一七ツ後より中庵方弓射ニ参、暮時分帰宿、此晩閑暇ニて早々相休

候、

一七ツ後留主中中村与兵衛見舞、当所ニ配当米ニ付廻島故被参候由、

豚片平和良角兵衛・木場伝内・稻留良介・中村与兵衛より到来候、

五月七日 晴天曇

一五ツ前寢覚、定行如常、

一四ツ時分中村与兵衛見舞、暫時被相咄、今日ハ住用方江示配当ニ

付彼之地差入之由、

一四ツ後三士共見舞、

一八ツ後より三士弓稽古に被参候、清太郎も相手ニ被成候、今日ヨ

リ射場築立、射初ニて候事、

一与入方江宇驗方住居之大工招呼くれ候ニ付中遣候、

一弓稽古中風呂たかせ置候て替るく浴候、尤今日ハ弓射場初ニ付

正中取肴取合出し候事、

五月八日 晴曇雨

一五ツ時分目覚、定行如常、月代いたし候事、

一四ツ後民之進・久保見舞、同伴ニて喜右衛門旅宿江参、中庵江間

ヒ、夫より三士同道恩勝村江さし越、用木見出したニさし越候、

夫より大和濱村用水上辺江ガツマル木有之由承及居候付、是又見

ニ差越候、夫より俱々帰宿候事、

一八ツ後より雨降出し弓射方閉目不中候、杜喜央所より碁盤借用い

たし中庵と打かいたし候、

五月九日

一五ツ時分寢覚、定行如常例、

一四ツ後三士参り弓稽古いたし候、

一七ツ後伊地知清蔵飯屋元江御用向ニ付差越候由ニて当所江見舞、

此晩三士共ニ取違候て酒肴等差出、ゆるく咄とも承候、

一いち、使より竹下清右衛門書狀相達候、宿元より届品相届候、木

(西郷)

綿嶋武反、養用武反右ハ菊池当所召仕居候ものへ遣候賦にて取寄候、きせる式十本・きん糸式拾かな・茶小壺ツ宿元より八十八夜とて相届候事、

五月十日 雨又ハ晴れ

一朝五ツ前寢覺、定行如常例、
一四ツ前伊地知清蔵見舞、今日帰宿之段承候、就テハ住用方兩人江伝言等申合候事、

一四ツ後ヨリ三士折々見舞、弓稽古いたし候、

一七ツ後より鉄炮之企有之、出張いたし候、我々三十一組にて三能安・杜喜央・佐央謙・三和実式拾箇争にて我々勝にて候、殊之外中不宜候得共喜右衛門宜敷数勝利得候事、

此晚民之進風呂入ニ被参候てゆる／＼咄被致候、

同 十一日 曇雨

一五ツ時分目覺、勉行如常例、

一三士おり／＼見舞にて候、

一四ツ後三能安・佐央謙見舞、昨日鉄炮相企候付其一謝、且作央謙江為土産うちわ式本・たわこ拾五巴・細工もの五ツ・針二十本・くし三本・絵紙五枚遣候付右之一札ニも参候半款、

一暮前より歩行にて久保所江参候処、ゆる／＼止候様ニとの事にて宿亭主并右之婿参り酒肴取はやし段々咄共承、深更相成帰宅いたし候、

五月十二日 朝立晴昼過より時々雨夜曇暗

常之如く目覺、定功如常例、

一四ツ後三士替る／＼見舞、今日ハすし漬方いたし各相振舞候、乍然か減至て不宜存候似近兼候、今日ハ弓稽古致筈候処、昼時分よ

(あしきさす)

り天氣柄不宜、夫故不相閉目、然処七ツ時分よりすしニ酔候間、終ニハ昼寢致、暮時分目覺候、

一大かね時分より龍郷之満仁見舞参候間、此晚三士ニも申遣しゆる

／＼相咄候、

一暮時分目覺候処、喜界島下り船圓順丸山川湊去廿九日出帆にて当朔日かた之荒波ニ逢心配ニ相会候由にて当鳴龍郷湊入船之中、右船より椎原与三次より山川表にて四月廿六日晚認之一封致到来、取手も返し及狩祝候、

五月十三日 朝晴昼曇時々雨

一如常刻目覺、定行無怠慢、

一四ツ後より三士各見舞、満仁九ツ時分より三上所江参候て今終日終夜不相帰、翌日相帰候事、

一民之進所より落し入いたし候て参候様申遣候得共、仕掛候有之旨暫く見合候処、彼之方より為持被遣、

一八ツ後より民之進、中庵参り弓稽古いたし候、

一今晚誰も不参候間、空敷家内人数にて相咄候事、

五月十四日 朝晴昼より雨

一朝目覺、定行如常、

一此日三士各見舞、

同十五日

定行如常、

一三士各見舞、

与人・横口見舞、

此晚民之進見舞、中庸講論いたし候事、

同 十六日 曇晴

一定行如常、

一三士各見舞、

一八ツ時分より鉄炮相企、久保所江立寄同伴にて参候、然処三能安、

杜喜央も参致稽古候、勿論毎の通矢先不勝候、

一此晚風呂たかせ有之候故民之進江申遣候、

五月十七日 曇晴

一定行如常、

一三士各見舞、

一七ツ後中庵・民之進被参候間稽古いたし候事、

一富雄処より続後通俗三國志借入候事、

同 十八日 曇晴夕少々雨降候

一定行毎朝之通、

一四ツ後久保・民之進見舞有之、

一四ツ後より民之進旅宿鉄炮謝場築方相初、稍々日中成熟相成候事、

一七ツ後弓稽古いたし候、中庵江も申遣候得共不参候、如何様病家

有之候半款、

一今晚民之進江中遣し中庸講論いたし候、

五月十九日 曇晴

一朝定刻日覺、定行不怠候、

一四ツ時分より民之進旅宿謝場初参候、

一三士各被参候、

一八ツ過字驗方より(弥四郎)(佐助)西田・小久保・与力篠崎寛兵衛・足輕田中七郎・

川畑一郎同伴にて参候、西田ハ今日寄候て名瀬方詰役守衛方・方

にて鉄炮争企有之候故被参候、

一則見舞にて候、小久保以下ハ拙者方江初テノ見舞として参候事、

一名瀬方より木場伝内・細江弥右衛門・矢野壽三次被参、此人数も

則見舞にて候、

一住用より(八之進)(嘉左衛門)(清藏)和田・堀・いち、鉄炮取会ニ付参候、

一此晚宇驗方住用方人数も一緒ニ被参、ゆる／＼相咄酒肴等取合振

舞候、然処西田・篠崎・川畑・些不塩梅ニ有之、薬用共候て先宜

敷候得共、篠崎殊立外難儀に及、尤竊乱にて此晚終夜不宜、曉明

より相柔き候、各九ツ過旅宿之様引取にて候

一今日名瀬方三士見舞之折咄ニ矢野方江中山甚兵衛五月五日仕出候

書狀永良部下り船寄船より一札到來之由にて壹月廿三日大坂表ニマ

森山新五左衛門・弟子丸新介・柴山愛次郎・橋口壯介・同伝藏・有

馬新七・田中謙介・西田直五郎外ニ廿七人斗之徒党にて所司代酒井

若狭守江打入殺害致候一論相決、既廿三日夜打入之賦之段京都御滯

留にて御聞及相成、此儀相止候様御沙汰にて若又納得無之候ハ打

果候様被仰付、大山格之介・鈴木勇右衛門親子三人・道島五郎兵衛・

奈良原喜八郎・江夏仲左衛門・山口金之進被仰付、早速被相下候処、

遂ニ其議承伏不致候哉、右頭姓名八人被打果、打手之内道島老人即

死、鈴木勇手負、大山手負致、無疵致との事ニ御座候由、誠意何と

も難計候得共、何分暴命歎息末之是非難計候、

廿日 晴大風夕雨少々

一朝定行如常、

一六ツ半過より鉄炮場江出場、名瀬方人数ハ早く被出候、無間も

謝方相始候、人数左之通、

味方

いち、清藏・久保喜右衛門・桂民之進、堀嘉左衛門・和田八之進・

右衛門・西田弥四郎、

敵方

田辺幸・俊良・都与・細江弥右衛門・太三能安・矢野喜三・木場伝内

右頭壹句切負、跡三句切得勝利候、拙者先矢是迄余り不宜、如何と存候処、今日ハ先宜敷方ニ候て、随分慰相成候、各相済帰宿、風呂たかせ置候付申遣候得共誰も入来無之候、

五月廿一日 朝立晴昼時分より雨

一朝定行如常例、

一五ツ前より鉄炮場出張、組合等昨日之通、四十箇句切等同断、味方一句切勝利、外負、今日終日之爭初句切より終迄互角之勝負争て面白、然処二箇夜入火を付候て射方有之候、

一此晩も各召列れ帰宿いたし候、

五月廿二日 曇晴

一朝定行如常、

一朝喜右衛門被參候、各帰宿之由にて候、木場伝内昨日より少々不快にて一日滞留之賦にて御座候、就ては組合鉄炮相企可申との事、御座候、

(利田・堀)

一住用和・堀・いち、宇驗方西田・小久保今日帰宿、各見舞有之候、宇驗方篠崎并足輕田中七郎・川畑一郎、篠崎少々不快にて未全快無之候間、今日迄見合候て滞留にて候事、

一四ツ時分細江・矢野兩人見舞、能時分より出場可然と申て被帰候、木場見舞候、使者遣候処、兩人より一謝承候、

一住用之住佐應忍見舞候、是も今日帰村之由、到来もの有之候付為返うちわ巻本・絵半切・折・扇子遣候、

一俊良并田辺幸宇驗之三人より昨日到来もの有之候付、為返俊良江

うちわ巻本、絵半切巻折、扇子一對、外兩人江うちわ、付木・扇子・ふんぞ二ツ・くし一ツツ、遣候、

一四ツ後より鉄炮場江出場、名瀬方島人等出揃居候、

右衛門 三能安 杜喜典 弥右衛門

右巻組

中庵 実都与 喜右衛門 俊良

右巻組

民之進 三和実 喜三次 田辺幸

右巻組

頭壹句切我々共勝、跡二句切喜三次組勝利也、暮く相済帰宿ゆるくいたし相休候、

五月廿三日 曇晴少々風

一朝定刻目覚、定行無怠慢、

一四ツ時分木場・細江・矢野見舞、今日名瀬江帰宿之由、然処此内為祝儀豚肉相良角兵衛ぬし・木場・中村・稲留より致到来、為返禮相良格武合・煙草箱等、木場蠟燭式十丁・団扇巻本・絵半切巻折・中村・稲留江百田紙巻来・うちわ巻本・包たはこ式十包遣候、細江・矢野江ハ先日遣置候、相良初当地江不差越衆江ハ名瀬方与人帰り便より相頼遣候事、

四ツ後三士各見舞にて候、

一八ツ篠崎覚兵衛見舞、夕方より弓稽古相初候、

一今日満仁江織物等頼置候処、紺縞・白縞等式反掛にて巻反織上ヶ候賦ニ申候得共あさき縞・白縞ハ式反今日相納紺縞三反にて相納候由、如何取計可申哉之旨、又々態々手紙を以問越候、

一此晩覚兵衛初足輕川畑一郎・田中七郎召呼相振舞候、

民之進・中庵も参候、

五月廿四日 曇晴風少々吹

一定行如常、

一四ツ後足輕兩人見舞、後覚兵衛も参候、然処今日三人宇驗方江帰宿候段申出候間、覚兵衛、い細申聞候事、

一覚兵衛御用蠟燭大小七拾丁用紙等見合喜右衛門より配合いたし候、

一満仁弟満源志帰村之段申出候間、筑兵衛より織物之儀い細返答申

遣置候事、右ニ村満仁願望之趣有之、先日和田八之進江彼之方勤

向之儀相願置候間、喜右衛門より申遣具候様申聞候、

一八ツ後より為歩行喜右衛門宅江見舞、夫より暮迄歩行いたし候、

一此晩誰も問来人も無之閑居幽情弥増ニて相暮候、

五月廿五日 曇晴夕風少々

一朝定刻日覚、定行如常、

一四ツ後二十各見舞、

一九ツ時分喜右衛門江申遣候^(宇驗方)湯灣村見物可致と申遣候処、折から

太三能安井杜喜央参候て暫く相咄居候付夫故取止候、喜右衛門ニ

ハ被帰、夫より昼飯後相企、八ツ過時分より打立、喜右衛門・民

之進同伴ニて湯灣村江差越、彼辺諸所歩行致見物候処、既ニ夕陽

ニ相及、帰向之処、折能阿久根貞福丸転馬舟こき来、幸ニて右之

転馬かり入、当所之様帰宅いたし候、

一此晩誰も不参候て淋敷暮し候、

五月廿六日 曇天夕より雨

一朝定行如常、

一四ツ後民之進・喜右衛門見舞有之候事、

一四ツ後貞福丸船頭伝藏見舞、暫時呼出四方山之咄など承候、

一九ツ時分より鞍作方手細工致候賦ニて今日より打立候、尤神九郎^(長子久造)

江土産ニ手細工ニて相調候考ニて打立候、首尾相調候程も難計候得共、日暮ニ相成候、

一此晩誰も無之、空敷独座幽居相暮候事、

五月廿七日 曇晴

一今朝日覚定刻、定行如常例、

一四ツ後三士各見舞、

一今日無事、

一三能安四ツ後見舞、鞍骨木致持参くれ候、

同 廿八日 曇晴

一朝定刻日覚、定行如常、

一四ツ後杜喜央・三能安之外、役々相揃見舞、

一七ツ後民之進旅宿ニて鉄炮致稽古候、今日ハ殊之外塩梅宜敷、近

来初て今様之塩梅ニて候、随分面白候、

一今晚民之進参候、

同 廿九日 曇晴

一朝寢覚、定行如常、

一四ツ後三士各見舞ニて候、

一七ツ後鉄炮稽古民之進所ニていたし候処、今日も随分宜敷候、

一今晚民之進暫時参帰宿候、

六月朔日 曇晴

一朝寢覚、定行常ノ例、

一四ツ後三士各見舞候事、

一富雄見舞、杜喜央病氣ニて見舞不致候て富雄相断候、三能安も九

ツ後見舞候、

一今日ハ筑兵衛初川狩として参候得共、得もの相少く海老の子少々取得候由也、右ニ付見物かてらに喜右衛門同伴にて歩行ニ差越候得共、とふく其辺迄待付不申、あちらこちらと歩行いたし、暮時分帰宅候事、

一此晩誰も無之、家内正中吞ミとり、興助、大黒おとり少々にて候、

六月一日 曇晴

一一定行如常、

一四ツ時分久保并民之進見舞、

一爰元守衛方皆着之御届、御軍役方御用人江相付、御届書之御用封巻封仕出候、席同席中江札狀遣候、

一宿元并無換分江札狀遣候、守衛方皆着御届一通差遣候、日置屋敷

何れも様江老通、華岡江御面人様江老通、田尻様江老通、末川家

何れも様江老通、谷川家老通、おゆきとの江老通、政左衛門・清

兵衛殿・蓑田伝兵衛・市来氏も・椎原氏兄弟・有川両氏老封、木

藤源左衛門とのへ、嶋津仲殿・新納家・川上右洲江老通、川上源

洲江老通、右今日仕出、萬年丸江相頼候、

一此晩氏神様六月堂にてだんご・染物等いたし、民之進・喜右衛門

江も申遣候得共、今晚ハ罷米候様得不参候、

一此晩中庵所江召仕候女郎参候由、肴・正中等差遣候、冷々敷相聞得候、

一今日宇驗方より足輕共江相渡候鉄炮并其外塩硝并鉛要具差遣候由、

六月三日 曇晴

一朝寢覚、定行如常、

一四ツ後喜右衛門見舞、民之進同断、後中庵も参候、二能安見舞、

黒かねかつら相頼置候処、切せ致持参候、

一今日民之進旅宿鉄炮場相扱方有之、立派ニ出来相成候、

一七ツ後弓稽古いたし候、

一此晩誰も見舞無之候、大和狀相認かいたし候事、

六月四日 晴

一一定行如常例、

一今日新保戸七御扶持米・寄替米手形作とり候て名瀬飯屋元江差出候、

一喜界嶋より桂孫兵衛方下人庄次郎并嶋人安基と申者同伴にて使と

じて被遣候、菓子かすてら菓子小茶壺老ツ、麦苧袋・胡麻老袋・玉子

三十五致持参候、殊まるぼろ小壺江白砂糖、右下人庄次郎よりヤコ貝老

ツ并まわた老ツ被遣候、右両人呼出、彼是承候、田中休左衛門

よりも書狀・胡麻致来候、

一富源之為見舞差越候、野菜并かた菓子杯致持参候、然処三王も被

参候、太三能安も帰掛見舞、白砂糖二重・野菜一折・正中致持参

候、八ツ時過迄相頼候、

六月五日 晴

一一定行如常、

一今日湯湾村居住莊一郎為見舞参候、ぶた并正中致持参候、

一今日戸七帰村手形等中請致持参候、喜界島よりの両人も滞留いた

し候、

六月六日 晴夕雨少々

一莊一郎滞在、

一今日喜界嶋両人帰嶋之段申出候付、孫左衛門江矢之手弓給候、五

掛こんふ少々、飯島座串海鼠少々、梅干少々、あんど江花手拭并

細工もの・ぬひ針・きんし差遣候、休左衛門江小巻煙草十二、梅

の肉取老ツ、庄次郎江手拭老ツ、扇子老付、鬘付五竿、色絵茶家老ツ、たはこ八斤、安泰江手拭・扇子・鬘付・たはこ式斤、本秋重よりかた菓子・庭鳥・麦遣候付、たはこ式斤遣候、安泰より庭鳥并ニ外ニ致致来候、

一貞福丸江寄留米手形并宿元届狀相頼候、尤手形立儀正左衛門・清藏江相頼越候、

同 七日 晴

一定行如常、

一三土各見舞候事、

一富源之帰村之段承候付細工物、西洋布形付風呂敷老ツ、扇子老付、絵紙十五枚遣候、

一今日代官相良角兵衛為見舞参候付、かすてら老組、玉子并茶壺致致来候、七ツ時分見舞、ゆるく咄暮前被帰候、

一此晚莊市郎矢張滞留故、喜右衛門江申遣候、ゆるく咄共いたし候、

六月八日 晴

一定行如常、

一莊市郎今日帰宿被致度被申候付、刻たはこ三巻、昆布酒遣候、召列嶋人江扇子・手拭・江戸付木くれ候、

一莊市郎鉄地金拾五斤相頼候、奥十郎江又六郎様より莊市郎方江矢之根注文相成居候処地金無之由にて、未だ相調す候段承候ニ付、拙者より相ととのへ差遣候付、則相頼置候ハ外短刀式口并ニ鑓之穂毫本相頼置くれ候様頼置候事、

一七ツ後横日役所射初にて鉄炮致稽古候、然処木場伝内見舞候付、

一内江被参候様申候て暮時分迄相咄し被帰候、

一中庵より今晚神農式六月堂ニ付、参候様承候付、豚肉少々遣候、

召仕候女江も花手拭・茶碗・細工ものくれ候、暮過より参候処萩原杏兵衛被参、久保并民之進被参候て別ニハ誰も無之候、

六月九日 晴

一定行如常、

一三土各見舞有之候、

一三能安七ツ後と申比見舞、ヤシユ木致持参候事、尤親代より身分品被仰付、其身御褒賞等之御書付入一覽候、

一麦飯たかせ候間、喜右衛門・民之進江も相振舞候事、

一木場今朝早日ニ名瀬方江帰宿候事、今日ハ見舞無之候、

一夕弓稽古、中庵参候、式拾建漸く相済、

一此晚誰も見舞無之候事、

六月十日 晴少雨

一定行如常、

一四ツ後三能安、杜喜央飯屋元江勘ニ差越候付、為暇乞参候付、代官初其外江致伝言置候事、

一字驗方与人佐久志為見舞参玉子・正中致致来候、実久方与人福直・

静志同断、豚老台・肴一折・正中老德利致来、

同 十一日 朝雨少々後晴

一定行如常、

一龍郷之満仁下人二人召列差越候、正中壹德利、重一組、砂糖一重、

ゆひのせん一重、ふの焼二重、野菜老折、肴一折、西瓜一ツ、外

ニ上下地ばしよう一反致持参候、此晚召出正中共差出、喜右衛門・

民之進江も申遣候、

一七ツ後鉄炮十箇致稽古候、

同 十二日 晴

一定行如常、

一今日満仁致暇住用之様差越候、右ニ付和田氏江満仁願望之一条ニ付一札為持遣候、

一元和良より肴一折、野菜品々取合俸を以て持遣候、

一富雄より屋久貝四ツ、野菜一折、ゆひのせん一重、白さとう一重為贈致到来候、為返素麵一重、切昆布一重遣候、

一七ツ後大和濱江鉄炮為稽古差越候、然処丸木舟のりいたしこき廻候処の返り入水致候、尤乗組喜右衛門・中庵、拙者共ニ三人也、

一此晩誰も無之候、

六月十三日 晴雲

一定行如常、

一四ツ後三士各見舞有之候、

一夫かね時分富雄見舞候、

一暮前民之進・与兵衛三人弓致稽古候事、

一此晩喜右衛門より鯛之魚一片致到来候、

六月十四日 晴天此夜雨少々降

一朝廷行無怠慢、

一五ツ過より三士同伴にて屋久貝取として差越候、国直村より兩人

相雇繰舟式艘にて参候、尤早天より先立候て取ニ差越居候、拙者

共ニハ田辺泰蔵順恵丸大転馬舟かり入、水主九人乗組にて正中・

昼飯等具候、此方より筑兵衛・与兵衛・休太郎召列候、八ツ半時

分ゆるくいたし帰宿、

一此晩三士屋久貝開として被参候様致約束候処、三士共ニ入来にて候、尤屋久貝五ツ、蛸二疋、ミナハツ九ツ取得候、

六月十五日 晴雲晩雨

一定行如常例、

一四ツ後鳴役見物ニ付見舞有之候、

一三士各同断候事、

一七ツ後民之進、中庵参候而弓稽古、与兵衛も召加候、

一此晩誰も見舞無之、独座空敷致遠情候、三更之時分相休候事、

六月十六日 晴まれに雲有

一定行如常、

一四ツ後喜右衛門・民之進見舞、

一寛義院様御正忌日ニ付志しいたし三士江相振舞、尤赤豆飯にて一

汁二菜之料理為致候、

一龍郷方富堅見舞、魚并野菜致持参候、此晩正中とも振舞之賦候処、

昼より富雄方江参候処蘭之痛にて不参候、（又龍郷方間切横日藤七より札を以て参り候）

一幕鉄炮稽古上簡民之進旅宿にていたし候、尤亭主并清太郎相手ニ

候、

一此晩誰も見舞無之、独座幽情、古今之事跡觀察慷慨頗也、尤此夜

故郷立待の月にて貴賤のもてなしなりしに此里八月の明なるを受

候ま、にて其興も無之、

六月十七日 晴雲

一朝寝覚国家宗廟之 神靈江御国家安全、宗祖累世之靈魂、御武運

長久、祈誓我護神、氏神尊靈（代々江御家国安寧家内安全武運長

久之祈念、実家宗廟之神祖先尊靈江安全、御家内繁昌、長久延命

誓願如常無怠慢、神靈靈魂鑑給ふべし、

一龍郷方富堅归来、今日帰宿之段申出候付、真宅俵受取を以て遣候、

手拭巻ツ、せん子壹対、昆布遣候、間切横目藤長江百田紙巻束富

堅便より遣候事、

一此晚已待ニ付拙宿ニていたし候、三士各同会、圓子共待させ、取肴・吸物・正中取はやし、四方山古今之雜談等ニて夜を明し候、

六月十八日 雲晴

一朝廷行如常、

一夕部已待夜を明し候故、頼眠を催し、其儘熟睡相伏候、

一住用方より和田より一輪到来、龍郷方満仁銅山方掛内願之趣有之、

和田江中遣候処、右之返詞也、

一時刻弓稽古いたし候、尤中庵・民之進・与兵衛也、

一此晚誰も来客無之、空敷独座ニて早々相休候、

六月十九日 朝立雨時々少々降ル

一朝廷行、

一時刻民之進旅宿於謝場鉄炮稽古、亭主・筑兵衛・清太郎・戸七・与

兵衛也、矢先余り不宜候、

一此晚誰も無之、独座也、

六月廿日 晴五ツ時分雨少々

一朝廷行如常、

一三士各見舞、

一聞切横目富雄并元和良見舞、此日上国与人より富雄を以罷出寄候

得共、其儀不相調、右より宜敷申くれとの事也、

一喜右衛門江御国元遣候打付箱頼出来候、

一此夕鉄炮稽古民之進旅宿ニていたし候、亭主・民之進・戸七・清

太郎・与兵衛・休太郎相手也、

一時刻より為歩行喜右衛門旅宿江参、夫より中庵江見舞、同伴ニて

列参、深更迄相咄候、

六月廿一日 晴

一四ツ後喜右衛門・民之進毎之通見舞候、

一時刻弓稽古いたし候、

六月廿二日 雲晴

一定行如常、

一三士各四ツ後見舞候事、

一七ツ時分より宝栄丸船頭伊右衛門船中召列参候、尤名瀬方より参

候由、船中賦計算用為致、住用より受取を以相渡、

一時刻より喜右衛門参候ニ付同伴ニて民之進誘出、大和濱辺江為歩

行差越候、

一船頭此晚一宿ゆるく相咄、取肴・正中等見合差出候、喜右衛門

江も参候様申入置候処夜入過より被参候、

一此口日置之者ニて宝栄丸船中宗次郎と申者も参候、一夜留置候、

一喜右衛門宿亭主能安と申者より野菜并屋久貝致到来候、

同 廿三日 雲晴

一定行如常、

一喜右衛門・民之進四ツ後見舞、

一今日八ツ過より宝栄丸船頭伊右衛門船中召列参候、宿元狀之通相

認相渡候、尤名瀬方江参候由、

一相良角兵衛とのより先達て暑中尋者之候付、手紙相添花麴箱為一謝

伊右衛門江相頼遣候、

一七ツ後より民之進旅宿ニて鉄炮稽古いたし候、亭主・喜右衛門・

清太郎・筑兵衛・与兵衛、

廿四日 晴早

一定行如常、

一四ツ後三十一同見舞候事、

一暮前より民之進同伴喜右衛門江参り同道にて大和濱当番所辺江為歩行参候、暮過にて帰宅、中庵ニも参候付旅宿之様列立、此晩ゆるく相咄候、尤正中共遣候、

六月廿五日 晴雲早

一 定行如常、五ツ前祇覚、

一五ツ過より順恵丸船中届品・書狀等取ニ参候付打付箱四ツ付届品相頼候事、

一 書狀数通差出候、

一 櫻津殿江諏訪家・本田宗九郎・西郷藤左衛門・嶋津矢柄殿・嶋津帶力殿・野村新悦殿・川村与十郎殿・相良八郎兵衛・隈元太一郎殿・東郷長左衛門殿・比志島弥太郎殿・永田清右衛門殿・有島常音院殿・久留十郎左衛門殿・税所市兵衛殿・志岐小左衛門殿・尾上仁左衛門殿・田中有種殿・山下泰応院・倉山作太夫殿・川上但馬殿・青山平左衛門殿・西田次郎太殿・小倉五左衛門殿・小等原兵部殿・有川古兵衛殿母殿より、い十院喜藤太殿・種子島城左衛門殿・坂元玄積殿・新納龍淵殿・竹下清右衛門殿・桂民左衛門殿・嶋津信濃様江・迫水彦左衛門殿、

一 おゆきとの神の間江参通、

一 御母上様 田尻務様江、

一 新納次四郎殿 嶋津頼母殿

一 御兄上様 華岡御兩人様江

一 又六郎様 木原道育

一 本田越之丞・溝口四郎兵衛・古川新兵衛江宮崎筑兵衛名ニて新納

龍洲殿・黒田清次郎殿・有川藤左衛門殿・村森銀次郎殿・南郷正左衛門殿江

右打付箱四ツ之内田尻家江差上候反物入箱ニ書狀数通、南郷正左衛門江金子四兩式歩御国元出帆より持越候差引殘しかし付方いたし置候様ニ申置候事ニ付右箱江入付遣候、

一 七ツ時分より大和濱鉄炮場江為稽古差越候、民之進・喜右衛門・

中庵・清太郎・与兵衛相済候節、休太郎江も射たせ候、

一 此日満仁弟満源志を以、暑中為見舞西瓜武ツ・屋久貝三ツ為持遣候、

一 此晩氏神六月堂ニ付正中・取肴等為致民之進江申遣候、

一 此日とふふ筑兵衛調方致候、

一 龍郷方あんきやばえ仁央金此内相良莊市郎台列参候者、為見舞差

越候、正中老徳利・肴一折・西瓜・ひよふたん・京瓜其外野菜品

々持参いたし候、

一 此晩兩人共末にて正中なと給へさせ候事、

六月廿六日 晴雲

一定行如常、

一 四ツ後三十一共見舞ニて候、

一 順恵丸より御国元御軍役方御用人守衛方到着之首尾申越同席衆江

相頼遣候、萬年より申遣置候得共為念御届書同案にて遣候間、萬

年丸相届候ハ、御扣置給候様問合にて申遣候、

一 昼時分より少々草臥居候付、昼寝いたし候、

一 暮前より喜右衛門所江参り同道にて中庵江相向、夫より三人同伴

にて大和濱橋辺江夕涼ニ参候て暮過歸旅宿、此晩誰も問来人無之候、

一 満仁弟帰候段申候付、こん布・紙老束・皮紙老束・百用式ニ帖遣

候様申付置候、

六月廿七日 雲晴

一朝定行如常、

一四ツ後民之進・喜右衛門見舞にて候、

一九ツ後民之進廻より茶相わかし候付参候様申参候間、直様参候処、

西瓜并ニおとし入馳走也、

一七ツ後弓稽古いたし候処民之進ニも被参、与兵衛も相手被成候、

暮前中庵江参候間、此晚ゆる／＼相咄、民之進ニも被参候、

六月廿八日 早晴

一朝定行如常、

一四ツ後三士見舞、

一鳴役々見舞、

一八ツ前民之進旅宿ニ(欠)

六月廿九日 晴雲

一朝定行如常、

一四ツ後喜右衛門・民之進・中庵見舞、

一八ツ時分民之進旅宿江参候、

一暮時分より為歩行喜右衛門・民之進同伴大和濱海辺江夕涼の為参

候、夫より同伴にて参、此晚ゆる／＼相咄し候事、

一此日厚潤上国与人乗船にて此村滞留見舞、肴一折・玉子令到来候

事、

一此日喜右衛門宿亭主相頼、おく棚江芭蕉取人方ニ差遣候、仍て此

晚酒迎いたし候、

一此日過日より赤犬行衛不相知処、西方江参居候由にて牽セ越候、

六月晦日 雲雨少々

一朝定行如常例、

一四ツ後喜右衛門・民之進見舞也、

一喜右衛門所より任到来廻^(うなぎ)米焼かた為致、此晚中庵旅宿為持参、

喜右衛門・民之進ニも申遣候て深更までゆる／＼相咄候事、

七月朔日 雲晴少々バラツク

一定行如常、

一四ツ後三士一同見舞、

一鳴役々見舞、

一此晚喜右衛門江申遣候て琉球注文品見当として米差引セ度存、尤

彼地米価高直之段承候ニ付民之進江も申遣候て申談候、

一四ツ後順恵丸船頭見舞、

一此日雨乞有之、此辺五ヶ村打寄候由にて験少しハ有之、

七月二日 雲晴

一朝定行如常、

一三士一同見舞、

一早天より清太郎并喜右衛門下人四郎兩人西方琉球下り船江米積込

方として差遣候、尤西方蔵米ニ石受取を以申請方為致其上にて船

頭江為受合積込候手筈にて差遣候、

一夕刻弓謝方中庵・民之進・与兵衛也、

今日より政時相頼候て重作方為致候事、

七月三日 雲晴

一朝定行如常、

一四ツ後喜右衛門・民之進見舞、

一夕刻より為歩行民之進同伴、喜右衛門旅宿江参、此晚深更迄ゆる

ゆる相咄候、

一重一組成熟相成、則彦太郎江塗方申付候事、

七月四日 雲晴

一定行如常例、

一四ツ何れも見舞、

一此日夕刻中庵・民之進弓稽古、与兵衛も相手にて候、

一此晚中庵留置ゆるく深更迄四方山の咄、古昔語共いたし候、

七月五日 雲晴風少々吹

一定行如常、

一四ツ後各見舞にて候、

一今日迄にて大工政時成熟相成、

一太三能安昨日仮屋元より勘定済にて罷帰候由にて参候、諸役中より伝言等有之候事、

一西方江遣置候竹内清太郎・久保氏下人四郎今日帰候、彼之方米申

請方等都合能尤細江弥右衛門迄島先にて則御米拂出も出来候て至

極之都合候処、既ニ船々出帆、帆影遠近にて其内巻艘帆積上ケ

候央ニ行掛無和理中候得共、順風漸々待付候折柄にて頻ニ断申出、

無擬空敷罷帰候段中出候、

一此日夕弓稽古、民之進・喜右衛門・中庵・与兵衛同断相手、

一此晚喜右衛門江申遣候て名瀬方大熊湊琉飛船沙掛舟江相頼左右申

請候、

一相良角兵衛との方江喜右衛門より大和左右琉飛船より相知れ候哉

ニ承候ニ付、問合申越候処、今日三能安便より返答承候、然処国

元靜謐無為之由、欠落人数之内式拾八人帰参候由にて御国元の様

被差下候哉との事も有之候由、

泉州公京師ニ今御滞留候哉ニも相聞れ候由、格別御替之儀無之と

の事ニ候、

一細江弥右衛門殿今日字驗方より爰許相成候由、

一三能安江大熊湊琉飛船江米相頼置候、如何候哉之旨筑兵衛を以滞

船方可否之旨尋遣候処、自分参候様ニ返答にて夕方暫時参候事、

七月六日 雲晴雨風少々吹、夕部夜半より雨強、今朝晴

雲

一定行如常例、

一三士一同四ツ後見舞、

一同列細江弥右衛門との見舞、

一相良角兵衛とのより暑中見舞之書狀到来候、

一七ツ後弓射方、喜右衛門・民之進・中庵・与兵衛も相手にて候事、

一細江氏暑中為見舞玉子三十致到来候、

七夕 雲晴

一定行如常、

一各見舞、

一鳴役々早朝より追々見舞、

一細江氏四ツ後見舞、今日大豆配当いたし名瀬之様被帰候とて被参

候、

一四ツ後改服、神仏拝礼、

一七ツ後弓射方毎之人数にて有之候事、

八日 雲晴

一定行如常、

一四ツ後三士一同見舞候事、

一七ツ後鉄炮稽古、民之進との旅宿射場にて射方いたし、然処太三

能安参候て暫時之間相咄、拙者旅宿之様列参候てゆるく相咄候、

三能安所より肴カニ野菜致到来候、正中・取看等取合被差出候、

七月九日 雲

一定行如常、

一四ツ後三十一同見舞、

一此日西方西直氏甚濱より花天瀑江疏下り汐繫舟入津之段為知候付
西方江中諸置候御米右船江為積込束郷次郎八方江差送具候様別封
喜右衛門より相添頼越候、

一七ツ後弓稽古、

一此日宇驗方大工向井正右衛門、西田方より申付參候間相頼、

七月十日

一定行如常、

一桂民之進所江未之間借入大工細工等もいたし候て今日大工相初め
候間四ツ後より参ゆるゝいたし、殊ニ今日ハ麦飯可致候間、七
ツ時分迄相咄候、尤喜右衛門同断、後刻中庵も参候、

一花久湊津口横目より疏下り汐掛舟式艘入帆之段為知遣候、

一七ツ後中庵并民之進被参弓稽古、与兵衛も相手、

一昨日より名瀬方相良角兵衛との方より住用銅山方御米彼の方江存
寄承度被相迫、存寄無之候ハ拙者方江相廻具候様被承、何も存
寄無之候付、相廻との段喜右衛門方江差遣候由にて今日喜右衛門
持参相受取上候、住用江ハ相良返答不致候、

七月十一日

一朝夕定行如常、

一四ツ後三十一同見舞、

一夕弓稽古毎之人数、

七月十二日 雲

一朝夕定行如常、

四ツ後三十一同見舞、

一種子島城介被參候、此節大島三右衛門下嶋被仰付候、便舟より寄
舟にて下嶋候、大島氏帰国之節水先案内宮都喜、名瀬木場伝内と
の江参居折柄、城介参逢候て大島氏、田尻家、有川・西郷吉次・
岩元・南郷・山名半之丞・種子島城左衛門との書狀相受取持参い
たし具候、段々之儀申参候、種子島氏留置候、

一此晚民之進も被參候てゆるゝ相咄候、

一此日夕弓稽古、城介との二も一同毎之人数にて射方相調候、

十三日 雲夕雨少々

一朝夕定行如常、

一四ツ後三十一同見舞、

一城介との今日帰宅被致候、

一益ニ付とふるふ張方いたし、喜右衛門ニも手伝相頼候、

一字驗方江西田江爰許引揚方之儀申遣置候処、来月中旬方引移被申

度との事申来候、

一篠崎覚兵衛方より云々一条にて間越置候趣にて、新保戸七彼の方

江引取之段申参候、

一此晚喜右衛門・民之進被參候てゆるゝ四方山去過候事共俱々相
咄候て及深更候、

一床江毎之通燈明上ケ御生靈様被相招候て庭水柳調させ燈爐共相調、
燈かいたし候、

七月十四日 雲晴

一朝夕定行如常、

一益ニ付朝夕貽等倭風ニいたし、御靈膳等形之如く差上相祭候、

一三十一同見舞有之候、

一 今日盆ニ付大工細工取止候、

一 七ツ過より民之進所江参り中庵も跡より参候付、同伴ニて歩行、此内弥四郎扨旅宿相成居候所江参り、夫より喜右衛門所江見舞、同伴又頭喜右衛門宿見合有之候所江参、夫より大和濱当番所迄歩行ニて当番所前江南番所より呉座共出候ニ付、川側江夕涼いたし、暮時分帰旅宿いたし候、

一 此晚民之進江申遣候てゆるく相咄及深更候、

一 先日種子島城介書狀持参之内、西田弥四郎江御国元杯相見得居候処其外拙者方江倭左右申参候書狀不差出分相添、翰相認中遣候、

一 今日盆ニ付牡丹餅出来候付ニ士江差送候事、

一 喜右衛門所より菓子致到来候、

一 中庵より野菜致到来候、

一 富雄より菓子・大百豆・野菜致到来候、

七月十五日 曇晴晚同断

一 朝夕定行如常、

一 四ツ後三士一同見舞、

一 鳴役杜喜央・富雄・佐応謙・林淵・富仲志見舞、

一 三能安・三和実同見舞、

一 杜喜央より餅并菓子式重持参、佐応謙より菓子・野菜、佐恵治餅一重・野菜一折致到来候、

一 民之進所より煮染等段々いたし相贈候、

一 御靈前前日之通ニて湯麵・だんご差上候、

一 七ツ後弓射方三士、与兵衛相手、酒并民之進所より持参候煮染菓子杯出し、弓も暮時分相済ゆるく相咄、後皆々取会又々酒共出し九ツ時分より又々弓射方有之、

一 此晚恩勝村頭之辺ニて八月踊ならし終夜賑々敷相聞得候、

七月十六日 曇晴 曉より雨 降明晴

一 朝夕定行如常例、

一 四ツ後三士見舞、

一 同刻過より民之進所江大工細工見物ニ参りハツ時分麦飯出来之由申来候ニ付民之進同伴帰宿、夫よりゆるくいたし又々民之進所江夜四ツ後迄相咄、尤中庵暮時分より参候、

同 十七日 曇天 昼雨少々降 今曉雨

一 朝夕定行如常、

一 四ツ後民之進・喜右衛門見舞、

一 同刻より民之進所江参り、尤大工細工致見分候、帰宅後ハツ過より又々参候、

一 七ツ後中庵参候付、弓射方いたし候、喜右衛門ニも右之央ニ参候、宇驗方より西田弥四郎 翰相届、尤移方之儀喜右衛門方江米と申参居候得共、仕舞次第参越候旨申来候、

一 新保戸七儀、明日宇驗方江引越度段、喜右衛門江申出候由其通申付置候、右ニ付衣裳一枚午庵未為取、其上ながら彼是氣を付くれ候様申付置候、

一 此晚誰も参候方無之、空敷早々相休ミ之事、

一 名瀬方仮屋元より相良方江島絵図借入方之儀申喜右衛門より申遣候、代官より旅宿彼是不如意之儀とも無心置申候様ニとの儀、六月動之与入帰村之節、態々伝言有之候付、糸段喜右衛門一謝申述候、細江・中村江西方ニて申請米坑下り便船有之候付、差下し方相調候間、其段申越候、矢野方江当鳴四季之絵図かり入方申遣候、尤中村江きたい皮くつ少々費度段喜右衛門より申遣置候事、

七月十八日 曇雨曉より雨

- 一朝夕定行如常、
- 一四ツ後喜右衛門・民之進毎之通見舞、
- 一同刻大工木屋江参、民之進所にてゆるく相咄、九ツ半時分同伴帰宿、左候て今日ハ御開祖以来神祇君御正忌日ニ付、志しニ茶飯たかせ候付、中庵江も申遣、三士江相振舞候事、
- 一八ツ後又々大工所江参り、
- 一七ツ後弓稽古毎之通人数にて候、
- 一此晚民之進中庸持参りて互ニ討論詮儀いたし候、
- 一民之進ヨリ茄子・糸瓜・柴物いたし被遣候付・茶・塩氣ニ給候、
- 一新保戸七今日ヨリ宇驗方江引越之賦候処、雨天氣にて得不参候、
- 左候て万事不自由之様子ニ付、味噌其外少々之品心付遣候様申付、
- 取計候、

七月十九日 曇雨晴

- 一朝夕之行狀如常、
- 一四ツ後民之進・喜右衛門見舞、
- 一四ツ後大工所江参候、
- 一今日より新保戸七宇驗方江引越候、
- 一大工今日迄にてたんす成熟相成、明日ヨリ与人方江遣候賦、
- 一八ツ前杜喜央見舞、
- 一名瀬相良氏、鳴絵図借用申遣、忝候処、今日喜右衛門方江届来候由にて差遣候付、受取置候、
- 一八ツ後太三能安受持勤場江差越候由にて為暇乞参候、
- 一七ツ後弓稽古毎之人数、喜右衛門にも参候て射方有之候、
- 一西田より来廿三日当所江天氣次第引越候旨、喜右衛門方江問合越

有之候、尤宿手当之儀何方にて申付呉候様申参候、右ニ付杜喜央方江申渡候、

此晚民之進江申遣し参候、ゆるく相咄、

七月廿日 曇雨

- 一朝夕定行如常、
- 一朝寢覺、則弓稽古之人にて致候、
- 一今日ハ不氣立候て終日相休候、
- 一七ツ後喜右衛門・民之進見舞、
- 一矢野喜三次此内当嶋四季絵図山下次郎江相頼調候由承候付、借用致度申遣候処、今日届来落いたし候、
- 一大かね時分より民之進同伴歩行之賦にて先喜右衛門所江参候賦候得共、右様不氣立故、中庵江参、腹葉貰、夫より引続長咄、深更帰宿いたし候、
- 一薬五帖貰受候事、
- 七月廿一日 曇雨少々降
- 一朝夕看經、定行如常例、
- 一四ツ後両士見舞、
- 一四ツ後民之進同伴喜右衛門所江爲歩行参候処、今日ハ親父正忌日ニ付ゆるくいたし居候由にて志して飯共振舞ニ預り、七ツ後帰宅、尤喜右衛門所より中庵旅宿庭江唐金符之子はへ出候を、留主を見掛取ニ遣し、喜右衛門所にて相披き候、中庵にも申遣参候付、寄合給候、尤中庵全く夢にて被洛居候、
- 一八ツ後富雄見舞くれ候由、留守中にて候、
- 一七ツ後拙宿にて弓謝方相頼置候、小切レ持参之由ニ候、
- 一暮前より民之進誕生日之由にて庭鳥之汁いたし度被申たる故、い

つれも同伴参候、ゆるく相咄、至極深更ニ及帰宅候也、

七月廿二日

夕部より風相志ニ吹く
今日終日風騒、雨少々降ル

一朝夕定行無懈怠令勤行、

一夕部深更迄民之進所江長咄ニテ今朝寢覺遅く四ツ時分漸朝飯杯給候、

一中庵江葉五帖もらひ候、今日ハ四ツ後より百建射方いたし七ツ時分漸く相済候、昼飯後又々老人ニテ射方、又暮前同断、都合百三拾建余り射方いたし候、

一四ツ後富雄見舞候、

同 廿三日

此日も朝立より風吹
夕風少々相変候

一朝夕定行如常、

一四ツ後喜右衛門・民之進見舞ニテ候、

一八ツ後より馬稽古、いづれも被参候、

一此晚民之進・中庵ゆるく被相咄候、

七月廿四日 曇晴

一朝夕之勤行如常、

一四ツ後民之進・喜右衛門見舞、

一八ツ時分より三士共順恵丸江魚釣りニ参候、然処今日ハ魚釣得ず、

大かね時分帰宅、

三士共ニ被参候て弓射かいたし候、

此晚誰も無故、早々相休候、

戊七月廿五日 曇晴

一走行如常、

一四ツ後民之進・喜右衛門被参候、

一今日実久方より福直、靜志よりかつ丸被参候、

一七ツ後三士相揃弓射方、

一今日小久保左助より西田氏方引移候付、跡宿転宿致度旨申来候付、其段可然及返答候、

同 廿六日

一朝夕定行如常、

一四ツ後喜右衛門・民之進俱々見舞、

一七ツ後弓射方、此日龍郷之満仁参候、ウリ棚方内用有之由也、

同 廿七日

一朝夕定行如常、

一此朝早天中庵江使遣候て弓射方致候、

一此日西田弥四郎宇驗江引越、七ツ時分着、暫く相咄被帰候、持参等為致置候得共、宇驗方亭主も供いたし参候由ニテ被帰候付、鶏汁共為持遣置候、

同 廿八日 夕方大雨

一朝夕定行如常、

一柏原之田辺泰蔵順恵丸出帆之段船頭より俄ニ申出候付宿元江書狀

老通、日置屋敷老通・田尻家江・有十・西郷吉次郎・黒木三陽・

岩元六洲・相良八郎兵衛・種子島城洲江・南郷嘉左衛門へ差遣候、

此前度々書狀相頼置候、尤宿元具座老通差遣候事、

一飯屋元より木場氏より先達て大島之下女子共召列渡海いたし候段

申遣被與候付、致会同度段申遣置候事、

一今日龍郷之満仁致歸色候、

一今日龍郷之満仁致歸色候、

一八ツ後より西田氏旅宿江見舞候処、ゆるく相咄候との事故、相

・咄居候処、喜右衛門・民之進・中庵江も申遣、参候て深更迄相咄
帰宿候事、

七月廿九日 曇晴雨氣

一朝夕之定行如常、

一朝夕射方有之候、

一四ツ後二士見舞有之候、

八ツ後鉄炮催有之候付、其意にて罷出候処、西田遅刻ニ相及候付、
其口弓射方いたし候、左候て民之進旅宿にて鉄炮射方有之候、隨
分塩梅も宜敷候、右衛門・喜右衛門・中庵・弥四郎・民之進・清
太郎二人も二丁筒一身切ツ、勝負無之候、

一此晚風呂相立居候付、何れも相誘候得共、西田今日津名久村之方
江宿替いたし候付、今晚亭主呼候付、罷歸との事ニ付、其俣歸候、
喜右衛門・民之進・中庵ニハ帰宿、尤風呂入ニ彼参候付、正中共
出候てゆる／＼相咄候事、

八月朔日 晴

一朝夕定行如常、

一朝眠にて倭拜礼、

一桂・久保・南四ツ後見舞、

一鳴役々見舞、

昨日鉄炮射掛争、今日大和濱射場にて争之企にて、八ツ時分過よ
リ各出揃射方いたし候、尤我々共敗争、又跡にて兩人組合有之、
清太郎・弥四郎勝、喜右衛門・中庵巻組、右衛門・民之進巻組ニ
て負、

一此晚誰も見舞無之、

一此日龍郷方便舟有之、宮堅、菊次郎召列、此節徳之嶋渡海為暇乞

列越候、

八月二日

一定行如常、

一四ツ後両士各見舞、

一此日住用方より銅山方書付差返中し、承候様との問合并ニ和田方
より一札相達候、

今日菊次郎召列歸との事故、徳之嶋書狀迄通、たはこ一箱・米受
取書式石迄通・茶迄俵・櫛十本遣候、

一七ツ後弓稽占、

八月二日

一定行如常、

一両士見舞、

一今日ハ麦飯たかせ四士招請いたし、甚不加減、氣之毒千萬にて候、
一此夕民之進・喜右衛門同伴にて大和濱辺江致歩行候、

八月四日

夕部雨降出し大雨
今日曇晴

一定行如常、

一三士見舞、

一七ツ後喜右衛門・民之進・中庵参候て弓射方、

同 五日

一定行如常、

一一同見舞、

一七ツ後弓稽占、

一今晚より八月踊相初、尤丙子之日ニ相当候日より有之候由、

同 六日

一定行如常、

四ツ後弓稽古、

一同見舞、

一今日ハ八月踊中 緣日ニ付、牛突合為致候様與人・横目より承候、九ツ後より御蔵下江一同列立出張、牛六合有之候、夫より八月踊見物として杜喜典・富雄所江踏込くれ候様との事故參候処、両所共二段々馳走、富雄所より夜九ツ過帰館之事、

一今日仁王金兄弟為見舞參候、

八月七日

一定行如常、

三上共ニ見舞、

一八ツ過より今日鉄炮式日和勤候ニ付、一同出席嶋人三人出候、中庵殊之外塩梅宜敷、壹人勝ニテ今日ハ皆共參候様との事ニテ暮過より皆々參候マ八ツ過帰館、

八月八日

一定行如常、

一今日より中庵かれ相煩候由ニテ引入、

八月九日

一定行如常、

一今晚弥四郎殿ニ被參候様致約束置候処、被參ゆる／＼相咄、鳥鳴御帰、尤民之進江も申遣候、

八月十日

一定行如常、

一此日西田氏より昼飯給ニ參候様申來候付、行掛立寄九ツ時分より同伴參候、昨日中村与兵衛との大豆配當ニ付差入ニテ、今朝見舞ニ付御蔵配當迄所江參候てゆる／＼相咄候、

一西田氏ハ夜入四ツ町より帰館也、

一三能安より当嶋諸事覚書借置候付、今日相返候、右ニ付五ツ人小条腕箱迄ツ、白米箸五把差遣候、

八月十一日 曇晴夕雨

一定行如常、

一八ツ時分より鉄炮稽古式日ニ付、大和濱ニ出張、

一今晚より八月踊引次ニ柴祭の踊相初ル、

八月十二日 曇晴

一定行如常、

一四ツ後ニ上共ニ見舞、中庵同敷引入也、

一今日仁王金龍帰との事故、茶式斤・ちこし迄ツ・白米式升くれ遣候、

八月十三日

一定行如常、

一此日各見舞ニテ候、

八月十四日

朝夕右同断、

一此日宇驗方より小久保左助殿・篠崎覚兵衛殿・足輕鬼塚市左衛門・溝口吉兵衛・前田金次郎為見舞參、尤前日より中談、且相達置候趣有之候付、申遣有之候、

一此晚宇驗方江ハ麻疹大流行ニテ、八月踊無之由ニ付、皆／＼も為馳走、此辺之者共召呼踊為致候、

一此晚夜半過より彦太郎麻疹相煩居、いまた少々塩梅不宜候、

同 十五日 此日曇晴雨、此晚月朧朦

一朝夕定行如常、

一 宇願方人数来牛突合見物之由、為之馳走相企、御藏下ニ有之候、

夫より津名久西田氏旅宿江月見之催し前以より有之候故、右濱則

より差越ゆるく相咄し、夕より皆々被參候、然処五ツ過ニも候

半哉、彦太郎俄ニ塩梅不宜候段申来候付、民之進・喜右衛門外ニ

足輕共罷歸被與候処、終ニ相果候段告来、急々歸宿、夫より皆く

參被與、彼是手当等致相談、いつれ飯屋元觀音堂江葬方致置候て

可然とて右用意いたし曉時分仕舞方相落、夜明方繰出候、右ニ付

鬼塚市左衛門先江都合之儀相頼差遣候、宮路筑兵衛・与助見送か

たく參候て、与助ニハ、七日花香取ニ遣候、

同 十六日

一 今晩喜右衛門・民之進被參候、

同 十七日

一 今晩土共ニ被參候、

金次郎・筑兵衛飯屋元より罷歸候、木場氏より徳之嶋狀、筑兵衛

歸便ニ參候、

同 十八日

一 定行如常、

一 今晩弓役ニ付、定座之賦ニて相待置、皆く被參御座候処、右式

ゆへ民之進旅宿ニていたし候処、皆々より段々致越有之候、此晩

深更ニ及弥四郎・拙者泊り、喜右衛門ニ歸宿也、

一 宇驗方篠崎并ニ足輕兩人曉罷歸候旨候間、暇乞いたし候、

八月十九日

一 民之進所江朝より昼過迄居続、夫より皆く列立致歩行、中庵江

見舞候、暮時分歸候て、此晩ハ早く相休候、

一 此夕方民之進麻疹之塩梅ニて中途より歸候、

八月廿日 曇

一定行如常、

一 今日ハ四ツ後喜右衛門見舞、到て淋敷此晩弥四郎江申遣候、ゆる

ゆる相咄候、

八月廿一日

一定行如常、

一 木場氏江先日より之返詞いたし候、

一 四ツ後喜右衛門・弥四郎見舞、喜右衛門麦飯いたし候間參候様參

候間、九ツ時分喜右衛門ニも參候間、列立民之進江見舞、夫より

同伴中庵江も見舞、喜右衛門所江參候、ゆるくいたし暮時分歸

宿、弥四郎相列れ候、塩風呂相立候様申候間、喜右衛門同伴歸候

て入方いたし候、

同 廿二日

一定行如常、

一 四ツ後喜右衛門見舞、

一 民之進弥麻疹無間違煩付也、四ツ後見舞候、

一 暮時分見舞候、然処塩風呂相立候段申候付、入方歸候て、ゆるゆ

るいたし誰も不被參候間、早くより相休候、

同 廿三日

一定行如常、

一 四ツ後民之進江見舞、喜右衛門も見舞有之候、

一 夕刻為歩行喜右衛門所江參候処、列立中庵江參、夫より津名久よ

り西田旅宿江參候、此晩頗ニ相留候間、ゆるくいたし深更歸候、

此晩四ツ半時分地震いたし候、

同 廿四日

一朝夕定行同断

一四ツ後民之進所江見舞、喜右衛門拙者方江見舞、

同 廿五日

一朝夕右同断、

一四ツ後民之進江見舞

一同刻喜右衛門・中庵も見舞、

一西田氏江約束之板差遣候て、今日ハ生神祭礼ニ付、被參候様申遣候、

一八ツ前より西田・久保・南三士被參、民之進ハ麻疹煩中にて不參、形のことくの龜飯差出、井酒後正中取肴取合差出、此晚いづれも深更迄被相咄候、

同 廿六日

一朝夕定行同断、

一四ツ後三士見舞、

一同刻民之進江見舞候、

此晚誰も見舞無之候、

同 廿七日

一朝夕定行如常、

一四ツ後三士見舞、

一民之進見舞、漸々快方にて候、おとし入出来候間、參候様中參候間、

參候処中庵ニも早くより參逢候、然処此節飛脚舟喜徳沖江渡海、

大嶋氏再罪嶋替おくり届之為遣候由にて田尻家出入之足輕永井數

右衛門方より一札送届候、大和左右よしあし相達候、尤七月廿三

日仕出し之一札にて候、末川家嘯山様六月九日御死去之由ニ付村

森銀次郎殿御断之由、

一此晚夕より喜右衛門參、歩行致度申事候得共、右式凶左右故、今

日ハ在宿にて候、

八月廿八日 曇晴

一定行如常、

一四ツ後喜右衛門并ニ西田氏見舞、民之進所江見舞いたし、夫より

同伴にて国木村前武美所江歩行がてらニ參度申談、俄打立にて參候

て寄木等段々待居候趣ニ承候付、是も榮ニ參候処、格別珍敷木も無之、

差出しゆるくいたし、終日何かれと暮し、夕刻前武美舟差出送候、左候て肴等相中ニ貰候付、拙者旅宿にて相開、中庵江も申遣被參候、尤ゆるく深更迄相咄候、

同 廿九日

一朝夕定行如常、

一四ツ後民之進所江見舞、

一同刻喜右衛門見舞有之候、

一七ツ後喜右衛門歩行致度、相誘候間列立夕暮時分より出、杜喜央

所江參、暮く歸旅宿、

同 晦日

一朝夕之定行如常、

一四ツ後喜右衛門・弥四郎見舞同道にて民之進所江參、夫より同伴

中庵所江彼岸茶入いたし候段承候間、列立參候、然処ゆるく相

咄、大和濱辺江歩行相催、同道參候間、西田所江夜咄ニ參候様ニ

との事候間、暮くより參候て深更歸宿、

一今日戸七看病方として有川藤七・平山喜左衛門字驗方より參候、

遠流人某種々病氣之由にて田中七郎親類故右見方住居候由、右ニ、

付前田金次郎ト七郎同伴にて差越候付、当所罷廻候、

閏八月朔日 曇天

一朝夕定行如常、

一四ツ後喜右衛門・弥四郎見舞にて候、民之進所江同伴参候、然処西田氏江ハたんす塗方相頼置候付、今日塗方いたし被具候との事故、民之進所にて相頼候、

一七ツ時分より鉄炮式日ニ付、一同同道にて出候、然処毎之通塩梅不宜敷候得共、賦矢射付候て勝ニ相成候事、

此晩誰も人來無候、早刻相休候、

閏八月二日 曇雨晴

一定行如常、

一四ツ後民之進所江見舞候、其内各喜右衛門所江彼岸ニ付見舞、

一八ツ過比より弥四郎、民之進旅宿より相別れ、拙者暫時之帰宿候て跡より参候旨致約束置候て参、終日相咄、雨降出し其上深更ニ相及候間一宿、四ツ時分朝飯迄も給りて帰候事、弥四郎同断にて朝之内被帰候、

同 三日 曇晴

一喜右衛門所江一宿にて四ツ時分帰宿候、定行ハ如常、

一四ツ後民之進所江見舞候、

一八ツ時分より喜右衛門参候間、同伴西田氏津名久旅宿江彼岸ニ付岡子振舞可有之との事ゆへ参候処、此晩も深更ニ相及帰宿候、尤大工正右衛門今日より参候付、今日よりハ打立方ハ不致召列参候、四ツ後与人杜喜央参候付、何彼と相咄、然処杜喜央家作半成熟相成候付、移滲いたし度候付、頗ニ参具候様承ニ付、良相断御考ニ候得とも不相叶候付其之旨相慮置候、左候て孟老ツ・扇子老箱・

煙草入老箱・細工もの老包・絵拭数枚遣候、

閏八月四日 曇晴雨

一定行如常、

一今日より正右衛門并吉利七郎と申者、弟子之由候て召列参候て、細工相初候、尤物置棚作方致候、

一四ツ後西田并久保例之通見舞、

一夕刻民之進江見舞候、

一今日名瀬江便宜有之候付、打綿八斤・茶拾斤四元治兵衛と申者江遣候て織方頼遣候、

一新保戸七麻疹相煩候付、為着病、有川藤七・平山喜左衛門参居候処、未たゆる／＼不召呼候付、今晚参候様中入置候処、夕過より参候付、大工杯一緒ニ次之間にて正中共出候、

閏八月五日 曇晴雨

一定行如常、

一今日ハ御藏下辺にて魚取相企置候付、嶋人植能と申者相頼、投網いたし候間、御出張被成間敷哉之旨、以愚札西田氏江申遣候処、追付被参、喜右衛門にも承、良暫時相咄候上、三人同伴御藏下高蔵江畳敷付方、当番所江申入置候故、右所江参、終日魚取見物慰候、殊ニ約束候て風呂立方いたし、今しも終り入方いたし候、尤各并当持参也、暮時分帰宿、

一遊び中植能正中并塩氣杯取拵参候、

一暮過より民之進所江参候てゆる／＼相咄、五ツ時分帰宿也、然処有川藤七替打候由承候付、民之進所にて打方いたし候、

一名瀬四元次兵衛と申者江綿并ニ茶差遣、木綿織方頼遣候処、当分麻疹流中最中にて不相調とて差戻し候由也、尤筑兵衛自分品之処

にて頼遣候、

同 八月六日 曇天雨少々

一朝夕之定行如恒、

一四ツ後喜右衛門如例見舞にて候、

一九ツ時分より喜右衛門・弥四郎殿同伴にて鉄炮武日ニ付被参候、

一八ツ時分より同伴にて参候、

一此晚帰宿候てゆるく独居候、

同 七日 曇天雨

一朝夕看經如常例、

一四ツ後喜右衛門見舞にて候、

一此日民之進快候て暫時之間被参候、

一田中七郎親類之事ニ付、古兄と申所に先日より差越候、爰元迄参候、尤前田金次郎も同伴にて候、

一此日終日大工之細工いたし候、見物候也、

一此晚足輕新保戸七麻珍ニ付、為看病差越候足輕有川藤七・平山喜

左衛門と中者、明日戸七召列宇驗方諸所江帰度段申候付、次之間

にて追酒共為致候、

同 八日 朝終日降続之雨、風も相立

一朝夕看經等猶如恒無怠候、

一四ツ後喜右衛門被参候、

一今日ハ雨にて終日閉籠居候て、細工共いたし大工正右衛門・七郎

細工見物候、

一此日足輕共大雨故不得帰候、滞在候外ニ田中・前田滞留候、

一此晚又々民之進所江茶入候由被申候付参候処、喜右衛門被参逢候

て種々咄共にて候、

同 九日 終日大雨降通候

一朝夕定行、前日同断にて候、

一四ツ後より弥四郎・喜右衛門被参候、大工細工見物にて八ツ時分

迄被相咄候、弥四郎ニハ風邪氣にて両目引入候とて、今日より被

出候由也、

同 八月十日

一朝夕常行如例、

一此日各被来候、

同 十一日

一朝夕常行如例、

一此日四ツ後各被参候、

一七ツ時分より喜右衛門・弥四郎同伴、大和濱江炮式日ニ付出席、

一清太郎・与兵衛同断にて此日三能安江遣候、

一此日龍郷之宮都喜徳之嶋より帰候て立寄候、

一此晚弥四郎暮過候て被参候、木場氏より書狀到来候、其趣ハ將軍

家御上洛被仰出候書付手ニ入候とて、被遣候由にて則難止候て

持参、深更迄相咄候処、頗一宿中入候得其被帰候、

同 十二日

一常行如例也、

一四ツ後民之進・喜右衛門・中庵被参候、

一七ツ後より三士同伴にて西田氏江参候、尤閑暇にて頗御留候間、

一此晚ハ喜右衛門共ニ一宿、民之進・中庵は暮前帰候、此晚恩勝村

江猪取得候とて売来候間取入、若哉各御参候半と煮させ置候也、

一西田氏江止候間取寄、各寄会候、尤亭主より種々振舞共也、

一此日宮都喜帰候とて仮屋元江立寄候間、木場所江一札遣候、

同 十三日

一 西田氏江一宿、朝食振舞、夫より昼時分帰宿候也、
一 此夕方民之進同伴候て歩行也、

同 十四日 晴天

一定行如常、
一 此日無事、

同 十五日 晴天

一朝夕定行如常、

一 此日名瀬江藤野彦太郎二十日初忌日参候付、暮参并ニ祠堂米降方として宮路筑兵衛・与助両日遣候、右ニ付矢野喜三次殿より先日頼候牛之皮被遣候付、右之一札并首尾方申付遣候、
一 夕方民之進同伴致歩行、カマス之魚少々釣ニ出候者取得様子見掛、
一 貰候て此晚民之進と相会候、

同 八月十六日

朝夕定行如常例、

一 此日彦太郎三十日ニ相当候付、飯いたさせ各江振舞候、九ツ時分より一同被参候、

一 各同伴ニて鉄炮式日ニ付大和濱射場江出候、

同 十七日 終日雨天氣候、

一定行如常、

一 四ツ後各被参候、弥四郎殿ニハ留置候、
然処此日出來被成居候棚塗方相頼、八ツ後打立、夜人迄相かかり、夫より四方之咄、終ニ一宿頼ニ留候、
一 此日龍郷満仁為見舞参候、尤餅并ニ野菜等持参、

同 十八日

一朝夕定行如常例、

一 西田氏早々帰宿候、

一 此日龍郷之満仁帰候とてそふめん少々遣候、

一 八ツ過比より西田氏其外二十参候、今日杜喜央移涉之祝致度候付、

一同参兵候様承候間、連立参候、中庵ニハ病氣故得不参候、夜ハ

九ツ時分ニ帰宿候、亭主振として当所与人伊孫志、間切横目富雄

其外諸横目佐和・須美・仲厚・作惠仁参逢候、

一 塩吸物 ガツン せ切 一 醬油同いか

一 味噌 ガツン せ切

一 丈平 玉子焼 竹ノ子 山羊 かん 庭鳥之身 せい

一 春寒 ひれ 猪 片房 山羊 大根

一 口取 すまし 身魚 酢下地

一 観蓋 式面

一 并受 式ツ 小并 其外大小 みせ 交セ

一 鉢の物 (鉢) 養身

一 茶菓子 柏平 膳部 式た切れ

皿 養身 干大根小皿 汁 魚切身 東瓜

米日 豆腐
酢 飯

二之膳

春寒

二之汁

魚切身
しそのり

猪口

一此日肝付廉四郎相果候届として前田金次郎・平山喜右衛門爰元迄
参候、

閏八月十九日 曇晴雨

一定行如常、

一四ツ後民之進・喜右衛門見舞預候、

一七ツ後より民之進・喜右衛門・中庵被参候間、同道にて致歩行、
大和濱橋辺より濱辺鉄炮射場辺寛々致歩行、夫より滝之辺より当

与人伊孫志旅宿江参候処、折から在宿故内にはいより茶差出、茶
菓迄も出候、夫より帰宿、思々ニ相別共候、

一此晚誰も無之候間、早々より相休候、

一此日此宿前辺江居候者、尺八鳩之子持参候間、貰置候、

又八月廿日 曇晴雨少々

一朝夕定行如常、

一四ツ後喜右衛門・弥四郎・民之進母之通見舞にて候、然処弥四郎
殿へハ此内より相頼塗掛之物置棚塗方相願候て寛々咄共にてハツ

有様所傳

一七ツ後喜右衛門又々被参候、

一肝付廉四郎病死にて為届参候足輕前田金次郎・平山喜右衛門飯屋
元迄も届申出候、帰さニ今日当所迄参候由にて参候、

一富雄より魚疋正致到来候、

一与人伊孫志より初て来邑之祝儀として、正中武徳利・庭鳥式羽・

玉子四丁・東瓜老ツ致到来候、

一此日龍郷之仁王金参候て東瓜老ツ預候、千もとの種子貰候、暫時
滞留候て加勢共致候賦坎にて候、

一此日御米五俵申請、民之進様より借用等有之候間、余計ニ申請候、
一古詰与人杜喜央今日新詰所差入打立候、然処鉄炮貝等相ならし、
地之者共送りいたし候由ニ候、

一大工頼入置候向井正右衛門・吉利七郎、与人杜喜央西方交代舟よ
り今日暫時之暇いたし候て、在邑之様帰候、尤吉利ニハ今日迄ニ
て為相済帰候、

閏八月廿一日 雨

一朝夕定行勤行如常、

一四ツ後民之進・喜右衛門預見舞候、

一此日鉄炮式日ニ候処、終日雨中にて閉籠居候、然処諸鳴江相願有
之候たんす金工出来候とて間切横日富雄致持参くれ候、

一七ツ後喜右衛門有之金物書出候とて致持参候、尤富雄方喜右衛門
江遣候由ニ候、然処雨中閉籠淋敷おりから故、喜右衛門留置、此
晚ゆるく閑談、深更に及候、正中共出候、

又八月廿二日 曇夕雨大風

一朝夕毎之通常行、

一四ツ後各預見舞候、

同刻弥四郎殿被来候間、ゆる／＼相咄候折、鶏到來被致候とて昼飯類ニ振舞被申度承候、仍て各同伴津名久江参候、然処夕方より雨風類ニてとても帰宿難成とて被留候間此晚一同一宿候、種々諸詰夜ニ入正中等被振舞て賑々敷候、尤終夜雨風さわか敷候、

又八月廿三日 終日無絶間雨風

一朝日出時分寢覚、ゆる／＼いたし候処、風雨類ニて被留候間ゆるゆる帰かた候て、朝より昼迄飯共振舞有之候、夕暮時分少く風雨盡果候て各帰候、然処途中又風強候、此晚尤諸人無之間、早く休息候也、

同 廿四日

一定行如常、

一四ツ後弥四郎殿被参、久保井ニ民之進も追付被参候、弥四郎殿ニハ細工道具持参候て細工共有之候、民之進所ニて鶏飯御振舞度由候間、八ツ時分より各参候、然処今日も八ツ過より又々西風類也、仍て各一宿候、終夜閑語種々様々也、

同 廿五日 雨終日少々降 風

一宿故、朝ゆる／＼寢覚、八ツ時分拙宿之様各被来候間、昼飯各振舞候也、何れも来候て夕方喜右衛門所江鶏之汁いたし候間、参候様承候間、同道参候、此晚も種々之閑話不定、深更ニ帰宿候、

又八月廿六日 曇勝ニて又暗 曇風少々

一朝夕之行狀如常、

一五ツ前寢覚、

一四ツ後喜右衛門・民之進見舞、然処に弥四郎主被参候、尤今日鉄炮式日故鉄炮持参ニて候、今日ハ鉄炮場江鶏之汁飯持出候賦候処、

早刻限も時分能被成候間、宿ニて相披候、

一八ツ時分より一同相伴、射場江出候、今日毎之通矢先も不振候得共、名瀬賦付之矢射付、勝を取候、帰宿掛瀧之下江参候てかつ尾之本弥四郎・喜右衛門同伴ニて兄ニ参候、

一此之晚民之進被参候、ゆる／＼閑話ニて深更迄被相咄候、

閏八月廿七日

一朝夕如常、

一四ツ後各同断被参候、

一八ツ後より弥四郎・喜右衛門同伴ニて被参、明日与人より狩致度中事ニて、其談合共ニて晚迄ゆる／＼相咄候、

閏八月廿八日 曇晴

一朝夕如常、

一今日津名久之上辺狩有之賦、各拙宿之様被立寄、尤案内参候間出掛候処、与人伊孫志も御蔵下江相符合、同道津名久江弥四郎殿被立寄、同道ニて則鹿倉之様発候、然処初鹿倉津名久之者射候、不留候得共、又共矢切いたし候て、今一鹿倉狩方有之候得共、無其詮空敷下山、西田氏江立寄候、然処右之猪、犬喰留候とて犬付脊負参候間、西田氏ニて相披き候、尤深更迄ニて帰宿候、

一小久保左助との、今日宇驗方より被参候とて、夕刻被立寄候由、然処右式故不逢候事、

同 廿九日 曇後晴

一朝夕如常、

一今日も恩勝村上辺江込居候て狩企有之、未明ニ祓覚、六ツ過各拙宿之様相集、津名久江登候て宜敷とて参候処、弥四郎殿ニも途中ニて出逢同道登候、今日ハ都合不宜、猪も出中、尤狩終りより

雨降出し、ひたぬれにて早々拙宿之様帰候、各留候得共不被参候
間、風呂共たかせ候て被参候様申遣候処、一同被参候て、昨日之
猪肉煮させ候て、各寄合候、昼より種々之閑話共にて深更迄被相
咄、思ひ／＼帰宿候、弥四郎殿ニハ旅宿遠く申事故、頗る留候得
共不被止被帰候、尤左助とも被出会候、

九月朔日 曇天夕雨

朝夕如常、

一四ツ後皆々一同被参候、

一八ツ後より鉄炮式日ニ付列立、同出席、鳴人誰も出張不致、今日
ハ随分塩梅も宜敷候間、弓勝候、尤与兵衛・清太郎も同断勝、

暮過喜右衛門被参、旅宿鶏盗人參候由下人四郎見付、相組候処、
富雄下人之由中候山にて、旅宿亭主より主人方江口合置、内済ニ
取計、可然喜右衛門より承候間其意ニ応置候、

一朝七ツ時分与人伊孫志、横目富雄、諸横日某、当日為祝儀預見舞
候、

一此日御米老悛申請候、

菊月貳日 曇晴雨少々降

一朝夕如常、

一四ツ後皆々被来候、西田氏江ハ申遣、今日与人・横目より矢数射
方預かり候付、札書いたし度中談、札切喜右衛門いて之外、用意
大体相調、八ツ過より夜迄書方いたし候、尤小久保左助殿折から
被参居候間、相頼之札書相済、皆／＼相咄、深更迄ニ候、

一此朝三生民と申者参候、

一住用間切候和田八之進、銅山方掛鳴役跡代之儀同様頼置候、満仁
と申者江申付候て如何候哉之旨承候、

同 二日 晴天風なし

朝夕如常、

一今日俄之企て大棚村江致遊歩、尤中庵案内宿亭主弟居住候処故、
同断案内中候、乍併時仁納と申者之所ニ参候、段々之馳走也、

吸物式ツ・鉢差身・井物種々・後鶏飯出し候、金久村近辺由候間、
元和良所ニ参候、茶一服参候、今日ハ小久保左助ぬし被参居候間、
帰村ニ付送りも乍序いたし候、終日遊び暮し、夕刻帰宿候、

一此晚三生民と申者より猪之小枝壹ツ・魚式尾致到来候、

一此日鳴人共致狩候由候得共、取得不申由ニ御座候、

菊月四日 曇天雨風も少吹

一定行如常、

一此日鳴役々共より願出候矢数射方、天氣無寛束、雨も少々降候付
取止之筋ニいたし置候得共、随分天氣立候様ニ有之候間、四ツ時
分より射方打立、其内雨風等有之候得共、免哉角と無止ニ射仕
舞候、大かた七ツ前時分相済候、尤千筋ニ候、人数西田弥四郎・
久保喜右衛門・桂民之進・南中庵・拙子・武田清太郎・同姓与兵
衛ニ候、建六十七建ニ候、

一役々より昼飯差出候、与人・横目等相談候後、正中式瓶・鉢差身・
井物交合種々・猪肉同断役々くれ候間、則相披、此晚深更ニ及候、
一此日南中庵より餅致到来候、

同 五日 終日風吹

朝夕如常例也、

一四ツ後喜右衛門・民之進・中庵被来候、

一此日終日細工等候て日を終候、此晚夕より民之進・中庵被来候間、
喜右衛門江申遣候てゆる／＼相咄候、尤中庵より到来候餅、猪肉

と煮させ候て各江振舞候、然処中庵ニハ腹痛有之候由ニ早く被帰候、

菊月六日 曇雨風吹

一定行如常、

一此日鉄炮式日ニ候得共、雨風ニ難閉目、尤一同四ツ後被来候、殊更西田うちニハ式日ゆへ鉄炮道具取揃へ被参候得共、取止候て終日各細工ニて日を終ル、西田ニもわざ／＼細工道具等取寄候、尤昼飯振舞候、晩深更迄相咄、焼酎共出し候、

菊月七日 曇晴

一定行如常、

一寢覚候折、猪之催有之由承候、早々仕舞かいたし候、然処与人伊孫志案内ニ参候間、喜右衛門同伴ニて参候、津名久上辺四鹿倉狩有之候、初鹿藏より二番鹿倉迄ハ猪起立無之候、拙者間伏より遠く洩出候を見候迄ニて候、三番鹿倉当才小猪出候得共、矢放迄ニて射留不申候、五箇なり候得共、乍漸小猪老ツ恩勝村之善成志細田氏僕仲藏相中ニて射留候、惣て出候ハ小猪ニて候、四番鹿倉津名久村上ニて候、与兵衛所江掛候得共、火不通、喜右衛門打留ニて候、三才位之妻猪ニて候、初矢ゆへ此晩初矢祝有之候間、参候様承候間、一同同道ニて参候、尤今より狩人数一同出会候て終夜賑々敷、此晩各一宿、中庵ニハ帰候、翌日九ツ時分帰宿候、

同 八日 曇晴

一定行如常、

一此日九ツ時分喜右衛門所江帰宿候、
一此日木場伝内我々共御賄米・小出来切れ候間、出方として今日差入ニて候、尤則見舞ニて候、然処今日ハ鉄炮待受いたし度、前より

り申談候所、当人も同断之考ニて候間、無間出場いたし候、三人組合、

右衛門 三和実 三生民

中庵 民之進 伊孫志

喜右衛門 弥四郎 伝内

頭十箇弥四郎組勝、跡五ツ箇我々共勝ニ相成候、

一木場江未ゆる／＼取会不申放、今晚取会度申候て被参候、頭／＼問ニて深更迄相咄候、尤大島^(西郷)三右衛門一条色／＼右江類し候事共ニて候、尤三右衛門下女、子共杯之儀、手厚世話ニ預候間、右之一謝又ハ鳴人仁王金願之儀共相頼候、

菊月節句 曇雨

一定行如常、

一四ツ後節句ニ付、一同祝儀承候、

一九ツ後より鉄炮場江出候、木場ニハ御米配当済ニ来候間、射方相初くれ候様ニ承候、無程被来候、尤昨日之通、三人組合ニて候、三十箇相済、我々組頭勝ニて、跡二句切惣て弥四郎組勝ニて候、一此晩ハ西田氏誕生日ニて候間参候様前より承居候間、一同参候、木場ニも被参候、夜あかし咄候て半より木場ニ拙者兩人改て向候て相咄候、夜を明し候、外ハ各其俣祿伏され候、

同 十日 曇雨

一西田氏より九ツ半時分帰宿候、此朝木場ニハ被帰候、

一此晩誰も無之、空敷膝をかへ候、

一此日木場伝洲飯屋元之様帰村之賦ニて出舟候処、順風無之田ニてこき尿され候由、

同 十一日 曇雨風少々吹

一朝夕之狀如常、

一五ツ時分より百箇之企有之、大和濱射場江出張、終日吹降にて六十箇にて為相濟、八ツ半時分帰候、今日ハ常より少々塩梅モ宜敷候間、夫故勝も有之候、

一本場伝洲今日歸村候て射場江被來候、

一射場より帰候處、風呂たかせ有之候間、各江申遣候て夕刻迄被相咄、各被帰候、此晚ハ誰も無之候故、独座幽情淋敷候、尤今日射場にて伝洲倭船沖江相見得候様被相咄候間、頗御国元之事共、過去未來之事杯想像胸動慨嘆、床中不眠、

菊つき十二日

一定行如常、

一四ツ後各見舞にて候、

一暮時分より民之進同伴致歩行、貞人と申者之処江參候てゆる／＼茶共給候、帰り掛南処江立寄候處、喜右衛門江も申遣候て此晚ゆる／＼いたし候、

一此晚到來候品にて西田氏よりたんこ致到來候、

同 十三日

一定行如常、此日亡養父靈御忌日ニ付、別謹拜候事、

一四ツ後各見舞にて候、

一暮時分喜右衛門來候間同伴貞人処江參事、亭主留主にて候得共、植能と申者參逢候て、茶共出候、亭主江包物遣候、

同 十四日 曇晴

一定行如常、

一此朝曉より祢寛、狩之企有之候間、夜明より同道にて出候處、津名久上辺狩之企にて候、四鹿倉にて候處、二鹿倉目大猪一ツ射留

候、相連れ候に披存候處、飼犬之赤付掛、外ニ三正相立居候由ニ

て嶋人等捕候よし、此時狩立之人数一統參候て矢披いたし、多人數參候、賑々敷共ニ御座候、尤与人伊孫志ハ狩人数ニテ候得共、横目富雄江も申遣候て參候、打留候猪九十五斤有之、鳴にてハ大キ方ニ候出也、

一此晚一同一宿也、

同 十五日 曇天

一定行如常、

一此日も恩勝村上辺狩之企有之候間、早朝より一同旅宿列立出候、今日も四鹿倉にて候處、西田氏老ツ打留にて候間、矢披有之候付、參候様承候間、暮過より一同同伴參候、此晚も多人數參候て賑々敷、尤一宿ニ候、

同 十六日 曇天

一定行如常、

一今日龍郷之仁王謙參候、肴・飯・砂糖等致到來候、

一此日西田氏一宿故、八ツ前帰宿候、尤一同同伴にて拙宿にて猪飯共振舞候、暮時分同道にて南中庵処江祭礼并麻疹快氣祝被致度段承候間參候處、与人・横目杏春杯參逢、段々之馳走ニテ候、深更帰宅候也、

同 十七日 雨風頻也

一定行如常、

一此日四ツ後民之進・久保・南等預見舞也、

一此日淋敷候間、四ツ後よりいろ／＼細工共にて日を暮候、

一此日住用より満仁參候て銅山方掛被仰付候屈方參候、尤和田八之進より銅山出璞見分并銅山方之儀ニ付問合被遣候、

同 十八日 曇雨

一定行如常、

四ツ後民之進、喜右衛門・中庵預見舞候、

一此口満仁在所之様罷歸候旨承候、

一此口も終日細工共いたし日を送り夜迄相掛、西田氏よりひどろ板
置置候付、行燈ニ仕掛、あかり取様ニいたし候、此晚近ニ成熟相
成候、

同 十九日 曇雨

一定行如常、

一四ツ後前三上各見舞ニて候、

一此晚已待ニ付、暮過より各被參候、毎之通取肴等取仕立、各より
もいろく預候、此晚深更ニ相成、一同相休候、

同 廿日 曇夕雨風類也

一定行如常候、

一此朝一同一宿故、日覚候処与人伊孫志狩相企之由ニて一同打立登
候、国直村上辺ニて殊之外都合悪敷故、三鹿倉狩候得共、今日出
不申、別て淋敷狩ニて候、三鹿倉目狩上り雨類ニ降出し、右往左
往ニて国直村之宿迄參候処、船手当有之由候間、船ニて帰候処、
乗組多く其上あか入、浪も立候て殊之外暫時之間存候得共無難こ
き入候、西田氏同伴ニて民之進ニも被參風呂相立居候間ゆるく
相咄、焼酎・夜食差出候、

一此晚木場氏より倭左右承候趣ハ、

一(鳥津忠義)太守様公辺御用、京都御鎮靜ニ付、御刀御拜領之由、

一太守様来月方御參府之御模様有之候、

一諏訪数馬殿御役御免、隠居慎、

一川田將監殿閏八月廿四日大目付、

一樺山相馬殿九月朔日右同斷、

一(久光)三郎様御參内御銀御拜領、

御懇之被為蒙、褒勅候段御到來、

右閏八月廿二日

一大坂江南部様御屋敷御取入、御米買入被成候山、

一京都御留主居本田弥右衛門、伏見ハ高崎と申事之由、

一三郎様御事、大坂辺より御銀御取入、蒸氣船より阿久根江御着、

九月七日鹿府御着、此船ハ車、ケ所仕掛有之、天祐丸より一倍早

き船之由、

一御国元江も御米三萬石計御取入相成候由、

同 廿一日 曇雨

一定行如常、

一四ツ後毎之通各預見舞候、

一西田氏宿元狀相届、次男麻疹後類ニて天亡之由、就てハ得不參候
間、其段届且形行承届候、乍然跡江又々男子出生之段も一緒ニ中參、
吉凶之左右ニて氣之毒なからも先憂の中ニ之喜ひとやら中上候、隨
分挨拶も出来候、一同淋敷候間參候へとの事故、八ツ後より各同
伴ニて參候、染もの為致、焼酎致持參候、此晚尤深更迄相咄候、
一此日木場氏江返詞且仁与謙願望之一条頼越候、

同 廿二日 雨天

一定行如常、

一四ツ後右三上前日同斷、

一四ツ後与人伊孫志、間切横江富雄見舞、富雄江昨日包もの遣候礼
も致候、軍書此内かり入置相返し、又々かり入候、元和良、三和

実も兄舞候、外ニ三生民昨日竹木横目寄被仰付候由、殊ニ包もの
呉候間、右之札も承候、南中庵宿亭主武仁央も参候、是も昨日包
もの兵候札ニ付候、尤此内飯屋後江右同人品地少々有之、かり人
置度、其一札も中度御座候付、包もの其心持を以遣候、

清貞母江西洋かせ武反分織方相頼、右母江包もの遣候、

国直前武仁江包もの遣候、

一 前時江同断、

一 越后江同断、

一 此日代官本廻島前ニ付、牛馬内改有之、相濟候て牛突合有之候間、
見物可参との事候間、御藏下江参候、

一 此晚誰も無之候間淋敷候、

菊月廿三日 雨天

一 定行如常、

一 四ツ後三士見舞ニ付候、西田氏凶左右有之候故、三日引籠ニ付候
間、不彼参候、

一 九ツ過より喜右衛門氏子祭札ニ付、鶏之汁被致度との事故参候処、
晚迄ゆるく相咄候、

一 此日住用間切横目真作美方江入津之久古丸江書状相届居候、早々
相届越候様中越候処、右船頭返答ニハ相届品等段々有之、遠方入
船故、幸片船城、大和濱船入津船近々出帆相成候付、右より相届
方可然様申出たるとの事ニ候、

同 廿四日 曇天

一 定行如常、

一 四ツ後より津名久辺江狩いたし候、尤雉ッも出不申淋敷候、

同 廿五日 曇天

一 定行如常

一 六ツ半時分より大和濱村上江狩ニ登候、此日も同断不^(獵)りやうニて
候、此晚善成志江参候様申付、尤参候間ゆるく相咄候、民之進
中庵も被参候、

同 廿六日 曇晴

一 定行如常

一 四ツ後一同被参候、八ツ後鉄炮式日ニ付、同出候、今日ハ少々
塩梅宜敷候間、随分面白く候、此晚謝場より西田うち同伴、拙宿
江被参候、此日太三能安より只令到来候間、相開候、

菊月廿七日 曇晴

一 定行如常

一 四ツ後各預見舞候、西田氏・民之進より八ツ時分ニ相成候間、飯
振舞候、此日ハ一同三能安作場江唐芋食ニ参度前日より催有之候
間、同伴ニて参候賦候得共、漸々天氣不宜候間取止、津名久江西
田氏参候様承候間、各同伴ニて参候、此晚毎之通深更まで相咄候、
一 此日宇驗方より与力篠崎覚兵衛、足輕川畑一郎為尋差越候、外ニ
足輕三人此方江為引移候間、此日与力台列差越候、右ニ付内江
申付置候て酒つかひいたし置候、中庵参候て亭主振共被致候由
ニ候、

一 覚兵衛より鶏壹羽致到来候、

菊月廿八日 曇晴

一 定行如常

一 六ツ過より大欄上辺狩ニ登候、尤四鹿倉ニて式ッ出候、尤式ッ共
筑兵衛矢放しいたし候、

一 此晚風呂立居候付、民之進参候間暫時被相咄候、

同 廿九日 曇雨

一定行如常、

一四ツ後一同見舞ニて候、字驗方人数も同断、足輕共ニも同断之事、
一西田氏今日ハ俸年忌、殊ニ此節天亡二十日ニ相当候とて、茶人被
致度参候様ニとの事故、同道ニて参候、昼飯振舞、晩迄焼酎等被
出候、深更迄ニて候、

同 卅日 曇天

朝夕如常、

四ツ後替ノ同断、

一八ツ時分より太三能安持之島江唐芋喰ニ参度とて申談候間、尤西
田氏肝焚ニて候、此方江先被来候様申遣候処、九ツ後より御参候
付、昼飯振舞候て各同伴ニて候、二男之三能温先江参逢候、尤此
方吸筒持参候処、彼よりも取看・焼酎など持参候由ニて候、ゆる
／＼いたし候て暮々各帰宿候、西田氏初拙宿江鶏之汁申付置候間、
与力・足輕ニも同様参候様申入置候間参候付、鶏之汁壹ツニて為
相済候、各深更迄被相咄候、

十月朔日 曇晴

一定行如常、

一夜明より狩企有之候間、相仕舞西田氏江参候、彼所より各打立ニ
て候、此日一ツも不取得候、

一此晩民之進鶏之汁致度、参候様との事候間、一同参候、此晩ハ西
田氏・拙者、民之進所江相泊候、

同 二日 曇天

一定行如常、

一此朝民之進所江泊候間、九ツ時分帰候、

一覚兵衛より看・折致到来候、

一櫓柑老台ツ、善誠志・富仲志より致到来候、

一此晩誰も無之、淋敷暮候、

同 三日 曇晴

一定行如常、

一此日鉄炮企有之候間、大和濱江出張候、三人組合ニて右衛門・民
之進・有川藤七老組、弥四郎・覚兵衛・与兵衛老組、喜右衛門・
喜左衛門・中庵老組式十箇ニて弥四郎・喜左衛門組勝、跡ニて五
部并三寸中放し等有之候、此日ハ西田氏より鶏之汁被差出候、鉄
炮相済、暮時分帰宿、此晩誰も見舞無之候、

一此日元和郎より櫓柑老台致到来候、

同 四日 曇天雨

一定行如常、

一今日より住用江生榮丸船中病人有之、中庵頼参候付、今日より参
候旨、承届候、

一四ツ後各預見舞候、篠崎覚兵衛・川畑一郎留置候て昼飯振舞候、

一住用入津長崎^{船方}某生榮より届来候由ニて銅山方掛龍郷之満仁方よ
り宿元狀南郷正左衛門より差遣候書狀届遣候、至極之無事ニて致

安心、其上神九郎筆ニて一紙被遣候、

一此晩大和左右狀況拙者・西田氏杯江申遣候、尤明日より泊狩之企
有之、西田氏ニハ此方江一宿同伴拙者中遣候処被参候、俱狀祝共
いたし候、

同 五日 曇晴

一定行如常、

一未明より深山催、泊狩ニ登山いたし、行掛狩方いたし三鹿倉ニて

元和良武ツ射留候、此晚賑々敷事ニ候、

同 六日 曇晴

一此日も狩ニて式鹿倉有之、夫より湯灣嶽に登山いたし候、実珍敷場所ニて承候より致感心候、此晚も深山塔小屋屋留ニて候、此日ハ老ツモ取得不申候、別て淋敷事ニて候、

同 七日 晴曇

一此朝雨氣ニて打曇、如何敷模様ニて暫く見合候得共、漸く晴立、夫より嶋役共江朝鹿倉之分ハ致させ、我々ハ二た鹿倉より立込候、三鹿倉目老ツ打留、二才中定宿之時仁納老ツ少々劣ニて候、一此晚各被参候付、抜きいたし候、尤与力・足輕迄も召呼候、

同 八日 曇雨

一定行如常、

一四ツ後コリ一同被参候様申置、今日ハ亥之日ニ相当候間、唐芋之餅振舞度、前廣申置候間、差出候処、至極不出來ニて馳走も不相成候、尤宇驗方寛兵衛・一郎ニも参候、其外当所足輕共ニも致振舞候、夕より中庵所江鶏之汁致度申事故、一同参候、尤中庵住用江病人有之、参候て一昨日帰村ニて土座披ニて候、此晚も深更迄相咄候、

一此日富仲志より櫓柑致到来候、二和幸より肴并櫓柑同断也、

同 九日 曇天雨風

一定行如常、

一四ツ後各被来候、篠崎寛兵衛・川畑一郎今日帰村之旨承候、尤為暇乞参候、

一同列ニも見舞ニて候、

一此夕方西田氏より久保参居候付、夜咄ニ参候様申参候間、参候て

深更迄相掛、其上一宿ニて候、

同 十日 曇天

一西田氏江一宿故、帰宿候上定行如常也、

一此日伊孫志より鴨一羽致到来候、

同 十一日 曇晴

一定行如常、

一四ツ後三士共見舞候、同人より櫓柑致来候、前清より櫓并ニ野菜、

一四ツ後より一同被参候間、伊孫志より到来鴨相披候、尤自身料理致加減ニて候、

一八ツ時分より鉄炮式日ニ付、一同同伴出場候也、鉄炮堀梅別て不宜候、

一此晚誰も参謁無之、

一銅山方より和田氏其外より彼之方廻島之為知、相良氏見分用意之形行御渡付相成候、大炮打試致度との問合参候、

同 十二日

一定行如常、

一四ツ後例之通、

一此晚夕方より津名久江西田氏見舞、尤喜右衛門、民之進同伴致歩行、西田同道ニて拙宿江参候て相咄候、

同 十三日

一定行如常、

一四ツ後一同見舞、八ツ時分喜右衛門所江猪之汁いたし候間参候様ニとの事故参候処、西田氏俱々一宿、民之進ニハ完待ニ登候との事ニて被帰候、

同 十四日

一久保氏江一宿故、九ツ時分帰宿候、此晩誰も無之候、

同 十五日

如常、

一此日四ツ後一同同断、八ツ時分より西田氏参候様承候間、俱々同
伴参候、此晩深更迄相咄候て帰候、

同 十六日 曇雨

如常、

一四ツ後より一同被参候、西田・久保ニハ拙宿にて細工共にて候、
拙子ニも同断、たんす塗方等致候、

一此日民之進鶏之汁いたし、昼飯振舞度との事候間、一同参候、

一此日式日にて候処、雨天にて尤細工仕掛居候故見合候得共、外人
数の皆く射方有之候得共、拙子ニハ出場不致候、乍然暮前見物
がてらニ射場江参候て一同列立候て夜咄いたし深更迄にて候、

同 十七日 雨天

一定行如常、

一此日名瀬方根瀬部村江龍佐民廻村いたし居候は、西田氏江狩相企
御差入被成旨前廣約諾有之候処、今日より泊ニ入村之賦にて雨天
曉天立にて国直河内鹿倉より狩上り、根瀬ケ村江一宿之談しにて
西田氏ニハ老番鳥時分より被参候、然処雨頗ニ降出し見合、夜明
五ツ前雨天ながら大和濱橋下より乗船、国直村前武仁所江相休相
見合、九ツ前時分少々降止候間、国直河内鹿倉江立込候、猪立多
く候得共、天氣柄不宜候間、思之恨不参候、龍佐武矢放いたし、
右之矢付猪小者休太郎間伏江相掛打留候、外ニ小猪犬喰留候、雨
天にて一ト鹿倉にて為相濟、根瀬部村□□□致一宿候、此晩佐
武・種子島城介ニも被参候間、一席にて相咄、

一此日喜右衛門・中庵ニハ八ツ過より同伴、泊宿江被参候、

同 十八日 晴天

一右宿夜明打立狩方いたし候処、猪立多く久保喜右衛門大猪打留ニ

候、初前武仁・伴前西所江相係迎れ、中庵同断にて候、然処右猪
江矢付テ候間、大都て相付、とふく狩上り不申候間、二番ニハ
右之鹿倉逆引いたし候処、小宿之者中下り猪壹ツ打留候、三番
鹿倉ニハ尤多く休太郎矢付いたし候得共、得取不中候、三鹿倉ニ

て終日相掛、国直村上にて相別れ我々ハ国直村前武仁所江致
宿候、此晩ハ酒宴様々候也、

同 十九日 雨天

一此日ハ当所より空敷帰候も如何候間、一狩いたし度申談、大和濱
より犬取寄、狩方致度申遣候処、与入伊孫志犬付引列、早天より
参候、雨中ながら一鹿倉狩方いたし候得共、中く難参候間、又
々同し宿江相休、七ツ時分打立帰候、西田氏ニハ足之痛有之候間
狩立無之被帰候間、帰掛立寄、此晩ハ拙宿ニマ被致度申談、皆々
被参候、西田氏ニハ来客有之候間、不被参候、

同 廿日 雨天

一定行如常、

一四ツ後各被来候、此晩空敷罷在候、

同 廿一日 曇天

一定行如常、

一四ツ後各被来候、西田氏ニハ鉄炮式目にて候、鉄炮持参八ツ時分
より同伴にて出場候、此晩誰も来人無之候、

同 廿二日 雨天

一定行如常、四ツ後各人來、西田氏ニハ早々より被来候様申遣候間、

四ツ後より細工道具持参ニ候、尤久保同断、具飯相振舞候、此

晩民之進宇治瀬祭礼差越、病氣快氣祝被致候間、参候様承候、夕

より一同参候、段々之馳走ニ候、西田氏ニハ足殊之外相痛、と

ても対座難成とて拙宿より早く被帰候、此晩拙子初其外足輕共迄拙宿召仕共ニも参候様ニとの事ニ候処、一統祝候て、召仕共酒狂散々、甚氣之毒迷惑千萬ニ候、

一此日大工向井正右衛門参候、是も民之進所江召列候、

神無月廿三日 曇天

一定行如常、四ツ後各被来候、西田氏ハ矢張足之痛ニ候、此日太工正右衛門仕掛之、人并当打立候苦候得共たんす金物打方爲致候、此晩中庵参候て深更迄相咄候、

同 廿四日 曇晴

一定行如常、四ツ後各入来ニ候、

ハツ後より民之進同伴西田氏江見舞、徒然ニ候間、相咄候様承候間、此晩深更迄相咄候、追付喜右衛門ニも被参候得共、留主番無之とて被帰候、

一此日佐恵仁よりミかん・肴・野菜・三和実より同断、

同 廿五日 朝立快晴夕雨頻也

一定行如常、四ツ後各入来、

一富雄より密柑・折令到来候、

一ハツ後伊孫志見舞候、

一宇驗方より太三能安より琉球上り船入津之旨爲知遣候段、伊孫志より承候、

一小宿より種子島城介一札ニ預り、此内符ニて取合候挨拶かたく也、

同 廿六日

一定行如常、四ツ後一同見舞、西田氏今ニ腫物然々無之、此日ハ座中取乱有之候間、いろく取集かた等いたし候、此晩風呂焼候間、一同被参様中出、尤大工正右衛門召出候て酒宴様くニて一席之興ニ相成候、

同 廿七日 曇天夕雨

一定行如常、四ツ後一同前同断、此日代官廻嶋ニ付、昨当間切大欄村江一宿、今日当所江来色、右ニ付此方より米着之様子承度候間、旅宿之様見舞候、然処脇宿江立寄、病者見分等有之との事ニ候、宿江ハ未不被参候間、取次之者江申付帰宅いたし候、然処四ツ半時分代官相良氏、付役矢野某旅宿江預見舞候、ゆるく被相咄被帰候、

一此晩細江弥右衛門主ニも病氣ニて相後候得共、宇驗方より来色ニ候由、

一夕刻より中庵参候て西田氏江相見舞候半哉と承候間、尤左よう存候折から致同伴参候処、頗ニ被留候間、深更迄相咄令帰宅、

一此晩相良角兵衛主より豚一平被贈候、

同 廿八日

一定行如常、四ツ後同断、

一四ツ時分廻嶋人数も帰色之由ニ候、

一代官より為返札鶏式羽令進入候、

一四ツ後、日柄ニ付役々預見舞候、太三能安ハ細江氏江相付帰邑之由ニて見舞預候、

一犬嶋絵図飯屋元より取寄置候、今日差返候、

一矢野氏より犬嶋形容之絵図借入置候得共、今日差返候、

一此晚中庵閑暇候哉參候間、深更迄ゆる／＼相咄候、

同 廿九日

一定行如常、

一四ツ後各預見舞候、

一此朝細江氏病氣にて滯邑故、便遣候、

一四ツ後御證文医師宇驗方滯留渡辺道迄預見舞候、

一此日三能安より鴨壱羽・玉子三十令到来候、

一此日笠利方江琉球上り汐掛舟相原之甚兵衛舟来惠丸船頭名代を以、
飯料及拂底候間、式拾表丈借用申出候間、民之進致談合、御藏出
無覺束存候間、拾表丈受取為相談遣候、尤直段相究、利付にて先
寄入用之節、返并相成候様申付置候、自証文持參之賦ニ候、

十一月朔日 風雨天

一定行如常、

一四ツ後各預見舞候、西田主も快方にて今日より被參候、

一此朝細江氏病氣にて滯邑故、尋之便遣候處、早目に仮屋元之様帰
村相成候由、跡越相成候、

一八ツ後より鉄炮式日ニ付出席候處、風強く候得共、適々出張候間、
射方いたし候得共、皆／＼塩梅不宜候故賦之矢皆／＼射付不申候、

同 二日 前日同断

一定行如常、

一四ツ後各預見舞候、

一此日は氏神靈祭ニ付御供致候て、各江振舞候、乍然西田氏ニハ
来入無之候間、為差知品故、態と不差遣候、

一八ツ前時分より中庵參候間、ゆる／＼相咄、夜ニ入深更迄にて被
歸候、

同 三日 雨天

一定行如常、

一四ツ後同列各預見舞候、

一七ツ後中村与兵衛西方其外御品物繰入ニ付廻勤候處、今日当邑差
入候て、預見舞候、ゆる／＼被相咄、倭左右杯承候、尤吉川源右
衛門・中山甚五兵衛など御役御免情等被仰付候咄承候故、当惑之
事ニ候、

同 四日

一定行如常、

一四ツ後各一列中預見舞候、

一八ツ後より民之進同伴、清太郎・休太郎召列恩勝村老里余頭之方
富雄畑江猪狩ニ登候、余程足ばへ能候得共、雨風にて月ハ未だ薄
く後待付不申、下人作小屋有之候間、右俱々主從夜を明し、唐芋
等湯手させ給候、

同 五日 雨天

一定行如常、四ツ後各預見舞候、中庵倭宿元左右有之とて、倭左右
承候、公儀仰出又ハ吉川・中山御役御免、松岡十太夫物頭にて御
用人席にて跡江出候事杯申參候由承候、

一大工正右衛門今日迄にて細工大容成熟相成候間、此晚常より少々
相仕立、正中共為差遣候、

一夕方民之進中庸持參詮儀共致し、此晚及深更候、

一今日喜界嶋田中氏并孫兵衛書音樟木受取、黍横目漆水と申者持參
逢取候、孫兵衛手節胡麻木綿被差贈候、田中氏豚肉十斤預候、

霜月六日 風雨天

一定行如常、四ツ後一同見舞、

一 大工正右衛門中央相濟候間、西田氏之様ニ遣候、

一 喜界嶋江書番返答相認、今日黍横目淡水西方之様差越候事故、相渡置候、

一 暮時分より恩勝村上江狩ニ登候処、風雨ニテ散々之次第、夜入四ツ半時分帰宿、至極之及難儀候、燈松等持參候得共、中途ヨリ消果、漸々ちようちん壹ツニテとり付、尤民之進同伴、与兵衛・休太郎供召列、久保氏下人四郎も召列候、風雨故音信さへ無之、乍然休太郎所江ハ上之方江少々さなり為有之由候得共、吹散之場所故、中ノ出候丈ニ無之賦ニ候、

同 七日 曇天

一定行如常、

一 此日狩之企有之、大和濱上狩有之候処、隨分込りも宜敷、初鹿倉三能温打留、二番ニ能安打留有之、此晚親子珍敷打留有之候間、帰り掛毛之様立寄くれとの事故不得止事參候処、段々之馳走ニテ候、及深更帰宿也、

同 八日 曇天雨

一定行如常、

一 此日神九郎着袴ニ付、頼持相企候、尤大和濱上辺ニテ候、此日ハ得取得無之候、

一 此晚風呂立居候間、各被來候、

同 九日 曇天

一定行如常、

同 十日

一定行如常、

同 十一日

一定行如常、

一 此日頼之狩相企候得共、取得不申候、

十一月十二日

一定行如常、

一 四ツ後各見舞ニテ候也、

一 此日四ツ後種子島城介預見舞候、

一 此晚南中庵より十二夜待いたし候旨參候様承候間、暮時分より一同參候、深更迄ニテ候、尤城介ニも同伴ニテ參候、

十一月十三日

一定行如常、

一 此日は迄頼之狩一向取得不申候間、又々相企くれ候との事候得共、精神日故、下拙ニハ得不登、一列中江相頼候、然処萩原杏春式才猪打留ニテ候、犬付共召呼剪汁ニテめし、正中給させ候、外人数ハ其儀ニハ及間敷との事故、其通相合居候処、少々間違ニテ參候様ニ為申由ニ候得共、何分ニも小猪故、披も出来兼候間、向より断ニテ候、尤頼持ニ付テハ犬付ハ勿論、一統江弁当飯くれ候ものよしニ候得共、我々頼候事、犬付迄ニテ可然との事、其通取計候、

同 十四日

一定行如常、

一 四ツ時各見舞ニテ候、

一 八ツ後より城介同伴、西田氏江歩行ニ參候、然処頼ニ御留候得共、内風呂たかせ有之間、同道參候半と此方より頼ニ申、無理ニ同道帰宿、深更迄相咄候、

同 十五日

一定行如常、

一四ツ後各見舞ニて候、

一此日着袴祝ニ付、暮時分より一同一列中被參候、尤萩原杏春ニも

參候様申置候、足輕共ニも申入置候得共、一人病氣、老人ハ待ニ

登候との事ニて不參候、此晚ゆる／＼相咄、深更迄ニ相及候、尤

料理ハ上野ト申者相頼候、

一塩吸物壺ツ 味噌吸物壺ツ

鯛身(魚)
木之子
とふふチリ

一鍋物壺ツ

完之身 午膳
大こん 山芋
木之子 とふふ

一茶碗むし

祝蓋宅面

一 大井三ツ

ぶたいり七ヶ
庭鳥味噌いり
里芋田楽

小井 段々

五ツ組 めし

十一月十六日 曇天

一定行如常、

一此日四ツ後各見舞ニて候、

一此日鉄炮式日故、嶋役共ニも此内より頼持いたしくれ候間、其考

ニて組合相企、拙夫より完之汁ニめしニて昼飯弁当差出候、重老

組・正中差出候、鉄炮組合左之通、民之進少々不快故、不被出候、

右衛門

弥四郎

喜右衛門

中庵

三和実

杏 春

三能安

三生民

伊 孫 志

三十箇之爭ニて一ト勝宛ニて勝負不相分候、

此晚帰掛、喜右衛門所江氏神祭いたし候間、参くれ候様承候間、

一同同伴參候、段々馳走、深更迄ニて候、

同 十七日 曇天

一定行如常、

一此日四ツ後各見舞ニて候、

一弥四郎殿鶏之汁被致候間、參候様ニとの事候間參候、くれ時分帰

宿候、此晚風呂たかせ有之候間、喜右衛門・中庵被參候、中庵ニ

ハ用事之米客とて被帰候、喜右衛門ニハゆる／＼相咄候、

同 十八日 曇晴雨少々降

一定行如常、四ツ後各入米候也、

一此日先祖忠次公朝鮮泗川御合戦御忌日ニ付為志、染物為致候間、

茶振舞、八ツ時分麦飯為致候間、是又振舞候、各終日相咄、夕方

被帰候、

一此日善靜志江參候様申付、明日狩之事承候、仍て正中差出候、

同 十九日 晴太

此日定行如常、

一此日尾上山江完込居候段相聞得候間、狩相催候処、引次三鹿倉少

も其詮無之、然処四鹿倉目津名久上ニて壺ツ打留候、

一此晚風呂たかせ置候間、一同被參候様御入候得共、弥四郎殿ニも

不被參、久保井民之進參候間相咄候、然処中庵今日ハ丸葉調合い

たし候付、腹丸くれ候様參候間右江肉為持遣候、

十一月廿日 曇天

一定行如常、

一四ツ後一同見舞ニて候、

同 廿一日 曇天

一定行如常、

一此日八ツ過より鉄炮式日ニ付出張、別て塩梅不宜候、

同 廿二日

一定行如常、

一此日四ツ後各見舞、中庵所江大工正右衛門参居候付、細工為見物
参候、久保ニも被参居候付、同道津名久江鍛治江参候処、又々同
伴ニて西田氏江参候、尤途中ニて出逢候間、彼所江参候て昼飯杯
預振舞、暮時分帰宿之事、

同 廿三日 曇天雨少々

一定行如常、

一此日四ツ後一同見舞ニて候、

一八ツ後より津名久江鍛治皮張用釘頼方ニ参候、

一此日四ツ後杜喜央在所より参候とて見舞、菓子并黒砂糖式重ツ、
肴一折致到来候、

一此日龍郷之富謙、願意有之候て参候、夫と申も作地買入方ニ付、
右之代米特借申出候、

同 廿四日 晴天朝立雨少々降

一定行如常、

一四ツ後一同見舞ニて候、先日ハ狩金有之候得共、朝之内雨天故、

とても難調候得共、漸々晴上り上り天氣相成、九ツ時分より登山い
たし候、尤此上山より引次ニ鹿倉狩ニて候、初鹿倉喜右衛門九十

六斤掛大猪打留、拙者間伏江掛来候を喜右衛門脇矢ニテ初被いた
し候故、乙矢拙者打留候、二番鹿倉弥四郎矢放候得共、不相掛、

ニ生民打留、是も相応之完ニて候、

一此晚いづれも風呂立居候間被参候様申候処、被参候間今日取得候

完相披申候、

一圓通丸入津之由ニて仮屋元より宿元状参候、至極之無事ニて仕合
ニ御座候、尤十一月九日出之状ニて正左衛門認ニて候、

一喜右衛門方御役替并ニ御役御免等之書付参候とて持参ニて候、堀
仲左衛門等也、其外相略候、

一富堅今日暇申出候間、右買入地之儀、い細藤長并宮部喜、尚又及
談合候様役人書中を以い細申遣候、尤米受取老通差遣候、尤米式
石之願ニて過分之事候得共、免角先々取続之為第一之事候得共、
氣張候て遣置候、

一此便より民之進祖母遠行之段、凶左右有之候、

十一月廿五日 雨天

一定行如常、

一此日杜喜央上辺狩ニて候処、毛頭其詮無之候、此晚風呂相立居、
喜右衛門・中庵参候、暫く相咄被帰候、

同 廿六日

一定行如常、

一四ツ後各一同見舞ニて候、夫より民之進所江参候、

一此晚西田氏夜咄ニ参候様承候間、段々馳走ニて候、いか様氏神祭
之為ニ候半軟と存候、

一此日鉄炮式日ニて候得共、雨天故閉日不申候、

同 廿七日 曇天

一定行如常、此日狩之企有之、恩勝村上辺より四鹿倉狩方いたし候
得共、終日不獵ニて取得不申候、

一此日弥四郎殿精神日、民之進ニて祖母凶左右有之候間、今日迄ハ
差扣也、喜右衛門・拙者・三和実兄弟・富仲志・善静志案内、

一此晚風呂立居、喜右衛門・中庵参候、

同 廿八日

一定行如常、一同預見舞候、与人・横目役々見舞候、

一私宿後、高庫之辺江砂糖車津名久之者之由、相立居候間、為見物参候、

一此日住用より近々差入ニ付、為伺足輕鬼塚市左衛門、嶋掛役満仁彼之方より態々被差遣候、仍て此晚喜右衛門・民之進も参候間呼出し正中共差出候、

一此晚何方よりとハ駢と不相分候得共、田尻家より一札到来、凶左右相知候、有七よりも一札参り、倭大ニ兵也、

同 廿九日

一定行如常、此日毎之通一同見舞ニて候、

一鬼塚市左衛門今日帰村之段申出候間、形行かた／＼申合候事、満仁義ハ供いたし候様との事ニ御座候由、相止候、

一八ツ後より、弥四郎殿被参候間、留置候て夜ニ入、深更迄四方山彼是と相咄候、

同 晦日 終日曇雨夕風少々

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・民之進見舞ニて候、

一明日出立ニ付彼は終日取紛候、

一此晚民之進暫時之間相咄候、

一昨日三和幸江合焰硝老斤、安菊江糸二十かな／＼くし三本、前清江糸拾かな／＼くし式本・きせる老本・木綿針式十本・清貞江小筆壹対・百田紙五帖差遣候、

十二月朔日 曇天雨少々降

一定行如常、

一今日より住用差入ニて諸所廻島之賦ニ候、西田弥四郎・久保喜右衛門・桂民之進・南中庵一同召列候、曉七ツ時分寢覺、五ツ過大

和濱旅宿打立、雨少々降候へ共、雨具不及相用候、大和濱方、住用方境ニて休、茶共用意有之候、又住用之内江いち、清蔵・与人

作央恕、横目真佐美其外下役共召列、為迎被参、正中・重之物与人・横目より差出候、爰ニて昼飯給候、暫く相休、七ツ時分住用

近間村与人役所江相着止宿候、一列中も被参候得共、外江旅宿式ケ所相付居候間、無間一同旅宿之様候、聞しにまさる住用道難所

ニ候、

一暫時いたし与人・横目兩人改服ニて致見舞候、

一今日ハ少々間違ニて狩立之為替ニて差入候段申渡置候処、中途狩ニて差入候様ニ及間違、狩之手当迄もいたし有之候、

一当住用間切昼休、帰迄大和濱間切横目富雄先乗ニて致案内候て、暇いたし罷帰候、

一当所迄差入候付、夫丸拾人召仕候馬も所計ニて差出候、

一行列供廻等至極ニ手輕いたし、若党兩人宮路筑兵衛・武田与兵衛小者休太郎江鎗為持候、兩掛老荷・射馬箭鉄炮老挺外ニ狩筒小差

迄銘々為持候、合羽箱老荷、夜具道具入明荷籠老ツ、其外仕用品物段々為持候、

一幕役々為酒迎、吸物老ツ・平皿物老ツ・碗蓋老面・鉢差身老ツ・

井物五ツ取合差出候間、真佐美ニハ隣候間参候様申遣候処、親子列立候、無間も和田氏・堀喜左衛門参候、四人之衆も被来候、
(地知)ち、ニハ申遣候得共不被参候、いづれもゆる／＼相咄引取ニて候、

十二月二日 曇雨

一朝六ツ時分寢覺、五ツ時分与人佐應忍并ニ横目真佐美見舞候、

一同刻過弥四郎・喜右衛門・民之進・中庵見舞、いち・清蔵見舞、

夫より同人案内にて銅山方渡海吹方并ニ浦内等諸所見分、随分同篇行届、山立之様子にて右見分等一々相済候て、鉄炮企有之射方いたし候、

右衛門 八之進

弥四郎 喜左衛門

喜右衛門 清蔵

民之進 仁右衛門

中庵 佐應恕

右双方分れにて射方有之候処、拙夫ハ随分矢先も宜敷候得共、外全ク不宜候故、負にて候、尤十箇壺切にて候、

一銅山方にて茶菓子色々取立、昼飯等振舞有之、其上鉄炮相済候上、日記所にて吸物式ツ・平物式ツ・おとし入・観蓋巻面・押鉢之物式ツ・完並ニ豚小井物・鉢差身巻ツ跡にて四ツ組飯被差出候、ゆるく相咄、四ツ半時分渡海にて旅宿江罷帰候、

一山役富島仁右衛門江銅山方稼夫共江細々趣申渡置候、

一足輕共大和濱方より住用方江引移方相談相究、其筋ニ取究候、

一唐通詞共、守衛方江参候て彼是差図を得候様有之度和田氏ヨリ承候、

一守衛方人下人共差支候節、彼是水夫人方之儀、名瀬にて談合相成候様有之度との事、談合相究候、

一真佐美より

重之物老組・形菓子・重・いりこ餅三重

豚一台片・ミかん一台・木之子一台・人根一台、右之通令到来候、

十二月三日 雨天

一六ツ半時分寢覺、此朝ゆるくいたし候処、空敷老人にて独居にて候、八ツ後堀喜左衛門・伊地知清蔵参、銅山方用向かずく及承候、且彼方より差図候ていたし候様との事共承候、

一八ツ後より弥四郎・民之進・喜右衛門・中庵も参候、

一七ツ後より鉄炮企有之候間、山間村射場江出候、

右衛門 仁右衛門 喜左衛門

喜右衛門 真佐美 中庵

民之進 清蔵 弥四郎

右刻限相過候間、名瀬五箇相済、尤我々共勝利にて候、鉄炮相済、真佐美焼酎等出候間、ゆるくいたし、夫より婦さ中村氏旅宿江立寄、爰にて又々ゆるく相咄候、夫より罷帰候処、真佐美も供いたし参候、然処役々より焼酎・取肴等差出候間、右相被さ候、和田・堀氏・いち・より鶏之汁ニ飯被相贈候、

一銅山方より御米賦并銅出来高月々并ニ賦持参相受取置候、

十二月四日 雨少々晴もあり霞

一六ツ時分寢覺、一同見舞、中村氏暫時見舞にて候、間切横目真佐美其外役々見舞、与人ニハ夕部中村氏給へ過候間得不参との事、

一銅山方人数も返く候間、不逢取候、

一住用役所元四ツ時分打立、住用須岳之内、観音堂相休、役々参居、尤富仲志ニも参居候、狩企置候間、其用意住用より犬丸腰、古見より五腰為引待受候、両間切境住用間切之内^欠さらし鹿倉狩候

処、与兵衛老ツ射留候、所之者矢放有之候得共、取得不申候、

一住用・古見境江与人作央理、横目向薰恕其外役々出迎、弁当共差出候、為案内真佐美・住佐央童参、是より暇いたし候、

一古見役所元江暮々着、役々見舞、為待受吸物式ツ、硯蓋二面、井物五ツ差出候、

銅山方より山師松元新左衛門差遣召列候様承候、

一此内ニ下嶋之笠利目村満百頭書状大和濱迄致持參候由候得共、留主ニて爰元之様參候ておゆきとのより井、正左衛門どの状式通、宗右衛門より書通相受取候、尤十月廿九日認候状ニて候、右ニ付初て參候ニ付、細嶋老端・鵜志羽・九年母十・玉子二十致到来候、此晚与兵衛打留候完相披度、一同召呼振舞候、

十二月五日 曇雨晴

一六ツ時分寢覺、一同見舞、四ツ前打立、狩ニ登候、ぶれ松鹿倉にたすりニて老ツ矢放不中、二才完老ツ打留候、二番鹿倉あれまん間伏式ツ起し候得共、間伏ニ不相掛候、夫より昼休并当仕候、鵜之汁差出候て、宜敷狩立ニて珍敷別てうまく令賞翫候、三番赤木茂鹿倉雨降り候間、犬能通兼候間、老ツも得起し出不申候、名瀬暮時分帰宿候、馬上ニて狩立、案外成最上の慰ニ候、

一銅山方より満仁態々被差越、昨日昼時分打立候由ニて西中勝村江致一宿、今日当所迄參付候由、

一与人佐應理、横目向薰恕よりいりこ・餅一重・黒砂糖一重・肴一折差贈候、

一山師松元新左衛門、銅鑊其外何品ニても見出し候様遣候處、外ニ手掛何も無之、先年御手相付居候銅鑊江參候て見候處、隨分宜敷由ニて、右璞石持帰候、

一与人・横目より為^{だれやめ}止硯蓋壹面・井物三ツ・鍋物老ツ・吸物老ツ正中一瓶差出候、右ニ付満仁・新左衛門家中一統召出候、西田氏より下僕仲藏使ニ參候間、是も召出候、

十二月六日 曇晴雨勝

一六ツ時分寢覺、役々見舞、一同旅宿之様被參候間、五ツ時分古見方役所元打立、尤狩立ニて間切横目向薰恕先乗、右之養子跡乗ニて候、古見方井瀬名方兩所之犬出逢候、瀬名方より下役為案内參候、兩方境古見方之内、一番しばり鹿倉ニて候、狩り集より出候處、瀬名方与人伊喜美和良、横日寛当出向ひ、兩方境ニて昼休ニて并当相仕候、二番本シかや三番跡シかやけたうお間伏ニて二才猪位打立候、右三鹿倉相済候て、最早時刻も七ツ過ニ成候間、戸口村之様參候、古見方案内兩人も此境より罷帰候、

一暮時分旅宿江相着、所役々見舞、

一喜右衛門・民之進見舞候、役々硯蓋壹面・井五ツ・鉢之物老ツ・吸物式ツ・正中差出候間、相披き候、富源之井今日狩案内可申候実謙といふ者も參候、兩人共ニ召出候、

一笠利仁与謙も參候、

一古見方出立所役々より豚片平・大根老台致到来候、

一戸口村実政所江宿相付居候、

十二月七日 晴天少し曇

一六ツ時分寢覺、一同見舞、五ツ前より戸口村川頭江狩ニ登、一番きん佐、二番ほうこぶ、三番実朝あな、四番金竹畑ケ、五番たつたきろ、二番鹿倉ニて民之進・休太郎迦候、五番鹿倉弥四郎迦候、夫より追迫り伊喜美原嶋人老人迦し、老ツも取得不申、至て残多候、

一幕々旅宿之様返り着、

一此晚役々より正中・取肴等差出、伊喜美原・寛蕩初役々參候て盃共くれ候、為亭主振弥四郎・民之進・中庵參候、

一此日喜右衛門ニハ些(ち)と不快ニ有之候間、狩ニも得不登候、此晩も不被參候、

一此日狩ニ遠流人藤野甚介といふ人も被登候、

一松元新左衛門銅氣見ニ遣候処、鉦石少々、取得參候、

十二月八日 曇天

一六ツ時分寢覺、五ツ前一同見舞、鳴役々見舞、

一役々豚片平・野菜致到来候、富源之昨日不凶持病之癪氣相煩付、

今日ハ得不出候、

一瀬名方狩立ニて五ツ前打立、与人伊喜美原、間切横目寛蕩其外役

々同道案内、狩為案内馬乗ニて見送り候、瀬名方、赤木名方両間

切境迄ニて丸山といふ所ニ鹿倉狩有之候得共、老ツも得不出、残

多候、両方境迄赤木名方与人寄惠喜実、間切横目富和志出逢候て

參候、尤重之物など持越候、瀬名方面役も狩上りより暇いたし候

一阿木名村之内村山江平家落人之骸骨有之段承候間、態々踏寄致一

見候、

一手花部村入口濱手山笠利方与人乾当明、横目寿平義之役々召列出

逢して罷出居候、然処笠利方役所江立寄候様との事故立寄候処、

正中・取着等差出候、暮時分赤木名方役所旅宿江歸着候、

暮過役々改服ニて見舞、役々より為臥休(たれやめ)、鉢之物老ツ・硯蓋老面

井物五ツ・吸物五ツ・鍋物老ツ差出候、弥四郎・喜右衛門・民之

進參候間相披き候、中庵ニハ今晚ハ得不參候段承候、

一瀬名方戸口村宿亭主より野菜等致到来候間、包物見合くれ候、

一此山師松元新左衛門江濱辺之方銅鉦石見させ候得共、得見出申

候山、此晩新左衛門あんま取くれ候、

同敷九日 雨天

一六ツ時分寢覺、喜右衛門方より筑兵衛を以、雨天故今日打立如何之旨申遣候処、彼方より被參候、弥四郎殿談合候て、今日ハ滯留之方可然承候間、其通取究候、

五ツ時分当所役々預見舞候、

雨天ニて入籠、淋敷候間、八ツ後より鉄炮相企、濱辺鉄炮場江出

候て射方いたし候、暮時分旅宿江歸候、役々より硯蓋井物五ツ・

吸物老ツ・鍋物老ツ差出候、与人寄惠喜実、横目富和之招呼為相

咄候、左候て新左衛門・満仁為亭主振召出候、右両役々罷歸候節、

用聞共召出候て、サメ共為持候、

一同村満百頭為見舞參候て、重之物二重・いりこ餅・魚式尾・大根

致到来候、

十二月拾日 曇天

一六ツ過寢覺、役々見舞、与人・横目兩人相中よりいりこ餅一重・

黒砂糖一重・豚片平・大根一折令到来候、役々当所境迄出送り候、

一赤木名役々元五ツ前打立、笠利方間切横目寄平喜之、黍横目兩人、

其外為案内罷出候、蒲生権現江參詣、社内ニて祭差出候、夫より

屋仁村清澄と申者、小久保左助とのゆかりの者之由ニて參越、取

寄くれ候様との事故、立寄候処、段々預馳走候、良暫時之相休、

夫より佐仁村行通、同村与人格津口横目満和志と申者之処昼休場

ニて、亭主より輕く馳走、并当相つかひ候、尤満百頭と申者も出

迎居候、笠利村間も無く行通、ヒル村・須野村兩村行通、宇宿村

善庸志所江暫時相休、兎屋村・和野せつた村・平村行通、笠利方

役所伊喜美恒所江止宿、役所之儀ハ与人家内病人とやらニて得宿

不相成候由ニて暮過候て役々見舞ニて役々より毎之通焼酎・取着

等取合差出候間、新左衛門等召出候、然処明日龍郷方差入候儀、

付、喜右衛門為同參候間、止置候て暫時相咄候、

十二月十一日 晴曇

一六ツ時分寢覺、一同見舞、役々各見舞、六ツ半時分より同所役所元打立、渡場迄兩役善庸志・藤長為迎參居、役所下江差舟、役所江相休、当所江大手当等いたし候様申越有之候間、役所にて并当共相つかひ候て狩ニ登候、暮七ツ前役々案内、猪取得不申候、此晚毎之通役々より種々取合差出候、藤七も參候様申越候処、藤七よりも重之物取仕立參候、

一喜・徳向嶋御用飛舟上乘、足輕永井數右衛門も見舞候間、ゆるゆる召出候て彼は一左右も承候、

一富堅妹子供召列參候、種々取合參候、

一宮都喜同断、仁与謙兄弟同断、満仁弟満源よりも同断、満仁叔父某よりも同断、

十二月十二日 晴天

一六ツ時分寢覺、役々見舞、各同断、五ツ前当所打立、狩立にて阿木名村差入、鹿倉毎完立も有之候得共不相留、拙者にも矢放いたし候得共其詮無之、此晚朝福惠志所江止宿、役々より段々取合亭主よりも同断、亭主相咄候てゆる／＼相咄、奇態之人物にてあいしらひ込人候、

一此朝役々より豚片平分到來候、

一飛脚舟江宿元狀田尻家江相認、足輕江直配之賦候処、今日ハ不取逢間、彦七方江相頼候、尤豚片平相頼置候、

十二月十三日 晴天

一此朝六ツ半時分寢覺、喜右衛門早朝參候て奥十郎所江參候処、拙者江伝言等有之、其上願之品も早く出来くれ候との事、殊ニ悖

安為見舞被遣、鶏毫羽・焼酎壺瓶預候、為返札手拭等差遣候、亭主より豚并野菜等到來候、

一今日ハ支日にて狩ハ不致、外江相頼候ていたし候賦ニ候、然処矢野矢兵衛殿役々召列候て被參候由承候間、各も早速打立、拙者ハ跡よりゆる／＼打立候、然処矢野氏坂之上江待受にて候、此処にてゆる／＼相休候、藤七も是より相分れ候、夫より拙者にて案内、与人俊良參居候間、大熊清兵衛差入、郷士格平某所江立宿にて矢当相仕舞、是より舟にて飯屋元江渡海、止宿迎江相良氏・木場氏被相待候て止宿候様同道致候て、暫く相咄候、役々見舞候、然処早着にて淋敷候間、木場氏江申遣ゆる／＼相咄候、矢野氏之外狩立一列被來候間、暫時相咄候、右各相贈候間、宿亭主呼出、良暫時相咄候、此晚役々より取着等取仕立、諸間切同様之振合を以、差出候、

十二月拾四日 雨天

一六ツ半時分寢覺、同列中見舞にて候、詰役中にも同断預見舞候、乍序ニ候得共、住用にて申談候唐通事一条も打合、同列中下僕件も相頼置候、笠利方同村之満百頭にも願筋相頼置候、

一五ツ過觀音堂江參詣候、觀音堂ヨリ御膳下た為戴度との事候得共、程能相断置候、

一諸飯屋へも致見舞置候、

一帰宿かた一同列立鉄炮之企有之候間、出張候、詰役ハ木場・矢野兩氏にて細江・稻留ハ病氣、中村旅故也、人数左之通、

右衛門 弥四郎 喜右衛門 民之進 中庵

伝内 喜三次 俊良 田辺幸 実部与

右争一句切勝にて式句切負にて候、

一 稲留・矢野氏より昼飯被差出候、

一 此晚相良氏より参り候様承候間、射場落より直ニ其俣参候、然処段々之馳走ニてゆるく相咄候、帰りニ矢野所江参候様との事ニ候間参候処、種々之任興、深更ニ相及候て退帰候、

同 十五日 雨天

一 早朝より鉄炮之企有之、出張候賦候処、観音寺より便僧を以、日柄ニも有之候間、御靈膳御下頂せ度との事故、早朝より企之鉄炮故、如何ともいたしかたく拙吏老人参候様返答申入候て参候、三ノ膳迄も被相居候、外ハ鉄炮は被出候、無間も帰宅候て射場江出張いたし候、

尤今日ハ役々より昼飯差出候、組合ハ

右衛門 弥四郎 喜右衛門 民之進 中庵 伊孫志

伝内 喜次 俊良 実部与 佐應恕 喜美原

田辺幸

右四句切ニて我々巻句切勝ニて外負ニて候、

一 此晚ハ木場氏江参候様承候間参候処、段々之馳走、散々之興ニて候、程能引取候て稲留所江夜更なから見舞候てゆるく相咄候、

同 十六日 雨天

一 今日も早朝より鉄炮之企ニて出張、今日ハ狩之企も有之候得共、日柄故相断候間、鉄炮ニ相究候、四人組合ニて今日も塩梅不宜候間、散々負ニて候、射場江出張処、少々刻限早く候、稲留氏江暫時見舞候、

一 此朝詰役衆一統見舞候、

一 此日厚德丸名瀬大熊湊江御米積入津、則書狀相届候、田尻家より、有十よりも参候、此晚開・花園御向所迄左右、田尻家同断、

一 此晚亭主より取肴・焼酎取合差出候間、亭主召出、満仁・新左衛門同断ニて、能時分喜右衛門ニも参候間、相留候、亭主より脇売

とて嶋袖差出候間、一反相求候、外ニ式反亭主より相頼置候、右ニ付前米入付置候方可然との事候間、式俵受取遣候、一反代米も式俵為相拂置候事、

十二月十七日 雨天

一 朝詰役々衆一同見舞ニて候、下拙ニハ凶左右承候間、懇々暇乞、見舞も不致候、右之段々喜右衛門を以、申断置候、

一 四ツ時分打立、小宿村江立宿有之、種子島ニも取合候亭主より取肴・焼酎共差出候、知名瀬村江昼休立寄有之、爰ニても亭主より

焼酎・取肴等差出候、両方境江大和濱方間切横目富雄出迎ニて候、暫時相休名瀬方案内間切横目郡武暇いたし罷帰候、旅宿之様大かね前着、役々等各見舞候、足輕有川藤七・喜右衛門ニも知名瀬村迄為迎参居候、

一 此晚誰も無之候間、早々ニ相休候、

同 十八日 雨天寒風吹く

一 此日龍郷より召列候仁与謙罷帰候段中候間、半紙井巻たばこ与へ申候、

一 五ツ時分寢覚、定行如常、四ツ後所役々見舞、同刻一同見舞ニて候間、落し入振舞、昼飯差出候、

一 此日松元新左衛門・満仁知名瀬村江昨日滞宿之由ニて今日当所迄参候付、此晚焼酎共差出候、

同 十九日

一 定行如常、各見舞有之候、

一 此日満仁住用江罷帰候段承候付、かすく伝言いたし其上二人之、

衆豚肉一枝差送り満仁にも完の骨くれ候、

一此日松元新左衛門大欄村之内に銅鑲相見得居候付、為見遣候処、

随分宜敷段申出、つる石致持参候、

一此晩末にて新左衛門江^{だれやめ}臥止為致候、

同 廿日 曇晴

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、

一八ツ後より民之進同道にて西田氏相伴ひ、宿亭主植和志砂糖小屋

江参候、寧幸等砂糖湯手いたし差出候、暮々相成、西田氏相咄

との事候間参候処、ゆるく^く及深更候、

一今日新左衛門罷帰度申出候間、其通取計候、

一此日倭屈之仕着セ筑兵衛以下四人江与候、

同 廿一日 曇天

一定行如常、一同見舞にて候、

一八ツ後より鉄炮式日ニ付横目役所射場にて射方いたし候、此日ハ

殊之外塩梅宜敷候、鉄炮済各被参候様申入候処、一同被参候て、

ゆるく^く相咄候、

一喜右衛門ニハ風邪氣にて今日ハ鉄炮出会も無之候、

一龍郷飛脚滞船永井数右衛門江書狀迄通、雨風包手節入迄ツ、務様

届品とて相頼遣、永井江半紙巻束、たはこ巻巻おくり遣候、

一喜与定方此由頼置候西洋布かせ織物出来為持参候、随分能出来仕

合ニ候、

廿二日

一此日定行如常、四ツ後一同見舞にて候、

一弥四郎主より鶏之料理御振舞度承候ニ付、一同列立候て参候、此

晩もゆるく^く相咄候、

廿三日

一此日定行如常、四ツ後各預見舞候、

廿四日 晴曇

一定行如常、此日狩之企有之候間、西田氏同伴大利濱迄にて候、此

辺不都合にて取得不申候、暮過帰宿候て和田氏同道にて風呂立

有之候間、俱に風呂入にて候、中庵鶏之料理振舞度との事故、列

立参候、

一此日種子島城介見舞にて候間、是も同断列立候て参候、

廿五日 晴天

一定行如常、此日種城介被帰候、此日ハ明日式日にて候得共支候故、

此日ニ引寄候て射方いたし候、尤年忘之心にて弁当共いたし差出

候、勿論焼酎其外取着等も取仕立差出候、鉄炮相済射場にて散々

呑方等有之候、

一右衛門 喜右衛門

一清太郎 勝民之進 勝中庵

一与兵衛 喜左衛門 杏春

廿六日 曇晴

一定行如常無忘候、四ツ後各預見舞候、

一当所居船明徳丸当所湊入口江相係居候由申出候付、今日迄ハ病元

書狀等も不相届候、

一八ツ後弥四郎・民之進・喜右衛門同伴にて当所頭之方砂糖車有之

候付、為見物出候、夫より当所居船参掛候との事故、是ニ参候、

一弥四郎ぬし^しハ相別れ、喜右衛門同道にて帰宿候、然処中庵も参

居候付深更迄種々相咄候、尤民之進も参候様申遣候、

一喜右衛門江綿入巻着、中庵江羽織巻着宿許より相届来候間、遣候

旨申遣候て遣候、

喜右衛門より歳暮之為祝儀、鳥賊一ツ令到来候、

同 廿七日

一定行如常、喜右衛門・民之進・中庵四ツ後預見舞候、

此日昼數替方所よりいたすとの事候間、朝より取集等有之候、終
日取掛候、

一此晚弥四郎殿江明日狩相企度中出候処相様、彼方ヨリ被參明日催
之致談合候、左候て焼酎・取肴等差出候、尤狀祝とて折角焼酎共吞
居候折から故、別て仕合ニ候、今日倭品等相届、受取方いたし候、

同 廿八日 曇暗天

一此朝定行如常、此朝狩企有之、大和濱村頭之辺江三和実・三和幸
案内ニて參候、尤不獵ニて殘多候、歸リニ唐芋作場見ニ參候、八
ツ時分帰宿ニて候、

一八ツ後より与兵衛江犬引ス候て、湯わん谷村上江參候て二鹿倉入
候処、一鹿倉完追出候得共、得取不中候、歸リニ西田氏江立寄候
て同伴帰候て、此晚喜右衛門所江倭左右有之、家内世怱怱快氣祝い
たし度との事故參候、深更迄ニて候、

同 廿九日 曇晴

一此朝定行如常、此朝狩企有之、恩勝村上江登候、案内武仁應・吉
朝志江完宅ツも追出不申候、九ツ時分帰候、尤喜右衛門向入ニ
て候、

一此日昼時分より嶋役々其外出入之者共より為歳暮品々差送候間、
銘々夫々ニ應返し置候、

一此晚年取ニて似寄ニ取仕立祝い候、民之進ニて被參候、

千秋萬歳

(帳末附記)

倭註文品留

一 昆布 百斤

一 内五拾斤春使

一 仕用餐付 貳斤

一 右春便より

一 山名方江雷帽筒調方

一 錫地金 拾斤 老斤付 九匁ツ、

一 山名方江頼置候跡込筒来秋便より不相調候ハ、番簡之方江頼替候

事、

一 昆布五拾斤 餐付貳斤

一 錫地金七斤計堀見合

一 右之通飛船江相頼注文申越候、

十二月十一日認田尻家江

油之事、

一 自燒早助格好之瓶見合 燒付白燒猪口并ニ小茶碗、

一 十月十三日封、圓通丸届品之内江入付、主税殿より之封十二月十

八日開披也、

一 九月十三日認^欠十二月十六日厚徳丸、名瀬大熊江入津、

一 九月十二日認^{田尻}務様より同斷、戌十二月廿一日認、飛舟江相頼、

一 十月廿九日認、南郷正左衛門十二月四日廻島之折古見ニて笠利用

村之満百頭持參開封、

一 葉たはこ貳拾斤

一 上六斤

一 綿入五枚羽織五枚

一 興老間 一 眞綿二本 一 関^欠 一 籠

一 錢貳拾メ文 一 白系拾匁綿老本 一 小龜老ツ

一 あいの魚・胡麻老袋

一 十月廿九日ゆきとのより右同斷

一 十一月朔日認 正左衛門より同斷

△ 九月廿三日認 十一月廿八日届、田尻家より^{戌十二月廿一日認ニ}返答、飛舟江相頼、

一 九月廿三日認 十二月廿六日着帆明徳丸より宿元狀并正左衛門よ

り数通、届品段々相届、日置より御届品、おゆきとの・御兄様・

又六郎様・御母上様・お^{田尻}様・およね殿・おとら様・武次郎様・

お惠喜とのより

一 十一月廿^{田尻}日認、十二月廿八日相達、飯島旅行先より

有川彌九郎方より

一 八月十五日認、桂奎右衛門より老封相達候、

一 十二月朔日認、宿元并正左衛門方より宿元左右方之硯、形行被申

越候一札正月二日山川出帆ニて^{田尻}鳴あ^{田尻}崎江同四日着帆、

正月六日相達候、^{田尻}緒ニ鎌田家并五左衛門西吉より老札相達候、

戌十二月八日認、種城より正月十日相届、

一 正左衛門「木原より十一月廿一日」同廿二日認、香行丸より正月

十二日届△

一 返答并ニ此方より十二月十一日日置田尻家江一書ニて一通、宿許

江老通、喜・徳而島飛脚舟永井数右衛門江相頼置候、

一 戌十二月廿一日認ニて龍郷飛舟江相頼、務様江一札差上候、

△

一戊十二月九日認、西彦二より興行丸当島四日着船相届、

一戊十二月二日認、雪殿より同舟、

一同朔日認 正左衛門より同舟、

一同十一月廿七日認 鎌五殿より同舟、

應行丸亥三月廿五日津代湊入津、廿六日相届、宿元狀并南郷より巻

通、頭人村上矢七郎・大迫清右衛門より

宝栄丸欸、四月六日相受取、宿元ゆき殿・神九郎より

南郷正左衛門より

詰役乗船永松丸四月九日大熊着船

二月七日認狀

宿許より正左衛門殿・田中源五衆宇都宮・郷原家二男彦十郎・三

男昌十郎□□より吹聴狀ヲ預候、

一米拾壹石壹斗六升七合

戌十一月十二日迄請取払之分

○年中正月十七日乗船にて日数二百六拾八日分

御賄銀米

米百貳拾壹石四斗四升

一現通払

貳拾壹石貳斗六升八合五勺

一諸差引殘

拾七石五斗四合五勺

一十一月晦日迄

拾壹石四斗余殘

船中貳貳拾俵出置候、

名瀬方 俊良 郡武

龍郷方 善庸志 藤長

赤木名方 恵喜美 富和志

笠利方 乾当明 平喜志

一瀬名方 伊喜美原 寛蕩

一古見方 佐央里 向重恕

一住用方 住佐應恕 真佐美

一東方 佐休志 積福能里

一渡連方 西直民 甚演

一実久方 福直靜志 怨恵里

一西方 杜喜央 西直積

一宇驗方 太二能安 甚演

大和濱方 伊孫志 佐和人

一名瀬方 与人俊良 富雄

一龍郷方 赤木名方 間切横日伊部武

一赤木名方 赤木名方 辰子 藤長

一笠利方 赤木名方 厚順 富和志

一瀬名方 赤木名方 伊喜美原 環当

一瀬名方 赤木名方 伊喜美原 寛喜美

一瀬名方 赤木名方 伊喜美原 寛喜美

一古見方 平木名 佐央里 飯屋元 郡武

一住用間切 住用 住佐應恕 住用 真佐美

一東方 飯屋元 佐央里 渡連方 積福のり

一渡連方 大和濱 西直民 實久 西直盛

一実久方 同村 福直靜志 同 怨恵里

一西方 同所 杜喜央 甚演

一宇驗方 飯屋元 太三能安 宇驗 佐和人

一大和濱方 住用 伊孫志 大和濱 富雄

与人 間切横目 實久方 式人 宇驗方 式人 大和濱 式人

飯屋元 四人 飯屋元 三人 辰子 三人 瀬名 三人

大和濱 實久方 式人 住用 卷人 渡連方 卷人

一与人・間切横目・黍横目・田地横目・津口横目・竹木横目・同重

下役

書役

一筆功 掟 黍見舞 同重

功才 乙名 寺見舞 竹木見舞

御座見舞 同重 海人草掛

本役

一与人子供本役 間切横子共三人 黍横目卷人

滞嶋中諸調品覚留

一脊負胴卵 大中小四ツ

右自分用

一筒 拾ラ

一右同五ツ

一玉薬革胴卵 拾揃

右三行軍役方家人・下人用

一右背負入付入子腕具十人前

右大坂江調弁当調可然事

一鞍 二口○内卷ツ半調

右白身調

○右江相付鞍道具品々

○腕具式拾人前

飯鉢其外相揃

一本膳式拾人前

○塩吸物碗三十人前

○同味噌三十人前

一右之八寸膳二十人前

○掛盆三拾人前

○菓子皿式拾人前

○桑之碗具老揃 菓子次茶台右之膳

○御仏前碗具四揃

右琉球註文

○たんす七ツ

○右同七ツ

○物置棚七ツ

○式人弁当七ツ

○箱式ツ

- 六寸五部重巻組
- 八ツ入子八角盆巻組
- 鉄炮たんす巻ツ

- 一引出し両掛巻荷
- 一燈台五ツ
- 一ゆこう 式脚
- 一自分用重 四組
- 一右同土産用 五組
- 一舳嶋 八反
- 一机 巻脚
- 一ふんこ 巻ツ
- 一太碓石 巻ツ
- 一硯箱 巻ツ
- 一太茶船 巻ツ
- 一右客来方用
- 一客碗 五ツ計
- 一射場胴卵五揃計

神九郎用

文久癸亥大嶋滞在日誌

桂氏 久武

正月元日 曇晴雨

六ツ過寢覺、改服、朝拝、

御代々宗祖 神靈拜我祖宗拜礼 御国家守護神佛氏神尊御武運長

久 家内安全 武運長久祈念

一 規式 鹵堅 雜煮之餅 五組料理

一 守衛方 一列西田弥四郎殿、久保喜右衛門との、桂民之進殿、南中

庵爲祝儀 四ツ後見舞にて鳴役々同断

一 此晚一同被参候様申入置、被参候間、吸物巻ツ、硯蓋巻面、并物
夜食差出候、

二日 曇晴

一定行如常、四ツ後各預見舞候、一列中鉄炮初相企候間、射場江
出張候、初二付、昼飯差出候、尤正中、取肴同断にて候、

一 昨日二能安婦品之由今朝見舞、然処此節渡連方与人難路致骨折、
砂糖出来増相成候付、爲御衷美晒三正被成下候付、乍恐射場より
踏込くれ候得ハ仕合之段承候間、無提も参候処、段々之預馳走候、
爲亭主振富雄、植和志参候、殊之外及深更候、

一日 曇晴

一定行如常也

一 四ツ後各預見舞候、

一 此日大和濱狩企有之、尤初狩にて雨降出し、得物無之候、

正月四日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、鳴役々同断、

一 此口七ツ後宇驒方小久保左助、与力篠崎覺兵衛、足輕田中七郎、
新保戸七、前田金次郎召列、年頭爲祝儀預見舞候、此晚爲待受、
取肴等爲致置候てゆるく相咄深更迄にて候、

同日 五日

一定行如常、此日中庵頼狩にて自分ニハ精進日にて態と不相登候、
弥四郎主計差支無之候、筑兵衛・清太郎・休太郎差遣候、然処
ツ得物有之候、

一 此日民之進所にて宇驒方人数江鶏之汁にて昼飯差出度との事候故、
四ツ後参居候、

一 住用より堀嘉左衛門・いち、清藏年頭爲祝儀、預見舞候、上野と
いふ鳴人相頼候て料理爲致候、七ツ時分各にて差越見舞、暮過
り一同被参候、

正月六日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、いち、ニハ名瀬御用談向有之、直
様今日差越度との事候、堀氏并ニ宇驒方人数にて式日有之候間、
鉄炮相企射方有之、右ニ付昼飯并ニ焼酎等取合差出候、鉄炮濟射
場にてゆるく相咄候、尤例之焼酎相手たわむれ事共いたし候、

同日 七日 雨天

一定行如常、此日早朝より堀并ニ宇驒方人数江馳走之爲狩相企候て
相登候、然処雨天かた／＼不都合にて存分之事も出来不申候得共、
矢付之完何方より参候半欵、伏居候を見出、手に入候、此晚いつ
れも被参候間、ゆるく相咄候、

同日 八日 曇天

一定行如常、此日鉄炮企有之、組合にて宇驒方人数同断にて候、鉄炮
濟ヨリ所江藥師餅煮致度との事故、一同参候、毎之通散々之存
方勤氣帳候、西田氏ニハ射場より同伴にて旅宿にて風呂共入候て
参候、

一 此日堀氏帰村致との事にて、仍て爲土産猪肉一枝遣候、

同 九日

一定行如常、此日宇驗方滞留、小久保、篠崎任用方江当所年頭之爲祝儀被差越候、足ニも猪肉、枝ツ、遣候、

同 十日

一定行如常、四ツ後得一同見舞、今日ハ終日閑暇ニ候間細工共いたし慰候、然処此晚ハ喜右衛門所江世倅流行麻疹相應ニ快氣祝致度候間参候様承候間、七ツ過より弥四郎殿被来候間同伴ニ暮時分参候、尤毎之通散々ニ深更ニ相及、

此日笠利方より同村之満白頭、此内願之儀代官方江同意申込置候処、此節重津口横目被申付候由ニ爲一札参候、段々携物等いたし参候、

正月十一日

一定行如常、此朝鮮之汁致させ給申候、

一四ツ後より式日ニ候間、出場組合ニ候、

同 十二日

一定行如常、

一四ツ後各預見舞候、此日六之介殿七回忌相当候付、茶入致度申置候間、各被来候、牡丹餅ニ茶飯差出候、後焼酎差出候て、ゆるゆる晚迄相咄候、

一此日与人伊孫志在所御暇ニて今日罷帰候旨参候、

一此曉宝永丸入津、御品物積ニて書状等も不致持参候、

一此日当所米取納、御品物取納ニ付差入ニて候、

同 十三日

一定行如常、此朝民之進同伴ニて木場氏江見舞いたし候、最早他出ニて御蔵前ニて行逢、御蔵立寄暫時相咄候、

一此晚ハ木場江ゆる／＼相咄度申入置候処、暮過より被参候、西田氏江も申遣候て深更迄相咄候、

同 十四日

一定行如常、此朝より民之進足相痛候との事故、七ツ後相見舞候、暮時分より西田氏江参候て毎之通及深更候、

一朝伝内殿見舞ニて候、

同 十五日

一定行如常、此朝伝内殿見舞ニて候、

今日徳之嶋より飛船ニて御用封参候付、与人伊孫志召列参候、致開封候処、去閏八月十二日流球江吳船致渡来滞留也異人爲迎参、十八日本船江乗付、同十九日未明出帆候付、心得之爲致掛合との旨、在番い十院内膳より承候、尤嶋々代官宛ニて拙者、和田八之進同断相見得居候、仍て名瀬之様差遣候、

正月十六日

一定行如常、四ツ後各中預見舞候、

一四ツ時分より伝内殿滞在ニ付、鉄炮之企有之出張、終日射場ニて候、昼飯、焼酎共差出候、

正月十七日

一定行如常、

一四ツ後より鉄炮ニて候、

同 十八日

一定行如常、

一八ツ後伝内殿滞留ニ付、又々鉄炮之企有之候間出張候、此日ハ大和濱射場神小屋之方相直、射場初ニて候、

同 十九日

一定行如常、

此日本場氏西方之様差入、爲暇乞被參候得共、未日覺候故、不逢取候、此日又々矢野喜三次差入にて御米取納并配当米之賦ニ候得共、今日迄ハ不相納との事故、空敷被罷居候由にて、鉄炮之企有之、ハツ後より出場いたし候、鉄炮濟より喜三次旅宿之様參様承候間、參候処段々馳走等有之、尤役々ニも參候、

一此曉齒落候夢見候、何様吉兆候半致、

正月廿日 雨天

一定行如常、

一此日ハ家僕下人共鉄炮企有之候間、暇差出、終日留主番にて細工共いたし候、暮時分より民之進江見舞、

正月廿一日 終日雨

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

ハツ後矢野喜三次殿見舞にて候、此日矢野氏滞在、殊ニ今日ハ配当ニ々早々相洛候付、七ツ後鉄炮相企出場候、

一此晚已付ニ付幸矢野氏滞留候間致招請候、暮時分より被參候、尤矢野より正中一瓶致到来候、西田氏、久保氏、南氏も毎之通品々取合致到来候、民之進ハ不快故不被得參候、足輕平山喜左衛門ニも召呼候、深更迄相咄、喜三次ハ早々被帰候、外追々帰宅、西田氏ハ其假一宿にて朝早く被帰候、

正月廿二日 雨天

一定行如常、朝三ツ筒鉄炮稽古いたし候、今日ハ終日程内籠にて細工共いたし候、七ツ後より西田氏江参度出掛候処、御藏先之高藏にて御米取納有之候、矢野氏出逢にて暫時立寄候て相咄候、左候て津名久江参、鍛沼へ問候得ハ、最早引取之由候間、空敷歸り

掛鉄炮場江參見物共いたし候、尤今日ハ中庵、足輕平山喜左衛門、武田清太郎、同与兵衛鉄炮争にて暫時致見物帰宿、此晚ハ至て閑靜にて候、

正月廿三日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、此日矢野喜三次名瀬之様被帰候、

同 廿四日

一定行如常、

同 廿五日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、此日笠利人船興行丸積入候御国元届品、名瀬与人俊良方宝吉丸伝馬舟帰り便より届来候、身刀壹ツ、餅米式俵、箱入餅外ニ同断櫛柑、手拭壹ツ、くれ用手拭、神九郎紐解之紐送米、華岡御兩人様より丸ばろ箱壹ツ、九萬疋五ツ、鎌田家より茶五袋、ぼんたん七ツ、華岡信濃様より包たはこ三十、日置、華岡、田尻家より書状相届、

一此日住用より和出氏、堀氏、名瀬より笠利方限迄廻島之賦にて爰元江被參候段申出候間、住用道江出迎いたし候、大かね時分着、旅宿江被付候上、被參候様申入置候、待受等いたし、深更迄相咄候、一此日明德丸名瀬江廻船之賦にて船頭其段申出候、

同 廿六日 曇雨

一定行如常、和出氏江馳走之狩相企、五ツ時分より舟にて国直村上三鹿倉、毛頭今地も無之、至て淋敷狩にて候、左候て同村前受と申者之所江暫く立寄候處、段々馳走有之候、暮時分又々舟にて帰候、此晚も夜咄致度申遣、和出氏迄被參候て、ゆるく相咄候、

同 廿七日 終日雨天

一定行如常、此日ハ雨天にて両氏空敷滞留候間ゆるく相咄度存候

廻、四ツ後より被參、昼飯共差出候、七ツ後被歸候、此晚ハ不取
逢候ハ、民之進所江見舞かてらに參候てゆるく相咄、

同 廿八日 終日雨

一定行如常、四ツ時分和田、堀西氏打立、当間切大棚村より差入致
見分度被參候、雨天如何數候得共、留かたく、然処せんく雨も
強く相成候、九ツ過時分、又々当所迄被參候て、是より根瀬部村
之様差入之由、爲暇乞被參候、此日暮時分より民之進所江見舞ニ
參候、尤今朝吐血有之段承候、此晚ハ中庵ニも參具候之間、ゆる
ゆる相咄候て及深更候、

一此日矢野喜三次殿より以書状、此内鳥渡致約束置候とて落花生お
くり被參候、

同 廿九日 雨天

一定行如常例、四ツ後一同見舞、同道にて民之進江見舞候、夫より
西田氏より彼岸茶入被致との事故同伴にて津名久之様差越候、終
日相咄候て及深更候、此内より藤野甚助參居候間、四方山之咄よ
りむかし咄共承候、尤初てゆるく取会候間、腹をかかへる事多
く、無念長座ニ相及候、

一大工向井正右衛門方より当所江細工として参度候得共子共飯料等
無之候てハ難迦との事にて、何卒借米致度申遣候由候間、其分ニ
て遣候やう筑兵衛江中付置候、

戌二月朔日 曇天

一定行如常、四ツ後各預見舞候也、
一此晚藤野甚助江被參候様申置候、尤西田氏同伴にて暮過候て被來
候、喜右衛門江も申置候、
一八ツ時分民之進江見舞候、

同 三日 曇天晴

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

一八ツ後より中庵所江彼岸茶入いたすとの事故、皆く參候、尤藤
野ニも同断にて候、此晚毎之通及深更候、

一此日名瀬詰役中より宇駿方医師渡辺道逸被遣候て爰許兩人江致相
談、可然哉との事にて今日着之段承候、右ニ付早速使者遣候、

同 三日 晴曇

一定行毎之通、四ツ後各預見舞候、今日渡辺參候間、民之進方江相
頼遣候て、塩梅も承候、

一此日彼岸ニ付茶入、牡丹餅為致、各江振舞候、

一此日又々名瀬より渡連方医師山口良拙詰役中より被遣候、宇駿方
より小久保左助・篠崎寛兵衛ニも足輕新保戸七・前田金次郎兩人
召列、民之進爲見舞差越候、右ニ付此晚一同相招候て振舞候、深
更迄相應之事ニ候、

一暮時分民之進江致見舞候、

二月四日 朝曇昼より晴

一定行如常、四ツ後毎之通一同見舞にて候、

一医師一統預見舞候、九ツ時分民之進所江致見舞候、七ツ前医師之
衆ニも昼飯相振舞候、

一暮時分大和濱橋之辺江致歩行候、

一根瀬部村配所流人堀之内至右衛門と中者江此内焼もの類置候處、
未た出来無之候間、早く相調へ遣候様申遣候處、今日懸々差越
候て尚又委數承候間、其段相應之及返答候、

一此晚ニ医者之衆当所江參候之由候間、何かし遣度候得共、不取散
当番所より峭差出候付、染させ遣候、宇駿方兩人西田氏江參候由ニ

て誰も此晩ハ來客無之候、

同 五日 曇晴

一定行如常、四ツ後小久保左助・篠崎寛兵衛・医師渡辺道逸・山口良拙見舞、今日罷歸度との事候間、其通一謝申入置、両医江包たはこ十こ、手拭壹ツ、高岡半切一折ツ、遣候、

一 小久保親類清澄と中者江たはこ貳拾・手拭壹ツ・櫛二ツ・糸式十、彼之方江被參度との事候間、届被具候様相頼置候事、

九ツ時分西田氏江行掛小久保旅宿江致見舞候、夫より津名久江參候、尤うるし黒め方いたし度候処、喜右衛門所江參候様承候付、

仲藏江相頼置候、然処中村与兵衛西方江差越候とて当所馳通にて西田氏江被立寄候、種子島城介ニも此内より被參度との事承候処、

被參候間同伴にて致歸宿、此内相頼置候合伝先伝巻与清之由被致持參候、昼飯時分ニも候間、俱々相使ニ同道にて久保所江參候、

左候て風呂立置候様中付置候間一緒ニ私宿之様參度申入、いつれも暮時分被參候間、焼酎共差出候、尤弥四郎・喜右衛門・藤野甚にて候、

二月六日 曇雨

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、九ツ時分より民之進所江參候て八ツ過歸候、此晩中庵參候間、城介俱々ゆるく相咄候、及深更中庵歸宿、夫より又々兩人にて相咄候、

同 七日 雨天風少々吹

一定行如常、四ツ後各見舞候、今日ハ終日降込にて居籠候、昼飯過より種城介被罷歸候、

一 幕前喜界島より孫兵衛方江一札致到來候、坪山甚兵衛船宝圓丸、船中飯料切にて拝借中度、態々差越候、其段承届置候、尤喜右衛

門江も相談いたし候様申入置候、

此晩誰も來客無之候、尤風雨雷鳴にて中く難堪候、

同 二月八日 終日雨風

一定行如常、四ツ後各見舞、民之進江致見舞候処、同篇にて宜敷候、

一 寶圓丸船頭方より借用米之儀致吟味候処、無提訳故相渡候、初二請取書西方、東方両所宛にて孫志方より向越置候而、詰役廻村両所之間にて拂出成候様取計、左候て老通ハ何方ニても拂出

相成候て、与人、横日方より差通候様取計置候、尤二拾五俵借用いたし度との事候間、其通いたしくれ置候、

一 此晩暮時分喜右衛門參候間、ゆるく相咄候、

二月九日 風にて少々晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門見舞、

昨日より取入置候芭蕉荷作、大棚之者江相頼、今日迄にて相濟候、一朝寢覺後より此辺江おしの鳥付候間、認ニ出候得共、今日ハ不相見得候、

一 寶圓丸船頭今日名瀬江駟馬牽置候間、西方之様廻舟候間、暇申出証文巻通、米拾壹石七斗六升、俵ニシテ三拾五俵宮路筑兵衛宛ニ

て差出置候間、相受取置候、

一 喜界嶋江右之寶圓丸便より孫兵衛致返札、尤宝圓拝借米一条申遣候、

一 幕時分より民之進江致見舞候処、少し過より喜右衛門ニも參候間、ゆるく相咄、尤足輕喜右衛門ニも參候、深更迄にて候、

二月十一日、曇天風相曇候

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、今日より鞍道具革細工相初候、

一 風呂たかせ候間、夕より喜右衛門參候て晚迄ゆるく被相咄候、

去ル七日実久方集下人共九人、馬式疋舟こぼれいたし三人、馬宅
(疋)人ハ相助かりたる由候得共、跡六人、馬宅人、舟式艘行方不相知
との事承候、

一与人伊孫志、字驗方江御用向有之被差越候付、参上申届申出度候
得共、久保所迄早朝参候て、其段爲申出由、喜右衛門より承届候、

二月十二日

一定行如常、四ツ後各同断、

一此日終日細工にて日を暮候、

一此晚民之進所江参、中庵にも参居候間ゆるく相咄候、

二月十三日

一定行如常、此日も終日細工にて候、

一此夕より弥四郎殿所江参候て、ゆるく相咄及深更候、

同 十四日

一定行如常、

一此晚弥四郎殿甚助同伴にて被参、ゆるく相咄候、此日も終日細
工にて相済せ候、

同 十五日 終日霧深く、尤嶺降

一定行如常、四ツ後各同断、

一此日終日細工にて相暮候、

一此晚民之進所江病致見舞、深更迄相咄候、

同 十六日 曇晴

一定行如常、四ツ後各見舞、

一八ツ後より炮術式日ニ付致出張候、

一晩風呂立置候付、各被参候、尤今日西田氏にハ藤野甚助・下人仲
藏完待江被登候由にて留主番無之とて、早々被帰候、此晚甚助ぬ

しきッ打留有之候由也、

同 十七日 終日曇晴

一定行如常、今日ハ朝より細工にて候、四ツ後各見舞、西田氏より

猪肉被相送候、今晚参候様参候、七ツ時分民之進江見舞候て、夫
より西田氏之様参候て此晚ゆるく相咄、深更迄にて候、

同 十八日 曇晴

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、喜右衛門少々風邪氣にて不被参
候間、使遣候て容体承候、七ツ時分民之進江参候てゆるく相咄
候、尤細工致持参候て夕迄相咄候、

一此晚誰も見舞無之候間、空敷相過、早く相休候、

一此日筑兵衛初嶺焼とて山江登候、

同 十九日 曇天

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、

一此日伊地知清藏住用銅山方御用向井に民之進病氣見舞として被参、
此晚ゆるく取会相咄候、喜右衛門・弥四郎にも被参候、

二月廿日 曇夕より雨

一定行尚如常、四ツ後各見舞にて候

一此日四ツ後いち、清藏住用之様帰村いたし候、

一七ツ後より喜右衛門同伴致步行、津名久鍛冶屋江参候て、夫より

西田氏江参候て夜迄ゆるく相咄候、

一此日字檢方より中村与兵衛出村差入、右帰り使舟有之との事故、

琉球江遣し芭蕉薙包式ツ、長打付箱、芭蕉貝紛入合て二ツ、字檢
方迄老送置候、西方江送届方取計候、

一此日七ツ過、徳之嶋下り御用船順通丸村田新兵衛名前之船当湊江
爲汐繫入錠いたし候、

同 廿一日 曇晴

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、

一八ツ後より式日鉄炮ニ出席候、西田氏風邪氣にて断にて候、

一中村与兵衛殿見舞にて当所御米配当有之、相洛より住用間切之様

差入にて候仍て預見舞候、

一順通丸船頭相見舞候間、御国元左右共承候、

此晚誰も人來無之候、

同 廿二日

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、同刻過民之進所江見舞いたし候、

此日朝より終日細工にて日を暮、大かね時分より致歩行、喜右衛

門途中出逢、同伴にて西田氏江参り夫より暮々同道、喜右衛門旅

宿江参候て、ゆるく相咄、藤野甚助参居り、是も共く相咄し、

此晚筑兵衛一条相頼置候、

一今日徳之嶋下り船書状相受取との事候間、中原萬兵衛殿江一札相

認候、

一此日琉球江米良氏江届品并書状米良氏・いし院氏・東郷江一札

ツ、相認、西方与人力迄届品等、緒ニ琉球汐掛船江爲積込くれ候

様、代官所送り相添差遣置候、

二月廿三日 曇雨晚少々雷鳴雨類也

一定行如常、四ツ後各預見舞候、朝より細工打立候、

一九ツ時分海手之方騒敷候間、縁之方江立出候処、海水漲逆巻せき

上り、遂ニ大和濱橋を汐ニせき切、勢ひ甚敷、当惑いたし直様

出候処、海水道路ニ上り候、頭之程にてハ如何成行候半駄と存候

処、六七度上り下りいたし漸く静ニて良半時計も右通ニて候、大

より津名久村番所にも参候、

一喜右衛門より筑兵衛方いたし被呉候処白状ニ相及候間今日より

目通差扣居候様達被呉候様、相頼候て爲扣置候、

此晚淋敷候間、喜左衛門招呼何駄とゆるく相咄候、

二月廿四日 終日雨降

一定行如常、四ツ後喜右衛門、中庵見舞、

九ツ時分柏原之甚兵衛水久丸徳之嶋下り御用船出島古仁屋湊入津

之由にて宿許状おゆきとのより一通、^(みの)養田先生より書状并音信之

煙草持参相届、

一明徳丸船中爲替米、爲借用差遣候間、右之趣喜右衛門より中談さ

せ候、

住用銅山方よりいち、清蔵、此内来邑之一謝、喜右衛門迄申遣候、

一此晚弥四郎殿江申遣、喜右衛門にも同断ゆるく相咄早晚之如く

種々四方山之雜話にて相咄候、尤伊地知方より御国仰出御筆御書

取、其外種々之書付参候間、各相披、一同令一覽候、尤及深更

候、

二月廿五日 雨天

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

此日明徳丸願出之趣、願之通難應、勿論過分之取込高ニ相及候間、

半方にて候ハ、随分相談可承返答いたし、船頭江右之趣等中間候

様喜右衛門殿を以申渡置候、尤此日名瀬之様帰村之由ニ候、

一夕方より民之進致見舞候処、石見半兵衛萬年丸より聞得候趣ニ

て遠流被仰付、宇検方江配所被仰渡候付、被参候間、民之進所

てゆるく相咄候、外ニ同船大河平六郎兵衛・町田藤兵衛参候由、

伊勢家来之者も目置より松元寛右衛門同断ニ遠流之由半兵衛

より伝承候也、

此朝休太郎おし鳥打留候付、喜右衛門より昼飯ニ相被候、

同 廿六日 朝立雨曇より漸晴曇ル

一定行如常、四ツ後一同預見舞候、此日ハ朝より鞍道具草細工もの塗方いたし、夫より喜右衛門所江豚飯相調候間參候様承候付、參候、

一宇檢方江琉球届品、三能安方江頼遣候処、右之受取書差遣候由にて清太郎方江致始末置候様申付置候、

一此日ハッ過より鉄炮式日ニ付、大和濱射場出候、此晚風呂立居ニ候付、一同被參候様申入置候処、喜右衛門、中庵被參、然処此朝休太郎駕鸛雄鳥老ツ打留候間致料理、民之進所列立參候て相被、ゆるく相咄候、

同 廿七日

一定行如常、四ツ後各見舞ニて候、此日笠利同村之満白頭と申者江此節寄役上国与入跡順ニ有之候付、内願中造くれとの事候間、代官并木場伝内殿江以書状、頼遣しくれ候、

一此日萬年丸船中借用米願とて參候処、證文不足候間、其段申入、片船船頭よりも證據人相立候様申付候、

一此日萬年丸より有川矢九郎との飢島より之一札相達候、尤家来藤野四郎助より彦太郎墓石之儀ニ付一札役人方迄參候、

二月二十八日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

一此日矢野喜三、次殿宇驗方差入にて、西方詰之由にて当所立寄預見舞候、

一明徳丸より米老石代銀を以申請度拾四メ文にて代銀引結、相受取候、

一此日も鞍道具致細工候、夕より民之進江致見舞候て、中庵所江參

候て塗師相頼、くり形之処上塗爲致候、此晚ゆるく相咄候、

一此日与人伊孫志、横日富雄預見舞候、

同 廿九日 朝立雨風漸々相晴

一定行如常、四ツ後各預見舞候、与人伊孫志も預見舞候、

一富雄鈔糖并、肴致到来候、

一九ツ時分より組合鉄炮相企有之候間出張候、伊孫志より昼飯差出候、

右衛門 一 弥四郎 二 喜右衛門

勝清太郎 一 勝中庵 二 勝喜左衛門

三和実 杏 春 伊孫志

一此日本場松州より菊池某江遣くれとの一札相達、慥ニ相受取置候、

一此日御米申請候事、

一此朝も満汐之時分、汐殊之外太く汐先烈敷た、ミトケ候由、廿三日より汐行不宣、殊ニ此朝立相應ニ風立候間、何方欵大風ニてもいたし候半とも存候、

二月晦日 曇晴

一定行如常、此朝至極之朝寝にて西田うち早天見舞ニて候得共、未床之内にて逢取不申候、

一終日細工にて日を暮し候、

一此日濱崎太平次明徳丸より借用米證文差出、引替請取差遣置候、

一此晚弥四郎殿、喜右衛門殿夜咄ニ參候、

三月朔日 曇晴暮過雨少々

一定行如常、四ツ後各見舞、此日組合鉄炮企にて候、

右衛門 一 一 喜右衛門

清太郎 一 勝中庵 一 勝 喜左衛門

三和実 杏春 伊孫志

一中庵より弁当差出候、

同 二日

一定行如常、四ツ後毎之通各預見舞候、

一此日も終日細工にて日暮いたし候、

一此晚誰も無之候、

同 三日

一定行如常、殊ニ此日ハ節句にて改服、朝拝、御祝儀申上ル、

一此朝寢覺候之処、民之進夕部夜半時分より塩梅不宜由にて中庵、

杏春江も中遣候由承候付、早々致見舞候、別て不勝、此日も終日

終夜致滞留候、

同 四日

一此日同断居通し、殊ニ漸々勞倦も弥増、頼少く罷成候、

一御代官和良氏爲暇乞預見舞候、正中共差出候、爲置土産半切三拾

完片平被贈候、

同 五日 曇天

一此日同断、然処昼九ツ過より至て精氣乏敷相成候処、無間も遠行

致方なく候、則手当かた／＼取付、詰役方并ニ寺、住用、宇驗方

江も早々向越いたし候、

一此晚夜入過入棺、

一此日四日認之書状、住用居船生患丸、宇驗早船泰寿丸江宿許差出

候、尤民之進左右ハ態と不申遣候、

一此日名瀬江早々手当かた／＼之事ニ付、足輕平山喜左衛門差遣候、

役々見舞、焼酎、豆腐、野菜等致到米候、

一此晚皆々民之進旅宿江被参居候て、尤井物等爲持三預り候、四ツ

過時分各引取候、

三月六日 曇晴

一此夜明出棺、筑兵衛召付差遣候、喜右衛門彼是爲差引被差越候、

尤役々参見送いたし候、此晚葬式之賦ニ候、

一此日ハツ過宇驗方より小久保左助殿、与力篠崎覺兵衛、民之進致

死去候付、爲見舞米邑、

一此晚中庵亭主振にて宇驗方兩人ゆる／＼被相咄候、

同 七日

一定行如常、

一此日宇驗人数四ツ後より被参候間、ゆる／＼相咄候、此晚も同断

ニて候、

一此日堀氏名瀬より被参候、民之進凶左右、則名瀬之様被差越候由、

同 八日

一定例如常、

一此日宇驗人数婦村相成候、

一此日堀氏住用之様婦にて候、

一此日いち、清蔵も名瀬より被参候、杏春も凶左右故、則名瀬之様

差越候、此日則住用婦村にて候、

一喜右衛門殿も今日被帰候、昨日法事相仕舞、諸事都合能相済候

由、

一此晚皆／＼ゆる／＼相咄候、

一亡民之進、法名桂雲院良翠実遊居士と号候、享年貳拾才、文久三

年亥三月五日、

同 九日

一此日定行如常、

一此日四ツ後三人被参候間、民之進道具取集御国元江差送り、又ハ

送物等取調方いたし申候、何も能相仕舞一日にて相済候、

一此日皆々ゆるく相咄候、

同 十日

一定行如常、

一八ツ時分より西田氏江精神落し致度との事故参候、尤ゆるく晩迄相咄候、

一

一八ツ時分住用之眞作美爲見舞参、いろいろ致持参候、正中共差出候、

同 十一日

一定行如常、

一此日民之進一七日ニ相当候間、牡丹餅相と、のへ中候、

三月十二日

一定行如常、

三月十三日

一定行如常、

三月十四日

一定行如常、

一此日八ツ後より西田氏江参候、尤墨壺、かな物藤野勘助殿江相頼、

一此晚迄ゆるく相咄候、

二月十五日

一定行如常、

二月十六日

一定行如常、

一八ツ時分より組合鉄炮相金候、

ニッ勝 右衛門 弥四郎 杏春 清太郎

一ト勝 喜右衛門 中庵 三和実 喜左衛門

一此日矢野喜三次殿住用間切より差入にて配当有之候由今日ハ見舞

無之候、尤鉄炮にて暮迄被罷居候間、(ママ)

一此日寶吉丸江登セ品爲積込候、

同 十七日 曇天

一定行如常、四ツ後一同見舞にて候、

一八ツ時分より弥四郎、喜右衛門同伴にて平山喜右衛門所江けらま

躰躰当分盛候由承候付、爲花見参候、尤米杯致持参、飯たかせ候

て給候、夫より帰りに西田氏同伴にて弥四郎殿宅江夜咄いたし候、

尤中庵も参候、深更ニ相及候、

一此日四ツ時分矢野氏見舞にて候、今日当間切残村配当被致候て、

飯屋元之様被帰候賦にて候出、

三月十八日 晴曇

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

一此日御国屈之状表相封、船頭方江渡方爲致候、

一八ツ時分より先日射掛之鉄炮又々企有之候付、一同致出席候、尤

我々二句切勝にて候、尙句切負にて候、跡ニ老寸五部ニ筒平山喜

左衛門老人勝にて候、

一今日与人い孫志先日飯屋元より御用向にて致帰村居候処、差越候

とて見舞候、

一此夜半時分ニも候哉、相應之地震いたし候、

三月十九日 曇晴

一定行如常、

一八ツ後より組合鉄炮又々企有之出張、終日射場にて相済候、

一此日宇駿方より小久保左助殿田中七郎召列被参候、此内より笠利

方江親類屋仁之清澄江爲見舞被差越度当所迄被參、宿にて候、此晚被立寄候様中入置候得共草臥故不得参との事にて候、

同 廿日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、此日早天立にて小久保氏笠利方之様被差越候、夕方弓稽占いたし候、

此晚重野幸之丞相見得、此内より参度との事故、押掛参候処、折から弓にて候間引返し候様子ニ付跡より呼掛候処、則参候、此晚ゆるく相咄、喜右衛門・中庵にも亭主振いたし、此晚一宿爲致候、四方山之咄、古今天下之形勢等承候、

同 廿一日

一定行如常、八ツ時分より鉄炮場江出張、尤武日にて候、重野氏朝帰候、鉄炮濟より南所江参候様との事故参候処、重野被参候、盛徳丸外ニ御船式艘笠利方江着船之山にて重野にも此節別段之訳を以、御教被仰付模様爲承由申候処、相良氏より爲知之一札致到來候とて又々重野にも参候、尤右船三艘共昨昨日着岸之由ニ候、山川大迫清右衛門、頼娃井上矢七郎方より札致到來候、岩六より、札調所、海老原之事共少々相見得候、煙草一包預贈与候、

三月廿二日

此日名瀬より来ル廿四日出会之鉄炮、於小宿村いたし度申来候、一定行如常、四ツ後各預見舞候、此日種子島城州来邑、尤宿にて候、此晚已待にて一同相会候、深更迄にて各引取、

三月廿三日

一定行如常、四ツ後各見舞、八ツ時分より鉄炮、同出張、此晚種城尤滞留候間、ゆるく得閑話候、此晚沖水良部島詰本藤当昨日出鳴西方花大溪江政汝繫候付、預一礼候、川上右洲一礼、殊ニ白麻

十帖預惠送候、

三月廿四日 雨天

一定行如常、此日喜右衛門事、本藤沙掛いたし候付、右場所江参候、今早大出立、

八ツ前より名瀬方小宿村江三方収会之鉄炮企有之、西田氏南同道、喜左衛門召列差越候、尤仲庵先乗案内にて候、致着候処、最早名瀬方本場・矢野参居候、則見舞にて候、此晚皆く見舞、宿亭主より取肴、焼酎等種々差出候、尤亀蘇氏にて候、種子島城介にも被参候、

同 廿五日 雨天

一早朝より鉄炮相初、住用方不被参候間、両方にて射方いたし候、大和濱

右衛門 弥四郎 中庵 喜左衛門 い孫志

名瀬方

伝内 喜三次 実部与 俊良 三能安

右四句切、勝ッ、然処七ツ過より住用人数着有之候間、跡々句切射方被致候、尤六ツ箇之射掛にて候、今日ハ相済セ候、役々より弁当差出候、其外焼酎、取肴等種々差出候、

三月廿六日 雨天

一早朝より出陣、射掛之跡、四箇射方致候、尤勝利にて候、今日ハ住用方人数和田氏不被得参候間、箇重にて候処、萩原杏春可然申談、申遣候処、早速参候付、跡々切より射させ候、

一喜右衛門ニハ四方江参候処、本藤船早出帆ニテ帆影見ながら不逢取候由、残多事共にて候、夫故漸く今日参逢候て射方有之候、

一今日より人数相揃候、今日ハ我々巻句切、名瀬同断、住用二句切

勝にて候、

一猪鹿倉源四郎守衛方にて渡海被仰付、今日津代湊着船之段届被申越候、

一此晚味方之面々各見舞にて候、

一今日ハ亀蘇氏より弁当其外取肴等差出候、

同 廿七日 雨天

一早朝より出場候得共、風雨にて濱手の射場にてハとても出来兼候付、村内之様射場築替有之候間、免哉角と射方も出来候、今日ハ住用迄句切、我々二句切勝候、

一此日猪鹿倉参答候付、待受居候得共、今日迄ハ天氣柄不宜候間、得不被参候、此晚一同被参候様申入候、尤亭主方江相頼候て取肴等爲拵置候間、右之品にて愛走^(想)いたし候、

一今日ハ弁当我々共方より差出候、

同 廿八日 曇天

一四ツ後小宿村打立致婦村候、尤住用人数も当邑之様致同道、龍作武案内、当所間切横目迎ニ湯湾村上江参居候、

一八ツ後より住用方と鉄炮射方相金候、一旬切勝利也、木場氏も被参候て稽古有之候、

三月廿九日 曇天

一定行如常、四ツ後見舞にて候、住用方滞留にて候、此日又々鉄炮取逢度との事、二句切にて老勝、残多候、此日ハ焼酎、取肴共差出候、鉄炮相洛候て暮迄谷方も有之候、

三月卅日 曇天

一定行如常、四ツ後住用人数打立婦村之事、八ツ過猪鹿倉源四郎小宿村より来邑候間待受候、此晚ゆるく相咄度申入置候て、当村

詰中、同打立候、猪鹿倉氏より肴并包物爲土産致到来候、

一猪鹿倉来邑ニ付、名瀬、住用、宇験江間合置候、

四月朔日 曇天

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、此日猪鹿倉御屈等相認との事にて、七ツ時分被参候間、ゆるく相咄候、尤此晚ハ西田氏江参候様との事故、致同伴参候て鶏鳴迄相咄候、此晚ハ暮過西方より木場伝州来邑之由ニ候、

四月二日 曇天

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

一四ツ前木場氏見舞、猪鹿倉渡海之趣、推察之趣共相咄、四ツ後猪鹿倉ニも当村之様差趣度打立被参候、

一七ツ過より致歩行、西田氏江参候処、頗ニ差留候間、四ツ時分迄相咄候、

四月三日 曇天

一定行如常、四ツ後各見舞也、

一七ツ後大和濱橋辺致歩行候、

一此晚中庵参候てゆるく相咄候、

四月四日 曇天

一定行如常、此日ぬりの細工いたし候、七ツ後より喜右衛門同伴西田氏江参、暮時分より同道拙宿江被参、尤藤野共助殿ニも同断、

四月五日 曇天

一定行如常、此日亡民之進初忌日ニ付、茶人志しいたし度各江申入置候間、八ツ時分各被参候、菜飯、田楽之料理爲致、後焼酎共差

出候、ゆるく相咄候、深更迄ニ相及候、

一相良角兵衛殿方より遠島人居住人名前配所付差遣候て相受取候、

四月六日 曇雨

一定行如常、六ツ半時分より大和濱上江完込居候山承候付、房太郎犬引にて登山、然処早抜候由、空敷歸館、

一八ツ過より鉄炮式日ニ付出張候、

一此日名瀬より松元寛右衛門参候、

一当番所より倭状相届来何船と申も相知れ不申候、

一此晚喜右衛門被参候間、ゆるく相咄候、

四月七日 晴天

一定行如常、一同見舞にて候、

一此日清太郎・休太郎狩ニ登候、乍併得物無之候、

一此日宇駿方より一番船近々出帆之由承候付、宿許状老通差出候、

一此日宇駿方より琉球江商船参賦ニ付、相良氏書状并音物白田紙差遣候、

右式行三生民方江爲相頼候

一此日一同同伴津名久江致歩行、西田氏江立寄候、暮より南中庵所

江参候様承候間、一同同道にて参候、此晚ゆるく相咄候、

四月八日 晴天曇夕雨少々降

一定行如常、五ツ時分より百箇之鉄炮企有之出張候、朝より暮迄終

日之鉄炮にて候、

一此日松元寛右衛門仮屋元之様罷歸候、

一此日宝栄丸船主柏原之甚兵衛より白くつな塩引五尾差贈候、同船

頭伊右衛門より味淋酒壹瓶預候、

一今日より船中水主共江嶋入取引禁制品致交易候者共、科七連ひ有之候、

四月九日

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

一此日八ツ後津名久之様致歩行、西田氏江参候処、暮時分より中庵参候間、殊之外刻限相延、夜入毎之通及深更候、

一此日詰役乗船着岸之由候、

四月十日 曇天雨

一定行毎之通、四ツ後各預見舞候、^(か欠か)大ね時分より歩行ニ出、中庵所

江参候て、宿亭主所江も踏込候、此晚ゆるく相咄度との事故、

喜右衛門ニも被申遣、ゆるく相咄候、

一此晚宿許状相届候、尤代官方より送届被具候由、

四月十一日 曇雨

一定行如常、四ツ後各預見舞候、八ツ後より式日にて鉄炮場江出張也、

一此日郷原家書状、子共達吹聴状、宇都宮氏状相届候、

四月十二日 終日雨降

一定行如例、四ツ後各見舞、

一此日税所中兵衛より預一札候、

一此晚誰も無之候、徒然ニ暮候、

四月十三日 雨少々暗

一定行如常、

一此日高頭院様御正忌日十二回忌ニ付、牡丹餅ニ五組料理いたし各江振舞候、然後焼酎共差出候て九ツ過より夜入深更迄ゆるく相咄候、

一此日新詰役石原十郎兵衛殿、御藏次渡廻勤矢野喜二次殿同伴にて被参候、此日宇駿迄差入にて候、宿許直左右承候、

一此日喜界嶋江係兵衛殿江一札差出置候、種子島城介江も一札差出、

候、

四月十四日 雨

一定行如常、四ツ後各預見舞候、

一此日税所市兵衛より一札相達、追水善左衛門とのより同断、

同 十五日 雨

一定行尚如常、四ツ後各出務候、

一鳴役共見舞候、

一此日漸々晴候様ニ有之候間、鉄炮相企候得共、とふく雨降出し、得不調候、

一此晩至極之閑暇にて候、

四月十六日 終日雨天

一定行尚如常例、四ツ後一同見舞にて候、此日終日雨降込、晩誰も

無之、淋敷相暮候、

四月十七日 雨天

一定行如常、四ツ後一同見舞、

一七ツ後爲歩行西田氏江参候処ゆるく相咄候様との事故、夜入ニ

相及雨頗ニ降出し、鶏鳴相明候て一宿候、

四月十八日 曇晴

一西田氏江一宿候処、未寢床之内江矢野氏昨日当所差入、今日帰り

掛とて西田氏江立寄有之三生民追酒致度との事故致同道度頗ニ被

申候間、致同道参候、然処役々ニも参候て散々吞方にて候、八ツ

時相別れ候、左候て致帰宿候、帰掛御船住寿丸船頭、之方松右衛

門見掛召列致帰宿、ゆるく爲相咄候、

一此晩誰も無之候間、ゆるく相休候、

一此矢野氏便より中原萬兵衛殿書狀相達候、

四月十九日 雨天終日降

一定行如常、四ツ後各被参候、久保ニハ風邪氣之由にて引入、

一此日中原萬兵衛殿江一札相贈候、尤出立湊滞舟にて候、鶏式羽、

玉子三十滞舟場にて相調くれ候様申付遣候事、

一種子島氏江頼置候白糖十五斤相届候、尤十三日認之書狀相添候、

一十八日認之一札城介より(ママ)

一大谷より一札、木場氏江相届候哉、届来候、

四月廿日

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、九ツ時分西田氏同道喜右衛門風

邪にて引入爲見舞参候処、ゆるく相咄候へとの事故故、夜迄相

咄候、

四月廿一日

一定行如常、四ツ後各来舞、

一八ツ時分より鉄炮式日ニ付出場、

一此晩西田氏同伴にて拙宿之様参候てゆるく相咄候、尤南ニも同

断、

四月廿二日 朝立少々晴昼より雨

一定行如常、四ツ後中庵見舞にて候、

一八ツ時分より企之鉄炮有之候間出張候、尤組合にて候、

右衛門 中庵

与兵衛 杏春

喜左衛門 弥四郎

右巻勝ツ、にて候、

一此晩誰も無之候、

一此日清太郎、市名瀬江民之進明廿三日、四十九日相当候付、致墓

参、今日より遣候、右ニ付米毫斗受取を似供物として遣候、

一此日名瀬より御品物繰入ニ付、石原氏受取にて、宿許届之品物七品相届候、

四月廿三日 終日雨

一定行如常、此日民之進四十九日相当候付、茶入いたし候、一同人來見舞相成候様中入候、九ツ時分より入來、終日相咄、深更迄ニ候、尤其節致世話候者共召招候、

一此節上国与人伊喜美原爲暇乞参候、右ニ付種々致持参候、尤焼酎共差出候、ゆるく相咄候、尤菓子・焼酎・玉子致到來候、

四月廿四日 雨天

一定行如常、四ツ後弥四郎殿、中庵預見舞候、九ツ時分伊喜美原又々参候、仍て爲餞別、半切沓折、半紙沓束・团扇沓本・手拭沓ツ遣候、

一中原萬兵衛方江一札遣置候処、今日又々返札にて候、

一八ツ後より中庵同伴西田氏江参候、天氣柄悪敷候故、とふく致宿候、

一此日御米申請候事、

四月廿五日 曇晴レ

一西田氏一宿故、八ツ時分帰候、

一今日八ツ後名瀬江爲墓参遣候兩人致帰邑、

一種子島城介より預一札候、

一七ツ時分より歩行かてらに喜右衛門旅宿江病氣爲見舞参候処、ゆるく相咄せとの事故、夜入四ツ時分迄彼是と四方山の咄共いたし候、

四月廿六日

一定行如常、四ツ後各出務、ゆるく相咄、此晚迄深更ニ相及候、

一今日鉄炮式日ニ候得共、雨天にて不相聞舞候、

四月廿七日 曇晴

一定行如常、四ツ後各出務候也、

一八ツ後より企之炮術出張候、

一此晚中庵所江参候様との事にて、ゆるく相咄候、杏春も参候、山下治郎此内より絵書ニ参居候付、初て此晚取会候、

同 廿八日 晴天

一定行如常、四ツ後各出務也、

一曉夢人ニ死別すると見候也、

一此日八ツ時分より企組合之鉄炮有之、此晚射場人数相招候てゆるゆるの相咄候、尤及深更候、

同 廿九日 晴天

一定行如常、四ツ後各出務候也、

一此日名瀬方江便舟有之由候間、種子島氏江本綿織頼置候間、綿頼遣置候、尤筑兵衛方より手紙爲遣置候、

一七ツ時分より西田氏江歩行かてらに出掛参候折から、喜右衛門ニ

も参候間、ゆるく相咄、毎之通及深更候、出立前亀之玉子持参候者有之候間、年少分致持参候、

五月朔日 晴天

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、

一九ツ過より炮術式日ニ付出会候、

一此日赤木名詰与人厚潤下島後爲見舞此地江差越候、尤正中其外庭鳥・玉子致到來候、

一此晚暫時之間喜右衛門案内にて参候、

一此日当所与人ニも仮屋元勘定済、引取帰邑也、
一此晚喜右衛門ゆるく相咄候、

五月二日

一定行如常、四ツ後各見舞ニて候、
一此日孫志企ニて組合鉄炮八ツ時分より有之候間、出張候、
一此晚西田氏・久保ゆるく相咄候、御国元より届来候かす漬・肴
杯相被候、

一御国元到来之団扇十本ツ、西田氏・久保・南江遣候、

五月三日 晴天

一定行如常、四ツ後各見舞ニて候、
一此朝鉄炮十箇庭ニて致稽古候、尤中庵ニも音を聞候て参り稽古
いたし候、
一此日九ツ過より御国元江遣候并当重塗方終日相か、り暮し漸々相
済候、

一此日本屋修甫有之候処、成熟相成候、尤見物共いたし候、

一此晚夢ニ犬完を進行候と見る内ニ、転んで驚犬をとらへ空を飛行、
犬痛声甚敷と見え候、

一此節仮屋元勘定ニ付御賦帳遣候処、相済候由ニて今日手都合清貞
致持参候よし候て相受取候、尤当座之受取書相返り、通帳仕付候
事、覚之爲記置候、

五月四日

一定行如常、此朝早天庭ニて鉄炮稽古いたし候、
一四ツ後一統見舞、
一此晚誰も無之候、

五月五日 曇天雨降

一此朝早天寢覺、改服、倭江御祝儀申上候、

一四ツ後より我々兼て射候人数ニて式ツ分之鉄炮争いたし、尤今日
ハ節句ニ付、一統暇日ニ付、完射組嶋人相集め、射方有之候、

一此晚喜右衛門所江のほり立之祝致度候間参候様ニとの事故、一同
参候、杏春・伊孫志・太三能安ニも参、毎之通散々也、

五月六日 曇晴

一定行如常、四ツ後一同出務、八ツ後より鉄炮式日ニ付出場、
一鉄炮済より其假西田江のほり立之祝被致度、一同参候様承候付参
候、尤杏春・伊孫志・太三能安も参候て、毎之通散々之振舞ニて
候、及深更、此湊居船御船住寿丸転馬舟より帰宿也、

五月七日 晴

一定行如常、四ツ後弥四郎殿被来候、喜右衛門・中庵兩人共ニ吐汚
ニて候由、鳥渡列立致見舞候、夫より大和濱橋辺致步行候、くれ
くれ相列立帰宅也、

五月八日 曇雨

一定行如常、朝之内伊孫子参候て、在所御暇ニて暫時罷帰候由、包
物見合遣候、厚潤江此内遣候賦ニ候処、得間ニ違不申候て、右江
相頼遣候、相良莊太郎江も書狀并包物遣候、

一此日桂林院様七回忌御相当候ニ付、皆く江應飯振舞申度申入置
候、八ツ時分より弥四郎殿・中庵・喜左衛門被参候、喜右衛門ニ
ハ未快氣無之候、

一此日川嶋新五郎殿当所江差入候とて預見舞、暫時之間彼は大和咄
其外種々承候、

一此晚弥四郎殿江被参候様申入置候処、ゆるく被参候間、相咄及
深更候、

一笠利之満百頭参候、此内竹木横日寄被仰付候一礼として参候、右ニ付袖島など持参、

五月九日 晴天

一定行如常、朝之内川鳴殿江致見舞候、夫より喜右衛門江見舞候、一暮時分より致歩行、西田氏江参候て、毎之通及深更、令帰館

五月十日 晴天

一定行如常、四ツ後喜右衛門出務、

一八ツ後中庵同断、暮時分より同伴にて歩行いたし、足輕喜左衛門宿江参、夫より喜右衛門所江風呂立有之候由承候付参候処、此晚ゆるく相咄候、尤喜右衛門にも参候、

五月十一日 晴

一定行如常、八ツ後より式日ニ付、鉄炮場江出候、

五月十二日 晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門中庵同伴、大和濱橋辺夕涼、暮過帰候、

五月十三日 晴雨少々降

一定行如常、今日古方詰役木場伝内殿・中村与兵衛殿・矢野喜三次殿爲暇乞来邑、爲土産木場氏より浴衣鳴宅反・茶壺・菓子式重・扇子壱箱致到来候、中村氏ニハ則日帰邑、外ハ今日より別れ鉄炮有之候、

一此日野添茂助上国ニ付、爲暇乞参候間、金子百疋着料として遣候、一此晚鉄炮済より拙宅にて兩人江致銭別候付、参被具候様中入置、ゆるく相咄候、

五月十四日 晴天

一定行如常、

一朝寢覚より鉄炮場江出候、終日鉄炮にて候、此日ハ木場氏少々

不快にて出場無之候、

一此日鉄炮済、兩人江三能安より致銭別候間、参具候様承候付参候、ゆるく相咄候、

一此晚住寿丸出帆ニ付書狀相認、

五月十五日 晴

一定行如常、此日同鉄炮にて出候、八ツ過鉄炮相済セ帰邑にて候、跡にて又々鉄炮射方いたし、暮ニ相及三能安より鉄炮場濱手にて涼致度申事候間、ゆるく相咄候、

五月十六日 晴

一定行如常、四ツ後各見舞也、

一此日鉄炮式日ニ付出場いたし候、

一此晚空敷ゆるく相咄候、

五月十七日 晴

一此早旦地震相応也、

一定行如常、此日詰役方江御願倭届品入付、書狀認方にて取込、終日相掛候、此晚より翌朝迄書狀認め夜明し候、

一此日満仁爲見舞参候、砂糖等致持参候、

五月十八日 晴

一満仁事も此日舟便より帰候、

一定行如常、

一此日弥四郎殿・喜右衛門・中庵古方詰役衆江爲暇乞、大熊江参候、新方江見舞にて候、此日大和届品、右便より遣候、肴代金五十疋代官江、同式白疋見聞役初五人江遣候、此夜半過帰邑之由、尤舟にて候由、

五月十九日 晴雲

一定行如常、此日三能安作場上之方江爲狩登候、今日出不申候、
西郷氏より爲置土産、□十五摘・たばこ入二ツ・うち羽式本被贈
候、

一七ツ後より中庵同伴西田氏江参候て西田氏誘出、拙宿ニてゆるゆ
る相咄候、

一筑兵衛綿式斤願之趣有之、遣候段申渡置候事、

五月廿日 晴曇

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務候也、

一牛之皮二枚納り、皮有候段当番所より申出候間、九斤半老枚、九
斤老枚取入置候事、

五月廿一日 曇天

一定行如常、此朝狩ニ登候、九ツ過帰宿也、八ツ後より式日ニ付鉄
炮場江出候、然処組合ニて勝候、此晚誰も無之、儀狀共相認候事、
一今日喜界島より桂孫兵衛四月廿九日認之書狀相達候、

五月廿二日

一定行如常、此朝早天大和濱良日黒といふ鹿倉江狩ニ登候、おこし
候得共、出不申、狩上りより雨降出し帰路相応之雨ニて候、

五月廿三日

一此朝地震相応也、

一定行如常、此日宿元狀其外木場氏・矢野氏江届被呉候様頼遣候、

伊喜美原方江宿元狀迄頼遣候、

一此晚已待ニ付一同寄合候、藤野甚助ニも参候、九ツ時分迄相咄候、
尤各より并物等銘々持参ニて候、

五月廿四日 晴曇

一定行如常、八ツ時分より中庵所江麦飯之馳走いたし度とて参候様

承り、乃チ一同参候、終日ゆるくいたし夜入四ツ時分まで相咄
候、

五月廿五日 曇晴

一定行如常、此日終日疝癪氣ニて籠居候、

一此日太美濃安方より宇驗方琉球行商船帰帆之由ニて、五月十七日
認、伊十院伊膳殿より一札、小井壺・井物入老ソ被贈候、平山喜
八郎殿より茶台・茶束被贈越候、米良氏より一札并ニ木綿鳴老反・
豚肉一壺被贈候、外ニ頼越候註文品々相届由ニ候得共、未た不相
達候得共、届来之由ニ候、此段申越候、

一此晚早刻より相休候、

五月廿六日 晴天

一定行如常、

一四ツ後各見舞ニて候、弥四郎殿少々不快ニて不被参候、

一八ツ後式日ニ付鉄炮場出席候、然処今日ハ何れも出席無之、弥四
郎殿ニも不快ニて射場迄鳥渡被参候、

一此日名瀬大熊より矢野氏より返札相達候、尤宿許狀等頼遣候処、
矢野氏受取預被呉候段承候、

一此晚誰も入来無之、早々より相休候、尤少々不快ニて候間、毎
朝早く床ニ付候也、

五月廿七日 晴天

一定行如常、四ツ後各出務候也、此日も矢野不快ニて終日ぶら付居
候、此日当所横目富雄近村竿入ニ付、致廻村居、今日帰村之由ニ
て見舞候、

五月廿八日 曇晴北東風

一定行如常、四ツ後各出務也、此日琉球江喜右衛門并ニ江民之進、

反物致注文置候処相届来候とて、喜右衛門致持参候間、致配分御
国元江差遣度申談、分方いたし今日詰役歸国船江中村氏江相頼差
登方取計申候也、此日ハツ後より西田氏江島渡参候て贖取之企有
之候処、とふく取得不申候、此晚迄ゆるく相咄候、中庵も
夕暮時分より参候て同伴帰館也、

五月廿九日 東風晴天

一定行如常、四ツ後各出務、ゆるく相咄候て涼ニ出度一同申談、
飯屋後通高蔵可然とて出候、茶など沸させ昼飯など取寄打寄り、
終日遊暮候、

五月三十日 曇晴雨折々降

一定行如常、

一此朝狩之企有之、大和濱上辺目黒井ニラハ鹿合式ツ狩候、完立ハ
有之候得共、得出不申候、家内より筑兵衛・休太郎・市呂列、案
内武仁應・美能厚兩人、大引稲伊喜、美濃安下人鳴太郎ニて候、
川島新五郎昨夕爰元差入、四ツ時分在宿候狀とて、人を越され候
由ニ候得共、狩立之旨申答候段申候間、夕時分足より見舞申候、
ハツ時喜右衛門被参、藤野甚助明日当所引取之由ニて爲暇乞被参
候間、追酒とて焼酎共出し候て暫時相咄候、仍て米受取、老後筑
兵衛江爲持進入候、

一此早天中庵参候て字験方芦嶽村江当人召仕候女兄病氣之由ニて参
呉との事候由、今日より差越度段承置候、

一此日名瀬より松元寛右衛門参候、此晚ゆるく召出相咄候、

六月朔日 東北風晴天

一定行如常、四ツ後各出務也、川島新五郎見舞也、良暫時被相咄候、
今日当所御米配当之由ニ候、七ツ時分鉄炮式日ニ付、各出張、中

庵今日迄ハ帰村無之候、此晚誰も無之、獨座幽居ニて候、

六月二日 晴曇東南風

一定行如常、此晚鎌田雲州辞世病床之夢見候、然処日置川上十郎右
衛門等其以下雲州之英名を惜ミ愁傷いたし候と夢ニ見候、

此日南中庵・平山喜左衛門・竹田清太郎字験方江差越居候処、今
日罷歸候、尤此便より太二能安方より西方之者所持候古鞍井ニ彼
方細工人新出来候鞍老口、差遣候琉球注文品、此内相届米居候得
共、便宜無之、夫故今迄召置候処、今日便より相届、

一此晚氏神尊六月堂ニ付、一列中相招候、尤拙者誕生日取越ニて相
混、其心持いたし候、

六月三日 東南の風

一定行如常、此晚夢ニ大君我蚊張之内江何狀格別成御守とか可中者、
奇麗成受託江御捧ケうやぐ數御備有之と夢ニ見候、其外右ニ付
て之事も有之候得共、未取覚候、

四ツ後喜右衛門、喜左衛門出務也、ハツ後弥四郎殿、中庵見舞也、
今日松元寛右衛門暇いたし罷歸候、右便江城助江一札相持せ候事、
一此晚誰も入米無之候間、閑暇ニて越方四方山之事共、独座幽情罷
在候、弥大和之事共種々上夫ニ渉候、

六月四日 東南の風

一定行如常、四ツ後 同出務、琉球到来之豚肉、今日一統江相披申
候、何れも煮置ニて候、七ツ時分各帰宿、中庵・喜左衛門・清太
郎鉄炮稽古有之候間、爲見物歩行かてらに参候、暮より中庵旅宿
江此晚ゆるく相咄候、

六月五日 東南風土用入

一定行如常、四ツ後中庵・喜右衛門出務也、

一八ツ後喜右衛門同伴西田氏江步行ニテ参候、此晚ゆるく相咄及深更令帰宅、

一此日喜界嶋より孫兵衛五月十九日認ニテ明出帆とて一札参候、

六月六日 東南風

一定行如常、四ツ後各出務、八ツ後より鉄炮式日ニ付出張候、風呂相焼候間、各被参候様申候処、西田氏ニハ此晚ハ類ニ被帰候間、不相止候、喜右衛門・中庵参候てゆるく相咄候、

一此日宝栄丸水主日置帆湊浦之宗次郎爲暇乞参、書状受取方申出相渡候、尤小井・壺・氷砂糖入宿許より参候て送越候、

一此日大熊滞船詰役乗、開帆ノ由ニ候、

六月七日 曇天東南風

一定行如常、四ツ後 同出務也、

一八ツ後本場氏より昨日曉認候一札到来也、

一此晚誰も来客無之、

一昼より夜込大和狀并琉球狀間々ニ相認候也、

一此朝日置之宗次郎出立いたし候、

六月八日 南西風ニ成

一定行如常、四ツ後各出務也、

一琉球江伊集院伊膳殿・米良助右衛門殿江書通、汐繫船有之候ハハ相渡候様西方与人・横目方江遣置候、

一宝栄丸江西田次郎太殿江一通、西方与人・横目も爰相渡候様遣置候、

一七ツ後爲步行、平山喜左衛門旅宿江参、夫より列立大和濱橋江夕涼ニ出候、

一此晚神農氏六月堂ニ付、中庵所江参候、及深更帰館也、

六月九日 曇天雨少々降

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也

一桂孫兵衛より一札到来也、

一八ツ後西田氏人来ゆるく相咄候、

一七ツ後爲步行大和濱伊孫志旅宿より萩原杏春所江立寄夫より七手筋相通、帰宅掛旅館後高藏江喜左衛門・清太郎涼居候付暫時立寄、中庵ニも被参候間、同伴帰宅ゆるく此晚相咄、及深更候也、

六月十日 西の風 曇晴

一定行如常、四ツ後各出務也、

一此日名瀬江便舟有之候間、鶏一羽石原十郎兵衛殿江爲祝儀令進入候、尤彼方より爲土産、扇子箱預候間、右返札也、

一此日大工向井正右衛門参候、

一此日夕弓射方いたし候、

一此晚ゆるく独座也、向井正右衛門参候間、焼酎共爲出候、

六月十一日 曇昼過より雨頻也、

一定行無怠候、四ツ後各出務也、

一此朝早刻寢覚候間、弓射方いたし候、

一今日より正右衛門細工打立、射場胴印作方いたし候、

一八ツ時分より鉄炮式日ニ付出張、雨頻ニ降出候間暫時相休候、暮々帰宅、此晚喜右衛門暫時入来ニテ候、

一此日觀音寺江鞍曲木相談申遣置候、

一此日小宿村より猪鹿倉源四郎殿より書中尋之一札并御家老記差遣被具候、

一此日美濃安瀬勘定ニ付、爰許迄参候て帰宿候処、母病氣ニ付、暫時之間看病暇申上候由ニテ在宿故、爲見難参候、

六月十二日

一定行如常無怠、四ツ各出務、

一此朝中庵早朝参候て弓射方いたし候、

一此日新橋桂家米此節重新六三嶋丸より致下島、相見舞候、右ニ付煙草壹斤令到来候、

一此日夕中庵・喜左衛門参弓射方到候、暮前迄、

一此晚誰も米客無之候、

一此日仁与謙参候、右ニ付鐘巻本奥十郎作、態々相頼志にて具候間、致受用候、

ハツ後二和実参、此内鶏黒黄足相頼置候処、致持参くれ候、

六月十二日 曇折々雨降南風又米

一定行如常、四ツ後弥四郎殿、喜右衛門殿入来也、

一龍郷之仁与謙罷帰候、

一新橋家米児玉伊太郎夕部ハ脇方江泊候山にて今朝参、四ツ時分暇いたし候、

此日宇驒方より渡辺道逸参候由にて肴、折致到来候、ハツ後参候、

一富仲志より肴、野菜令到来候、

一津名久之安兼、桑の鞍輪曲致持参候間、貰受置候、代米くれ候様申付候、右ニ付又々鞍曲鑑曲棒木相頼置候、

一今日より掟思勝村之善静志名瀬江勘定ニ付出候由にて参候間、観音寺江鞍輪曲木相談申遣候、伊孫志江住用与人江も玉取得遣候様相頼候様中付置候、

六月十四日 曇大雨少々降北西風

一定行如常、四ツ後各出務也、

一此日住用より和田氏番中尋之、札参候、尤西田氏より参候由にて持参致被具候、

名瀬俊良方より野崎甚之丞より頼越候草物仕立方出来候由にて爲持越候、

此日夕弓射方いたし候、此晚中庵・喜左衛門留置候てゆるく相咄候、

六月十五日 朝立より雨少々降昼時分より晴

一定行如常、早天より武仁応案内にてノホ鹿倉長田尾上江爲狩致登山候、尤筑兵衛・清太郎・喜左衛門召列、犬引伊奈・行武、仁応下人也、

一一定起出し不申候、別て淋敷符にて炎天難儀ニ候、

一尾上山より遠見ニ尾上嶋辺異舟と相見得、北方ニ向走候、殊之外太く相見得居り候付、決て異舟にて候半と申事ニ候、

一夕弓射方いたし候、中庵・喜左衛門・清太郎・与兵衛にて候、

一此日三能安名瀬江出候由にて爲暇乞、狩留主見舞候由、

一ハツ後富仲志見舞候、

一四ツ後役々見舞之由、

一大工喜右衛門射場胴印三揃今日出来候、又今日より弁当作方申付候、

六月十六日 曇天
一定行如常、ハツ時分一同出務也、此日日柄ニ付麩飯いたさせ各江振舞候也、

一ハツ後より鉄炮式日ニ付出張、尤賦付にて候、
一此晚喜右衛門養妹立待ニ付鳥渡参候様承候付、ゆるく相咄候、及深更候、

六月十七日 曇天東北之風

一定行如常、此朝津名久上之辺江完立宜敷由候ニ付致登山、ノホ鹿倉致候得共毛頭出不申候、然処越富といふ者之穴江完陷候由にて取

得參候間、此方江貫受、山祭いたし度狩人数召呼相披候、武仁應、
越富案内筑兵衛・清太郎・喜左衛門保氏・四本休太郎・鉄炮持
伊奈行・前時・武仁應下人老人犬引にて候、皆く被參候様申事
候処、弥四郎殿ニハ母之内差支之由にて晚被參候間ゆるく相咄候、
一七ツ後弓稽古中庵・喜右衛門・喜左衛門・清太郎・与兵衛也、
一富雄江取得候猪肉爲持造くれ候、

六月十八日 曇天

一定行如常、四ツ後一同出務也、
一四ツ後富雄爲見舞參候、
一渡辺道邊明日帰村之由とて參候、
一七ツ後稽古也、
一此晚誰も来客無之、
一此日瀬名方木引永吉家中今日昼時分より相頼、鞍曲木引割方相頼
候処、仕損甚及迷惑候、

同 十九日 曇天北風

一定行如常、此朝狩企有之、然処犬引及間違、時刻致遅延、漸く
四ツ時分出宅也、エチヨ萬追壹鹿倉小完間伏より出候得共、火移
得ず候、甚残多候、二三犬ゲリ迫小完犬喰壹ツ取得候、鉄炮持筑
兵衛・清太郎・与兵衛・案内者武仁應・越富也・犬引伊奈行にて
候、此晚越富ニ相咄候様申候処、暫く相休候由、焼酎共爲出候事、
一此晚誰も来客無之候、

六月廿日 曇晴風雨暫時頻也、

一定行如常、四ツ後一同出務也、此晚誰も無之、

同 廿一日 曇晴

一定行如常、四ツ後各出務也、八ツ後鉄炮ニ付出張、此晚誰も来客

無之候、

此日太美濃安より西瓜令到来候、

同 廿二日 曇雨時々降

一定行如常、四ツ時分各出務、
一此日より西田弥四郎・久保喜右衛門事、宇驗方江私内用ニ付差越
し申度、今日より相閉目候、
一昼時分より弓射方、幕迄百建相濟候、
一此晚中庵留置相咄候、
一此日富雄參候て頼置候屈品今日より名瀬飯屋元江便舟有之、差遣
候様承候、尤留船永松丸江頼候様、当間切出張與人い孫志方江頼
越くれ候様申付候事、

六月廿三日 曇はれ雨風時々頻也、

一定行如常、四ツ後中庵出務、八ツ後弓射方いたし候、
一此日太三能安相見舞、今日より名瀬江出候由、
一渡連方古仁屋湊江琉球下り汐繫り船有之由候て、中庵宿元狀相届
御国元左右承、先靜謐之由、尤寺師喜之丞より中庵方迄尋問之書
音參候、
一此晚来客無之候、

六月廿四日 朝立より曇時々雨降

一定行如常、四ツ後中庵・喜左衛門出務也、八ツ麦飯相振舞候、此
晚兩人相止め、ゆるく相咄候也、

一此日種子島城介方より預一札候付、返礼差出候、

六月廿五日 朝立より曇雨時々降

一定行如常、四ツ後中庵出務、

一此日中庵江相頼写方いたし候御家御家老記写方出来候て持參也、

六月廿六日 曇天雨時々降

一定行如常、四ツ後中庵・喜左衛門出務、

七ツ時分弥四郎・喜右衛門此日宇駿方江差越居候処、今日歸村也、
喜右衛門より爲土産貝預候、

一此日武仁央弟実瓊より替中見舞敷鮎之魚・貝・茄子到来也、爲返
札国扇二本・扇子壹対・百田紙五帖・手拭壹ツ・包煙草五ツ遣候、
此内ヨリ種々預候付遣候、

一武仁應江团扇二本鳥渡遣候、
一此晚誰も来客無之候、

同 廿七日 曇天雨少々

一定行如常、四ツ後一同出務也、

七ツ時分弓射、暮時分より各一同列立西田氏江夜咄致度承候付参
候、毎之通ゆるく及深更、尤何欵此内心祝井被致候會有之候由
ニテ相混ての事候半と存候、

一此西方花天湊江琉球下り興行九致汐掛候段承候付、米良氏暑中尋
之書翰仕出置候、

六月廿八日 曇天此日雨少し

一定行如常、四ツ後各一同出務也、同刻過横日富雄津口横日当分、
黍横目寄太三和夫、津口横日佐恵仁当日之爲祝儀参館也、

一此日七ツ後弓相済候て風呂相立居候付、幸喜右衛門ニも参途候間、
此晚迄ゆるく相咄候、尤中庵同前也、

六月廿九日 曇風雨度々頻也

一定行如常、四ツ後一同出務也、

一此日八ツ時分より弓射方有之候、

一此日中庵并ニ召仕候者共相中ニて燈皮油取方有之候得其、時分不

宜候故欵、錠と油も無之候、

一此晚誰も来客無之候得共、次風呂たかせ候半、喜左衛門弓後相止、
武仁央へも用向有之参候て暫くはゆるく相咄、夫より中庵所江
参候様爲申参由ニテ筑兵衛・清太郎参候、

七月朔日 曇雨風折々頻也

一定行尚如常、四ツ後各出務也、

四ツ時分当日爲祝儀、太三利実惣代参候、横日御用取込之由、与
人勘定中名瀬江出候也、

一四ツ後より之企鉄炮有之善候処、人数差支、八ツ前より出張、毎
之式日賦ニて候、夕方相済歸館、

一此晚誰も来客無之候、

種子島城介より昨日重野江ちと用向之書音いたし候付右之文面致
加筆くれ候様申参候間、乍拙任頼書入遣候、

同 三日 夕部夜半過曉比より東南之風頻吹立此終日風
雨

一定行如常、

一此日終日朝立より東南風強、一ト仕切く甚敷、雨天同断也、

一四ツ後喜右衛門出務、外無之候、

一此日七ツ後安藤直左衛門西東旅行ニ付、今日乍序住用致配当滞留
ニテ見舞、初て致見参候、

一此日住用江便宜有之候付、堀喜左衛門とのへ此内暑中尋之返礼い
たし候、

一此晚誰も来客無之、

七月三日 曇大雨也

一定行如常、四ツ後各出務也、

一八ツ後より弓射方、

一四ツ時分太三和実参館、今朝安藤直左衛門当所出立、西東之様差越、今日見舞候含も有之候得共、早立故不得参との事中付遣しくれ候、尤此方もゆるく出立之賦と存、使遣候処、早出立跡越ニ相成候、

一此晚弓落より中庵止候間ゆるく相咄候、

同日 四日 曇時々雨

一定行如常、四ツ後一同出務也、九ツ時分より弓稽古也、

一八ツ後中庵・喜右衛門・清太郎召列鉄炮之稽古射ニ候、

一四ツ後横目富雄参館也、

一此晚誰も来客無之候、

一此晚四ツ時分ニも候哉、大炮之音一^ニ声遙之沖ニ響候、雷^ニ又ハ鯨のひら打ニても候哉と存候、又地震^ニ七島方之もへの響^ニ候、

七月五日 曇晴東風雨仕切くニ降ル

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務、弥四郎出務無之候、

一九ツ半時分大工正右衛門江此内牡丹餅可振舞約束いたし候付、今

日相閉目中候、尤中庵・喜左衛門ニも参逢候、

一八ツ前弓稽古ニ中庵・喜左衛門・清太郎・与兵衛也、

一此晚誰も来客無之候、

一此日平山喜左衛門より射玉式斤かり入、竿鉛ハ有之候得共鎗壳

く候もかたく數、其内取替置候、

七月六日 曇大東南風雨又時々頼也

一定行如常、四ツ後喜右衛門出務也、

一今日式日ニ付中庵早刻参、早くより致稽古度とある故四ツ半時分

より出場也、

一小宿村より伊鹿倉源四郎殿来邑也、暑中見舞又ハ明七夕之節句ニ

付見舞候哉入来候付、玉子式拾・柿一益、平佐城夏陣軍図自筆一卷相添、世倅江とて被具候、

一伊鹿倉氏ハ此晚入来無之候、鉄炮場前江旅宿被致候付、被参候て暮ニ鉄炮落より暫時之間相見舞候、

一此晚誰も入来無之候、

七月七日 晴天夕少々雨降

一定行如常、七夕之御祝詞^ニ奉拜、四ツ時分弥四郎・源四郎・喜右衛門・中庵出仕、御祝儀申上ル、右相落一同上下等取候て終日

ゆるく相咄、此晚も及深更候、

一四ツ後鳴役々爲祝儀参館ス、

同八日 晴天

一定行如常、四ツ時分より源四郎被参候、外一組も出務也、ゆる

ゆる相咄、九ツ時分帰村被致候、其内牡丹餅いたさせ候て皆々打

寄候、

一猪鹿倉氏団扇七本相贈候、然処又々彼之方より玉子式拾・木瓜式

ツ・肴一尾爲返謝被贈候、

一此日五ツ後より弓稽古中庵・喜左衛門参候て夜迄射方いたし焼酎

など出し候て賑々敷事ニ候、尤深更迄ニ候、

同 九日 晴天夕少々雨氣也、

一定行如常、早朝より狩之企有之、尾上山・八枚下り・多きようま

ん迫と中三鹿倉ニ候、拙者間伏江あちようまん迫ニて出候得共、小完其上犬付馳ケ早く候て不射應候、甚残多覺候、暮ニ帰館也、

一此晚誰も来客無之候、

七月十日

一定行如常、四ツ後一同出務也、

一七ツ後弓射にて候、

七月十一日 曇雨

一定行如常、

此朝早天打立狩にて候、完之チヤ鹿倉那覇犬けり廻り三鹿倉共ニ
完込居候、犬けり廻にて老ツはべし候、

七月十二日 曇雨

一定行如常、四ツ後一同出務、

一西田より書状参候とて喜右衛門持参候、昨日先年馴染之者参候由
にて此節も又々留置候賦にて、可然承くれ候へとの事ニ候、此晚
頻ニ参くれ候へを承候得共、今日朝より終日とふろう張方いたし
晚迄も相かゝり候間、相断候処、是非くとの事候間、強て四ツ

時分ニも良相成候比より参候、尤萩原杏春亭主振として参居候、
至極深更ニ相及候て帰宿也、

同 十三日 雨曇夕晴

一定行如常、四ツ後一同出務也、

今日ヨリ清太郎・袈裟市名瀬観音寺江参参爲致候、とふろうせ対
遣候、取取ニ御米七斗五升外ニ昆布等見合遣候、
此晚も誰も無之候、

七月十四日 曇雨

一定行如常、四ツ時分より弥四郎・喜右衛門・中庵今日ヨリ亡民之
進初盆ニ付爲参参親音寺江被参候、犬此晚、宿之賦ニ候、

四ツ後喜左衛門参候、

七ツ時分より喜左衛門召列、鉄炮稽古として参候、

此晚喜左衛門参候間、ゆるく相咄候、

七月十五日 曇雨也

一定行如常、四ツ後喜左衛門参候也、

此日初盆ニ付牡丹餅いたし御霊前江相備候、

此日七ツ時分三士飯屋元より帰宿也、暮時分皆く被参候間、此
晚ゆるく相咄候、

七月十六日 曇天

一定行如常、此日

順聖公御忌日、先祖忠詮公御忌日ニ付、別て肴経申候、
四ツ後より鉄炮式日ニ付出張也、此晚誰も来客無之、

此日松元党右衛門参候、

同 十七日 曇天

一定行如常、四ツ後喜右衛門出仕、喜左衛門同断、外出務無之候、
一此日桂孫兵衛方江喜界致渡海候重かな爲見舞参、尤能安方江相便
参候由、能安致案内、暮時分参候間、ゆるく招呼相咄候、尤中
庵江申遣、召仕候夏かな爲亭主振招呼、爲土産袴地老反・餅重、
胡麻重・あつき重・麦重くれ候、

右爲一札、

茶壺斤・たはこ式斤・半紙老束・皮紙式束・手拭式ツ・捻たはこ
志箱・麻糸式把・うちわ二本・針老正・くし三本・明ばん老包お
くり遣候、

七月十八日 曇天風吹

一定行如常也、四ツ後一同出務也、

此朝重かな招呼、朝飯差出候、今日暇申候、

今日 心岳様神祇御正忌日ニ付牡丹餅いたし、各々江振舞候、

一此夕弓鉄炮射候、

一此晚誰も来客無之候、

七月十九日 曇天

一定行如常、一同出務、

一夕弓稽古也、

一朝浦神之重かな昨日迄ハ滞留いたし、今日暇申候間参候、

一此日詰役安藤直左衛門西方より帰村掛当所配当有之候間、滞村之由ニ候、

一此晚誰も来客無之候、

七月廿日 曇晴雨時々

一定行如常、四ツ後一同出務也、

一此晚誰も来客無之、

一此日当与人伊孫志在所暇いたし居、今日帰村にて見舞候、

同 廿壹日 朝立晴天昼曇昼過より雨少々

一定行如常、四ツ後一同出務也

一八ツ時分より喜右衛門旅宿江親父忌日ニ付昼飯振舞度承候付、参候、

一七ツ時分より鉄炮式日ニ付出張也、

一此晚誰も来客無之候、

一此日笠利方江頼置候吳座、伊孫志方より差遣候、琉備後表三拾三枚、寢呉座式拾枚、跡不足之分ハ当所筵にて遣候との事ニ候、

同 廿貳日 曇晴

一定行如常、此朝富仲志見舞候、四ツ後中庵所江参候処、作應謙参候、ゆるく相咄候、今日ハ湯灣釜村江琉船参候よしにて爲見物参度申談置候間、其考にて参候処、中庵召仕候女、兄相果候由にて、今日ハ閑目との事候間、喜右衛門方江参同伴、喜左衛門ニも

召列西田氏ニも相誘、跡より被参との事、遙跡より被来候、宿一軒申付、茶共わかさせ候、左候て赤髭取所江も参候、沢山取得有之候、七ツ半時分帰候、帰掛西田氏寄候、此晚ゆるく相咄及深更候、

同 廿三日 朝立晴七ツ後雨後又晴

一定行如常、四ツ後より鉄炮組合企有之出張終日也、此日ハ勝にて候

一此晚誰も来客無之候、

一此朝伊孫志見舞候序ニ袖嶋致持参候、氣ニ叶候間取入候也、代米之儀筑兵衛江申付置候事、

七月廿四日 朝立雨四ツ時分より漸晴

一定行如常、此日琉球となき船参居候間、相頼にて魚取相企、四ツ時分より一列中并足輕平山喜左衛門召列漆口都崎より猪の鼻と申所辺江大板付船より参候、尤与人伊孫志、横目富雄致供候、右魚取致見物、夫より国直村満勝文と申者所江致上陸、昼飯并当相遣ひ候、尤取得候鯨魚相被、亭主よりも取肴并ニ焼酎共差出候、及暮帰館、此晚已待ニ付与人・横目ニも参候様申、列立参候、兩人より焼酎・玉子致持参候、皆ゆるく相咄、及深更候、家内より筑兵衛・与兵衛・袈裟市召列、清太郎ハ已待ニ付相残候、

七月廿五日 曇晴雨

一定行如常、四ツ後与兵衛召列、南中庵師江参候て列立大和濱鉄炮場江爲稽古出張、十筒余りツツ射方いたし相済居候所、伊孫子、太三和実召列参候間、組合相企弥四郎殿ニも申遣、射方いたし候、一此晚誰も来客無之候、

一此夜半時分より腹塩梅不宜、頗相痛、溽有之終夜難儀いたし候、

七月廿六日 曇晴雨又降ル

一定行如常、四ツ後より鉄炮式日ニ付出張也、尤組合にて候、中庵より服薬相貰、今日より服用也、

一此日夕部腹相痛、氣色不宜候得共、押て出張、

一此晚西田氏江御国元祭礼ニ付参候やう承候得共、右養生氣相断候、

一此日小宿村より猪鹿倉源四郎より預一札候、尤此内、約諾之朝鮮陣戦亡帳写被遣候、

同 廿七日 曇晴雨也

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門見舞候、

一此日も養生氣致服薬候、終日相休候、

一此晚中庵・喜左衛門参候問ゆるく相咄候、

同 廿八日 曇晴雨

一定行如常、朝嶋役々見舞也、萩原杏春同断也、

一四ツ前より鉄炮金有之候間出張也、

一此日住用より伊地知清藏より一札到来候、此日居船江積廻之荷物受取書、未相達候間、右之段申遣候處、受取書取束返答承候也、

同 廿九日 曇晴雨

一定行如常、四ツ後各出務也、九ツ時分より中庵・喜左衛門参候て弓稽古也、越富鯨進呈候間、中庵止置相披き也、

一此日久高嶋馬艦式枚帆水主八人乗、船頭西日と申者、此節種子島江致汐掛候處、異船鹿府前之濱江乗入、致乱妨候段風説承候段申出候由、西方与人より形行申出候、

七月晦日 曇天

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也、

一八ツ後より中庵同伴鉄炮稽古射出張也、

一此日西方より鹿府風説申出候付、右之形行代官爲知有之候、右ニ付住用・宇驗・小宿江形行之次第爲知越候、

一此晚弥四郎・喜右衛門・中庵打寄ゆるく相咄候、

八月朔日 曇晴

一定行如常、朝拜、四ツ時分一列、紬出仕、御祝儀相唱嶋役々拝祝中候、九ツ時分鉄炮式日ニ付出張也、

一此晚より八月踊とて大鼓打ならし、四方村々音渡り居候、

一小宿より猪鹿倉氏より一札并ニ一冊、亭主実貞江爲持被遣候、尤鹿府風説ニ付ての事也、

同 二日 曇晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也、

一四ツ後嶋役々より嶋中遊日ニ付、牛突合セ見物致させ度との事故、一列中爲見物御藏下高座江出候て見物也、八ツ時分ニハ相濟候間、弁当ハ旅宿にて相披候、此内より恩勝村前時半と津名久村越成牛突合争ひ候由にて今日ハ別て両方競ひ居候處、前時半勝と相成候、右ニ付前時召呼候て盃共くれ候て祝井中候、此晚中庵暫時之間参候て相咄候、

一此晚終夜相掛夜明ヶ四ツ時分迄踊にて候、

八月三日 曇天

一定行如常、四ツ後各見舞也、

一此日名瀬より石原十郎兵衛殿・安藤直左衛門殿此節鹿兒島風説有之候付、爲相談兩人被参候、此晚ゆるく相咄度中遣候得共、不被参候間、此方人数打寄相咄候、

八月四日 曇晴

一定行如常、四ツ後各見舞也、此朝名瀬兩人帰村之筈候間旅宿江見

舞候也、兩人も又被參候、

一此日住用より和田八之進・堀喜左衛門被參候、右鹿兒島風聞・条ニ付て也、仍て問越之御用封致談合相認候也、此晚各被來候様申入被參候、

八月五日

一定行如常、四ツ後各見舞也、

八月六日 晴大

一定行如常、八ツ時分宇駿方より小久保左助殿・築崎寛兵衛・足輕川畑一郎・新穂戸七召列參候、足も風聞一条ニ付參候、

一龍郷藤七・宮都喜兩人爲見舞參候間、此晚一緒ニゆるく相咄候、藤七より木綿嶋・重之物・組・ふの焼・玉子・正中、宮都喜より焼酎・餅二重預候也、此晚ハ暫時有之候て西田氏之様兩人ハ參候、

一此日鉄炮式日ニて候處、右見舞人数有之候間、取込ニて候、

八月七日 晴風

一定行如常、四ツ後各見舞也、

一此日宇駿兩人并ニ足輕小宿村江猪鹿倉江爲見舞被差越候、此日射鉄炮式日無之候間、各中談射方いたし候、

一此日早朝より打立、藤七・宮都喜歸村之由ニて參候、藤七江たばこ三斤・うちわ武本・茶碗壺ツ・小茶碗箱壺ツ・センチセ対、宮都喜江うちわ武本・風呂敷壺ツ・扇子遣候、仁与謙も被參候間、うちわ壺本・百田紙式帖遣候、
此口柴きし八月踊也、

同 八日 晴曇夕雨模様

一定行如常、此日開切横目甚演上国被仰付、船元之様參候間、御用封井ニ宿元状相受取度との事候間相渡候、右席ニ種城殿被參候、

此日宇駿方人数各歸村ニて候、

同 九日 晴天

一定行如常、五ツ時分一同出務也、

一此日八月遊日ニ付、当間切中相撲致興行度參候様承候間、五ツ過より參候處、見物人ハ勿論賑々敷事共ニ候、角力も相應成人數ニて終日程ニ候、大和濱村より東之方、大棚村より西一方ニて七十壹番取り上り勝負ニて大和濱勝ニて候、

一種城殿滞留ニて留主番致くれ候、

同 十日 晴天

一定行如常、四ツ後一同出務也、

一種城滞留也、七ツ後城介同伴、津名久西田氏江歩かてらに參候、暮々帰宿也、

一此日中庵參候、ゆるく相咄候、

一此晚思勝村之者共角力勝祝有之、別て賑々敷事ニ候、仍て相撲相中江米壹俵祝くれ候、

一此日喜左衛門江相頼候て灸治いたし候、

八月拾壹日 朝立曇昼晴天

一定行如常、九ツ時分一同出務、奏飯爲致、一同相振舞候、城介ニも滞留ニて八ツ時分より打立歸村也、

一八ツ時分より同伴、鉄炮式日ニて候間出張也、暮迄ニて相濟候、

一此晚誰も來客無之候、至極之閑暇也、

一此日も喜左衛門江相頼、灸治いたし候、

同 拾貳日 朝立曇後暗

一定行如常、四ツ後一同出務也、九ツ時分より中庵所江彼岸とて団子いたし候間、參候へとの事故、同伴參候、ゆるくいたし夜ニ

入及深更候、

一此日国直村沖江大和船小船を艘相見得居、瀬戸内之様やり付候半、右見及候段役々方より申出候、御国元風聞之通にも候ハ、飛船ニ候半と存候、

同 十三日 晴天

一定行如常、四ツ後弥四郎・中庵出務也、此日西田氏彼岸ニ付茶入被致候間參候様承候間、拙者ニハ西田氏同伴にて早くより參候跡兩人ハ追々被来候、終日かたり暮、夜ニ及深更迄ニ候、然処夜入前代官より御用封相達、令披見候処、此節勘定方にて致出府、嶋人書役甚鵬喜と中者より琉球飛船便より一札差遣候由にて御国元左右相知れ、弥此内久高人申遣候通かた／＼相違も無之、苦々敷次第言語同断ニ候、仍てかた／＼可承儀も有之候間、問合返報申遣候、

一此日宇駿方より大工向井正右衛門參候、

八月十四日 晴天

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也、

一昨日当所江馬場新八差入見舞候得其他出故、今日又々九ツ時分見舞にて候、名瀬江此節鹿兒島一左右之儀ニ付引合之趣共い細申込置候、

一琉球飛船便より相知れ候鹿兒島騷乱一条、住用・宇駿・小宿村江爲知越候

一今日より足輕平山喜左江門并筑兵衛・与兵衛・与助明十五日飯屋之角力有之候付、見物かてら參候、来十六日亡藤野彦太郎一周忌ニ付、爲墓参差遣候、右ニ付觀音寺江米老斗爲持越候、

一赤木名方より紬嶋老友、い孫志肝煎にて參候間取入、代米受取を

以差遣候、

同 十五日 曇晴

一定行如常也、四ツ後各出務也、

一此晚明月ニ付、月見ニ喜右衛門所江參候様ニ承候付、暮時分より參候、此方より井武ツ・焼酎共致持參候、尤毎之如く及深更候、

同 十六日 朝より終日雨

一定行如常也、九ツ時分より出務也、

一亡藤野彦太郎一周忌日ニ相当候間、茶入とて豆之飯共いたし候、食後焼酎共取合爲出候、いづれも暮時分ニ帰宿被致候、南中庵ニハ当間切名音村と中所江療用ニ付差越候、

一此晚誰も無之空敷独座也、

同 十七日

一定行如常、四ツ後各見舞にて候、此日飯屋元觀音寺江爲墓参遣候者共、今日致婦村候、

同 十八日

一定行如常、四ツ後一同出務也、此日茶共入候て各江差出候、

一夜入過相良莊市郎・里村萬次郎とて同伴にて爲見舞被參候、里村ニハ初て致見參候、尤流人にて御座候、

八月十九日

一定行如常、四ツ後一同出仕也、三能安・杜喜央兩人勸場より在宿候とて預見舞候、此日兩人滞留故終日空敷内籠にて候、

八月廿日

一定行如常、此日も終日内籠、兩人滞留故也、

八月廿一日 曇天

一定行如常、九ツ過時分より狩企之由申候間、相良同伴にて登候、

里村ニハ留主ニて候、

同 廿二日

一定行如常、滞客同断終日内籠居候、

一此日相良より金目貫老具、神九郎江とて被送候、実ニ過分之至ニ候得共、先受置候、

同 廿三日 曇天昼雨

一定行如常、滞客同断終日内籠居候也、

同 廿四日 曇晴

一定行如常、四ツ後各出務也、

一此日四ツ時分相良・里村帰村也、

一此日三能安より明日宅江参くれ候様ニとの事候間、此節頼ニ相断候、余り度々ニ相及候間、無様様ニ相断候、

同 廿五日 曇

一定行如常、四ツ後各出務也、

一三能安・杜喜央処より今日縁組ニ付て重之物等銘々取合差送候、

一此日ハ生神祭ニ付、昼飯差出候、此晚ハ一統三能安所江招請之賦候間、喜左衛門老入召呼、次之間ニて焼酎共爲差出候、

八月廿六日 曇天

一定行如常、四ツ後各出仕也、

一八ツ時分鉄炮式日ニて出席候也、

一此晚杜喜央所皆〳〵被参候、拙者ニハ三能安所江参具候様承候得共、相断候故、杜喜央よりハ尤不承候也、

一此日より大工正右衛門、南中庵所江参候、

八月廿七日

一定行如常、四ツ後各出仕也、

一七ツ過より爲歩行、西田氏江参候也、尤雨模様ニ候間暮々帰宅也、
一此日より大工向井正右衛門、西田氏之様遣候也、

八月廿八日 曇晴

一定行如常、四ツ後各出務也、

一此晚久保所江御国元居宅辺祭礼ニ付祭礼いたし度との事故、一同参候、及深更帰宿也、

一此日三能安、杜喜央江爲祝毘布式斤ツ、玉子四十ツ、遣候、

同 廿九日

一定行如常、四ツ後各見舞也、

一今日より中庵飯屋元江内用ニ付参候、

一此日杜喜央・富仲志親子一札とて参候、

同 三十日 曇天雨少々

一定行如常、四ツ後西田氏出仕也、

一今日杜喜央金とて狩有之候付、出張候へかしと承候得共、些と見合度相断候、筑兵衛・清太郎遣候、休太郎江犬引せ候、喜右衛門

老ツ打留候由、三和実子猪老ツ、三鹿倉ニて完立相応ニ爲有之由也、

亥九月初日 曇天

一定行如常、四ツ後各出仕也、

一中庵名瀬より今日帰村也、

一八ツ過より鉄炮式日ニ付出張、此日ハ人数相付候、出張人数拙者・弥四郎殿・中庵師・喜左衛門・清太郎・与兵衛也、

一暮時分帰宿、喜左衛門召列夜咄とて参候、暮過より喜右衛門鳥渡被参候、

一此日中庵より藥貰候て吞方いたし候、

九月二日 朝より雨風夜迄同断

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出仕也、

夕部より塩焼相頼候由にて今日一釜ハ出来候由ニ候、仍て召仕候
与助にも夕部より塩小屋江泊居候、

一八ツ後より中庵参候、此晚迄相咄候、

九月三日 北風強

一定行如常、四ツ後中庵・喜左衛門出仕也、弥四郎・喜右衛門出務
無之候、此日杜喜央参候、明日より在村いたし勤場之様差越度、

爲暇乞参候、八ツ後より中庵同伴津名久江西田氏江歩行として参
候、暮々帰宿掛中庵所江参候様との事候間立寄、ゆるく相咄候

同 四日 北風強

一定行如常、四ツ後各出務也、

一此日終日在宿也、

同 五日 北風強く雨少々降

一定行如常、四ツ後各出仕也、

一此日終日在宿也、夕より中庵・喜左衛門参候間、此晚ゆるく相
咄、暮にて慰候、

同 六日 朝立曇北風風相柔候、

一定行如常、此未明寢覺、当恩勝村江此内相撲之節、勝祝有之候節、
米壹俵相祝くれ候処、右之札とて村中より勢子持いたしくれ度と

の事にて候、右ニ付又々昼飯とて犬引中之外惣人数江米くれ候、

此朝曇天故見合、五ツ時分より打立、

一批者・喜右衛門・中庵同伴西田氏ニハ支日にて不被参候、倅者宮
路筑兵衛・武田与兵衛、足輕平山喜左衛門・武田清太郎・休太郎

市也、下人式人、喜右衛門下人老人外ニ与人ニハ母忌中にて遠慮

にて黍横目以下参候、

御証文医師 黍横目

萩原 杏春 元和良

同 時仁納 林淵 三和幸

前 経 富厚 善静志 三能厚

実 時 越富 植納 富喜志

実 定 路 時

右鉄炮持

一本館犬 一時仁納犬

一縮行犬 一名美貞犬

一米園犬 一前渡喜犬 実部喜犬

一三和行犬 一安次郎犬

一実部喜犬 新太郎 一元和良犬

一太三和実犬 鳴太郎 一萩友犬

一嘉惠貞 一嘉惠菊

一植 靜 一佐恵伝

一喜子吉 一政仁志

一常 順 一安 雄

一能久保 一順 安

一嘉惠増 一嘉惠政

一政 定 一植 有喜

一池 直 一西 順

右犬付之間ニ入勢子也、

一坊 一喜佐部郎 一權太郎

一勇太 一仁 一房松

一赤坊 一眞塩 一文太郎

一能吉 一直太郎 一石太郎

一金五郎 一房次郎 一岩

一武 一仁志 一坊

一百助 一金 一吉則

右あべや人

一政知 一佐恵霸 一満吉

右茶番

一吉喜美 一出吉 一仲統

一大和 一富行 一吉政

一平太郎

右弁当持

一番鹿倉犬返り廻喜右衛門一ツ打留、林瀬廻し、越富廻し、武田

清太郎火不通、

二番鹿倉シ、ニチヤ毛頭完立無之哉、大迫不申候、

一番鹿倉狩上り昼休右所嘉伊政と申者より里芋・染物等差出候、

一右取得候完老丸惣て拙者江くれ候間、此晚当村乙名敷組召呼、相

抜き候、其人数

一能安・富厚・富喜志・善静志

一前経・前時・実都喜・武仁応・政時・越富・稻行・植納・政知、

一此晚西田氏江申遣候処、日柄にて断、喜右衛門・中庵参候間、相

抜き候、

九月七日 曇晴

一定行如常、四ツ後西田氏之外席之通出仕也、四ツ過より狩相催候、

武仁応案内にて大和濱上江参候、三鹿倉にて全く不狩にて候、暮

々帰宿、此晚中庵参居候間、ゆるく相咄、暮などにて相慰候、

一昨日得申候猪肉西田氏両氏江少々、致配分候、平山喜左衛門江

も同断也、前清と申者病氣にて昨夕不参候間、是江もくれ候、

同 八日 晴

一定行如常、四ツ後一同出務也、

一四ツ時分富仲志参候間、暫く相咄候、帰候後各同道にて富仲志所

江踏込候て終日馳走ニ預候、大かね時分より帰り掛、大和濱之様

参候て萩原杏春所江踏込候て暫く相咄、夫より中庵所江参候様ニ

との事故、武仁応所迄参候て夫より程能いたし早々帰宿也、追々

使ニ預候得共相断候、

一此日重陽之爲御祝儀、猪鹿倉源四郎殿来邑ニ付、留主中ニ預候、

一琉的八十 猪肉 一かぶ^株 一東瓜老ツ 一にら一把

右ニ付爲使清太郎差遣候、

同 九日 曇晴

一定行如常、一列中爲御祝儀一同出仕、猪鹿倉同断、嶋役々参候、

一四ツ時分より我々人数并悴者迄も相加、老中若之争ひいたし候、

猪鹿倉氏ニハ爲見物被参候、鉄炮相濟候て茶振舞度承候付参候、

一此晚猪鹿倉氏招請いたし候、一列中ニも同断被参候、深更迄ゆる

く相咄候、

一恩勝村相中より神酒川魚一尾預候、此内恩勝村江角力之折くれ候

米、右神酒江作候て此日相抜き、八月踊興行いたし賑々敷事ニ候、

一此方悴者共江是非く参くれ候様ニとの事にて、取看正中少々取

仕立参候、

九月十日 曇晴

一定行尚如常也、此日猪鹿倉氏見舞にて候、今日帰村也、四ツ後一同出仕にて候、

一石原十郎左衛門方江此内粗及談合居候、根瀬部村辺江差入、取合狩致度、今日致掛合置候、勿論来ル十四五日両日ハ先君御危難之御戦場江奉遠慕、我祖先之靈をも奉慰度候、仍て右手当向之儀一列申談、嶋役方江相達させ候也、

一此日松元寛右衛門参、魚取得候とて持参也、此晩右之魚杯致賞訖候、

一此五日跡遠州濱松御米積江戸廻船風波ニ逢致難儀、柱梶折れ当嶋あだん崎湊江入津之由承候、又喜界嶋留船いろは丸も当嶋実久方江入津之山ニ候、五六日跡より大和船相見得候段折々申咄も有之候処、右両艘之内ならんと存候、

九月拾壹日 晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門出仕、外出後西田氏同断、

一八ツ時分より喜左衛門・清太郎召列夜待として大和濱上辺江参、三和行作小屋江参候处、唐芋湯手差出候、然処三能厚父子惣ニ参候とて参候、三能厚忤案内にてこた鹿倉之内より三田道江夜待いたし、何も音も無之、四ツ時分帰宿也、

一今日与人い孫志浦外江廻村いたし居帰村之由にて猪肉片平爲土産呉候、

九月十二日 曇天

一定行如常、四ツ後一同見舞、与人伊孫志同断、

一与人伊孫志廻村之節、妨猪打留、当間切にて初矢ニ付披いたし度参くれ候様ニとの事候間、難断、可参様返答ニ及候、仍て重之物、

茶・数之子等取合、七ツ入箱七福神・盃・猪口くれ候、此晩暮時分一同同伴にて参候、此晩深更迄にて候、

同 十三日 曇天雨

一定行如常、四ツ時分より打立知名瀬江爲狩差越候、弥四郎・喜右衛門ニハ狩立にて被参候様申入、拙者ニハ支日にて直ニ差越候、三和実案内にて候、此晩作應貞所江一宿、尤狩にて武仁應老ツ打留候間、此晩旅宿にて相披候、猪鹿倉源四郎殿にも被参候、勿論源四郎殿より肴・重之物・火酒なと相贈候、此晩明日狩之評定程程にて候、

一間切横目郡武差入、彼是致差引候、郡武より火酒等令致来候、亭主より火酒共差出候、

同 十四日 曇晴

一定行如常、未明打立、深山之様立込、惣鉄炮・待人数式拾四五人、犬六腰・喜右衛門犬・拙者犬迄も引越候、

一初鹿倉猪鹿倉氏老ツ、新太郎老ツ打留候、拙者ニ与兵衛矢放し候て不得打留候、二番実堅老ツ矢放候、三番ニ小完式ツ犬喰、老ツ生取、此晩深山泊にて候、右取得候完、一同相披申候、此晩ハ賑々數事ニ候、

同 十五日 曇雨

一未明立込初鹿倉、弥四郎・喜右衛門・喜左衛門打留、実貞・武仁必矢放し、二番鹿倉全く起出不申淋敷候、山中にて両方相別れ帰村いたし候、取得候一丸小宿江遣候、一丸一同配分いたし、一丸ハ喜左衛門初矢にて披致させ候、片平与人・横目江爲土産遣候、南氏江片枝外ニ肉骨取交差遣候、

一此日種子島城介致同伴参候間、此晩ゆるく相咄候、

九月十六日 曇

一定行如常、四ツ後一同出務也、此日終日内籠にて相咄候、暮より南所江祭礼ニ付参候様ニとの事候間参候、ゆるく相咄、種々之馳走にて候、与人なども参候、

九月十七日 快晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也、
一此日いろは丸御船頭中村八左衛門参候間、ゆるく灸取相咄鹿兒島咄承候、いろく取々之咄にて候、宿許江書状書通相頼遣候、夕刻同伴にて大和濱橋辺、種子城と致歩行、此晚誰も来客外ニ無之、城介とゆるく相咄候、

九月十八日 晴天

一定行如常、四ツ後一同出仕也、
一四ツ後種城同伴にて南氏江山下治郎絵書ニ被参候山候間、爲見物参候、

一八ツ後より種城婦村被致候、雷帽箱勝手相痛候間、種城江相頼にて名瀬眞崎六郎左衛門方江取繕として頼遣候、
一此晚誰も来客無之候、此晚箱下田打有之候付、爲見物出候て慰候、
一此日宮仲志古在所を今日より帰候とて見舞いたし候、

九月十九日 終日雨天

一定行如常例、四ツ後弥四郎、喜右衛門出勤也、八ツ後中庵所江絵書見参候、暮時分帰宿也、
一此晚風呂立置候間、中庵井山下治郎被参候様申入置候処暮過より参候、火酒・肴など差出候てゆるく相咄及深更候、尤絵咄・茶湯咄など其外江咄などにて面白く覚候、
一此日間切横目富雄此内より致廻村居、昨日帰邑之由にて見舞候、

其帰きニ鯨船か大船橋舟かと相見得、白帆相見得居候由承候、決て此内汐繫之いろは丸楷舟にて候半と中事ニ御座候、

一此日大和濱上辺狩いたし候僅有之候処雨天殊更風不宜候由にて、今日ハ取止之筋ニ取究候、尤与人より和行と申者遣候て、とても難調段申事ニ候、

一此晚より頼賀踊とて終夜競候声響渡る、

同 廿日 雨天

一定行猶如常、四ツ後喜右衛門・中庵出仕也、
一与人伊孫志参候て、明日狩之企共談候、

一八ツ後より中庵所江絵書見ニとて参候、暮ニ相成候てて帰宿也、

一聞切横目富雄より正鯛・尾到来候、

一此晚ゆるく閑座、誰も来人無之候、此晚も頼賀踊とて終夜いろひ候、誠に賑々敷事ニ候、

同 廿一日 曇天

一定行如常、此日狩之企有之登山、子完老ッ打留候、尤太三能安作場上之鹿倉より初めニ鹿倉狩し、式番鹿倉にて打留候、喜右衛門ニハ日柄支にて登山無之候、

一此晚弥四郎・中庵風呂立居候付被参候、打留候完相被候、

同 廿二日 晴天

一定行如常、此日早朝より完待之企いたし責候て登山いたし候、尤伊孫志・三和実供にて清平・作忠益案内、与兵衛・休太郎供召列候、此ニ和実武ッ矢放老ッ討留候、捕者所江も出候得共、火廻し不宜、残多候、此晚山泊りにて候、尤住用之境深山塔後之山にて候由、

九月廿三日 曇天

一夜明よりいた侍江参候、三和実をツ矢放しにて打留無之、外矢放無之、暮時分帰宿也、

同 廿四日 曇雨

一定行如常、此日五ツ時分より喜右衛門・喜左衛門企て津名久村上辺江爲狩令登山、三鹿倉狩候得共、ニタ鹿倉完立居候得共、間伏江掛り不中候、雨天にて中へ迷惑也、

此日喜右衛門より承候、当村出入之貞廣と中嶋入、兼て不宜不埒者にて出入り不致様と申付置候得共、此比又々致出入、去廿日八月踊頓賀先祖祭踊之節、下部共踊見ニ出候夜中踏込、召仕之助市所持之茶井ニ風呂敷盗出し、不審ニ存、右之段詰方江も市より糺方相頼置候処、一統右之貞廣仕業ニ相違有之間敷と存、糺方いたし候処、まかふへくも無く及白状、其外菜園、鶏なども盗取候儀も申出候由承届候、然てハ小事にて程能取扱も可有之中候得共、当番所江留置候折欠落いたし諸間切及掛合候間、筋々飯屋元江及披露候由承届候、与人・横目より兼々取締不行届甚大形至極之旨絶て承候、

同 廿五日 曇天

一定行如常、四ツ後より中庵所江絵書見ニ参候、左候て昼飯後より中庵同伴、喜左衛門・与兵衛召列大和濱塩小屋之辺江菊の花取ニ参候、然処刻限も返く、其上菊花多き所江参付不中、僅計取得候、帰掛塩小屋江立寄候処、能安悱安雄塩煮之由にて籠居候間、暫く相やすらひ、暮々帰宿也、此晚誰も来客も無之候、

九月廿六日 雨天

一定行如常、四ツ時分より中庵・喜左衛門同伴、与兵衛召列国直村道江菊花取ニ参候、湯灣釜村より雨頻ニ降出し候間、切才(氏名)二

所立寄、終日相休、唐芋、椎之実などおとし入、焼酎など差出候、暮々西田氏江参候て、此晚ゆるく相咄候、

一此日より垣普請取付候、爲差引、掟置儀志参候間、大食之由承候付、昼飯爲食候様申置候て出候、然処格別之儀も無之よし也、

同 廿七日 曇晴

一定行如常、四ツ後一同出務、八ツ過より中庵所江参りゆるく相咄候て暮々帰宿也、

一四ツ後鳴役々見舞にて候、

一此日種子島城介より廿三日認之書札到来候、此内滞留挨拶其上鉄炮勝手相痛候付、眞崎六郎左衛門江取勝手相頼具候様相頼置候処、老休難叶段申候由、扱又此内知名瀬江狩いたし候節、狩方いたし鹿倉之後之方江掛れ完有之候段咄有之候由、其節之矢掛完ニ相違も有之間敷との事ニ候と相申越候、拙者致し候の状、与兵衛矢放し之のか、式ツニモツ相違無之と存候、

一此晚山下治郎江参候様致約束候得共、不参候、

一此晚西田氏にて懸なんこ有之由にて見物ニ参候様承候得共不参候、弥四郎・向井正右衛門・清和志、一方中庵・杏春・伊孫志・中庵方勝にて候由、

同 廿八日 曇天後雨少々降

一定行如常、六ツ半過より狩之企有之、致登山候、湯灣釜村上にて候、四鹿倉狩之処、初鹿倉犬喰をツ、兎をツ、案内米年打留也、三鹿倉目与兵衛相迎し候、暮々帰宿也、此晚新太郎参候間、相拔候、尤頼行も参候間是又留置候、狩立之人数、

弥四郎・中庵・三和行・福常・案内米年也、喜左衛門・筑兵衛・与兵衛召列候、犬引四郎・新太郎・市・三能温にて候、

一此日植納相頼候て煙草切方相頼候、此晚ゆるく相休候、

九月廿九日

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、此日終日在宿閑暇、此晚誰も来客無之候、

十月一日 雨天西北風

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務、弥四郎七ツ後也、

一四ツ後萩原杏春見舞、

一同刻与人伊孫志、黍横目元和良、竹木横目福常当日之爲祝儀見舞候、同刻過て横目富雄同斷、八ツ過より南所江繪書見ニ参候、

一八ツ後筑兵衛・清太郎・与兵衛召列、休太郎江犬引セ野保鹿倉狩いたし、暮々帰宿也、

一此日向井正右衛門明日歸村之由ニテ、此日召仕候貸米相拂、尤ニ斗文米借用申候間、受取を以相渡させ候、

此晚誰も来客無之、到て閑暇ニテ手習なといたし相暮候、

十月二日 朝立より曇終ニ雨西北風

一定行如常、六ツ半時分より狩立ニテ候、喜右衛門同行外支ニテ候、案内武仁應・前清・前常・与兵衛・清太郎・喜左衛門召列候、八枚下りより長さらしニ鹿倉狩候、雨降候間、犬通兼候付、早引取

暮前帰宿候、小完^シ喜右衛門打留也、

一風呂立候間喜右衛門・中庵参候、

一此晚ハ誰も来客無之候、

一住用江琉下り鰐舟沙掛候段承候付、琉詰米良氏江一札遣度相認置候、尤住用方詰^{伊地知}いも、清藏方江頼遣候、

同 三日 曇晴

一定行如常、此朝昨日人数外ニ萩原杏春、与人伊孫志相加、狩之企有之、初めす、け河よりへんからや辺江かり上り、野保這四鹿倉狩候処、毛頭相かゝり不申候、

一此晚風呂立居候間、喜右衛門被来候、ゆるく相咄候、

一此日和田八之進より住用方江琉舟沙掛、大和左右被承候、形行間合有之候、

同 四日 曇天

一定行如常、早天立ニテ下方江島渡狩立ニテ喜左衛門・清太郎・休太郎召列差越候、戸圓村実勝と云者処江暫く相休み、名音村江着候て、元役共世話ニテ宿手当等いたし候、元掛在合候人数狩人三

人召列、あたり之山江登候処、完立居候得共、間伏ニ不相掛候、此晚前順と申者之処江一宿也、然処功才不在合、役所元江出候と

て与人より早々差通し、都合爲致くれ候、尤功才直和志と申者ニテ候、此晚早々より相休候、

同 五日 曇天

一定行如常、早天打立名音村後之山より志戸勘村上迄狩上り嶋人仲間間伏江掛候得共、都合悪敷火不発、火挾引上候節発候由ニテ残

多く候、

同 六日 曇天

一定行如常、早朝打立名音村上より戸圓村之方江狩上り元和良作場ニテ間伏江掛候得共相迎し、甚残多く候、此晚戸圓村江一宿、

一与人方より掟杜喜儀差遣候、

同 七日 朝立より曇昼より雨降出ス

一定行如常、未明立ニテ当村左側山から立、二鹿倉狩候処、雨降出候間作小屋江相休、雨相不止候間、七ツさかり打立ニテ大棚村江

一宿、時仁納所迄、此晚亭主より夕飯・焼酎等差出候、ゆるく相咄候、尤実圓參候、是も焼酎・取者等持參致參候、

同 八日 曇晴

一定行如常、早天打立、仁納・実圓其外案内、石くひり山・うら長山ニ鹿倉、初鹿倉完立無之、うら長にて杜喜儀、浪圓矢放得打留す、拙者間伏江二正列參候得共、得仕合不申、残多候、都合五日之狩ニ全く得物無之、空敷罷歸候、此晚喜右衛門參候得共、暫く相咄候、

同 九日 曇天東北風

一定行如常、四ツ時富雄・作惠行・富仲志參候、此日伊孫志狩にて得不參との事富雄より承候、尤詰役廻島ニ付手当用狩にて候由也、四ツ後より俄打立にて清太郎・休太郎・市召列、湯灣釜村江引犬ニ參候、二鹿倉狩候処、三鹿倉日にて完越候得共都合懸敷跡入り残多く候、暮時分歸宅、南中庵江中遣候てゆるく相咄候、此晚稻行參候間、狩咄共承候、

一此早天より喜右衛門・喜左衛門・与兵衛召列山泊三として登山被致候、一猪一枝爲持土産候、弥四郎殿より被贈候、尤須岳狩得物にて候、

同 十日 曇雨

一定行如常、四ツ後弥四郎被參候間ゆるく相咄候、尤去ル五日より須岳江狩立候処、弥四郎老ッ得物、外ニ嶋人老ッ打留候由にて土産被致度參候様承候、則參候て西田氏江參候、尤及深更致帰宿候也、

一此日喜右衛門杯泊狩より帰邑、得物老ッも無之由ニ候、尤今日ハ雨天故十分之狩も出来不申由ニ候、

神無月十一日 雨天東北風

一定行如常、四ツ後弥四郎・喜右衛門・中庵・喜左衛門共ニ出務也、此日終日雨天故籠居、手習共にて日を暮候、此晚加世田之宗次郎參候間、ゆるく相咄候、

同 十二日 曇天

一定行如常、四ツ後中庵・喜左衛門出仕也、喜右衛門今日より泊狩ニ与人廻島ニ付、企被相頼致登山候とて早朝參候、此日終日在宿、至極之閑暇也、宗次郎昼飯過より暇いたし帰候、此晚誰も来客無之、至極之靜座也、

十月十三日 晴天

一定行如常例、四ツ後喜左衛門出務也、八ツ後弥四郎・中庵參候間ゆるく相咄、夜咄迢いたし候、与人廻島ニ付深山狩いたし候処、武ッ得物有之由、尤喜右衛門ニも相頼被罷登候処、打留無之由、一夜泊にて今日被帰候、元和良・杜喜儀打留候由ニ候、稻行兎老ッ狩もと掛取得候とて爲土産持參候也、

同 十四日 晴天

一定行如常、四ツ後三上并喜左衛門出務也、此日西方鞍作人直悦と申者參候間、今日より細工爲致候、此日中庵參候て壺本杉丸葉調合にて候、

一夕暮より中庵同道にて大和濱辺致歩行候、此晚誰も来客無之候、

一此日此内狩ニ下方ニ登候処、一向不獵にて候故、獵祭之爲豚殺いたし各江致福分候、尤伊孫志并杜喜儀江も遣候、杜喜儀ニハ下方狩之節受持之掟故、爲差引參候間遣候、尤豚ハ貞久保と申者かひ置候ものにて、八十斤余有之候、

同 十五日 晴天北風

一定行如常、四ツ後一同出務也、此日亥乃日ニ付、豆之飯いたさせ

候て各江振舞候、尤豚之汁にて飯爲差出候、ハツ後より各同伴にて歩行かてらに富仲志所^ニ繪書見ニ参候、暮時分帰宿、弥四郎殿ニハ相別れ喜右衛門・中庵・喜左衛門同道にてゆるく相咄候、尤及深更候、

朝伊孫志、福常当日之爲祝儀参候、富雄・富仲志同断也、

此日住用詰伊地清藏より一札到来、此内頼遣候琉下り船江米良

氏江一札相渡被^ル候様頼遣候、右之受取書取束被^ル遣候、尤此内大和騷動一条、風聞被^ル承候旨、爲知被^ル呉候様中遣候、是又被^ル遣候、

拾月十六日 曇晴北風

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、ハツ後式日

ニ付鉄炮稽古出席也、弥四郎にも被^ル出候、此日出席人数も相少候事、鉄炮済より中庵所江参候様承候間参候、尤風呂之馳走にて種種也、然処山下治郎・富仲志同伴にて参候間、賑々敷事共也、

此日筑兵衛・清太郎・休太郎赤髭取^ニとて参候得共、取得不申候、

十月十七日 曇天北風

一定行如常、四ツ後各出務也、同刻伊孫志見舞候、此日詰役廻島ニ付当所差入之由ニ候、尤終日内籠にて暮候、此日筑兵衛・与兵衛・市権の笑拾ひ^ニとて参候、しかく^ノ事にも無之由候、此晚誰も米客無之、別て淋さ^ニ暮候事、

同 十八日 曇晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、

一此未明住用湊江喜界島松木積船入津之由ニ此内上国間切横目甚演致下島候段和用八之進より直札問合参候間、右之返答喜右衛門より爲認遣候、

一廻島詰役川嶋新五郎・清水喜八・馬場新八見舞にて候、尤大和咄等種々承候、

ハツ後詰役衆旅宿致見舞候折から喜右衛門にも参候間此間承居候政智願望筋之儀相頼置候、其折名瀬より甚演持参之宿元状相届来候、尤此前人変後之一札、田鍋泰藏とから島江自分用鑑取立差下候由にて、右之船当島着岸之賦にて、右江宿許状相頼候筋歟と相見得居候、宿許状式通ニ南郷正左衛門より一札、華岡御両人様より参候分にて候、

此晚西用弥四郎江申遣候てゆるく相咄、大和咄共いたし候、

十月十九日 曇天後雨

一定行如常、四ツ後一同見舞にて候、同刻廻島詰役衆、今日帰村之由にて各見舞也、

一四ツ後より俄企にて津名久村上江狩ニ登候、全く起し不申候、雨降出候間、島籠之者所江暫時相休候、

一此日松元寛右衛門参候間、此晚ゆるく相咄候、

一未明より沖之方江大炮之音之様ニ度々いたし、若哉異國炮発にてもいたし候半歟と存候得共、浪の音にて候半歟、何事なく候、

一此日間切横目甚演一左右中^ノ爲参候由ニ候得共、折から登山故、其間ニ不逢、自ら又々参候との由承候、

同 廿日 曇晴

一定行如常、此朝間切横目甚演参候間、御国元左右委敷承候、尤宿元直左右い細承候、いろく承候て驚き申事共多々ニ候、仍て朝飯共振舞、今日暇いたし候賦ニ候、尤其節之形行事書致持参候、御役替等も有之候、若年寄川田將監 大目付樺山求馬、町田民部、御使番格足迄通相長角兵衛、御納戸奉行大阪御留守木場伝内、

御小納戸奥掛蓑田伝兵衛、御軍賦役種子島城左衛門、総役矢野喜

三次等相見得候、

一四ツ後喜右衛門・中庵出務也、

一同刻太三能安・富雄・作忠謙・三和実など参候、

一七ツ時分より西田弥四郎・喜右衛門参候間、ゆるく相咄候て夜咄追もいたし及深更候、尤大和咄等出し合種々様々互ニ承候事共咄合候、

十月廿一日 晴天

一定行、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、八ツ後鉄炮式日

ニ付出席、拙者・弥四郎・喜右衛門・中庵・喜左衛門・与兵衛ニ候、尤ニタ勝ニ候、四ツ後伊孫志参候、鞍居木ニ相成候木相頼置候、

一喜界島与人・黍横目勤景積哉、此節櫓木受取方として致渡海候由

ニて預見舞候、尤爲上座胡麻一重致持参候間、爲返礼茶遣候、

一三和幸より大魚取得候由ニて一切れ令到来候

一此日清太郎・松元寛右衛門・与助・休太郎、昨日切置桑木下し方

ニ参候、夜入遅く帰候、

十月廿二日 曇晴

一定行如常、六ツ半時分より湯灣釜村狩企有之候間、致登山候、終

日不鎮ニて帰候、尤往来共ニ舟ニて渡候、此晚風呂立居候間、喜

右衛門風呂入ニとて参候得共、三能安所ニ参候様ニとの事として早

々被帰候、

一此日鞍半成熟相成、立派ニ出来候、穴はがし迄出来不申候、

一此日細江弥右衛門殿より滞島中預町寧候として一札参候、尤いの九

月廿日認之状ニ候

廿三日 朝曇天後雨少々

一定行如常、四ツ時分より喜右衛門同伴、喜左衛門・筑兵衛・与兵

衛召列大欄村江べん木と申木有之由承候付、用立として爲伐候半と

申談参候、尤歩行かてらに候て、休太郎江犬牽かせ申、目黒と申

鹿倉江犬入させ候、尤完も立居不申、夫より上欄村江参候て実瓊

所江相休、昼飯共遣ひ候、時仁応江包もの遣候処、折から留主之

由ニ候、母よりとてから芋・里芋・野菜くれ候、暮方致帰宿候、

一此日暮々城介参候、兄殿より之一札持参有之、大和之世態等大容

致案察計ニ御座候、此晚一宿也、ゆるく四方山之咄取く相咄

候、

同 廿四日 曇雨少々

一定行如常、此日狩之企有之候得共、風邪氣故、得不登候、喜右衛

門迄登候由ニ候、清太郎・与兵衛遣候、尤も休太郎江為引候、

一城介ニも滞留候間、終日相咄候、此晚喜右衛門・中庵参候間ゆる

く相咄候

十月廿五日 曇晴也

一定行如常、四ツ後一同出務也、城介ニも八ツ後より暇帰宿也、

一八ツ後より喜右衛門・中庵同伴、歩行ニ出候、然処大和橋ニて此

節鑿舟ニて致下島候龍郷方上国嶋人作和人参候て、大和状致持参

候、田尻家より一書、宿許式通、南郷并孫兵衛・椎原氏・有川氏

新納氏など也、此晚ゆるく一見致候、喜右衛門ニも日記兄ギよ

リ遣候として持参被致候、ゆるく令披見候、右嶋人留置候間、正

中共出させ候、此方江一宿致候様申聞候得共、津名久村知音有之

由ニて彼江と参候間、不相止候、

一此日伊孫志・三能安飯屋元御用ニ付、差越候様申来置候由ニ付、

詰役々中江伝詞可申候、

十月廿六日

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵并喜左衛門出務也、

一八ツ後弥四郎出務後ゆるく相咄、此晚迄相咄候、大和左右互ニ承候形行共出合相咄及深更候、

神無月廿七日 曇天南風

一定行如常、四ツ後弥四郎・中庵出務也、同刻伊孫志・三能安昨日

飯屋元より帰邑之由、当方深山塔宇驛方大戸原開作、以御証文被仰渡、兩人承知いたし候由、三能安ニハ明日未明立歸村之旨承候、

一此日喜右衛門全、尾上山よりいちよまん迫迄狩ニて候由、清太郎・与兵衛罷登候、休太郎犬牽に候、八枚下ニて小猪老ツ、喜左衛門射留候由、拙者ニハ此程より風邪氣ニ相浸不得罷登候、

一此日ハ終日内籠ニて空數暮候、

一此晚誰も来客無之候、

神無月廿八日 曇雨

一定行如常、四ツ後各一同出務也、同刻与人伊孫志・作惠仁見舞

間切横目甚演今日飯屋元より御山塔地掛被仰付、申談之爲当所江参候とて見舞候、尤鶏・野菜等致持参候、

一萩原杏春ニも見舞也、

一琉球船住用間切江致滞舟居候段承候付、米良氏一札遣度いち、清

蔵江頼遣候、

一此日龍郷之藤七より以一札御尋かた／＼肴一台送越候、

一此日宗次郎参候て今日御恩赦被仰付候旨承候、此晚留置候てゆるゆる相咄候、

一此晚誰も来客無之候、

一此日久保喜右衛門より亥之口祝いたし候とて飯なと被贈候、則令賞罰候、

一此日富かな江織もの頼置候付、爲見本染物遣候、

神無月廿九日 曇雨

一定行如常、四ツ後一同出務也、

一此日伊孫志初役々一統深山塔開地ニ付其演同伴爲見分差越候由、喜右衛門を以、右之段承候、

一此日も終日風邪氣故引入、空數罷在候、

一此晚誰も来客之人無之、淋敷候、

一此日宗次郎夕部より留居候間罷帰候、

神無月三十日 曇北風

一定行如常、四ツ後中庵出務、

一津名久方狩企之由ニて喜右衛門致登山候とて与兵衛ニも誘遣候、休太郎犬牽ニて候、然処妻完相応之^(次)老ツ、犬食留三井ニ前里ぶち四ニて候由、越富子竹能見付取留候、喜左衛門ニも罷登候由ニ候、

一此日鞍二口成熟相成、此晚細工人召出、盃共遣候、

一此日弥四郎殿中遣候てゆるく相咄、然処喜右衛門も参候間、共々ゆるく相咄候、

一此日種城介より懸物爲一見遣候、此内相頼置候知名瀬之有林と中

者之所持刀、相模守藤兵衛廣重と銘有之候式尺壹寸五分位之刀被遣候間受取留置候、隨分宜敷様相見得候、尤手習子供兩人江爲持

被遣候間、飯共爲食差返候、

霜月朔日 曇晴南西風

一定行如常、四ツ後弥四郎殿出務也、同刻作惠仁・三和幸祝詞ニ参

候、弥四郎ニハ留置ゆるく相咄候て、昼飯共差出候、

一此日喜右衛門企ニて狩有之、大和濱上辺也、清太郎・与兵衛・休太郎犬牽候、

一此日ハ中庵ニも総序ニとて山上召列登山之由ニ候、

一西田殿より手製之手焼酎とて被贈候、

一此日種城より遣候刀、西方江研師居候段承候間、庇改かたく吟味ニ遣候、尤西方与人杜喜央江頼遣候、

湯本曲鞍作用三能安江取方頼越候、

一此日終日内籠ニて鞍道具作方などいたし候、

一此晚誰も来客無之候間、独座独吟ニて候、

十一月三日 曇晴レ北西之間風

一定行如常、此日四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、弥四郎

瀧ノ口上之狩催しニて出務無之、此日氏神草祭目ニ付昼飯振舞候、

此日も此内より風邪ニて内籠也、此晚政知・稻行・政時江前脇江中遣候て振舞候、

一此日龍郷之仁与謙爲見舞参候、豚片平、木綿を反致持参候、

一四ツ後伊孫志・富雄・時仁応見舞候、

一此日中庵うるじ半斤返済候也、

同日 北風曇晴レ雨

一定行如常、四ツ後喜右衛門・弥四郎・喜左衛門出務也、中庵ニハ

昨日大棚村江病人有之、爲療治参候由、今日帰宅ニて七ツ時分参

候、此日も同断在宿也、此日ハ終日細工などニて日を暮候、筑兵

衛・清太郎・与助・市・外ニ政知・稻行相頼候て此内取付置候桑

木下し方ニ参候、暮々持付候、

一喜右衛門企ニて津名久村上江狩ニて候由、拙者犬牽せくれとの事

候間、与兵衛犬牽候也、尤拔跡ニて何も無之候、

同日 四日 曇天 夕雨

一定行如常、四ツ後喜右衛門・喜左衛門出仕也、此日も内籠ニて細

工共いたし候処、夕方爲歩行喜右衛門旅宿江見舞、夫より津名久

江富かな所江織もの見ニ参候、夫より弥四郎方江ゆるく相咄及

深更帰宿也、

一此日龍郷之宮都喜見舞、千春三尾致持参候、尤藤長頼之詔有之、

伝言承候、今日則帰候旨、申候間、止候得共是非帰候間難止候、

仍て昆布壹斤・葉たはこ壹斤遣候、菊次郎方江御米式儀受取遣候、

一此日夕方越富参候て御米取替之爲相談参候間遣候、然処飼置候豚

入用次第遣候付、右之引宛ニて遣呉との事候間、幸之事候間、則

取究遣候賦ニて、今日ハ老儀丈爲遣置候、

一此朝伊孫志・甚演参候、昨日宇駿方より出所江参、今日伊孫志同

伴ニて飯屋元之様差越候賦候由承候、仍て甚演江手拭壹ツ・扇子

壹対・包たはこ五ツ遣候、

霜月五日 曇天北風

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、

川崎新五郎より三生民を以、喜右衛門迄伝言之由、此内頼置候政

知願望之一件、例も無之、とても難取揚旨承候、

一此日終日無^(異)鞍道具共致細工候、

一此晚誰も来客無之候、

同日 六日 北風寒天曇

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也、喜右衛門・喜左衛門企ニ

て今朝未明狩ニて候由、自是清太郎・休太郎参候、弥四郎・中庵

ニハゆるく相咄候、昼飯共差出候、狩立之面々も不獵故早日罷

帰候、

一此晚五ツ過弥四郎被参候、渡連方諸鈍村沖江異国船来帆致碇船、橋船御、東方秋徳村之様乗出候旨、津口横目豊民を以、早々届申出候段致承達候、尤住用并飯屋元江則届申出置候旨承届候、仍て弥四郎・喜右衛門兩人爲差引爲差越候、名瀬小宿村・宇駿方江も右之段申遣、宇駿方より足輕兩人渡連方之様遣候様申遣候、此晚又々届書を以、指舟より六人致上陸候旨届申出候、此晚中庵参居、深更迄相咄候、

同 七日 西風曇風強く

一定行如常、此朝東方ヨリ黍見廻老人差越、異国船諸鈍村之方江寄致碇御候段、態々届申出候、其後又々諸横目乗付、有様見届候処、全く軍艦之跡も無之、馬五疋乗付居、飼葉与へ具候様致手配候由にて早々相渡、出帆いたし候様、以手様申論候段、届書を以申遣候、

一五ツ時分猪鹿倉源四郎より以問合、早々当所迄馳付候旨承候処、四ツ時分来着被参候間、ゆるく相咄、其後又々被参候間暮迄相咄候、此晚ニも被参候様申入置候処、夜入過被参候、ゆるく相咄候、尤中庵ニも参候、此晚届無之候、

十一月八日 曇天戌亥風強く

一定行如常、五ツ時分渡連方古仁屋村より今朝五ツ時分異舟巳午之方江向出帆馳行候段和田八之進其外西田弥四郎・久保喜右衛門より問合并役々より届書取束ね、飛脚を以申告越候、仍て猪鹿倉并南江右問合等遣候、

一四ツ後源四郎被参候間、ゆるく相咄、終日盤之上碁打などいたし、夜ニ及び深更迄相咄候、

一此晚何方より相届来候哉、飯屋元より届ニも候半、生榮丸便より宿許状老通、桂孫兵衛よりい(多)の十月廿一日認相達、相披き候処、至極之無事、乍然当分砲瘡大之流行、七部通りとや申由、甚掛念之儀候得共、兎哉角天命にまかせ候外無之、先く種痘之面々ハ輕きとの事候間仕合ニ候、其外用向多端相見得居候得共、相略候一此日富かな、末かな兩人江相頼置候西津嶋入米、富かな致持参候、

同 九日 曇天風柔く

一定行如常、此朝伊孫志参、深山塔参候旨承候、同刻猪鹿倉氏見舞、今日帰村被致度旨承候、直ニ帰村にて候、此日異国船方江出張候人数帰村之賦と存、相待候得共、今日迄ハ帰村不相成候、此日も終日程中庵参居候、此晚も中庵参候間、甚なとて深更ニ及ゆるく相咄候、

一此日孫兵衛より召仕之重かな江米取替申来候間、受取を以遣置候、十一月拾日 曇天

一定行如常、九ツ後中庵・喜左衛門出務、富雄・作恵仁見舞候、八ツ時分中庵所江参、夫より喜右衛門所江参候て、今日帰村之筈と存候付、見合出迎候賦候処、七ツ過時分両士帰村にて間ニ逢不申候、喜右衛門所江風呂立居ニ付入候様ニとの事候間風呂ニ入候、

一此晚兩士并中庵ニも参候間、異船一条委敷承届候、此内より追々注進之通相変儀も無之候、

一西方の杜喜央江刀遣候て、研師江吟味相頼越候処、今日弥四郎殿右返答被承候、持帰り被呉候、随分宜敷様子ニ御座候、將又べん木と申木之事頼遣候処、右之板巻枚遣候間、致一見候、

一三能安江湯灣鞍曲木之事頼遣候処、無多事木柄故、取得候儀無竟

東候得共、山工共ニも申付置候間、取得候儀ハ何分ニも受合かた
く候段、是又弥四郎殿を以、返答承届候、

同 十一日 曇晴

一定行如常、四ツ後喜右衛門・弥四郎・中庵・喜左衛門出務也、此
朝富仲志案内ニて渡連方伊須村住居泉長碩弟長裕之兄弟、此内重
野幸之丞より訳合い細承届候處、此節遙々態々爲見舞差越候、尤
祖父泉長武美尊父君御引廻を以、郷土格被仰付、其上泉名字被相
下候由緒有之候得共、祖父并ニ親長伝共ニ早世ニて其後兄弟共幼
少ニて書通等之儀も不相調打絶居、幸此節拙者下島ニ付、是より
本之通御同等申上度心願之由ニて、右由緒等委敷承届置候、尤參
館ニ付豚片平・白砂糖一組・焼酎一瓶致持參候、此晚ゆるく相
咄候旨申入置候、暮過より弥四郎殿同道ニて被參候、喜左衛門ニ
も亭主振ニ參候様申遣、深更迄相咄候、

此日琉球より椎原甚兵衛來惠丸西方江入津、船頭喜藏差越、船中
飯料及払底、借用申度申出候間、い細承届候得共、当島御下シ米
等不相下候付、此内より飯屋く賦を以申受候筋ニ中談有之候間、
いづれ不出合候てハ難叶候付、其段相達置候、乍然其内当座取替
五俵丈受取書を以差遣、証文受取置候、

十一月十二日 曇

一定行如常、此朝泉長碩、長裕之兩人夕部之一札、且今日帰村之暇
乞ニとて參候、仍て百田紙衣束・絵半切一折・扇子一對遣候、
一此朝喜界嶋松木受取与人格黍横目動泉貞哉、西方諸所受取方相濟
候間、名瀬江差越候付、当所江立寄候間爲見舞參候、
一此朝來惠丸船頭參候、又跡之処迄も名瀬江内意申込くれとの事候
間、喜右衛門より代官山之内庄之丞江拙者御賦之内より払出相成

儀隨分相叶候ハ、願之通申付度内談申遣候、犬右之船頭持越候也、
一九ツ後喜右衛門・中庵出務也、

一此晚誰も來客無之候、

同 十三日 曇天西風

一定行如常、四ツ後弥四郎・中庵出務也、同刻富雄并外役々見舞、
七ツ後中庵參候て、此晚迄ゆるく被相咄候、

同 十四日 曇天北西風雨少々

一定行如常、四ツ後三士并喜左衛門出務也、此晚誰も來客無之候、

同 十五日 曇雨西風

一定行如常、四ツ時分喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、同刻過富
雄・三和美參館也、富雄明日より深山塔江差越候間、跡御用聞三
和実承候段申出候、此暮風呂立候間、喜左衛門江中遣參候、尤此
晚ゆるく相咄候、

十一月十六日 曇雨風吹西北風強

一定行如常、四ツ後喜右衛門・喜左衛門出務、外出務無之候、此日
無事、此晚來客無之候、

同 十七日 曇雨霰西北風強

一定行如常、四ツ後一同出務也、同刻富雄參候、八ツ後馬場新八今
日当所爲配当被參候處、則日帰村被致候由ニて預見舞候、此晚喜
左衛門夜入過より參候、

一此日石原氏より爲尋、庭鳥式羽被贈候、

同 十八日 雨天西北風強く寒

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務ニて候、此日伊
孫志深山塔江帰候とて參候、此日当方時仁納深山塔開き掛仰付、
跡寄瀬名方より実堅と申者被仰付候間、今日見舞候、

一此日来惠丸船頭名瀬似屋元江参居、今日帰候とて参候、拙者方江寄替米之相談承候得共、当年御米御下し未無之候間、御藏弘之儀大体賦を以相渡事故、御藏弘之儀無拠誤故内談申遣候処、何分未下島米無之候間、無拠儀ニハ候得共、此節迄ハ吟味致兼候間、御藏有合赤米拝借申付候旨承届候、

一此晚誰も来客無之候、

同 十九日 曇雨西北風甚強く寒し

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出仕、九ツ時分弥四郎殿被参、ゆるく相咄、昼飯など差出候、此晚誰も来客無之、
一此日ヨリ喜右衛門所相済、鞍作直悦参、曲木手取方いたし候、

同 廿日 曇雨寒風西北強し

一定行如常、四ツ後一同出務也、此晚喜右衛門・中庵ゆるく相咄候、及深更候也、

同 廿一日 曇雨

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務、九ツ後弥四郎出務也、此日喜右衛門旅宿江昼飯振舞度との事故一同参候、然処晚迄相咄、及深更候也、

十一月廿二日 同断

一定行如常、四ツ後一同出務也、

同 廿三日 同断

一定行如常、四ツ後一同同断、七ツ後爲歩行前清辺より貞人江参候、此晚来客無之候、此晚福常より牛皮入用有之候ハ、送越候様、先日咄有之候処、此晚相届候由也、

一此日種城より手習子江木綿嶋爲持遣候、尤ヒストン筒仕用致度と申越候間、右江爲持遣候、

同 廿四日 雨天

一定行如常、此日企之狩いたし候、大和濱三和幸案内にて獵無之候、此晚喜右衛門風呂入ニ参候てゆるく被相咄候、

同 廿五日 曇雨西北風之吹

一定行如常、四ツ後喜右衛門・中庵出務也、此日喜左衛門小島鷗ニ遣候、此晚已待ニ付餐応用也、然処取得不申、至極之不獵也、此朝大和船当湊之様乗参候得共、名瀬湊之様航行候由也、

一此晚已待ニ付暮時分より一同被参候也、一同より取肴等持参有之候、毎之通及深更帰宅也、

同 廿六日 寒西北風吹

一定行如常、此朝徳永喜八西方より狩立ニマ深山塔泊ニマ昨日狩有之、昨日当所之様入邑、今日帰村之由被立寄候、獵之猪肉持参預候、將又此内より咄之此節来寇一件記録持参被致候、ゆるく致

一読度預置候、徳永咄、厚徳丸名瀬江入帆之由也、

一四ツ後一同出務也、

一此晚大和状、川右州一輪相違、右江悔之状相見得、外ニ宿元状も不参候間、不審ニ存喜右衛門所江相便候処、喜右衛門宛ニて日置用頼喜入九郎・入田次右衛門より御尊母様十月十九日曉天、中氣再発して煩付、御養生不相咄、同廿三日とふく御逝去之段爲知

米候、実ニ案外驚縮仰天之次第、残念千萬ニ御座候、尤御療医黒木良斎より之御容赫書も参候、是以取込中大荒増ニも一左右申遣すとの事ニ候、尤誰様より之御状も不相達候、宿許状も未相達候、

十一月廿七日 寒風雨天

一此朝より淨香院殿御観念申上候、四ツ後一同爲悔見舞也、久保・南阿氏より野菜一折ツツ致到来候、

一觀音寺代僧廻島ニ付見舞候、

三和行より同断野菜到来候、

一此日名瀬より松元寛右衛門見舞候、凶左右承届、今日參候由也、

然処松元方江田尻家ニも寛寿殿假ニ天亡之段申来候由、是ハ未だ拙者方江ハ不相達、十月廿六日之由也、

一此晚三士共ニゆる／＼被參候間、至て仕合ニ御座候、

同 廿八日 同断

一右同断也、四ツ後一同見舞也、同刻役々爲悔見舞也、此日西田氏

より野菜一折到来也、此晚誰も来客無之候、此晚迄寛右衛門滞留いたし居候、

一此日三和行爲悔見舞候、

同 廿九日 雨天霰北風

一看經如常、四ツ後一同見舞、富仲志・三能温爲悔參候、前清・政時同断、

一此晚中庵參ゆる／＼相咄候、

一此日四ツ前觀音寺代僧見舞候、今日歸寺之段承候、

一松元寛右衛門今日歸村候、

十二月朔日 風柔き寒さも又同断雨不相變降

一看經同断、四ツ後一同同断、富雄・三和実・作惠仁見舞也、暮時分より中庵被參候て此晚迄ゆる／＼相咄候、

同 二日 曇晴風止

一看經同断、四ツ後一同見舞也、暮前武仁応見舞、重之物・野菜等致到来候、此晚西田氏江粗致約束候得共、人来無之候間、中庵江中遣候て、ゆる／＼相咄候、

同 二日 晴天

一前日同断、四ツ後中庵・喜左衛門出務也、喜右衛門ニハ狩之由ニ候、暮過より弥四郎・中庵夜咄ニ被參候、ゆる／＼相咄候、

一此日松元寛右衛門より筑兵衛江書狀遣候由、此内之一礼且宿許狀未相届候付、与人・横目方江相達、早速船頭并甚郡喜持下り候ハ差置候様頼候様申付候処、則達置候段申遣之由也、

十二月四日 晴天暖也、

一看經如常、四ツ後一同出務也、此晚喜右衛門・中庵・喜左衛門爲咄被參候、

一此晚笠利之満百頭方より書狀相達、尚又勤方之儀頼との事ニ候、

同 五日 曇天南東風吹暖也

右同断、四ツ後一同見舞也、此日淨香院殿六七日之忌ニ当り給ひ候間、致茶入、牡丹餅・染物などいたし候て各江振舞候也、此晚誰も来客無之、別て淋敷暮候也、

同 六日 曇天東南風暖也、

一朝前日同断也、四ツ後喜右衛門・中庵見舞、風呂立候間喜右衛門・中庵江申遣候処、暮時分被參、此晚迄ゆる／＼相咄候、

一昨日当湊沖中江倭船相見得居候由、今朝ニ相成何方江參候も不明分、決て名瀬辺江入津候半との事候得共、一向左右不相分候、

一鳴役々狩いたし候付、拙者犬借度との事候間遣候、尤稻行牽候賦候、

同 七日 曇雨北西之風強寒し

一朝右条同断也、此日誰も来客無之候、各狩有之候故也、拙者犬借用也、稻行牽候、犬喰宅ツ取得候之由也、此日三生民名瀬より歸村之由、俊良・郡武江此節下島船厚徳丸便より宿許狀不相見得候間相糺候様申遣候処、右返答糺方いたし候得共、不相見段承届候、

也、此晚誰も入来無之淋敷候、

同 八日 曇天

一朝毎之通、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門出務也、此日伊孫志頼待いたし候付、犬借方いたし度との事候間遣候、尤稻行奉候也、然処犬喰にてきッ取得候由、□□手飼にて大働にて紙ニ逢候也、此晚喜右衛門暮過より被参候、重之物持参にて候、ゆるく相咄候、尤喪中尋にて候、

同 九日 晴少々曇も有北風肌持先暖和也

朝前之通、四ツ後一同出務也、西田氏ニハ少々不快爲有之由にて函三日出仕無之候処、今日出仕也、同刻伊孫志参候、此日南江牛肉丸調合、此内より相頼置候処、今日閉日被呉候て、終日暮迄にて出来候、此日満仁、満源之兄弟爲見廻参候、浴衣島老反・重巻組・魚一尾持参、此内より頼置候木綿嶋出来、足又持参也、頼之木綿嶋総て出来済相成候、此晚中庵ゆるく相咄候、満仁にも同断也、

一此日醬油のからにて味噌搗方いたし候出、

一此日稻行江醬油のからくれ候、

一此日伊孫志方ハ此内棕櫚の皮相頼置候付、右之代米払方いたし候、尤壹斗式升也、

十一月拾日 曇晴肌持暖和

一朝寢覺着経毎朝之通、四ツ後三十共出務也、同刻三能安・伊孫志同伴参候、三能安ニハ昨夜勤場より帰村之由、兩人共今日より名瀬勘定出張之由、爲暇乞参候、

一今日ハ桂心院殿正忌日ニ相当候間、茶入いたし候、団子出来候、

喜右衛門・中庵ニハ留置差出、弥四郎殿ニハ刻限早く、其上此日

不快之様候間、惣と不引止候、

一此晚誰も入来無之候、

一此日伊孫志江茶三俵頼遣、敷具座相頼候、尤当分出来不申候ハ、米春出来にて歟、又ハ若も運兼候訳も候ハ、持歸候賦ニ候、此日雷仲志母よりとて、かた菓子式重・さとう式重・たかな漬・野菜送越候、

同 十日 曇天

朝如常也、四ツ後喜右衛門・中庵参候、弥四郎不被参候、此日種子島城介被参候、久々兄舞無之とて、其上此節一左右ニ付爲尋被参候、此便より此内相頼置候木綿嶋出来持参いたし被呉候、此晚ハ久々振ゆるく相咄候、

同 十一日 曇雨

一朝如常、四ツ後喜右衛門・中庵被参候、八ツ時分弥四郎被参候、今日ハ淨香院殿四十九日御相当之日賦付庵飯いたし各江振舞候、尤昼晩迄ゆるく相咄候、吸物其外羹菜等いたし差出候、中庵ニハ重久村江病人有之候間、暮時分入来にて候、

一此晚城介滞留にて候、

一此日弥四郎殿より茶一重、南氏より野菜、折預贈候、

十二月十三日 曇雨

一朝毎之通、四ツ後一同出務也、同刻富雄・三和美預見舞候、城介ニも矢張留居候、此日伊孫志方より此節下島船厚徳丸江盛徳丸船頭方相届申候まとの月菓子形差遣相届候、此晚中庵参候間ゆるゆる相咄候、此日萩原杏春より野菜一折預候、

同 十四日 朝より雨少々降

一朝毎之通、此日より喜右衛門・中庵深山塔江爲狩登山也、種城ニ

も滞留候間同道進遣候、此日終日不氣色、持病極氣相発申し暮兼候、然処暮過より西田氏忌問之爲井物五ツ・火酒・瓶持參深更迄被相咄候、殊ニ此晚ハ外々へも留守、其上大石初義覚老回忌も想像之折からにて、別て仕合ニ候、

一此日當かな頼廣候西洋布嶋織方相調致持參候間、茶共差出候、尤南氏夏かなニも申遣候て、亭主振いたさせ候、

一此日住用より眞佐美名代として悻眞武美忌中爲見舞差遣候、重之物一組二重形築・外ニ二重形築・重大根・生木の子一合相贈候、仍て昼飯共差出候、

同 十五日 曇晴

一朝毎之通、四ツ後彌四郎殿見舞、嶋役々見舞、萩原杏春右同断也、此日特立之面々々方婦村、此日完四ツ得物有之由、外ニ久保氏、四郎矢付壹ツ有之候得共、未取得候由、爲土産相中より片平預候、尤当忌中なから琉府届用ニと承候、此晚兩人共被參候間、ゆるゆる相咄候、種子城ニも同断也、

一此日福常暫時參候、

十二月十六日 曇天

一朝毎之通、四ツ後一同出務也、種城介今日致婦村候、右ニ付伊庇倉家江此内借用之写本致返却度相頼遣候、徳永、喜人殿より借置候此節炮争日記返却方、是又相頼遣候、

一此日猪鹿倉氏より下人使にて重之物・形菓子・豆腐・野菜一折被贈越候、精進落しとて鴨巻羽被贈候、

一此日住用詰人数より驟中尋之預一札候、

一此晚中庵預見舞候、

一此日中庵より、又別段完肉一枚預候、外ニ野菜取合、

一此日石原十郎左衛門殿西方詰ニ付、当所差入見舞にて候、暫時ゆる／＼相咄候後重之物、砂糖一重預候、此内より承居候川畑伊右衛門上□□□□も遣し被具候、

一此日書役甚郎喜受取米候上原氏書状、石原氏便より相届来候、

同 十七日 曇天

一朝毎之通、四ツ後より一同見舞にて候、此日ハ御尊母様御左右より三七日ニ御相当ニ付、茶飯いたさせ振舞候、此晚誰も無之候、

同 十八日 曇天

一朝毎之通、四ツ後喜右衛門出務也、喜左衛門同断、外出務無之候、同刻富仲志參候、此日富儀志飯屋元勘定方代合として今日より參候段承候付、伊源志江伝言等いたし候、此晚誰も入米無之候、

同 十九日 曇天雨風

一朝毎之通、四ツ後一同来会也、同刻三能厚見舞、此節重津口横日被仰付候段承候、此晚一同より精進落被致度、重之物・井物等種々相携被来候てゆる／＼被相咄候、

同 廿日 曇天雨少々降西北風強く

一朝毎之通、四ツ後一同来会にて候、此晚風呂相立候間、中庵江中遣參候、ゆる／＼相咄候、此日住用より問合參候、

同 廿一日 曇天雨西北風強寒ス

一朝毎之通、四ツ後喜右衛門・中庵来会ス、外米会無之候、此日稻米恵昨日名瀬より婦候とて參候、伊係志より伝言共承候、此節津口横目寄役被申付候由、

一此日昨日住用より問合之趣、於御国許大炮地金、寺院其外大身ヨリ諸上末々迄銅器類差出候様被仰出有之候付、当嶋銅一涯精々爲相稼人数相重度、就てハ代官方ハ勿論、銅山方より諸間切江遠嶋、

人壯年之者共差出候様申渡置候得共、尚又拙者より申渡候様との事候間、当分与人出張之御故、喜右衛門より伊孫志江申遣、一同江相違候様申達遺置候、住用江も右江應し候返詞今日喜右衛門江爲認、遺置候、

極月廿二日 曇天 稀雨降
西北風烈 數寒甚し

一朝毎之通、四ツ後、統来会、此朝、和幸参館、富雄同断、夕刻より喜右衛門参、晚迄ゆるく相咄及深更候、
此日種子島城介ヨリ廿日付之書音参候、

同 廿三日 曇晴風止寒氣良柔

朝毎務之通、四ツ後、同来会、良暫時各相咄候、弥四郎氏ニハ外より早々来儀候間、古今事跡人物之得失等ゆるく相咄候、

一此朝種子城方江昨日到来之書音返詞相認出置候、此内滞留之節、紬布織方相頼被具候様相頼置候処、小宿村之者受合候旨返答、夫ニ付此織、前来遣しくれとの事ニ候由承候間、米老儀之受取遣候、將又有村と中者之方より刀吉本賣置候、右返札此内致談合置候、返札沙汰之儀かたく相断候出、就てハ此方志にて米吉儀外ニ品物見合遺置候て可然哉と申談置候間、右之通一緒ニ此便より遣候、外品物之儀ハ以序一筆申遺置候、

一暮時分より中庵参候間、ゆるく相咄、及深更候て被帰候、

極月廿四日 朝立晴大八時分より雨降出し

風西北より西東又南ニ少々直ル

一朝毎務之通、此朝時仁納参る、仮屋元江出張之由にて今日帰村之由、詰役衆より伝言、与人伊孫志より同断、此内届来居候上原豊与殿より被贈候紙封式ツ、右仁納持参いたし候、四ツ後弥四郎殿入来種々相咄候、中庵も参候、此日 淨香院殿四七日御當ニ付、

茶入致、唐芋餅・染物などいたし差出候、此日仮屋元より松元寛右衛門参候、火繩五曲井ニ粟袋老ツ致持参候、此節銅山方江罷出候様申来、役々より相違候付、右断之条承候、此日宇驛方より小久保左助殿・篠崎覺兵衛・足輕田中七郎此節凶左右申参候、爲尋見舞戀切之至ニ付、暮時分より各江参候てゆるく相咄、焼酎共差出候、喜右衛門・中庵も参候、小久保氏より木之子一重、篠崎より東瓜老ツ・大根式把到来候、

同 廿五日 曇北風

朝毎之通、四ツ後喜右衛門・弥四郎・喜左衛門来会候、同刻小久保氏・篠崎被参、今日帰村之旨承候、暫時にて相別れ候、此日松元寛右衛門も帰村いたし候、銅山方江罷出候様、間切横目より相違候付、とても難勤候付、断申出候得共、役々共より何分難計候付、拙者方江訴出候て、其向ニ依候て取計可申との事候間、拙者よりとては難中候間、喜右衛門方より間切方井ニ住用銅山方江手之痛之処にて可然紙面を以取計被具度相頼候処、老通取計相成候、此日銅山方より此内銅山方稼人数被相重度候付、詰問切江申渡、代官方より被相違被具度問合を以申遣、右問合拙者爲見候処、拙者方江之問合被越、心得違ひ与人共江相違候処、右之趣意ニ無之との事にて差扣候様と承候、乍然跡越ニ相成、今更致方無之、右之趣を以返答致度、案文相認喜右衛門方江相渡置候、

極月廿六日 曇北風寒し

一朝毎之通、四ツ後一同来会、中庵・喜左衛門止居間昼飯寄合候、夫より終日此晚迄相咄候、尤兩人清太郎にて暮打にて候、及深更

候、

一此日龍郷方アシキヤバ村之仁与源爲見舞参候、右ニ付砂糖・重・火酒・老瓶・大根・兵庫式枚致持参候、此晩次の間ニてゆる／＼爲致候、

同 廿七日 曇昼過より雨

一朝毎之通、此四ツ後中庵・喜左衛門来会、外向人不快ニ有之、来会無之候、此日観音寺江爲幕参市差遣候、此便より種城江百田紙五帖・はけ老ツ差贈候、此日仁与源暇いたし帰村候間、混布老斤・茶半斤相与へ候、仁与謙江昆布遣候、此日夕方中庵参候、鎌田家来岩元助太夫当春蒙勸氣候て致下島候付、中庵所江見舞之由ニて、拙者江内々尋共承候、此日津代湊江出辺泰蔵大順丸入津、伊喜美原、国実等下着之由、此船より堀四郎左衛門殿より尋之一札ニ預候、尤鎌田家元服有之、爲知之爲候半か存候、尤十一月十日付之書状也、大順丸山川湊当廿二日出帆廿五日着岸之由ニ候、此晩宇駈より向井正右衛門参候由、夜入五ツ過着、宿候、

同 廿八日 終日晴天風静也

一朝毎行之通、此朝重泰横日寄実堅参館、今日より在宅暇ニて罷歸候旨承候、四ツ後喜右衛門・中庵・喜左衛門来会、弥四郎殿不快故入来無之候、同刻佐和住参候、是も在所暇ニて、今日帰村之段承候、右同人より歳尾之印か野菜一折到来候、此日市罷帰、種城より書札并ニ木之子一袋被相贈候、此夕風呂焼せ候間、中庵参候、晩迄ゆる／＼相咄候、尤及深更候、鎌田家来岩元助太夫咄候趣、い細承届候、

一此日岩元助太夫帰村之望候間、堀四郎左衛門殿より猪鹿倉源四郎届候一札、拙者方江参候間、右便より相頼差遣置候事、

一此日四ツ後宮雄・元和良・佐恵仁当日ニ付致見舞候、

極月廿九日 西風吹天氣晴曇もあり

一朝毎之通、四ツ後一同来会ニて候、此晩暮過より喜左衛門参候間、相咄候、

同 晦日 西北之風曇晴先肌特暖和也

一朝毎之通、四ツ後一同来会也、弥四郎・喜右衛門ゆる／＼相咄候て昼飯差出候、此日役々之外兼て出入之者共より取合、爲歳暮品々差贈候、尤朦中之事故、右振合ニて候、此晩喜左衛門参候てゆる／＼相咄候、

一此日政知事此内より願之一条有之候処、詰役川嶋新五郎引受預世話、殊ニ伊孫志同断之事故、今日向寺見舞被申付候、畢竟政知事亡桂民之進着嶋涯用聞ニて其後折々致出入候処、民之進死亡ニ付、一代花香取いたし度旨承候、右ニ付右之通相頼候て致頼候、

千秋萬歳

年毎に明けぬ暮ぬと

おもひしも、ことしハかりは

すみ染の袖

(帳未附記)

一 紬鳴 三反

一 呉座 三束

一 敷呉座 貳束

一 筵 六束

一 茶台 三拾束

一 菓子皿 貳拾束

一 鞍 七口

内式ツ 調ふ自物用

内日置屋敷 鎌田家 田尻家 新納家江郷原家江

喜人家 養田也

一 豚 三百九拾貳斤

一 敷呉座 五十四枚

一 縁呉座 六枚

一 筵 拾三束

四束調候

一 木綿鳴 貳反

右頼織調候

一 右同 壹反

右木場氏置土産也

一 右同紺 壹反

右藤七より

一 右同紺かすり壹反

右米良氏より

一 右同 壹反

右仁与謙より

一 袴地 壹反

右夏かなより

一 肩衣地 壹反

右織調候

一 紬鳴 壹反

右満百頭より

一 右同 二反

右脇方取入

木綿鳴四反織

右仁与謙方江頼置候

一 右同格四反分

右種城方江頼置候

一 右同壹反

右満仁方江頼置候

一 西洋布 壹反

右未かな江頼置

一 右同 貳反

右富かな江頼置候

一 右同 六反

右種城方より出来也

陣具

一陣笠 鞍 野羽織 (摺) まち高袴 井二籠手 臙当 足袋

わらち 昼飯入

一鉄炮 挺 とふ卵 雷帽子入

背負胴卯 壱ツ 要具入

一馬老正 ハミ入一荷

一家来四人

一鉄炮四挺要具相添

鉄炮發雨覆
胴卯雷帽子入
鉄炮負心ツ

一股引・野羽織・半首・火羽織陣羽織之間、棒四本、縄四口、弁

当四ツ、五尺手拭四ツ、合羽四枚、

一馬力引老人

一鎧持老人

一馬印持老人

一小者老人

一鉄炮四丁 要具相添

一羽織 股引 半首 刀大小

棒四本 縄四筋 弁当四ツ 五尺手拭四ツ 合羽四枚

一具足八領

内式ツ調

外式ツ分右之通、

外四ツ胸掛、胴、籠手、臙当、

一弓老挺 征矢一腰 弓老挺 射場矢 弓道具

一千飯 一梅干 一千芋から 一昆布 一切大根

一糞干大根 一味噌 一醬油

一陣腕具 一陣鍋半釜

一番筒五挺

但 台井勝手迄山名方調ひニマ老向ト式勿ツ、

ノ五兩式朱

一タイフル箱老挺 但老挺ニ付十五兩、内六兩式歩
遠置候、殘八兩式歩也

一陣笠老ツ 老兩位 甲冑方調頼置候、

一鎧老領 三十兩位も 甲冑方調頼置候、

射場筒鉄炮式挺六兩位 種子島調頼置候、

鞍主 西方 貞誠子

鞍作 渡邊方 南 競

鞍作 大工 西方

直悦

本市米所持之由 東方積福惠志所持信国也、国と一字相知居候由、

与路嶋稻氏、此者半練古鞍致所持居候由、

成年中正月十七日より十二月迄日数三百六拾八日、一日ニ付三斗

三升ツ、

戌 米百貳拾壹石四斗四升 殘止石七斗二升

亥 年日数二百五拾五日

一 米百拾七石壹斗五升

惣合貳百三拾八石五斗九升

御国元引寄渡

四拾九石五斗

寄替米 此式株九拾三石五斗

四拾四石

取替米

三拾八石四斗八升

老石六斗一升 来惠丸亥の年中

亥年中諸申請高 百六石九斗三升

申請分百拾七石老斗五升

差引残 拾石貳斗貳升

惣残 拾五石九斗五升

惣合取込 百九拾貳石五斗三升七合八勺五才

亥六月九日迄也

御賄帳十二月廿八日迄

都合メ式百貳拾三石老斗五升式合五才

外ニ六斗七升式合老斗三升受取此帳内ニあり

一住用居舟 一名瀬居船明德丸

一宇驛居舟 江両通 一当所居舟

琉球

一貳升 芭蕉 貳拾八斤 壹斤貳拾文ツ

一三升 同断 九拾五斤 同三匁ツ

一八升 同断 三斤 同八匁ツ

一秋便より塩硝 貳拾斤

一鳥帽子調文之事 一素袍之事、
京都 島津折相用候哉之事

一耳組呉座宅東遣候段申遣候事、

一粟之事、

右永松丸より申遣候、

一唐皮なめし九日白夜漬、廿日より酢ニ漬候事、

一御国元江中庵方藥代申遣候事、

一詰役江置土産包たはこ申遣候事、唐皮滑酢漬十四日より十五日酢
ヲさす、

一九月三日 滑の皮酢より木之皮汁江直し候、

一眞綿壹本百目ニ付、中位より三拾少し余ニも相付候ハ、五六本取
入置候様申遣候事、

一交代被仰渡候ハ、紋付野羽織調方之事、

一塩之事交代相成候ハ、潤沢遣候様申遣候事、

一くれ用付届用揃たはこ入候事、

一下り風呂敷之事、

一眞岡形付之事、

此迎之ケ糸跡ヨリ詰役
便ニ申遣候事

一股引之事、壺之事、

一来春交代相知候ハ、上下調方之儀申遣候事、

一かわの事、

一日置女中共より送品一札申遣候、

一琉球註文致置候間、若当嶋汐掛無之、直届ニ相成候ハ、其品相受
取、書状当嶋之様差下し琉球江ハ宿髓ニ相届候段申遣可置候、

一差下品送状、物品数并何々品差下、一紙を以相届候儀申遣候事、

一米百貳拾壹石四斗四升

申請米

百拾六石四斗八升三合五夕

差引残

四石九斗七升四合五夕

外ニ引寄渡

四拾九石五斗

寄替米

合拾壹石七斗

貳拾貳石

九升四合五夕

借付

六石八斗貳升

去歲より二月迄惣差引残

十二月迄残四石九斗七升四合五夕

当二月迄残貳石六斗壹升四合

合七石五斗八升八合五夕

一御賦帳著島より五月二日迄通付百六拾六石五斗五合二夕

内船々取替米

三拾八石四斗八升

外御国元引寄渡

四拾九石五斗

寄替米

四拾四石

惣合て百八拾三石五合二夕

成正月十七日より
同四月申合 百六拾石四升

正月十七日より十二月廿九日迄

日數三百六拾八日

慶應元年乙丑十二月六日 日里

上 京 日 記

桂
氏

慶応元年乙丑十二月六日蒸氣艦ヨリ鹿府前之濱を發、上京日記之事

十二月六日

(午前十時) 一四ツ過出宅、下濱在宿、暫時休息、送之人々多人数有之、爰ニテ

重之物相披、別之一盃取かわし、無間も乗船、供之面々

役人之場、串木野衆同衆中、同衆中、東郷衆中、野間寛之丞

武田清太郎、同兵衛、肝付彦二、阿多衆中、身内、崎山喜次郎

安樂熊太郎、田島良太郎、今和泉之、原良村、大島之住人

下人、休太郎、八太郎、竹次郎、けさ助、杜喜則

右之者共召列候

一重富公子、宮之城公子も長崎江為見物出崎之命有之同船、岩下太

夫東下之命ニテ同斷、いちち壯之丞出崎ニ付、吉井幸輔も上京ニ

て、其外多人数同船一々不相記、八ツ過出帆、開聞嶽之裾ニテ夜

入、阿久根之前辺ニテ夜明、

長崎湊江ハツ時分着船、迎之人々迄も追々被参候事、

一此晚田崎屋と申者之所江一宿、詰役御付人汾陽氏病氣、見聞役野

村宗七・喜入嘉次郎・森清助其外村上等見舞、待請種々預候也、

深更ニ及候、

一書役猿渡勘兵衛・用達桂孫兵衛同宿也、

乙丑十二月八日 曇天

(午前六時) 一六ツ時分寢覺、五ツ過岩下氏・吉井・仁礼・江夏・奈良原之人々

見舞、岩下氏其外同伴ニテ両公子旅宿江御見舞申候也、夫より病

院見物ニ参、英人羅宇多所江英コンシユル館江参候、夫より帰宿、

昼飯遣ひ候、御物御計ニテ

一八ツ半時分より岩下氏・いち・氏其外同伴ニテ蘭ボウトエン所江

参、暫時咄共いたし暮ニ相成致帰り掛、御同処立寄、汾陽ニハ相

休居候ニ付、岩下氏江見舞、夜ニ入致帰宿候、此晚猿渡用達等ゆ

る、相咄候共、仁禮・江夏・奈良原同伴参候て是も暫時ニ

て参り、無間も夕飯相遣ひ俱々相休候事、御物御計ニテ

十二月九日 曇天之事

一六ツ時分寢覺、半過市来彦太郎見舞、

一四ツ時分より猿渡・寝占武右衛門・孫兵衛召列、御屋敷迄出掛候也、

岩下氏江中途ニ行違同伴ニテ両公子江御見舞、屋敷江参、医学諸

生其外通弁生之面々当年中一応引取、於御国元開成所試業被仰付

度、岩下氏申談、御附人江申渡置候事、

一林泉江五十金、伊東仁兵衛江金子十五両、反物被下候様壯之丞

中談置候也、被成下候様取計候事、

御屋敷より、同同伴ニテ英軍艦見物として参候、犬昨日英羅宇多

書狀を貰請参候也、最早刻限相後れ、調練ハ相済候得共、船見物

いたし候、

軍艦より名分リバルド、船將デキヘアトミラルブロン

英人ネルソン名將、百戦之功アル人、五十年前ノ人ノ内、船將より聞置也

軍艦より帰り掛ドソク造建場所致見分くれ候様承候付参候也、

通事岩瀬参居、致案内、相應之場所ニテ取安置候事、夫より帰宿

候事、御物御計ニテ反物贈候事

一八ツ後山田屋手伝召列、仏商人所江夷服取入方として参候、白之

下着三ツ、赤ニ縞之中着式ツ、上着并ニハツチ并ニ合羽取入、酢

漬サホン等其外種々取入候、尤猿渡并ニ孫兵衛召列、帰りニハ諸

所致見物、反物屋等江参候事、

一暮時分より英商ラルト所江料理振舞度との事故、壯之丞同伴、猿

渡・寝占武右衛門・用達通事伊東仁兵衛・森清助・相良権兵衛召

列候、尤亭主妻并妻之母も出、外ニ横濱より廻船之軍艦乗付之英

客人壹人有之候、亭主至極ニ丁寧、此末尚懸意可申との事ニヒ
ドロ入レ京物贈候、妻手業之品とて婦くさ壹枚貰歸候事、尤差越
候付、御物御計ニテ反物贈候、四ツ前後相成、段々馳走ニテ罷歸
候事、

一此晚より寝占武右衛門参候事、

十二月十日 曇晴

一此朝岩下氏・吉井氏等見舞也、同伴喜入・森案内ニテ写真取上野
某所江参候、

一製鉄所爲拜見、喜入・森案内ニテ参候、寝占武右衛門召列候、帰
リニ汾陽并両公子江見舞、伊地知氏江同断、此晚亭主より饒別と
て酒肴等差出候、尤岩下氏江見舞候処奈良原氏江被参との事故、
右江参候処取込之宿屋故早々歸候事

一此晚仁礼・江夏・奈良原同伴ニテ見舞、木藤も同断、ゆる／＼相
咄候事、

一明日出帆之賦候処、横濱よりガラバ帰崎之由候間、一日滞留可然
との事岩下氏より被申遣候間、其通ニ相応ガラバ江島渡應接之賦
相約し有之候事、

一成田江相頼、鉄炮取入方いたし今日参候間、相受取置候事、

一昨日上着・籠手・袖飾出来候得共、尚又外ニ見立有之、山田屋手
伝招呼、又々仕直し方申付候事、

十二月十一日 晴

一四ツ後岩下氏江参、夫より同所ニテ奈良原同伴・出嶋辺見物、八(午後
二時)

ツ過帰宿、

一七ツ過より岩下氏江参、夫より明日出帆候賦ニテ両公子・汾陽其
外江暇乞、いぢ知江参、夫より同伴ガラハ所江請招ニ付、岩下氏・
いちぢ井ニ吉井・野村同伴、ガラバ別荘江参、コンシユル、ガチ

ル亭主振ニ参居、日本席并ニ料理ニテ段々国事ニ火ヲ付、断判ニ
相及、四ツ過一同相伴いち、旅宿迄参、船手当等申付置候ニ付、
待合乗船いたし候、

一柳川立花飛彈守様藩士便舟相願候付、差免候、

十時無事、花岡順三郎・武島謙三郎・梶山安次郎・小野・松等也、

同 十二日 曇

一今曉出帆、四十五里計呼子湊江夕比着船、暫時滞船陸上りいたし
風呂ニ入、唐津屋と申問屋ニテ候、夫より焼物店江焼物見ニ参、
段々取入もの等いたし船江帰る、(午前〇時)九ツ過出帆ニ相成、夜明小倉瀬
戸辺江参、夕姫路辺江通船、

同 十三日 曇雨

(午後十時)

一此日長門路通船、上之関江夜入四ツ過着帆、土州脱藩坂元龍馬江
此辺ニテ自然可出逢約諾有之由ニテ中津権右衛門・木藤市助上陸
為致候処、近々此辺江参賦ニテ人馬手当之事も申参居候得共、未
模様も不相分、下之関江桂小五郎滞在候間、彼之辺江参合候半歟
申、何も子細も不相分、空數帰船之由也、

同 十四日 曇雨

一此朝上之関問屋参り、何でも御用有之候得ハ承度との事ニテ、其
後役人と相見得候者、梅田治兵衛・林象平両人見舞、是も長地之
事情何も不相分、又々役所下役参、何用ニても承度との事ニ候、
就てハ当地断判之次第も粗承度申入候得ハ太田良藏と申者当所役
人之由ニテ参、咄候趣当断判之次第も六部位ハ断判も出来候哉
承候得共、しかと不相分由、当分ニテハ国中人氣死を決し、少も
動搖之形無之、常之様鎮居、少しも遺憾なしと申様成事情と相咄
候、拙者ニハ不出逢候、

(午前十時) 一四ツ時分出帆にて夜入四ツ前、芸州御手洗江滞船也、

同 十五日 曇

(午前六時) 一 夜明六ツ時分発帆、大筒小筒申込にて御国風帆船三行逢、中濱萬次郎昨日出帆之由にて船江被参、暫時相咄、船江被帰候、此日雨少し降出し夕時分坂向といふ辺江滞船、

同 十六日 曇

(午前二時) 一 夕部八ツ時過出帆、随分海上平安にて八ツ時過大坂川口江着船、通ひ船より上陸、裏御門前御長屋江着、此晚詰役中より毎之通待付とて酒肴被相贈、岩下氏も被参答候処、他出之由にて不被参候、詰役御留守居木場伝内、御金方松永清右衛門・永山源兵衛被参、永井清左衛門同断、鯨島次郎右衛門・高柳^{次力}、石神新五右衛門参候、

同 十七日 晴曇やき雨少し降

一 五ツ時分寢覚、岩下氏見舞、湯地治右衛門・桐野英之丞・木藤市助・奈良原幸五郎・詰役松永清右衛門、
一 四ツ時後岩下氏江見舞、木場江も同断、無間も帰旅宅、
一 同刻過立花飛彈守様御留守居野波八藏を以、此度五人便船之爲挨拶肴一台・酒一樽被相贈候、其後桐野同伴にて五人一同爲・謝見舞、対願いたし候、
一 木場氏より羽二重二反・鏝ふし一連・酒一樽被相贈候、永井・永山・松永より肴料百疋つつ被贈候事、
一 此日御留守居初詰役中江土産品并日録等遣候、
一 此日夕時分より岩下氏両方より詰役江酒差出度申談、吉田屋にて可然候て岩下氏・木場氏同伴にて参候、詰役中も参、芸子等多人数参、相応一同泥酔、四ツ時分岩下氏・木場氏同伴帰宿也、

同 十八日 曇夕雨

一 此日当所出立・詰役中一同見舞、
一 大坂也、
一 郷田次右衛門・石神新五右衛門也、
一 五ツ時分御屋敷前より乗船、
一 夕方より雨少し降出し候、夜入五ツ時分兼有市之丞所江着、爲迎小松保刀殿・西郷吉之助・谷村小吉・有川七之助・富田奎兵衛其大久保一藏・鎌田孝右衛門・大坂屋敷大山彦八二ハ見舞外被参、小松家にて少々夜更ニ及候間、暫時之間見舞にて被帰、大久保も同断也、
一 深更迄目覚居候処、奈良原も同宿にてゆるく・寢咄等いたし候也、

同 十九日 雪少々降積

一 此曉西郷吉之助見舞にてゆるく・相咄候、御国許之事情、其外御内諭之趣共得と及談合候処、能々合点有之候間、至て仕合ニ候、
一 迎え面々滞宿にて追々預見舞候、
一 五ツ時分岩下氏同道にて打立、八ツ時分御用達御呉服所瀬尾源九郎所江到着候事、
一 其後段々見舞等有之、
一 帯刀殿より両種并ニ菓子預候、伊勢殿より両種并ニ茶道具預候、
一 島津清太夫殿酒一樽其外皆々より肴等預候、
一 晚時分より帯刀殿・佐次右衛門殿・内田仲之助・大久保一藏・種子島城左衛門・島津清太夫殿・有川七之助・畠山吉二郎・鎌田孝右衛門・堀剛二郎・本田奎兵衛・寝占武右衛門被参、酒肴等種々差出、尤給仕人等相頼候事、四ツ時分一同帰宿也、
一 十二月廿日 朝立晴昼時分より雪少々降ル
(午前七時) 一 六半時分寢覚、追々来客等有之、
(午前十時) 一 四ツ時分より御屋敷御殿江出勤、御国許より被仰付候趣共大略申、

述候、ハツ過退殿、伊勢殿・吉井・西郷・内田・喜人家・清太夫殿・大久保等江見舞也、伊勢殿ニハ病氣故出勤も無之、尤相応之煩故、病床江踏込逢取候、七ツ過帰宿、夕より有川七之助江申遣ゆる／＼相咄候、

十二月廿一日 朝立暗四ツ時分より雪降ハツ過より晴ル

一六ツ半時分寢覚、木藤市助・堀剛十郎・西郷吉二郎見舞也、

一四ツ時分より御屋敷江出殿、掛嶋津清・喜入多両所江見舞、留守也、御座江ハ小松家・西郷・大久保出勤、ハツ帰宿、

一惣髮成願、則日願之通御免、

一此晚誰も来客無之故、猿渡江申遣ゆる／＼相咄候

十二月廿二日 雪朝立暗登より雪降

一此日休日故出勤不致、早天奈良原氏江申遣候て淨福寺江墓参案内相頼候、(午前八時)五ツ過吉井幸輔被参、西郷信吾出府願之一条被相頼候間

吉井江御書付相渡候、西郷氏ニも見舞ニて暫時相咄候、奈良原も無間も参候間西郷氏ニも同伴ニて致参、夫より北野江も参詣、

夫より小松家より書役共会々堂江揃候間、鳥渡可参との事故参候、

西郷ニハ相別れ帰候、夫より三条通細マ物店江立寄、紙入式ツ・腰差たはこ入老ツ取入、女腰差相頼置、三条小橋村田きせる屋江

立寄、女銀きせる一ツ外ニ自分持用きせる一本取入、夫よりとかの尾と申料理江参、昼飯たべ会々堂江参候処、一同参揃ニて毎之

通仰山賑々敷体ニて夜ニ入、五ツ半時分帰宿、鎌田孝右衛門同道

ニて一宿爲致候事、

十二月廿三日 雪朝立暗昼時分より曇雪天

一早天寢覚、此日ハ岡崎毎月一度之一陣調練と申事故、五ツ時分より御借馬ニて参候、ちと早く候間、暫時猶豫小松家も出張相成候

間、(午前十時)四ツ過相初メ九ツ過相済、今日ハ小松家江致約束置候間、帰

り同道ニて参、当地之形体、御国元之咄共ゆる／＼いたし、夕暮時分帰る途中黒田嘉右衛門江行逢、拙宿江見舞候処留守故、右

帰路ニ行逢、同道ニて帰、ゆる／＼相咄、

一平戸藩^{アキ}調練見物として西郷同伴ニて参候、

十二月廿四日 曇天暮より少々雨降ル

一六ツ半時分寢覚、

一毎之刻限より出殿、御側役鉄炮射方ニて岡崎御屋敷江被差越候由ニて誰も出勤無之、小松計出勤ニてハツ過御暇也、

一八ツ半時分奈良原氏・有川七之助・川村与十郎見舞、暫時相咄候、暮時分より小松家申談、岩下氏参度申合置候付、右刻限より出掛

候、大久保氏ニも被参候、西郷・吉井も参候得共、無程帰宿之由、不出逢候、

一此日小松家・諏訪家・内田・西郷・大久保・喜人家・嶋津清、書役辺江土産遣候事、

同 廿五日 曇

一六ツ半時分寢覚、

一毎之刻限より出勤、小松家・西郷・吉井出勤也、ハツ過御暇掛、西郷江立寄ゆる／＼相咄候、明日飛脚立ニ付能き程ニ申上越候様

口合置候事、此内黒田嘉右衛門・吉井ニも被参候、既ニ暮ニ及び帰宿也、

一此晚明日飛脚立ニ付、御側江老通・喜人家・養田氏・日置宿元・田尻家江書狀相認ニ取仕候也、

一岩下氏明日出立ニ付土産遣候事、

同 廿六日 曇天

一 朝六ツ半時分寢覺、夕部より飛脚立ニ付書狀認掛、今朝迄も相掛候、御側江愛許之形行申上候、日置井ニ田尻家宿元・喜入氏市来・蓑田氏差出候、

一 書狀認方等障取候間、出勤不致、小松家江頼遣候、

一 七ツ時分岩下氏出立掛見舞ニ預候、

一 今朝寢占武左衛門岩下氏江相付出立暇乞ニ参候、

一 七ツ過吉井幸輔同伴、

一 天氣 御伺として御当番伝奏衆野々宮様江御口上扣を以参殿 御伺中上候、夫より伝奏飛井様江御見舞 二条様江同断、何れも雜掌江取次申上候、

一 此晚内田・吉井江中遣候処、内田ニハ外出故、吉井・西郷同伴ニてゆる／＼相咄候、酒肴共差出候、

一 今日谷元兵右衛門・堀正之丞到着候由、見舞、内願趣意承掛候得共、天氣御伺御使者出掛候付、少し承候て召延置候事、

十二月廿七日 曇雪少々降

一 毎之通寢覺、出勤掛諏訪家江見舞候、四ツ時分出殿、八ツ過種子島城左衛門見舞、

一 此晚内田仲之助江可参候様申遣、ゆる／＼相咄、

一 宿亭主瀬尾源九郎より文庫入菓子・茶壺式ツ到来、

一 猿渡勘兵衛より菓子一箱・玉子預候、かた／＼一札也、

一 此日孫兵衛・同役鎌田十郎太・柳田正太郎誘ひニ応、暇いたし登樓也、

十二月廿八日 曇晴雪も少々降ル

一 早朝寢覺、今日ハ辰刻(午前八時) 御勅答下り候付、野宮殿より御呼出し、五ツ時分内田仲之助案内同伴ニて右江参殿、良暫時相扣居候処、

習札等もいたし、無程御呼出し、書院罷出 御勅答之趣、此度撰海異船渡来ニ付、天氣御伺御満足ニ被思召さるとの御書付手つから御渡、御意尤服ハのし目長袴、初書院江罷出、出口ニて御札、しきり涯江相近、御名家老何某ト雜書(草)より名披露、是江ト有之、しきり内江膝行相近、勅答之御沙汰、直ニ御前江相近、御書付御渡、シツ行退(膝)本(膝)のしきり涯江止り御札、夫より立行ニて出口ニて又御札引取候、外ニ南部様・松原主殿頭様ニも同断ニて相濟、雜書より挨拶、御暇申度挨拶ニて退殿、飛鳥井殿江も 御勅答之爲御札参殿也、右ニ付供廻家来六人内二人 上下着長柄 挾箱、合羽籠菰荷草履取巻人、御伺ニ出候節も同断也、

一 四ツ過出勤、今日ハ小松出勤無之、諏訪病氣ニて今日より出勤、八ツ前帰宿、

一 八ツ過益満与右衛門見舞也、

一 同刻より猿渡井ニ孫兵衛召列、四条通寺町辺江取人物ニ歩行かてらニ出候て暮過ニ歸候、

一 此晚鳥渡奈良原幸五郎見舞也、ゆる／＼相咄候、

一 此日諏訪家見舞之由也、

十二月廿八日 晴曇

一 毎之通寢覺、四ツ後出勤、小松家・諏訪家・西郷・大久保・吉井出勤、小松家より昨日 尹宮様雁頂戴いたされ候由ニて御座ニて披き飯さし出され候、八ツ過退殿也、

一 此日亭主より三方ニ讀、祝井之餅相贈ル、

一 島津清太夫殿より歳暮之爲祝儀、完老杖被相贈候、

一 此晚年取ニて候、酒肴等少々取立、猿渡井ニ孫兵衛、付役坂元伴次郎・久留宗太郎召呼候、

一 是日節季ニ付、附足輕兩人も金子老兩式歩ニ生西洋物老反ツツ遣候、家来末々迄老兩式歩ツツ爲取候、

慶応二丙寅年正月元日 快晴

拂曉寢覺 天朝敬拜、其外如常、

一 五ツ前より小松家・大久保氏・吉井氏・内田氏・奈良原・海江田同伴、馬上ニテ八幡參詣、茶屋ニテゆる／＼いたし酒肴昼飯等給、歸路伏見兼春江立寄、外各相別れ夕時分帰宿、

一 此晚猿渡も諏訪氏誘ひ候て噂々堂江參候由ニテ不罷合候ニ付、元日祝として少々酒肴共出し孫兵衛召呼ゆる／＼相咄候、

正月二日 曇夕より雨少々降出す

一 毎之通寢覺也、今日ハ公郷方御參内可有之と承候ニ付、奈良原江致約束置候得共、今日ハ何事も無之との事故、祇園清水辺致見物度申談、中途ニ谷村小吉江行逢、同行ニテ小松家江見舞、夫より見物ニ參候てとかの尾茶屋江立寄ゆる／＼相咄、海江田江も行逢候故、一諸ニ取会ニテ、以外ニ老人召列參候間、酒共爲出ゆるゆるいたし、夕時分帰宿、

一 此晚谷村小吉参りゆる／＼相咄候、

一 此日江戸入塾^(吉)初生谷元兵右衛門・堀清之丞より遠行内願有之候付、右趣意相達迄之間、長崎ニても御差出被下度旨承候間、御国元江問合越可吳申入置候間、喜入家江右趣意相認老封相添候、乍序宿元狀老通相頼遣候、

正月三日 晴天

一 毎之通寢覺定刻より出勤、小松家・諏訪家・西郷・大久保出勤也、御暇後在宿、此晚誰も無之候、

正月四日 快晴 春色相催

一 毎之通寢覺、種子島城左衛門・野村仲左衛門同伴、嵐山見物として參候、当所ニテ孟共取入、帰りニ二条之明かふ屋といふ所江立寄、うなきめし遣給候、夫より三条通寺町等見物、同伴ニテ帰りゆる／＼相咄、猿渡ニも出候て相咄候也、

正月五日 曇天

一 朝毎之通寢覺也、毎刻出勤也、小松家・諏訪家・大久保出勤也、毎刻退出也、八ツ過種子島城左衛門參候也、此日西陣織物見物ニ參賦候也、未織方不致由承候て、種子島ニも同伴ニテ三条より寺町四条辺見物、夜ニ入歸家、種子島ニハ相別れ候、

同 六日 曇昼過より雨少々降ル^(午前七時)

一 曉天寢覺、此日西久世村桂川原ニテ六ツ半時分より大炮打方有之筈候付、種子島案内ニテ市来彦太郎ニも馬上同伴也、打方相落茶屋江飯之手当有之、暫時相休罷帰候、今日ハ小松家・諏訪ニも出張無之候、御側より大久保參候、海江田も參候也、八ツ時分帰る、一 八ツ過より瀬尾手伝案内ニテ織物織上所江參、織物取入候、陣羽織裏用井英商カラバ江遣候大和錦地老本取入候、猿渡并鎌田孝右衛門同伴也、此晚同道罷帰、ゆる／＼相咄候、

寅正月七日 朝立曇曇より晴至て暖氣

一毎之通寢覺、今日ハ節句ニ付堂上方御参内爲見物被參、仍て御座之方相頼置候、猿渡并孫兵衛召列、夫より寺町通、四条迎見物、梅尾茶屋江立寄、昼飯仕ひ、夕刻ニ及帰る也、此晚誰も来客無之候、

正月八日 朝立曇夕より雨此晚頻ニ降ル

一毎之通寢覺、毎刻之通出勤、此日諏訪家出勤也、小松家狩立之由也、此日黒田了助長より帰り、木戸某同伴、伏見迄参候由にて西郷江参兵衛様申来、只今より参るとて御屋敷内にて行逢候て別れ候、此晚諏訪氏江ゆる／＼咄ニ参候様承候、尤海江田・奈良原・谷村江申来候との事故参候処、奈良原・谷村ニハ不参、吉井鳥渡参候、海江田ニハ参候也、及深更帰宿也、

正月九日 曇天

一六ツ半過寢覺、四ツ後より猿渡同道にて三条寺町、四条通取入物ニ参候て、夫より二条鱧屋明かふ屋江参候処、體切れにて無之由申候間、右之隣江下り候付参候也、此晚有七・堀剛・中村源吾江致約束置候間、ゆる／＼参候て深更迄相咄候、中村より禁中召上被成候御茶碗頂戴爲致候也、

正月十日 朝立雨昼過より少々晴天

一朝早天寢覺、今日ハ宮様・近衛様江参殿候賦也、初尹宮様江参殿御目見後、又々被召出、御伝言申上ル、又々参候様致承知候、御酒并御飯被成下候、夫より松木前様等江参殿、御目見被仰付、御手のし被下候て其御意等有之、御伝言申上候、御菓子被下候、常陸之宮様江参殿御目見、御手のし被下、其御伝言申上ル、近衛様江参殿御目見御手のし被下、又々御小座江被召、御意御伝言

等申上ル、夫より御酒頂戴被仰付候、御裏御殿江罷御目見御手のし被下候て御次にて御菓子被成下候、御伝言之儀ハ藤井宮内を以中上置候、夕時分帰宿也、

正月十一日 曇晴

一此日少々草臥不快ニ有之候付、出勤も不致引入候也、此晚猿渡并孫兵衛も出候てゆる／＼相咄候、

此朝黒田了助参候て長之事情等ゆる／＼相咄候也、

正月十二日 曇晴雪少々降ル也、

一毎之通寢覺也、此日休日故出勤不致候、四ツ後帯刀殿・西郷同伴にて見舞也、長の木戸某より箱入付鰐大小御贈候由にて西郷氏持参也、

一八ツ後 紫宸殿御法会之由、此日殿上拜見出来候由にて与力梶川某といふ者江中村源吾より都合相頼置候由にて諸所案内にて能く拜見いたし候、有川七之助・猿渡勘兵衛・鎌田孝右衛門・堀直太郎・中村源吾・桂孫兵衛も召列候、尤日野御門より参候、御門涯江兼て相話居候者之由、本錦御屋敷御立入いたし者之由にて右之者詰宅にて相招、以都合 紫宸殿之方江被参候也、

一此晚誰も無之、至て淋敷候也、

一紫宸殿御庭砂致頂戴候、御備之御供も頂戴也、

正月十三日 曇天

一毎之通寢覺、四ツ時分より勘兵衛・孫兵衛召列、上賀茂江参詣、茶屋江立寄昼飯給へ、夫より下賀茂江も致参詣、帰りに寺町通より三条通致見物帰宿也、此晚ハ誰も無之候、

正月十四日 雨天

一毎之通寢覺、四ツ時分より小松家江参、ゆる／＼相咄、木戸某江

初て逢ひ致挨拶候、夫より帰りニ御屋敷江参、出殿いたし候処、最早退出後ニ相成、諏訪家江参、暫時相咄、夫より西郷氏江参る、黒田嘉右衛門帰候山ニて参居候間、暫時相咄候、夫より帰宿、七ッ過諏訪氏見舞、海江田・奈良原ニも同断、暫時ニて皆被帰候、此晚誰も米家無之、孫兵衛出候てゆる／＼相咄候也、

正日十五日 曇晴

一毎之刻限寢覚、此日出殿不致、四ツ時分より会々堂江天氣御伺勤首尾好相済候祝之心持ニて相招候、小松家・諏訪家・西郷氏・大久保氏・内田氏・海江田・奈良原・用達鎌田十郎太・柳田正太郎参候也、吉井・谷村ニも申人候得共不参、暮時分帰り掛岩下氏召仕候者所江立寄、暫時相咄、帰り掛三条通金物屋江立寄、茶共給候也、夫より帰りニ猿渡旅宿江ゆる／＼深更迄相咄候、

一此日得能良介より菓子一箱、此節昇進ニ付爲御礼預候也、

一此日兵庫赤豆屋助右衛門年頭ニ付見舞也、

正月十六日 晴天

一朝毎之通寢覚也、今日ハ誰も出勤無之由候間、四ッ過より猿渡同道ニて九条辺見物して参候也、暮時分帰宿也、暮過より猿渡参、孫兵衛とも参候てゆる／＼相咄候也、

一此朝八田^(知紀)宮左衛門見舞也、一昨日菓子一箱見舞とて到来いたし候也、

一此日江戸飛脚到着也、岩下氏書狀到来、当月三日到府之由候也、

正月十七日 曇天

一毎之通刻限寢覚也、此朝鎌田孝右衛門参、夕刻御国元より十二月廿九日急飛脚到着之由ニて問合致持参候、我々共早目ニ罷下り候様との事ニ候、内田仲之助ニも此度英夷より申出候諏ニ付、響合

方も有之候付、罷下候様との事、奈良原幸五郎江御用済罷下候様被仰付候由也、

一此朝四ッ早目より勤いたし御用向申談候事、

一九ッ時分退出より吟々堂江書役・御軍賦・御軍役方・御用部屋書役相招候、猿渡勘兵衛・有川七之助・鎌田孝右衛門・堀直太郎・堀剛十郎・御軍賦役黒田嘉右衛門・種子島城左衛門・書役野村仲左衛門・市来彦太郎・御用部屋得野良介・竹下猪之丞参候て、暮ニ相成帰宅、此晚猿渡勘兵衛・孫兵衛参候てゆる／＼相咄候、

同 十八日 曇

一毎之通寢覚也、此日出勤不致、八ッ時分より小松家江、此日長の木戸江ゆる／＼取会度申入置候付、参候様にとの事故参候処、皆／＼大かね時分被参候、伊勢殿・西郷・大久保・吉井・奈良原也、深更迄相咄、国事段々咄合候事、

正月十九日 雨天

一毎之通寢覚也、四ッ時分より 朝廷紫宸殿舞楽御催候ニ付、爲拜見参内いたし候、今日ハ鶴之御包丁之御式も拜見出来候賦之処、雨天故別御殿ニて有之、今日ハ拜見不出来候由也、舞楽迄拜見いたし候、中村源吾・種子島城左衛門・堀直太郎・堀剛十郎也、弁当等仕出屋より取寄、皆／＼打寄候、白川家江相頼候て堀川文吾と申御所付与力世話也、右より菓子一箱被相贈候間、相被候事、白川家江四百疋、堀川江貳百疋、其外面人世話いたし候者江百疋づつ遣候也、

一此晚同伴人数私宿江列参候てゆる／＼深更迄相咄候也、

舞楽番組

振鈴老人 左方前和楽四人 散手老人 一鼓式人 大平楽四人

耳州四人 喜春樂四人 陸王老人 退出長慶子 振鈴老人

右方仁和樂四人 貴徳老人 蘇利古四人 新隼鷲四人 林歌四人

白濱四人 草舞納曾利老人 退出長慶子

正月廿日 曇天

一四ツ後出勤、此日御国元江大久保罷下候て爰許之事情言上仕候ハ可然哉ニ申談、止 日出立申渡相成候事、

一八ツ時分帰宅、昼飯相仕舞候て大久保江御国元江之言上之趣共い細申含置候事、

一此晩長の木戸別盃致度候間、可參小松家より承候得共、不氣色放相斷候、尤大久保氏ニテ西郷江逢候付相頼置候也、

一此晩猿渡参候間ゆるく相咄候也、

正月廿一日 雨天曇

一毎之刻限寢覺也、今日ハ不参候故出勤不致候也、今日谷村・奈良原

・黒田(清綱)嘉右衛門

・同了助・大久保氏・得野良介・堀直太郎等出勤候付見送候也、

一今日江戸より出立候飛脚被留置候付、今日出立ニ付御側江一通、

養田・山之内江別段一通、日置江老通、宿許江一通相認遣候

御国元江日置・花岡・田尻家・米川家・郷原家宿許江菓子箱遣候也

一此晩孫兵衛出候間ゆるく相咄候也、

二月廿二日 雨天

一毎之刻限寢覺、此日雨天、其上不快ニ有之候付終日在宿、此晩勤

兵衛・孫兵衛出候間ゆるく相咄候也、

二月廿三日 晴曇寒天雪少々降ル

一毎之通寢覺也、四ツ後出勤、誰も出勤無之候、諏訪氏陽明殿参内、

小松家ニハ能見物之由也、御用も無之候付退出、勤兵衛同伴ニテ

三条通見物、夫より知恩院江参、夕暮時分帰宅也、此晩誰も来客無之候間、書見共いたし候て、四ツ時分ニ相成相休候也、

此日三条通ニテキヒシヨ取入、湯吞笑絵有もの取入候也、

正月廿四日

一毎之刻限寢覺也、四ツ後より出勤候賦ニテ御屋敷江出懸候也、吉井江小松家立寄候様子故参候也、夕部於伏見坂元龍馬難ニ逢候由、早速此方より三四人遣候て少々手疵ニも逢候由ニテ木原盛雲も遣候、今日ハ御用も無之候間吉井方より罷歸候也、

一退宿後徒居、此晩勤兵衛参候、昼より兼春処江滞宿之松といふ者参候て鳥渡逢取候也、

同 廿五日 晴天暖和小

一毎之刻限より寢覺也、此日キン笠山下江訓練場御登被成度吟味も有之候也、爲見分可参申談、拙宿之やう小松氏・内出・吉井参候間、同道ニテ列立、行掛天満宮江参詣、夫より中路権右衛門所江参候て、茶など給へ、夫より右場所江権右衛門母案内ニテ参候也、

一此日御国元より正月三日立之飛脚到着、宿許狀其外年頭狀数通、

(六左衛門、正之丞)

市米六より一札ニ預候也、

正月廿六日 曇天

一毎之刻限寢覺也、四ツ時分より出勤、小松家・諏訪家・西郷・吉井も出勤、衣笠山下訓練場御取入方之儀申談致決着、吉井江申渡、

吉井より中路権右衛門江申付賦候、出勤掛諏訪氏立寄候也、御暇後昼飯相仕舞次第勤兵衛・孫兵衛同道ニテ三条辺江取入物ニ参候、

繩手通しゆるこ屋江立寄候、四条小橋袋物屋ニテ相休、相頼置陣

一 胸乱出来、持帰候也、

一 此晚誰も来客無之、淋敷相過候也、

正月廿七日 曇天

一 毎之刻限寢覺候也、此日出殿不致候、御国許より相立一日留置、

今日江戸表之様被差立候、岩下佐次右衛門殿立一封差出候、長崎表にて俱々相求候本込炮鑄形、拙者方江相受取置候間、右玉鑄込遣しくれ候様と申越候間、今日便より遣候、

一 昼飯後より勘兵衛・孫兵衛同伴にて西之方古道具求方ニ参候て大盃老ツ相求置申候、暮ニ帰宿、此晚勘兵衛参候てゆる／＼相咄候也、風呂もたかせ候、

正月廿八日 晴天

一 毎之刻限ニ寢覺候也、四ツ時分より勘兵衛・孫兵衛同伴にて五条焼物見ニ参候ていろ／＼相求候也、帰り懸一条通少し先き、室町通後そば切屋江寄候て帰候也、

一 此日岡崎御屋敷毎月例之通之一陳調練有之由、昨日諏訪家より御軍役方書役市来彦太郎ヲ以、爲知被呉候得共、相断頼遣置候事、

一 此日四条小橋江戸店袋物屋江頼有之候揃煙草入土産用三十組出来候由にて爲持遣し有之候也、右ニ付菓子老箱到来候事、

一 此日西郷幽泉見舞、孫兵衛取次にて承候事、

寅正月廿九日

一 毎之刻限寢覺候也、此日終日在宿也、此夕村山下総・中村源吾夜咄ニ被来候、尤村山ニハ始めてゆる／＼取会にて、肴三種鉢之物ニいたし被贈候間、相披き候、此晚深更迄相咄候也、

寅正月卅日 曇晴

一 毎之刻限ニ寢覺候也、四ツ時分より勘兵衛同伴にて歩行、五条橋

辺より諸所致遊行、二条御城脇猪之熊赤穂屋^(うなぎ)飯し屋^(良郎)ニ立寄、^(松根)歸りに西陣辺、夫より有川七之助旅宿見舞候処、藤井・村山宮内列立参居候間、暫時相咄候て帰候也、此晚孫兵衛出候間暫時相咄候、

一 此日大丸呉服所にて生晒ちりめん帯地もち羽織取入候也、

寅二月朔日 晴天霞相立候

一 毎之刻限寢覺候て四ツ後有川七之助見舞、此日ハ磯永謙四郎見参申度承居候間、切角相待居候処、参候間ゆる／＼相咄、酒肴差出昼飯共出候て、ゆる／＼趣意之趣共承候也、

二月二日

一 毎之通出殿也、

同 三日

一 毎之通出殿

同 四日

一 毎之通寢覺四ツ時分出殿、退出より小松家宿、御花園江参候様承候て参候処、ゆる／＼被相咄度、猿渡勘兵衛・鎌田孝右衛門・有川七之助・堀剛十郎参合候、伊勢殿ニも大かゝ時分より被参候、用達鎌田十郎太も出候て召仕候女共ニも出候也、

一 此日初午稻荷祭にて世上賑々候也、

二月五日

一 毎之通寢覺、此日出殿不致候、木藤市助遣候賦候間御国元江書狀差出候也、

二月六日

一 毎之通寢覺、定刻出殿也、

二月七日

一毎之通寢覺、此日出殿不致候、終日在宿也、夕方よりい十院重次郎・遠武吉二・伊勢平右衛門同伴にて参候、い十院ハ沈酔にて夫より亭主振込候て酒共差出候て差返候也、

一此日加治木住人森山嘉右衛門参候、趣意之趣有之、申付置候事、然処当人より重之物取着等いたし差贈候間、致受用候也、

二月八日

一毎之通寢覺、此日随分天氣も宜敷候間、勘兵衛同伴にて御室より高雄・榎尾・梅尾見物、帰りニ御室飯茶屋江相休昼飯遣ひ、夫より帰り掛一条通にて秀吉愛之樹五色之椿といふ有之見物す、尤天川屋茂兵衛旧跡墓所有之候所也、暫時立寄見物、帰りニ新町通菱屋江立寄候也、

一此朝伊勢・い十院・遠竹見舞也、福島勇七も見舞、佐野仁左衛門江戸より当所江到着候由にて今日出立とて見舞ニ預候也、

二月九日 朝立晴夕曇寒し

一毎之通寢覺、定刻より出勤、小松家・諏訪家も出勤無之故、御用も無之候間、早々退出也、麦飯いたさせ候間、種城・有七・中村源吾・猿渡勘兵衛・堀剛十郎参候様申置、八ツ時分より参候間相振舞、夫より列立歩行いたし、四条・三条辺通行いたし、帰りに又々旅宿列立、ゆる／＼相咄候也、

同日 十日 朝立晴夕方より雨頻ニ降ル

一毎之通寢覺、今日ハ出勤不致、勘兵衛同伴にて四ツ時分より致歩行、八ツ時分より豚飯いたさせ候間、種子城・有七・鎌孝・中村源・堀剛・猿渡勘兵衛参候様申置被参候、尤ヒル手当中付候得共、無之由也、皆々手当ゆる／＼相咄候、
(あいとくまらず) 処今日ハ有七より藤井・村山其外岡崎辺江遊歩之致約束置候処、不相閉日由にて近せん方

一重之物手当有之、此方江致持参候様申付候ハ近せん亭主子供兩人召列参候間、ゆる／＼深更迄相咄候、尤舞などいたさせ候也、

一此日西郷氏より書狀到来、上杉宗次郎自殺一条小松家抱え錦戸広樹より野村宗七より之書狀致持参候由にて小松家より被相廻候とて到来、誠ニ遺憾之次第也、

二月十一日 朝立晴昼過頃より尤寒し

一毎之刻限寢覺、四ツ前より小松家江参、上杉一件委敷承候、夫より出勤、諏訪家・西郷氏も出勤也、八ツ時分退出也、八ツ後歩行かてらに袋物屋堺屋江参、夫より西之方諸所見物いたし、暮ニ及帰宿也、

寅二月十二日 朝立晴夕曇寒し

一毎之通寢覺、此日出務不致、四ツ後より勘兵衛同伴、荒神口橋普請見物として参候、土持にて町方より異形之粧ひにて多人数出候、右より四条繩手辺致見物、暮前帰宅、

一此晚藤井宮内参度との事故、有七・村山下総同道参候様申入置候得共、有七ニハ大津辺江参候由にて兩人被参、ゆる／＼及深更候也、藤井より村山同役ニ被仰付度内情之事共承候、藤井初てゆるゆる被参候ニ付、酒一瓶頂候也、

二月十三日

一毎之刻限寢覺也、定刻出勤也、諏訪家・西郷氏出務也、此日退殿後終日在宿也、余り淋敷故勘兵衛江申遣、そば切共振舞候也、然処中村源吾・堀剛より致歩行候処、見出候とてひる沢山ニ預候間幸ひ相披き候也、

二月十四日 朝立晴昼より曇少々風立

暮時分地寒也、

一毎之通寢覺、定刻より出殿、諏訪家・西郷氏・吉井氏出勤也、八ツ時分より勘兵衛同伴、室町通より七条通、八千本通より四条上りゆるく歩行ニ暮時分ニ帰る候也、此晚風呂たかせ候也、

二月十五日 朝より終日雨降ル

一毎之通寢覺、定刻より出勤、諏訪家・西郷氏出勤也、錦御屋敷より御蔵引直し方ニ付、直し先見分致くれ候様承候間参候処、取究候場所不宜候間、相国寺内竹林中能き場所所有之候間、相談致度中談置候事、此晚勘兵衛参ゆるく相咄候也、

二月十六日

一毎之通寢覺、此朝溝口吉左衛門洋学修行内願承候事、

溝口吉左衛門
洋学修行古
他国江内願
候事

一此日四ツ時分勘兵衛同伴ニて吉田社より真如堂・若王子社・永觀堂・黒谷南禪寺より祇園・清水・大仏・三十三間堂迄参候、吉田社より「甘露丸申請候て、若王子内ニて昼飯給候也、

一此日江戸定式飛脚到着、岩下氏より之封書到来也、

二月十七日 朝立快晴夕方より曇

一毎之通寢覺、定刻出勤掛諏訪氏江参候て今日より武芸見分相初メ稽古所江出張、小松家ニハ病氣ニて当分出勤ハ無之候、田中・東大山・有川・鈴木ニて候、九ツ過相済帰宿、

一八ツ後勘兵衛同道ニて大仏辺より先見勝之場所致見物度、大仏内新日吉豊保江参詣す、夫より東福寺江参、所々見物す、桜も少々咲出候所も間々有之候、

寅二月十八日 晴天昼過より少々曇

五ツ時地震
又七ツ過少
々地震有之
候

一毎之通寢覺、定刻より出勤、諏訪家・西郷氏出仕、小松家未少々不快故出勤無之候、退出より淨福寺心岳公御廟参詣いたし、御供之魂屋少々相損居候間、取繕方相願置候、

一今日江戸定式飛脚御国元江差立候付、喜入家江宅封、宿許江宅封差出候事、

一此日九ツ時分東北白川村江出火、少々相騒敷候也、

一八ツ過より勘兵衛同道ニて相国寺辺林光院戦亡之野村勘兵衛其外之墓参いたし候也、夫より荒神口より四条繩手辺致歩行、しゆるこ屋江暫時相休、あちこちといいたし暮時分帰宿也、

寅二月十九日 晴天

一毎之通寢覺、定刻より出勤、此日諏訪家迄出勤也、武芸見分之賦ニ候間、弓場江出席、梅田・田代相応之人数、劍術伊十院嘉盛流儀一流也、右相済帰宿也、

一八ツ前より種城同道ニて御所御築地地突相初候由、爲見物参、夫より荒神口江参候、此日祇園芸妓共踊出立ニて御所并ニ荒神口江出候由承候間参候処、御所隙取、荒神口江ハ不参候、暮時分帰宿、種城被参ゆるく相咄候也、

寅二月廿日 曇天

一毎之通寢覺、四ツ後小松家江参、ゆるく相咄帰候也、此日岩山壯八郎・田中喜太郎江戸より差越候て参合候、花川金之進ニも参候、宮津藩某御頼合いたし列下り候由ニて参候間逢取候也、此日終日在宿也、夕方鎌田孝右衛門参候、蒸氣船便より御国元間合等致持参候、此晚勘兵衛も参候間、留置ゆるく相咄候也、

寅二月廿一日

一毎之通寢覺、定刻より出勤、諏訪家・西郷同断出勤也、大久保一藏到着早速致出勤候間、御国元・左右共一通承候也、此日終日在宿、大かね時分仁禮源九右衛門差越参候、ゆるく御国許左右も承届候也、此晚勘兵衛参候間ゆるく相咄候也、

此日梅田・田代・東郷武術見分也、

寅二月廿二日 曇天

一毎之通寢覺、九ツ過より今日ハ休日故出勤不致、大久保・いち、到着いたし御国元、左右委敷承度申談參候、伊勢殿・西郷・大久保・いち、也、四ツ過時分迄相咄候也、

寅二月廿三日

一毎之通寢覺、四ツ時分出勤也、退出後勤兵衛同伴にて取入もの等求ニ出候也、此晚勤兵衛參候、

同廿四日 雨天也

一毎之通寢覺、定刻出殿也、此日武術見分也、

一此日退出後終日在宿也、大久保氏見舞ニ預候也、二条彫物師仏江人形張拔形相頼置候也、出来いたし候間、当人も參候付、製作之法札問ニ及居候也、

寅二月廿五日 終日雨天

一毎之通出殿、此日武術見分之賦候処不相調、退殿後淨福寺江御墓參、前以金子五百疋遣候、御回向相頼致參詣候也、供物等相備有之候、夫より日柄ニ付北野天満宮江參詣、茶屋江立寄、昼飯遣ひ候て帰り候、途中ニ保命酒有之候間、立寄取入方いたし候也、一此日金五百兩仕舞料、百兩御銀主付届として被成下候、

同廿六日 朝立曇昼時分より晴天

一此日四ツ時分より諏訪家江錢別とて嵐山江同伴馬士ニ參候、大久保・内田・鎌田孝右衛門・川達柳田正太郎也、八田喜左衛門ニも昨日より參在候間參候也、嵐山手前木屋ニてゆる／＼相咄候、暮前帰宿也、暮時地震いたし候、

同 廿七日 晴天

一毎之通寢覺、此日四ツ前より馬上ニて五条焼物師高橋道八方江進上用取入方として參候て品数も無之、少々取入置候也、八ツ後小松家江暫時參候て談話いたし候、

寅二月廿八日 曇天

一毎之通寢覺、段々客来等有之候、四ツ時分より中村源吾同伴にて尹宮様江爲御暇乞參殿、拜謁被仰付、綴織御はな紙入・同御たはこ人老組・御盃老ツ頂戴、其上御酒御取肴御料理迄も頂戴いたし候、夫より桜木御殿江罷出、机前ニて御會議之後、御花入・御花台・御盃・御煙草入老ツ拜領、今日ハ少々御不例故、御対顔ハ殘多思召候得共、不被仰付旨致承知候、山階之宮江ハ御取次を以御玄喚迄、近衛様江も御表御裏共同断ニて候事、此日暮時分迄段々来客等有之候、此晚猿渡勤兵衛參候間、ゆる／＼相咄候也、

寅二月廿九日 雨天

一毎之通寢覺、来客段々有之候間、四ツ時分より出立、大久保氏江爲暇乞參候、西郷ニも參逢候、同伴ニて出殿いたし候、明日出立ニ付、御届申上候、退出より諏訪家・喜人家・伊地知氏江爲暇乞見舞候也、

一御裏御殿より出立ニ付、御肴代金三百疋・綴織御たはこ人老組・御盃老ツ・御短冊掛老ツ・御短冊老枝・御説歌老枝相添・御盃老ツ・真綿式把爲御饌別頂戴被仰付候事、

暮時地震也、

(知紀)

一金百五拾九兩老歩式朱ト銀三分四毛 一月廿八日道中御膳相渡
錢として拾九メ文

一金式拾四兩式歩式朱ト式百九拾壹文 二月廿六日相渡
地御膳料

金六百兩 二月廿五日 仕舞料并二御銀主相届とて今日申来候付
同藏也

一貳拾五兩 正月廿六日御膳料正月廿六日相渡ル

一仕舞料五百兩 一御手許より百四拾五兩 一御勝手方より百兩

御膳銀八十三兩式歩二十五兩老歩老朱ト外ニ在金合て百三十三兩

三步老朱 御式行百三十三兩二歩老朱之内ニ込由也

一金三百拾六兩式歩錢六百八拾文 内老歩老朱式拾文過難銀ニメ式歩
相抵つり三米ト拾六文

右御合力高所務代銀二部一大坂におゐて相渡、

一同七兩二歩錢四百八拾四文 継加籠料 大坂渡

右式行十一月廿一日孫兵衛相受取

一同三百兩 諸之人江舞年右通成下米候由にて拙者江も
十二月廿四日

一金拾四兩二歩式朱百廿拾五文 大坂より京迄人馬料

一金九兩式朱百六拾文 若より十二月廿六日地膳料

右式行 正月九日孫兵衛より相受取

一百兩 御国許より孫兵衛江相渡置候

一式歩金式拾九兩 壹歩金六兩 大坂にて孫兵衛江相渡置候事

一金五十兩包老ツ同拾六兩式歩錢六百八拾文 同七兩三歩錢四百八

拾四文 十二月廿一日孫兵衛方江相渡置候事

一十五兩 十二月廿四日孫兵衛江心付として遣候

一十五兩 十二月廿六日猿渡江御心付、銀子下候付爲配分遣候

孫兵衛取次也

一老歩銀百兩 十二月廿九日諸払用として孫兵衛江相渡候事

老兩式歩 正月四日 嵐山見物、帰リニ茶あかふ屋にて座ニ江相渡候事
自分渡し

一拾兩 正月五日四条小橋袋物屋にて取入物払候ニ付、手当不致

由候間懷中より相払置候事

一拾四兩三歩式朱百貳拾五文 九兩貳式朱百六拾文

右式行正月九日孫兵衛江相渡

一金百兩老歩銀 正月九日孫兵衛江相渡候

一金貳兩式歩 老歩金
茶相求候 壹兩貳式歩 燒物取入壹兩貳式朱 鱧屋江相払

一金拾兩 正月十四日孫兵衛江爲心付遣候也

一金貳歩三米 正月十六日 手ぬき老ツ取入候也

一金老歩 正月十六日五条迄燒物見ニ參候て茶碗式ツ取入候て残り

諸払ニ熊太郎江相渡置候也

一金五拾兩 孫兵衛方江相渡

一金三兩 正月廿三日書籍取入候付清太郎江相渡

一金貳歩ト又貳歩 正月廿五日三条著取入鱧屋江熊太郎召列爲相

払候也

一金壹兩貳式歩老朱 五条にて焼もの取入候正月廿八日

一金貳拾五兩 正月廿六日孫兵衛方江相渡候

一金七拾八兩式歩 正月廿九日孫兵衛江相渡候事

一七兩 正月卅日大丸江反物取入方として參相払

内少々返り有之事 自分払

一壹兩貳式朱 正月卅日 うなき屋江相払、自分出ス

一金貳拾兩 二月十九日孫兵衛方江相渡候清太郎取次候也

一金百兩 二月廿三日孫兵衛江相渡、家来其外仕舞料等相渡

右同十五兩孫兵衛江仕舞料ニ相渡

一同百兩 二月廿五日孫兵衛江相渡

一金貳拾四兩式歩式朱ト式百九拾壹文 二月廿六日孫兵衛方江相渡

同百兩 二月廿八日孫兵衛江相渡置候也

明治五壬申年二月十八日誌

都城縣在勤日記

未 十一月十四日

宣命 十二月二日 拜命 二月十六日
鹿児島ヲ發シ同十七日就任

藤原朝臣桂久武

申二月十六日 晴

- 一十二字前鹿兒島前之濱揚帆、海上平安、夕五字半五分福山着船、
- 一列一同無異、同所一泊、上村休介・有馬半助故障有之、今日出立不致候事、

二月十七日 曇晴

- 一八字福山旅亭出発、通り山江暫時休息、弁当相遣ひ人馬繼立夕、
- 一字半都城江到着、役々并ニ諸士出迎且見舞、途頭老若ノ男女貴賤群集す、

昨日参事稲津隔外人より解兵申渡之返答、且兵学校相設、師員十名官費を以相雇度旨申来、容易卒尔之返答相成兼候旨返答及置候事、

一今日御用取扱取付終日ニて日暮ニ帰宿之事、

一下三侯役々御用伺ニ出県、旅宿江も預見舞候事、

二月十八日 晴曇五ツ比并ニハツ時分両度地震、

一四ツ定刻相定官員一同、所兵員出会所江出席、今日県庁相定、県

内江一同布告、尤飫肥・福島・宮崎江も同様申渡ス、

一朝旨遵奉云々、下々学業勉勵云々、民戸富殖云々三ヶ条発令す、

一莊内五十町村、下三侯ニ村当地合村布告、

中二月十九日 曇

一五ツ半時分折田氏江見舞、同行ニて学校場所踏込致見分、鐘樓場

同行、御軍神江参詣、県庁江出席、夕刻夜ニ掛て退出、

一此日豚持越居候付、鶏も共致料理、一同江弁当差出候事、

一壁約書ニヶ条掲掛候事、県庁江(マヤ)

一此晚家来小牟田次郎助鹿兒島より来り、爲土産菓子箱一ツ粕平致持参候事、

鎌田家家来木場吉兵衛鯉之魚差贈候事、

二月廿日 曇

一一同定刻出仕、及晚景退出、

一飫肥使節兩人来県、参事より掛合致持参、

一此内相達置候銃器取揃送越先差圖ヲ請度問合ニて使口上無之候事、

一此日池田六郎左衛門成者より蛸一頭到来ス、

一折田・有川宗八兩人申遣来会、酒肴当座取合差出ス、四ツ時分迄相咄ス、

二月廿一日 雨

一松永村庄屋黒木周藏江爲挨拶、肴代金百疋使を以爲持遣候事、然ル処今朝参り一謝候也、

一田中伝州来杖、黒木周藏合之旨被承届、右之始末承置候、

一定刻一同出仕、晚景退出、

一飫肥返輪県庁ニて使江相渡ス、

一今夕刻山之口旧役々見舞、当時要用之趣意相達置候事、

一此晚霧島江使有之由ニて桑原武右衛門・崎山清太郎江馬之儀ニ付

申遣候書状、宿亭主江相頼置候事、

一此晚禰占量助主より猪肉到来ス、

二月廿二日 晴

一定刻一同出仕、

一此日平川民五郎御用申達置候処、致出庁、此晚招呼万端致内談候事、

二月廿三日 雨

一一同定刻出仕、

一此日平川民五郎初当所之面々江官員被仰付候事、

一此日左近允六右衛門美々津より来縣、

一此日左近允六右衛門被參、高鍋管下福島貢納米及相談引渡方致返
答置候、

一福山氏より書翰參候ニ付、返翰ニ及置候事、

一此晚左近允招呼ゆるく相咄、亭主振、田中氏・折田氏来会、

一此日崎山喜次郎内願之趣有之由にて被參、宿許より無業義相達候、
檳柑・若め贈被越候、

一折田氏より宿許届之由にていか一頭被相贈候、

二月廿四日 晴

一此朝左近允出立、爲暇乞被參候、

一隈元仲介其外任官之面々一同見舞、仲介江兼て之趣意能く相達
置候、副正菊池宗右衛門江も国産趣法達置候事、

一夕刻暫時桂徳之丞被參候、

一此朝志布志満さより小鯛肴爲祝儀被遣候、右之親類共有川伊右衛
門・竹井善左衛門・和田吉五郎右銘々よりも肴一折ツツ到来ス、

一今日改て町年寄・年行司・横目之三役申付候処、爲礼見舞いたし
候事、

一此晚宇都宮・有川兩人被參、ゆるく相咄候、

一半斤入常盤木銘之茶壺式十、茶師野口作左衛門方より取入、

右之内十八壺鹿兒島江爲付届用蘭川畑源兵衛江相頼送越候、尤
明日出立之賦にて手紙も相頼、此晚当人も參候間、直にも相頼

置候事、

二月廿五日 晴風有

一此朝田中政信士見舞、

一平川民五郎見舞、茶式壺被相贈候事、

一定刻出仕、此日より七ツ時退出ニ相究候事、
(午後四時)

一此日用達川畑并ニ家来崎山帰県之旨承候、川畑江ハ肴代金貳百正
遣候、茶壺届方、書状等相頼候事、

一此日退出後宿亭主ニ案内召列致參候、

一隈元仲介江爲祝儀見舞いたし置候事、

一此朝出仕掛菅原神社靈祭ニ付參詣いたし、青銅百疋獻納候事、
二月廿六日 晴

一此朝折田氏入来、上村氏入県ニ付迎方等及相談候、

一定刻各出仕、七ツ時退出、此日折田氏より昼飯弁当被差出置候、
(四時)

一退出後有川宗八被參候間、同伴にて禰占・折田・樺山同道にて植
物場見合之畠見分かれてらに參候、然ル処村長杯見分之爲參居候、

松原旧領主飯屋江暫時立寄候、暮ニ及て硝石丘江參、此日最寄畠
も如何候半欵との事ニ候、夫より中町高橋十郎寄宿壹本園と唱へ
候茶園致見物候、

一此晚霧島より崎山清太郎・桑原武右衛門參、兩人より鷄式羽持參、
外ニ吉松蔵太縁の兄弟とて開地向之田地最寄江移る者も見舞ニ參

候、是も木の子一盆相贈候、一同江酒共爲給候、

一此日福島出張、神代大属入県見舞ニ預候由也、

二月廿七日 曇晴

一同定刻出仕、

一志布志より竹井善左衛門より節句祝之菓子折掛包ニして贈来候、
(四時)

一七ツ時一同退出、上村休介・有馬半助・友野太郎致任、任官中一
同西町入口川辺当所生産局江一席相設、茶一ツにて迎之礼なとす、
一同より三人方江相別レ酒肴相設、待付共致候、

一宿許より書狀、兵吉より同断、菓子箱・鶴之玉子・めりやす贈り来ル、莫大小足袋一足、

一田尻様御狀、桂宗右衛門・有川十右衛門殿書狀、上村氏便より送り来ル、

一友野便より本学校御在合掛時計老ツ、袂時計老ツ相届ク、

二月廿八日 曇夕雨 肌持暖和三なる、

一定刻出仕、

一今朝折田氏入来、学校一条囃合共いたし候、南中独語といふ垂水抱之学者市川某著述之一冊差遣置候事、

今日より上村・有馬・友野三士も出席ニ相成候事、

退出より桂徳之丞見舞、

夕刻黒木小十郎到着之由ニテ参、爲土産雉子一羽・玉子被贈呉候、

桂徳之丞方江井上六郎より書狀参、林甚左方より日記新聞贈附候由ニテ届来候、

二月廿九日 曇雨

一定刻より出仕、

(四時)
一七ツ過退出、

一退出後無間も宮崎下北村・延岡同県出張三森幹被参、彼地之仕向事実等細大ニ承届候事、

一夕刻上村氏可参出候处、行逢同行ニテ被参、宮崎辺所置堀等粗中談候、

右ニ付田中氏江申道候处被参、折田・友野・有川も参候間、学校之造立事等之儀も中談候事、

二月卅日 曇

一此朝平川氏五郎参候、友野太郎ニも被参、掛時計学校出張所江致

持参候、

一定刻出仕、

一退出掛仮学校江鳥渡参候处體操央ニテ致見分候、

一夕刻上村氏被参、鹿兒島学校之次第得斗承候、

一此晚平川・黒木江致約束置候处、夕刻列立参候間ゆるく相咄候、尤上村氏ニも其儘留置相咄候、平川ニハ彌占より尋問之用向有之候付参度申来候旨承候間、可参入候、

一福島神代勝彦・竹原次・宮崎始・三森幹今日副長里正被拜命、爲一禮被参候由、逢ひ不申候、

三月朔日 曇少々晴ル

一此朝按磨取招呼相頼、

一平川氏五郎夕郎彌占江参候、爲指用ニハ無之候得共相止候間、其爲一謝被相断候、

一神代勝彦・竹原次見舞ニ預候、

一仕出掛右両氏江爲見舞西町旅宿江参候事、

一此日福山御用閑池田六郎左衛門書狀并ニ届品箱被相届候、尤被参宿許直左右承候事、

一此朝神代殿江肴代金貳百正并ニ西洋瓶式ソ遣候、尤入県之節土産としてあわひかす漬・茶壺被相贈候一謝として遣候、

一宿許狀并兵吉より此一級等進候旨申越候、

三月二日 曇雨

一此朝上村氏被参、松崎休兵衛辭職之願有之旨承、既ニ再応之事ニテ致方無之、其意ニ応し今日免職申渡候事、

一此朝友野太郎被参、学校之事共咄合置候、

一定刻より出仕候事、

一大山氏江一札宿次より遣候、大山氏より預一札、右返答も致置候

事、尤兵吉江一通、華岡・日置・末川家・園田世吉殿江も序ニ遣候、

退出後平川民五郎參候、

暮時分より高橋十郎殿見舞ニてゆるく相咄候、

一此晚霧島開地場所、統より狩いたし、鹿二丸取得候由ニて片原ハ兩人も初矢ニて打寄矢開いたし一丸半相中より伺として進上候由、六人ニて贈越、即披きいたし、右六人之者共江も給させ候、

一此夕松崎氏一刻免職之一禮とて被參候、

一此日宿亭主方跡月中諸弘勘定総差出候様相達置候処、総立差遣具候間、相払置候、尤総メ通帳込百貳拾八貫八百文ニて、右ハ亭主通帳江弘受取いたし差出候間、慥ニ見届置候、

三月二日 朝霧深く曇より晴

一此日節句ニ付一同休日ニいたし、旧主飯屋松原屋敷江各辨当致用意相誘出會、上村氏より昼飯ニ豚ニて被差出候、皆共愉快ヲ尽し夜入ニ帰宿之事、

一此朝松崎休兵衛歸県之由承候ニ付、書状等相頼候筋ニいたし置候処、早天出立いたし候由也、

一御用掛池田六郎右衛門歸邑之旨申候間、宿許江霧島之者共より相贈候鹿肉二枝・書状相添贈越候、右池田江相頼候、

一市来六二殿江書状并ニ茶壺壹ツ贈方、池田江同断相頼候、

一此日節句ニも候間、皆々見舞も有之、拙者ニも未見舞も不致候間、節句禮かたくとて不殘相見舞置候、

一桂徳之丞ニハ兩日跡より少々氣候ニ感し煩居候由ニ付、見舞いたしし置候、

一此日松原ニて肥田休右衛門より家の御始祖遠江守勝久公御墓と申伝、安久村之内江有之由、当所土族平山恕右衛門ト申仁、古伝家ニて存居候旨承候、証拠も有之候ハ、積年之本望実ニ相違、不思議之因縁と相成、当任ヲ蒙候儀も実ニ自然之事と感慨不少次第ニ候、尤志布志月野村ヲへたたる事纔ニ何町とか可申との事、尤桂木有之、右最寄桂谷と申場所も有之由、かたく縁語等も相貫き、月野桂の縁よりも上古の古木の跡嚴然と桂谷と申も縁語深く、家伝ニハ月の縁ニ因るトいへとも又桂木月野村ニ近きも実ニ不取捨一奇事といふべし、

一霧島の者共六人共、今日ハ歸邑いたし候、深く一札申述置候、

三月四日 曇雨

一定刻出仕、七ツ過退去、

一此朝皆々昨日集會、且一同江未見舞等不致候付、見舞之一謝申とて被參候、

一此日飢肥より稻津隔・郡司俊平・山下元次・長倉詔之四名來県之届申來候、

一此日肥田休右衛門御始祖御墓一条ニ付、安久村江參兵衛候由ニて暮過參候、尤平山恕右衛門ト申仁古記録書抜も持參ニ預候、仍てゆるく相咄候、

一此晚上村氏亭主方より三月節句品とて贈り來候、

一此日大崎中宿家來岩元早助、所除証文貫ニ參候間、鹿兒島江遣候筋ニいたし置候、

三月五日 曇雨

一此朝稻津初四名共預見舞候、

一定刻より出仕、七ツ半退出候、

此日より稲津初集片江出席相成候事、

退出より稲津方江一刻見舞ニ参候、

一此晚同人江一会中入置候事、

鹿兒島江雪殿・兵吉・六郎江書狀遣候、雪殿ニハ湯治と存候得共、

此内より之返答追屯居候付差遣、六郎ニハ大崎中宿除証文一条ニ

付差遣候事、

一此晚稲津殿江ゆるく相咄、上村氏ニも被参候、

一此日本田四郎右衛門・笠野伝次郎同道にて被参、

日置より御菓子一箱、笠野より菓子致持参候、

一宿許より田尻家書狀并五代才書狀到来、新聞紙并雜記・太政日

誌等林徳左衛門方より届来ル、

二月六日 曇雨

一此朝本田四郎左衛門、笠野伝次郎召列参候、有川宗へも被参候、

禰占量助ニも預見舞候、

一定刻出仕、七ツ半過退出、

一此晚本田四郎左衛門・笠野相招、宇都宮・有川ニも咄ニ参候様申

置候間被参候、

三月七日 曇雨

一此朝肥田休右衛門御始祖墓と相伝候石塔江有之梵字漢字ニ翻訳相

頼候処、大日ノ真言ケンカラハアト云文字ニテ四方共皆同様漢字

ニ直シ候儀出来不申候由返答候旨承居候、尤小幡正蘭江相頼候事、

一定刻出仕、七ツ半退出、

退出より南方限歩行いたし、双方茶屋有之、上町・中町・境小路

より町後迄通行帰宿候、

一此晚四郎左衛門江申遣ゆるく相咄、亭主も呼遣候、此日途中ニ

猪定市中江売出候もの見掛、取ニ遣し、本田江振舞候事、

一此晚本田より四面入宝米豆と中もの致持参預候、

三月八日 曇雨

一此朝肥田稲津殿帰郡ニ付被参候、拙者ニも見舞ニ参候処、出立掛

見舞之由にて早跡越にて得逢取不申候、

一定刻出仕之事、七ツ半過退出、

退出掛有川宗八殿被参、御賦銀五拾五兩貳歩 致持参被呉、儲ニ

相受取候事、

一肥田藤吉学校用ニ付、明日鹿兒島江参候ニ付、書狀相頼置候、尤

旅宿江も参、何そ用向ハ無之哉との事候、尤学校江八角時計差出

候賦にて書狀も相頼候事、

一此晚誰も無之、早々より相休候事、

三月八日 雨曇

一定刻出仕、

一此朝平川氏五郎見舞、

一此晚大ニ相卓臥居候間、早々相休候、

三月九日 曇

一定刻出仕、

一此朝甚不塩梅にて按磨取相頼、

一此朝折田氏被参候、上村弥兵衛ニも被参、木脇次郎右衛門より木

曾山杣人材木下しの絵図致借用候付、一覽させ度贈り被越候由ニ

持参也、

一此日白石八左衛門・有川喜左衛門北海道開拓方入用品商法一条ニ

付、被差越候趣ニ相成居候間、今日差入之先觸来ル、ハツ時分着

にて直県片江被出候、問合并江戸問合届品等沢山届来ル、

一此晚両士被參候付、上村・田中・折田三士も亭主振ニ相頼、右ノ商會一条及談合、適宜之所置及返答置候、尤此晚ゆる／＼相咄、相應及深更候、

一肴一折・酒一樽白石より被贈候、有川より丸ぼろ、重被贈候、

三月十日 曇晴

一此朝官員中一同見舞、今日より巡行ニ出立候、尤白石・有川ニも被參候間返答等い細申談置候事、

(午前十時)

一四ツ時分出立、折田・市来・坂口・三島同行、皆共天氣も宜敷候間、下三侯飯屋迄歩行ニて參候、同所江ゆる／＼休息、少し刻限も早く候得共、弁当共遣ひ候、是迄肥田休右衛門・田中吉兵衛參居り、是より暫時歩行ニて參候、中途より馬ニ乗、八ツ半過山之

(午後三時)

口飯屋江着、里正木脇次郎右衛門殿待受相成居、郡長より焼酎共取合せ贈られ候由ニて此晚少々設被出候、鹿取得候由ニて木脇氏より被贈候、本田四郎右衛門召列居候間、俱々相披き咄相手ニて

能き時分迄ニて相休候也、

(長力)

一大山氏江書状迄通相贈候付、口倉氏江一通相贈頼越候、尤是迄參掛より形行申越候事、

三月十一日 晴

一此朝木脇次郎右衛門殿所役々早朝見舞、

(午前八時)

一五ツ時山之口飯屋出立、野道ニて歩行、山ニ入馬乗諸所相休、當

所より士族案内、山中上三侯飛地有之、辺路番人案内兩人来ル、

山之口支配辺路番所番人土着ニ家部有之、右之野の上江茶共差出、是より又山路ヲ行て旧県内清武境川あり、此所清武役人平嶋雄谷出迎ひ案内、額野木ト申村江馬次所とて相休、爰ニて中飯、尤所より手当之飯差出ス、仍て相應之挨拶いたし置候、七ツ前清武町

(午後四時)

本陣江着、川之橋涯江役人衆兩人崎田豊・安井貞藏出迎有之候付、下馬ニて旅宿江着、凡當所迄ハ八里余も可有之、

一明日城ヶ崎止宿之賦ニ候処、一里半位有之、余り緩急故、内海一泊も飛し直ニ鶴戸迄可參申談候、仍て當所役人衆も往先不都合ニ

も可相成との事願ニて頗ル内海江止宿被相進候得共、程能相斷、

一肥田稻津氏・郡司氏江向形行申越候、

一兵器掛高橋藤九郎ト申人被參兵器一条承候、可相受取哉否之事ニ

候得共、何分共相受取託も至兼候半と存、帳面丈預置候事、

一此晚折田氏・市来氏申遣ゆる／＼相咄候、坂口ニハ草臥斷り候、

宿亭主も暫時呼出盃共遣候、

一此晚相休居候処、鹿兒島大山氏より書状来候由、都城之者并ニ家来崎山喜次郎致持參候、

一鹿兒島江時計取繕ニ遣置候処、喜次郎便より届来候、

三月十二日 雨天終日降風吹

一此朝家来崎山喜次郎神鎧入付願ニ付、態々差越候旨申出、尤新納衛守家来何某旧御藩之節願置候処、願之通被仰付、此節夫より又々願出候処、郡長調押々入付不申候得共、何も差支無之旨申出被

成候付、於當所相願候様との事ニて上村休介殿江於都城願候処、

折田氏江相付、可願出書状迄も被差越候由、乍然折田氏遙々飢肥

迎迄付添候ては決して不宜とて能々説得ニて被帰候、

一六ツ半時分清武町打立、そろ／＼雨降立、清武支配ノ内城ヶ崎江

暫時相休候処、雨も少々小降ニ成立候付打立候処、雨風烈敷甚難洩いたし、乍漸折生迫と申所迄參、尚又強く内海迄も中々難洪故、當所一泊ニ相決し、清武より崎田豊ト申仁付添歩行ニて被參候、安井と申仁當所江先ニ參被居候て、何そ都合いたし被具候、

一三士も外宿江被相付候、然ルニ休前ニ相成、清武両士被出、長々咄共いたし候、

一亭主淺野友次と中者ニ候、

一昼飯之儀斷置候得共、今日も被差出候、乍然今日雨天ニて皆雨ひたり中ノ難儀之折から大ニ腹空く相成候間一人宜敷、

三月十三日 雨

一此朝雨空ニて出立難相成、ゆる／＼相起居候、尤天氣次第出立と申談ニ候間、久し振休息いたし、^(十時)四ツ三士も被參、ゆる／＼^(四時)相咄候、八ツ飯ニ麦飯爲致振舞候、七ツ時分濱辺江三士共遊歩いたし、安井某も被參、拾ひ貝等いたし候、

一此朝崎田豊と申仁ニハ此朝婦呂相成候、

一此晚坂口半左衛門被參、四郎左衛門所ニて取會被相咄候、

一四郎左衛門此内より腰少々相痛、其昨日馬着し落馬いたし、尚更相痛、風呂按摩共爲取、療養相加、少々ツツ快方之由ニ候、

三月十四日 雨天

一此朝少々雨間ニて打立、終日雨天風強、

一此朝出立ニ付亭主用意、木綿かすり一反遺候、

一内海ニて舟渡川有之候付、暫時茶屋江腰掛休息す、

一関門有之候、大佐といふ処江昼休ニて宿屋江昼飯用意ニて差出候、

一宮之浦村江暫時相休、茶屋ニて茶共給、茶屋より金九年母差出、

一時分柄珍敷故皆賞翫也、茶屋江茶代遺置候、宮之浦休より鵜戸迄

意里位随分難場也、折生より七浦七時と唱、嶮路雨風烈敷、皆共

難渋也、大体四字比鵜戸杜所江着、皆混漚甚敷、

一亭主杜司鳥渡酒肴可差出承候得共、先觸迄相斷、此方より手当相

頼用意出来候付、皆一同嶮路之難ヲ可忘、取はやさせ候、

一安井貞藏と申仁、折生より付添何扁世話ニ預候、

一飢肥より小属三浦藤平と申仁当所迄出迎ニ相成居候、

一此晚本別当寺朝正院頭之間江一同一宿、

一当所着之上臬本より御用封致米、此節巡行ニ付当濱番所之儀廢止相成候、県内、致之情相顯、尚信義ヲ厚くする趣意ニも相叶可申

との評決ニて有之段申渡候旨申来候、尚封書等之儀ハ勘考も可有之候得共、取仕立差遣との事故、尚又致吟味取直し方致候事、

三月十五日 雨益甚し

一此朝臬本より御用封到来、鎮西鎮台江飢肥銃器一条申遺置候、返答申来雖ニても其筋之者差出不申候ては書面之上ニては不相落、至急可差出との趣也、

一大山氏屋敷税一条申遺置候、右返答相達候、

一礼葬式申遺置候、当所八冊届来候事、

一此日朝より雨甚敷故見合居候、尤東川と申川流水強くその間馬渡

し如何と吟味ニて候、二字比より少々雨も靜ニ成立、三字比鵜

戸表出立、又々中途雨降出し馬上、歩行其難涉也、乍然勉強して

夕六ツ半時当所本町兒玉武一成者所江着、付添之安井貞藏殿・三

浦藤平殿ニも暫時被相咄、安井ニハ同宿也、同列三両も被參、少

々酒肴共爲出、相咄候、

一鵜戸出立前折田年秀亭主望も有之候付、書函共書方有之、夫故打

立も少々^(ひま)隙取候、

一^(五年跡)日州掛霧島湯治江差越居候、平部降南之家来ニて橋口三治と申

者参逢、両三度も招呼候儀も有之候、其節之知己ニ相成、中途

迄迎爲参居候由候得共、何分雨天ニて通行不相成欣と引取候由ニ

を跡江申残し爲有之との事ニ候、

一東川渡場江松永村庄屋黒木圓藏、東吉村庄屋等出迎居候、

三月十六日 朝立晴昼時分より又々雨降出ス

一此朝三王被參談合共いたし候折から稲津氏初一同見舞ニ預候、

川崎・郡司・長倉・山下・三浦等也、

一此朝橋口三治と申者、平部氏之家来之由知己にて重之物・満頭・

柿等致持參候、

一五ツ半時分県庁江一同出席、稲津氏出迎事中談候、稲津大參事、

川崎・伊東權大參事出張之上時勢之然ル処ヲ以て致説諭、事務差

免且一時免務、且郡司・長倉・小村新仕申付、高山伝藏・山下元

次副長以下里正等夫々申付候、

一当所ヲ出張所と相違候事、

一上東辨分村・松永村当所支配申付候事、延岡旧庁江向越有之候事、

一捕亡吏等申付候事、

一四等里正・祠官等之儀ハ追て取調申付相成候事、

一旧知事公御住居所出張役所江相供ニ及候事、

一学校所江暫時立寄、場所方致見分候事、

一当所絵図相受取候事、

一諸書付受取方いたし候事、

一入別帳之儀ハ未戸籍調不相調候付、追て可差出旨承届候事、

一四字半頃ニ相成、旅宿江引取候事、

一松永村庄屋・上東辨分村庄屋見舞候事、

一此晚誰も不被參、四郎左衛門呼出、咄共いたし候、

一暮時分稲津・郡司・長倉・三浦・安井等見舞也、

一帰宿之折、松永・上東弁分兩村庄屋參候也、故ニ当所支配申付候

旨相達置候也、

一此日今町之川添長作と申者、菓子箱等ツ差贈候、

三月十七日 朝立少々晴、無間雨降出ス

一此朝清武之安井續藏成人參候付、彼之地之事共い細ニ申含置候、

一安井ニハ折生迫より付添別て世話ニ預候故細嶋一反差贈云々事、

一宿亭主江細嶋一反・紺かすり一反遣候、

一橋口三治江細嶋一反与へ置候、

一川添長作江金子式百疋与置候、

一此朝五ツ過飢肥本町出立、

一榎原社江參詣、茶屋江暫時相休、茶共給へ、供共相待候得共、不

待付、夫より打立、

一福島之内奈留ト申所にて馬繼、人家六ツ七ツも有之場所にて人戸

毎皆留守故踏込、火共燒付茶共取かかりわかし、唐芋共煮立、弁

当相遣ひ、乍漸人馬之繼立出来、久敷相休打立、

一上町江着、此日先觸も不遣候故、俄之事共町役共大ニ心配、日高

信吾と申劔法家にて町人より士族昇進之人之由、是ハ別宅いたし

居候由ニ候得共、此町家其倅成者之住居之由にて旅宿ニ相成候、

一無間神代殿・柿原殿・竹原殿三人共直ニ被參、暫時引取にて夜ニ

入、又々被參候間、調之酒共不取敢差出、無間引取ニ相成候、

一夜入前市来少属、坂口県掌暫時見舞ニ預也、

一夜入過神代氏初三士又々被參候間、当座調之酒看差出候也、

一亭主日高眞吾召呼、かた／＼咄共承候也、

一此晚四ツ過相休候也、

三月十八日 晴天間々少々曇

一此朝福島上之町一同出立、郡元役所迄步行にて參候、役所門江三

士出迎案内、役所頭之間江着座、伺方等少々有之、四等里正・祠

官・祠掌等中付候、其外書付等相受取、出立掛・学館見分す

役所にて神代殿ヨリ一汁之昼飯被差出候、当所打立今町江踏込致

巡覽、高松といふ所江所より茶差出候故、暫時相休候、夫より打

立名津井江郡長飯年礼圓・里正大田八郎・副佐竹直之進出迎相成

居、名津井村江休所設有之、暫時相休候、夫より志布志町中山三

左衛門所江旅宿也、郡長初、同預見舞、所役々同断候、

暮時分より市来彦太郎見舞ニ預候、

一まさ参菓子一箱、はまより菓子一重致持参候、ゆる／＼相咄、久

々振四方山之咄共互にいたし候、

三月十九日 晴天

一此朝当所三士見舞、

一列三上も追々預見舞候、

一志布志旅亭五ツ時分打立、地頭飯屋江出席、万事承届、尤三等里

正等召呼後來之趣意懇々相諭、又学校江出見分いたし、夫より

当所三士江相別れ出立、

一此朝県元江案内不致、尤先觸等も不出候付、坂口半左衛門人馬繼

立候爲先ニ打立候也、

一松山町江相休、人馬繼立候、

一末吉町江人馬繼立昼休也、坂口県掌待合候也、当所打立、都城江

七ツ時半時分帰着、則学校造立場見分、早切込等仕立誠ニ賑／＼盛

なる形也、

一官員中追々開付学校造立場迄被参候、

一帰宅後皆々見舞ニ預候也、此晩宇都宮被参候間留置、上村典事・

有川少属にも申遣、土産物等少々有之候間、相被候也、

一此晩泊次郎太成ものより金とん菓子差贈相届候也、

三月廿日 晴曇

一此朝皆々預見舞候也、尤地役人衆にも段々見舞有之候、

一此朝桂一殿不図被参、上京之趣意承候也、仍て可然と申置候也、

一定刻より出仕、暮前帰宅也、

一此日金式十両学校造立ニ付、大工日雇等江碗水とて遣候、

一此日福山氏江書状認、上原善兵衛美々津江差越候賦ニ付、当所江

参第上井甚左衛門江致面会候爲、一泊相成候由ニ付、右江可相頼

認置候、

一此日清武里正可被仰付黒岡恕平太ニ相決、御用申遣候処直様出県

相成候付、仰付候処御請申出、金三十両仕舞料ニ被成下候、尤当

人御礼として預見舞候也、

一家来小年田次郎助参、宿許状口達候、殊ニ川畑等便にも相達候也、

一西京より久明君より書状相達候、是ハ家屋敷一条中遣置候処、右

之返答申来候、

三月廿一日 曇晴

一此朝桂一参、東京拓開方入塾相願度との趣ニ付相談承候ニ付、其

意ニ応し大山氏江一札申遣御暇願之儀頼越候、

一桂一江金拾両遣候、

一定刻出仕、此日八ツ過より御暇にて田辺村之内炭山江泊り狩相企

差越候、其人々ニハ折田・市来・村田・四本・有川・中原・川畑

・前田・樺山・隈元・山下当所二才共式拾人余、犬九腰計、炭山

之内上族某所江一泊、但本田四郎左衛門も召列候、

三月廿二日 雨後曇天

一引明宿打立、一番鹿倉あせび間伏あひ、此鹿倉雨降出し何も得物

も無之、又々宿ニ帰り朝飯相遣い、二番榎太郎鹿倉すくの瀬戸と

いふ間伏也、完立能く川畑・前田・木田所之者、人矢付いたし候得共不取得候、三番うつき原、四番戻り鹿倉はげの瀬戸皆共更得物無之、狩上りより立帰る、坂之下田辺村之内に暫時立寄茶共給候也、

一外之、才共引分シ、狩相企候得共、是も得物無之由也、

一二ツニ相別レ免狩之企候て、上村初其外列立被參候由之処、兎式ツ取得候由にて旅宿に持込有之候也、

一帰り付居候処、上村氏待得、当月四日立飛脚和達、問合等來候由也、

一飢肥一札致來、官員的場井ニ副長高山某同斷、且鎮台江差遣候伊東檢索致着之由也、就て御届之炮器一条吟味之形行有之候付、右之始末等承候事、

一高山兎玉弥七郎より井上清之丞宛一札を以、二男東一差越、煙草

井ニ干物魚等贈越候也

三月廿三日 曇晴又雨降ル

一此朝官員中預見舞候也、

一定刻出仕、

一野狩組兎式ツ得物にて拙宿投し有之候付、料理爲致差出候也、

一暮前退出、帰宅之処、武孫之丞突然參り、此内より自分失脚遊學願之趣申候処、大山氏申遣與候様ニとの事にて一札相認相渡置候、然処一宿可致申入候得共、此晚是非可罷帰申付、遮ても不相留候故、無程罷帰り、就てハ飯共爲出握飯与へ遣候也、

三月廿四日 曇晴

一此朝上邑・折田兩氏被參、官員居宅自費出來御達ニ付、御取替を以出來いたし以後給奉を以月府上納等之取計致可具との趣ニ候間、

其旨ニ応し鹿兒島江相談之賦候事、

一武孫之丞井ニ春日何某・猿渡彦左衛門伴一同伴にて參、礪山標札江相障候由、就てハ夫形難召置候間、彦左衛門江相談、当人より失札之挨拶ニ屹と相成様ニ取計との吟味之由、聴訟課ニも涉以使候由也、

一都司俊平出納書付等致持參候由にて明日当所着之由、今日より出仕相成居候、

一此朝久保田新次郎被參、明日出立暇乞ニ被參候、

三月廿五日 晴

一定刻出仕、夕暮帰宅、

一此日去ル廿日より黒木小十郎致内談、一泊掛帰省之及相談、内々にて帰省之賦にて出立、其後行方不相分との事にて皆共驚天之至ニ候、

一此朝津瀬氏より爲土産煙草被相贈候、

一此晚少々内用有之候付、上村氏江參候、然処郡司俊平ニも參逢ゆる相咄候、

三月廿六日 雨

一定刻出仕、晚景退出、

一此晚有川宗八・友野太郎人來ゆる相咄候、友野以下三俣学校江參、帰り掛郡元村郷校江も立寄致見分候付、右首尾合方ニ御座候、

一此晚平川氏五郎行衛尋方一条ニ付、里正古垣十郎右衛門并財部外

ニ老人參候て今日追々首尾申出候事、

三月廿七日 曇雨

一定刻出仕、晚景退出、

一 学校・棟成熟相成候付、致見分候、

一 夕景上井甚左衛門今日昇進ニ付、爲一謝預見舞候、

一 此晚按摩取相頼、亭主ニも咄相手ニとて出候間相咄候、

三月廿八日 晴

一定刻出仕、夕退出、

一 此日福山氏・平田氏来県ニ付福山氏旅宿江酒肴典事等相中相設置、
夕刻より参りゆるく相咄候、

一 今日迄平川在家不相分、

一 此日拙者宅致見分與候様承候付、典事一同致見分取究置候事、

一 尤蛙反山池六反斗も有之候由ニ候、

三月廿九日 晴

一 此朝猪俣休右衛門・園田世吉書状持参ニて趣意ハ休右衛門儀何か
宜敷相頼との趣也、

一 吉永生一郎見舞、川畑新同断也、此朝中村勘兵衛参候也、鹿兒島
宿元去十八日出立之由ニて翌宿一左右も承候也、

一 八角時計申遣置候処、今日小岩屋喜八親類之由、鍛冶之由参候使
より相届、井上六郎より之書狀到来、宿元左右も申遣候、宿元直

一 状ハ不参候、其段も可申述との事也、

一 茶式十壺鹿兒島土産取入候、何分切レ物ニて能茶更ニ無之、中以

一 下之茶、無抛收入候、

一 今日迄も平川左右不相分候、

一 此晚中村勘兵衛参居相咄候処、有川・高橋同道ニて夜咄ニ被参候、

一 ゆるく相咄、九ツ時分過ニ及候、

一 福山氏見舞之由候得共、朝寝故得逢取不申、不埒之至ニ候、今日

一 ハ県庁江出席和成、彼之地之次第委敷承、当地之儀もい曲相咄置

候事、

一 永井玄伯ト申仁、植物園江掛居候付、致骨折候間、四石之扶持米

一 当所計蔵米より弘立之筋ニて相渡候様取計候事、

一 此内より上京之儀申談置候間、明後口当所出立之筋致談合、決定

一 相成候事、

四月朔日 晴

一 此朝川畑新参、米三陽之一軸大田原甚江及相談候処、五十金ニて

一 可相渡との事ニて相頼置候、然処亦可相譲との場合ニ成立、堅取
組ニ及置候、

一定刻出仕、七ツ過出仕、

一 此日官員一同より松原於飯屋、預錢別、種々取合ニて候、四ツ時

一 分帰宿也、

一 田中伝之丞殿ニハ少々不氣色、出合無之、

一 鎌田家来木場某爲上座玉子贈候、

一 田中氏江ホフトル杯取合、上村氏菓子一箱・洋からし一壺、折田

一 氏江ビル二瓶、有川宗八永砂糖・白砂糖・のこり箱壺ツ・紙半紙

一 壺束相贈置候、

一 今日於松原亭、上村・折田其外詩歌被相贈候、

四月二日 曇晴

一 此朝官員一同預見舞、所役々衆其外離袖見舞不少候、

一 一立前山中氏病氣ニ付見舞候也、

一 亭主金千五百疋外西洋手拭壺ツ・扇子三本・菓子箱壺ツ、

一 木場吉兵衛江皮紙武束・金子武歩・手拭壺ツ、

一 四ツ時分出立、官員一同・所役々学館師員初生徒一同、庄内拔道

一 別れ迄被相贈、野立場里正肥田休衛門茶共致用意、待請吳候、

一川畑史生東行召列之筋にて出立同行、吉水ニハ内用御暇にて同断也、

一通山人馬繼ニ相休、弁当相遣ひ福山江三字半着、五字式十分乗船、一字半前之濱江着船、則帰宿、暫時相休候、

四月三日 晴

一四ツ時分より出立、田尻家・口置・華岡江罷出、夫より県庁江致出仕候、諸事申談等いたし候事、七ツ過帰宿也、

一此晚いち、直ニ被參候、

一此日口置御祖父様御忌日にて候間、華共差出候也、

四月四日 曇

一來客多く正午ニ相成、出庁いたし候、八ツ半時分帰宿、客続にて外出も出来不申候、夜ニ入種子島六郎殿見舞也、

四月五日 曇晴

一四ツ過より出庁也、

一日置江御兄様御忌日ニ付神靈一拜、

一退出より鎌田家并ニ樺山覺之進殿江参、中原氏・谷川家・春山氏

江見舞、帰り道暫時相休汾陽殿江見舞、此晚南中庵參候也、南郷

正左衛門ニも參候也、

四月六日 曇

一此日休日にて出庁不致候、

一此日終日相休、此晚田尻家江致參樓候也、

四月七日 雨曇

一此日出庁、八ツ後郡元村開拓方群鶴堂江参、汾陽氏より饒別之心持にて候、大山氏・上村塚一・染川喜藤太も被參候也、大山氏ニハ夜

入過より帰宿、我々共ニハゆるく相咄、帰掛喜入喜之介殿所江立寄候也、

四月八日 晴

一出掛墓参、松原神社・齊彬公江参詣、夫より出庁、退出より上方江見舞等いたし、垂水・末川家・高橋家・松岡家・市来氏・福山氏・伊藤彦介殿江見舞帰宿也、

四月九日 晴

一毎之通出庁、退出より国産会社江参、大山氏同道也、夫より田尻家江参上、少々空腹故めし給候て日置江参、今日日置江御家内中慕參候也、御帰候也、仍てゆるく御咄中上候也、

四月十日

一此日終日相休、郡城より問合相達、古水・川畑両氏參候也、当分県庁人民取立故を以、御買上之策来ル十一日学校開講一条、拙者私宅屋敷壹条、上村・折田両氏之書狀相達候也、

一此晚本山四郎右衛門参、ゆるく相咄候也、

明治五壬申四月十八日

東 上 日 記

桂 久 武

四月十八日 晴天

一鹿兒島県より大山参事、美々津より福山参事、大属平田九十郎同行上京也、

一米飛脚船夫方迎として着船ニ付、便船相願、今五字乗付、拙宿出立いたし、田尻家・橋口宗六殿・桂平右衛門殿・上村琢二・南郷正左衛門・南中庵其外家中衆迄も段々相贈候、久永初左衛門所は暫時立寄休息、鎌田郷十郎殿ハ少々遅刻故出立中途ニ行逢候、此節上京ニ付郷十郎殿・兵吉・石川雄吉・森山壯九郎・黒木良之介召列候、史生川畑新付属上京也、

一此晩十字前之濱出帆、海上至安靜也、

一末川おおよ殿・お富殿も同船毎々見舞共いたし候也、

四月十九日 晴

一此朝尚靜にて外浦前ニ馳至ル、此夕四国路ニ掛、此夜半少々浪立船少々動揺す、

四月廿日 晴

一海上弥靜也、此朝富士初て見ル、頂ニ雪あり誠ニ奇景也、

四月廿一日 晴

一此日九字半品海着船、佐多川崎屋江上陸、酒肴昼飯共皆々遣ひ候也、夫より陸行歩行にて旅宿堀江町三丁目魚作江着す、各旅宿ニ相付、着船酒肴取はやし、同行石川・森山・付属川畑共々祝酒也、着掛西郷氏旅宿ニも立寄候得共、休日にて留守也、此晩当所話橋口甚藏・上原藤十郎等見舞、相良四郎太郎ニも大阪より藏殿方用向にて出京相成見舞也、

四月廿二日

一此朝大山・福山両氏俱々同行、西郷氏江見舞、夫より旧知事公御

私邸江参殿、御機嫌相伺、御目見不被仰付、御酒肴等頂裁而已、一八ツ後昼飯後皆共同道淺草江步行、夕方帰旅宿也、

四月廿三日 曇

一此日朝より終日在宿、い十院直右衛門殿ニも見舞也、前田信輔其餘役々見舞也、

一此夕方大山氏鳥渡通掛呼込、暫時相咄候也、

一此晩出火、濱町鳥取池田公燒失、邸内而已也、

四月廿四日 朝立雨昼より晴立

一四ツ時分より大山氏江来会、今日奥務ニ相掛、取調可有頼面々招請いたし度相催し、同越後屋喜左衛門別荘小梅江参ル、得能・い十院・門松・川上被参、彼是相頼置候事、詰ノ属・史生等も同断也、夜深ニ帰宿也、

一此晩二字前より出火、日本橋辺也、

四月廿五日 晴

一此日兵吉・雄吉召列、神明前辺江遊歩、夕前帰宿也、

四月廿六日 晴

一此日兵吉・新兵衛・清之丞召列、福山氏ニも同行にて神明前辺江取入もの等有之、遊歩ニ参候事、

一此晩小石川辺江失火ト少々相騒、無間も鎮火、

四月廿七日 晴

一此日日曜日にて官員衆見舞等有之、篠原氏・大久保氏其他都城江下兵隊之面々多人數見舞也、十一字過より庶務方江出席、夫よりいちち正治殿江見舞、三字比帰宅、此日徒然ニ罷在候、

四月廿七日 晴

一此日終日在宿、此日大山・福山両氏ニも見舞ニ預ル、其外多人數、

見舞也、

一 黒木良之介・八木新十郎等より成達義塾入用金借用之儀承候付、五代才助殿江相談申遣置候処、昨日態々金五百兩ト受取書三通、三百兩爲持来候、比夕黒木江五百兩丈相渡候、

四月廿九日 晴

本昇平

一 此朝加藤氏・安藤両士見舞也、博物会卅日迄ニ仕舞被成候付、今日被相越度、大山・福山両士江申遣候処、則被参同行、大山氏ニ客来有之候間相別レ、王子より日暮、道勸山辺見物、上野江参り、夫より宿亭主親父宅江立寄、茶共給、夫より柳橋五代宿旅江参候処、大隈参議参逢候由ニ直ニ引取帰宿也、
一 此晚西郷・池之上来杖、ゆる／＼相咄候也、

四月晦日

一 此日在宿、五代江談合之趣有之候処、彼より参候間、ゆる／＼談合ニ及候也、此日外出不致候也、

一 此夜曉前出火、漸く半町計有之由候也、

五月初日

一 此日福山氏同道、あたご辺見物、夫より西郷信吾処江可参承候付参候也、大山氏も同行、吉井・西郷・三島・得能参候也、ゆる／＼相咄、暮過帰宅也、

一 此日上野敬介参候由なれとも少々早目外出故、得逢取不申候也、

五月四日 曇夕より雨頻也、

一 此朝早天石川雄吉案内ニて上野敬助江用向有之参候処、四ツ時分ニ起上り逢取候、前晚来客多くて朝寝いたし候也、商会郡長以下之事、官員居宅分譲一条、帰り掛五代才助所江参、右次第相談置候、朝飯不給候付、五代ニて給候也、

一 此日吉井氏江可参申来、福山・大山同道参也、行掛大山氏江福山氏ト同道ニて参、夫より一諸ニ参也、得野・大久保・小西郷ニも被参候、段々馳走有之、帰リニハ雨頻ニ降ル、深更ニ帰候也、

五月五日 朝立曇時々雨降

一 此大山氏・福山氏俱ニ知事公江御移足、当日之御祝儀申上候、帰リニ福山氏同道、四日市町辺歩行、取入物杯いたし候也、

一 此晚林徳左衛門参、川畑氏も俱々相咄候也、

一 此日橋口与一郎殿見舞、

五月六日 朝より雨頻ニ降

一 此日開拓方江可参致約束置候得共雨天故不閉目候也此日室川弥兵衛江清正寺墓札方相頼置候処、致探索候得共不相分、尚又得斗探索可致越承候也、
(としまらず) 泉寺出墓屋敷跡屋番

一 此日島津忠寛殿より御着一折御使山口怒太郎を以被下候、

一 吉川清介より菓子一箱預、是ハ先日於鹿兒島華倉製作方江相勤候者ニて当所芝江致居住、難澁ニて難取續内願之趣有之、金三百

兩大山氏江談候付、一謝之爲ニ候也、

一 此日朝加藤氏・山下助右衛門・村田林兵衛・島津多右衛門出仕、

一 此朝時計屋金屋時計致持参候付、金時計式ツ・銀時計式ツ預置候事、

五月七日 雨天

一 此終日雨天ニて外出不致

五月八日 雨天

一 此日も終日雨天、夕少々晴立、今日ハ鹿兒島糖商社願立之趣ニ付書付草稿五代氏江相頼置候処、十字過候間可参承居、相待候処、夕一字比被参、草稿等出来、仍て大山氏江爲相談島渡参候、

一 福山云々之一条有之、十字時分ゆるゝ致寛話候、

一 此晚村田勇右衛門被参、ゆるゝ相晤候、

一 此日県庁学校用時計三ツ取入、一ツニ付代式拾八両、銀くさり一ツニ付老式部、かき付三朱ツ、右代金林徳左衛門方にて相替拂被付置候事、

五月十四日 晴

一 此日大久保氏江四字比より可参承、福山氏立寄にて大山氏江参同道にて参候也、

一 此朝西郷氏・十院氏・五代氏・加藤氏其外見舞也、

一 此晚大久保氏毎之通及深更帰宅也、

五月十五日 晴

一 此日招魂祭ニ付、福山氏同道・仙十郎殿・兵吉召列参詣、賑々敷夫より樺山氏・橋口氏江見舞候也、

一 此晚川畑同伴、亭主召列軍談聞ニ参候也、

五月十六日 晴

一 此日休日にて大山・福山・有川同道、兵吉召列開拓方作場江参候也、荒田騎射場住居横田某案内也、

五月十七日

一 此日園田清吉殿黒鉛一条ニ付、上坂序上京也、見舞にて候、

一 此日福山氏・川畑氏同道、神明前辺江取入物等ニ参候也、中途通り町料理屋江立寄、夫より伊勢本江寄せニ参候也、

一 招魂祭角力有之候付、兵吉ニハ宗右衛門同道参候也、

五月十八日 晴曇

一 休日にて兵隊等見舞也、良太郎・彦二杯も同断也、

一 昼過ぎり林徳右衛門召列、反物屋江参、博多帯地并ニ上座用反物

品々取入候也、

五月十九日 終日雨

一 此日終日雨天にて在宿也、段々見舞之人多く、此晚軍談聞ニ参候也、尤亭主茂吉召列、致案内させ候、

一 此日吉村右文治見舞也、園田と同行にて家内大坂迄呼取候処、鹿兒島混雜ニ付、一応大坂迄参られ候付、当所迄召列被参候也、

五月廿日 雨止少々晴立暮又降

一 此日在宿、三字比より兵吉・清之丞召列通り町辺歩行、取入もの等いたし候也、

一 二字時分用向有之、大山氏江参候処、留守にて帰宿也、然処蓮池新十郎殿書狀并ニ右松・田畑之書狀被和贈候賦にて、下僕江申付有之候付、相受取返輸いたし置候也、

(帳未付記)

○下直なる人力車

○珍奇之種子もの

○天王寺かぶら

但大坂にて

右折田要蔵殿江注文也、

旅金留

凡千四百二十七

○一 八百十五兩

○一 八十兩内五兩應提ニ入ル

○一 三百兩右腰中入付

○一 百十二兩右腰提入付

○一 四十兩兵吉・鎌田家・石川六郎・良之介船運賃私

○一 二十兩小私用六郎江渡賃

千三百六十七兩

○一 九拾貳兩貳步 鎌田家旅費用相受取

○一 六拾六兩三步三朱 右旅費不足相渡

○一 貳拾貳兩貳步 右四月三日より十八日迄鹿児島滞在日当

七月廿五日都城ニテ相改書

一金百五拾兩

七月中月俸相受取、有川貞丞致持参被呉候

一金五拾五兩壹步老朱

八月朔日方大坂・長崎・鹿児島御用滞在旅費日当、川畑篤雄

致持参被呉相受取、

申二月廿一日

山之口役々

當時之
趣意
委命
相違置候事

同廿二日

末古

旧半隊長

大山笑輔

旧小頭

立元弥七郎

旧調役助

時見源右衛門

四月十七日

一金二十兩

小私用六郎江渡

右同

五人分船運賃私

一金五兩

御国元ニテ亀江遣候

一金貳兩壹步

右鎌田氏笠老本取入

一金貳步又貳步老朱位

右兵吉書物并帽子取入

四月廿日

一金十兩 林宗右衛門江

右同 清之丞江

右同五拾兩 旅費私并三請私用ニ相渡候也、
当日私大抵三十兩也
廿一日より晦日迄

一 貳十兩

度々ニ清之丞江相渡

五月十九日

一十五兩

右清之丞江渡

十八日

一金五兩

右良太郎江相与候也

一金十兩

清之丞江相与候也

八月二日都城にて改払

一金五拾兩

右藤安喜左衛門方借用金返濟、六郎江相渡

一金老兩

右六郎仕代相渡候

明治四壬申歲二月十八日記
(五カ)

俸金渡覺并
払遣ひ留

桂
久
武

正月廿五日

一金五百兩

右十二月、正月中俸給相渡

二月十二日

一金貳百五十拾兩

二月中俸給、出立ニ付引寄渡

二月十三日

一金四拾五兩貳歩老朱

出立ニ付旅費として相渡、右貳歩老朱ハ爲替ニテ

錢拾貳ノ百拾貳文

右之内

金三拾兩兩替三拾貳ノ文替

札九百六拾ノ也

金三拾兩 老朱札
貳歩松 繰替

右貳行出立

申二月廿四日

一金八十兩 内金札七十兩
銀貨十兩

右在勤到着より三十日旅籠料として

一同頂戴仕候、

一金五拾五兩貳歩

右三月八日飫肥旅行ニ付、御賦銀として頂戴、

有川宗八殿持参いたし被與候、

一金貳百五十拾兩

右三月廿日月給、旅行中故三月廿一日拜受候、

一九百四拾五兩錢老ノ四百文

右往來御賦渡

一四百四拾兩

四月より六月迄三ヶ月月給

一同四百五拾兩貳歩

七月より九月迄

一五拾五兩老歩老朱

右大坂・長崎・鹿児島滞留日当

明治癸酉一月九日改

一金札八百二十兩

一圓金貳百八十兩

一百五拾兩

右一月中月給十七日頂戴

拂

一金貳拾兩 田丸猛殿出立ニ付錢別ニ相贈ル、

一同三拾兩 雪殿江遣す

一同拾兩 六郎江与

一同五拾兩 雪殿江遣ひ用として用心金ニ相渡、

一同貳歩 松永村庄屋黒木周藏江着代として与へ候、

一國鈔貳拾貳文 札 原永三太郎江二月中仕代相渡候事、

一金札老兩 木場吉兵衛江与へ候、

二月廿五日

一錢貳百六拾四ノ文

右鹿兒島付届半斤入茶壹貳拾取入

十兩金貳拾札遣、国札六拾毫ノ文返し

尤三十式ノ五百文相場

二月廿五日

一金貳歩

当所用關鹿兒島川畑孫兵衛江肴代として相与候也

二月廿五日

一五拾兩

十兩札四枚毫兩札五枚四銀五ツ

右志布志満々江遣候、

二月廿五日

一同四銀五兩

有川伊右衛門・竹井彦左衛門・和田吉五郎相かし江肴代として遣候、

同

一錢毫ノ文

当所學神社江

一金貳百文

右神代殿江肴代として遣候、

三月二日

一錢百貳拾八ノ八百文

右宿亭主方并ニ通帳払取束相払、亭主払帳受取書有之候也、

右二月中諸払三月二日

三月二日

一同国鈔貳拾貳文

右三四郎三月中仕錢相渡

一円銀壹兩

右亭主江未拜見不致と申事故遣候、

三月十日

一五兩

右水田江遣候、巡行ニ付供申付候故、

一毫兩貳歩

右三江巡行中賦

一三貫五百文

上村・有馬・友野米果之節入費

費

巡行中入費払

一金貳兩

三月十一日於清武町三四郎江相渡

一金壹兩

三月十四日於折生迫ニて木田江相渡

一金五百文

三月十六日鶴戸神社江献納

一金貳兩

三月十五日鶴戸ニて三四郎江相渡

一金貳歩

三月十七日川添長作と申飡肥酒屋霧島湯治中知己之由ニて菓子

一箱贈候ニ付遣候

一金貳歩

同十七日福島之内奈留にて三四郎江渡

一金老兩

同十八日福島上之町にて折田江渡、右相濟

一金拾兩

右桂一江三月廿一日参候付遣候

一金貳拾兩

右三月廿日学校造立ニ付、硯水ニ与フ

一錢百貫文

此内貳ノ七百文
六郎江三四郎より

三月廿三日三四郎江相渡候、

一錢四百九拾貫百四拾文

右四月二日亭主并ニ酒屋等諸職分茶取入代等相松亭主方江相松

二日

一金、兩三部 千貳百足也

右□□□□ハ宿料として相拂

二日

金貳歩

右木場吉兵衛江遣候

四月六日

一金老兩老歩

右平川民五郎江差贈候事
老歩ハ外より出ス

一金三拾兩

四月六日留守中文具会社□□取替松相成居候付、爲返金雪殿江

相渡置候事

七月廿三日当所着以来

一廿五兩

猛殿江

一五拾兩

暮□方返金として清之丞より首尾爲致置候事

一十兩

□□□もと暇ニ付与候

一三兩

霧島相中江

一老兩

永山某江褒美

一老兩

桑原・崎山兩人江

百足

御宮江

一三拾八兩

右八日中諸職之松ニ相渡

一九兩貳歩老朱

右□□就テハ田尻猛殿上京之節相頼候付、日置より相替松

相成候、内貳ツ
貳兩貳歩

脇方相拂□兩老歩

ノ十四兩三步老朱□□文

一三十五兩

十月朔日諸職拂ニ出ス、米惣勘定帰り錢不相分候内

十ノ文□□□助江

一十ノ文 三四郎江

十月

一金十五兩

四百六拾八貫百貳拾六文

内錢四百三拾九貫 百三拾貳文

開物会社系掛機代錢

外ニ運賃馬足等有之候、

右差引殘四拾四ノ八百七拾文

一金十兩

右十一月廿五日三俣江頼狩いたし候付、田中吉兵衛方江相頼候事、

一金七十四兩三歩貳朱

内廿九兩 黒洋服

廿六兩 紺略服

其外 シヤス白エリ等代

一拾九兩

内十兩 カラス式箱九十枚入

六兩三歩 錠前 三ツ

貳兩壹歩 丁つかい三組代

貳行ノ九十四兩 林方拂

十一月廿六日六郎江相渡

一金十兩

右諸払仕きせ用

一金貳十兩

右喜兵衛六百貫文差出置候

返金として六郎江相渡置候

一金三十兩

右務様

一同十兩

右雪殿

一同十兩

右満さ江

一同五兩

右清之丞江

一五十兩

右十一月中節季拂ニ出ス

一十兩

右小仕用相渡

一金三兩

右桑苗壹万本代 税所氏江遣

一壹兩壹歩

右宇都宮殿江

一月十六日

一三兩三部

右松田英介江送別

一貳兩貳歩

右桂家か、殿江小吉より肴代

一百拾兩

内三拾三兩貳歩三朱

右林方戒服拂

十八兩三分壹朱貳錢五厘

右和訳英字引ノ外書箱

有川氏江注文代

差引

目置并三笠野 □ 藤吉方、借金拂用見当

一月廿六日

一金十兩

右雪殿帰候付相渡

一月三十日

一金三拾五兩

右一月中諸拂用

二月八日

一金貳十兩

右六郎江都城江諸道具取揃方として遣候付相渡候也

一櫛占より有川宇左衛門

一字都宮・有川よりいっち清蔵

一中原萬兵衛より平田直之丞

既刊史料名

三十四年	第一集	薩藩政要録
三十五年	第二集	丁丑口誌(下)
三十六年	〃	〃(上)
三十七年	第三集	薩摩国新田神社文書
三十八年	第四集	一向宗禁制関係史料
三十九年	第五集	薩摩国山田文書
四十年	第六集	諸家大概・職掌紀原
四十一年	第七集	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記
四十二年	第八集	御登道中日帳御下向・列朝制度
四十三年	第九集	明治元年戊辰戦役関係史料
四十四年	第一〇集	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並解説
四十五年	第一一集	管窺愚考・雲遊雜記伝
四十六年	第一二集	川上忠塞・流家譜
四十七年	第一三集	本藩人物誌
四十八年	第一四集	薩陽過去帳
四十九年	第一五集	備忘抄・家久公御養子御願一件
五十年	第一六集	鹿兒島県地誌(上)
五十一年	第一七集	鹿兒島県地誌(下)
五十二年	第一八集	薩藩舊土文章
五十三年	第一九集	薩藩先公貴翰 乾
五十四年	第二〇集	薩藩先公貴翰 坤
五十五年	第二一集	小松帶刀傳・履歴・記事
五十六年	第二二集	小松帶刀日記
五十七年	第二三集	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)
五十八年	第二四集	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)
五十九年	第二五集	三州御治世要覽
六十年	第二六集	桂久武日記

鹿兒島県史料刊行委員会

五十音順

川	越	政	則	元南日本新聞社社長
芳	即	正		鹿兒島純心短大教授
桐	野	利	彦	元鹿兒島女子短大教授
桑	波	田	興	鹿兒島大学教授
五	味	克	夫	鹿兒島大学教授
小	西	四	郎	元東京大学教授
犀	川	碓	吉	元甲南高等学校長
竹	内	理	三	元早稻田大学教授
原	口	虎	雄	鹿兒島経済大学教授
福	満	武	雄	鹿兒島新報社専務取締役
宮	下	満	郎	中南高校教諭
村	野	守	治	鹿兒島女子短期大学
桃	園	恵	真	鹿兒島大学名誉教授

大289

7086

桂久武日記

昭和六十一年二月

発行

鹿児島市城山町五の一
鹿児島県立図書館

印刷

鹿児島市平之町九一六
竹宝堂印刷

電話二三一九六二九

¥2,500